

令和 8（2026）年度第 1 回みよし市環境審議会 次第

日時 令和 8（2026）年 6 月 2 2 日（月）

午前 1 0 時から午前 1 1 時 4 5 分まで

場所 市役所庁舎 3 階 研修室 1， 2

1 委嘱状交付

令和 8（2026）年度みよし市環境審議会委員名簿（資料No.1）・・・P. 2

2 あいさつ

3 議事（10:08～11:40）

(1) 現時点での進捗状況及び今後のスケジュールについて（資料No.2）・・・P. 10

(2) 一般廃棄物処理基本計画 策定（素案）について（資料No.3）・・・P. 11

(3) 第 2 次みよし市環境基本計画 中間見直し（素案）について（資料No.4）・・・P. 43

(4) みよし市生物多様性戦略 中間見直し（素案）について（資料No.5）・・・P. 46

4 その他

(1) 報告事項

豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業及び新ごみ処理施設整備事業に係る環境
影響評価について（資料No.6）・・・P. 48

(2) 次回環境審議会開催予定

令和 8（2026）年 1 0 月頃

タイムスケジュール等

項目	詳細等	時間
1 委嘱状交付	代表受領にて委嘱状を交付	10:00～10:05
2 あいさつ	市長あいさつ	10:05～10:08
4 議事	資料 No. 2～5 の説明及び内容等に関する審議及び事前質問、追加質問等について回答	10:08～11:40
5 その他	次回日程案内その他連絡事項	11:40～11:45

令和 8（2026）年度みよし市環境審議会委員名簿

任期：令和 1 0（2028）年 5 月 3 1 日まで

役職	氏 名	摘 要	備 考
	しばもと のぶゆき 柴本 信之	みよし市環境美化推進協議会 会長	
	くぬぎ ゆきこ 功刀 由紀子	愛知大学 名誉教授	
	おかもと しんいちろう 岡本 信一郎	みよし市校長会代表 北中学校校長	新
	かとう としゆき 加藤 敏行	みよし市区長会代表 西一色区長	新
	たけむら つとむ 竹村 勉	みよし市工業経済会 副会長	
	かとう てつじ 加藤 哲司	みよし商工会 会長	
	じんの ともゆき 神野 智之	トヨタ自動車株式会社 プラント・環境技術部 生産環境室 室長	
	あおた こ 青田 ルリ子	イオンリテール株式会社 イオン三好ショッピングセンター ゼネラルマネージャー	
	すずき ようすけ 鈴木 陽介	トヨタ生活協同組合 総務人事部 総務・広報・組合員サービス 室 室長	
	ののやま きよし 野々山 清	JAあいち豊田 総務部参与	

○みよし市環境基本条例

平成14年3月25日

条例第4号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第11条）

第3章 環境基本計画（第12条・第13条）

第4章 環境の保全に関する施策等（第14条—第24条）

第5章 みよし市環境審議会（第25条—第33条）

附則

私たちのまち、みよし市は、先人たちの努力により守られてきた豊かな自然の恵みを受け、良好な環境の下に発展を続けてきた。

しかしながら、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動のあり方や物質的な豊かさと生活の利便を求める営みは、大量の資源やエネルギーを消費し、様々な形で環境への負荷をもたらすこととなり、身近な自然の減少や、都市・生活型公害といった地域の環境問題にとどまらず、オゾン層の破壊、地球温暖化、海洋汚染などに象徴されるような、人類の存続の基盤である地球環境にまで影響を及ぼしてきている。

すべての市民は、良好な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有し、このかけがえのないみどり豊かな環境を保全し、将来の世代の市民に継承する責務を負っている。

私たちは、みどり豊かな環境を創造し、保全するため、市、市民、行政区が主体となる地域（以下「地域」という。）及び事業者の各々の責務を明確化し、互いに協働して環境への負荷の低減に努めるとともに、循環型社会を構築し、人と自然が共生することのできる、ふれあいのまち三好を実現していくことを決意し、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全」という。）について、市、市民、地域及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の快適かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が快適かつ健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動が、市、市民、地域及び事業者それぞれの役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、持続的に発展することが可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市の区域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が

実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(地域の責務)

第6条 地域は、その地域活動において、自然環境の保全及び公害の防止に係る啓発に努めるほか、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、地域は、環境の保全に関する地域活動を積極的に取り組むとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減及び環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(自然環境の保全)

第8条 市は、動植物の生育環境、生態系等に配慮することにより、山林、原野、農地、河川、溜池等における多様な自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(生活環境の保全)

第9条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止等に関して必要な措置を講ずるものとする。

(快適な環境の確保)

第10条 市は、都市景観及び公園の整備、歴史的文化的遺産の保全等を図ることにより、快適な環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全)

第11条 市は、地球環境の保全に貢献する施策を積極的に推進するものとする。

第3章 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第12条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、みよし市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標

(2) 環境の保全に関する施策の基本的方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、みよし市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画の実施に当たっての措置及び整合)

第13条 市は、環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うものとする。

2 市は、自らの施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めるものとする。

第4章 環境の保全に関する施策等

(規制の措置)

第14条 市は、環境の保全上の支障を防止するために、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第15条 市は、市民、地域又は事業者が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があると認めるときは、適正な経済的な助成を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に資する施設の整備)

第16条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全に資する公共的施設の整備事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第17条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、地域及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの合理的かつ効率的な利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第18条 市は、市民、地域及び事業者が環境の保全に関する関心と理解を深め、又はこれらのものによる環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境教育を充実し、及び環境学習が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究等)

第19条 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全に関する調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めるものとする。

(事業等に係る環境影響への配慮)

第20条 市は、事業者が、土地の形状の変更を伴う事業を実施するに当たり、その事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供及び市民等の意見の反映)

第21条 市は、環境の状況その他の環境の保全に関する情報を適切に提供するとともに、環境の保全に関する施策に市民、地域及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(自主的活動の促進)

第22条 市は、市民、地域及び事業者が自主的に行う再生資源の回収活動、環境美化活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第23条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(報告書の作成及び公表)

第24条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第5章 みよし市環境審議会

(設置)

第25条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、みよし市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第26条 審議会は、市長の諮問に応じて、環境の保全、環境美化及び環境衛生に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第27条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体の役職員
- (3) 市民を代表する者
- (4) 事業者を代表する者

(会長等)

第28条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員)

第29条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第30条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第31条 会長は必要と認めたときは、議事に関係ある者に審議会の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第32条 審議会の庶務は、環境担当課において処理する。

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(三好町環境審議会条例の廃止)

- 2 三好町環境審議会条例（平成10年三好町条例第2号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に策定し、公表された環境基本計画は、第12条の規定により策定し、公表されたものとみなす。

第2次みよし市環境基本計画及びみよし市生物多様性戦略の中間見直し及び
みよし市一般廃棄物処理基本計画策定業務において環境審議会の報告・審議内容

年度	回数	開催日程	報告・審議内容
令和7	第1回	令和7年9月17日	- 第2次みよし市環境基本計画、みよし市生物多様性戦略の中間見直し及びみよし市一般廃棄物処理基本計画策定について【報告】 - みよし市環境基本計画アンケートの実施について【審議】
令和7	第2回	令和7年12月4日	- みよし市審議会のスケジュールと審議内容【報告】 - 第2次みよし市環境基本計画に係る取組指標の進捗状況調査の結果及び中間見直しへの対応案について【審議】
令和7	第3回	令和8年3月17日	- 市民アンケート調査の結果【報告】 - みよし市ごみ処理基本計画中間見直しに係る減量・リサイクル目標と取組の進捗状況と次期計画への方針について【審議】
令和8	第1回	令和8年6月22日	- みよし市一般廃棄物処理基本計画素案の内容について【審議】 - 第2次みよし市環境基本計画及びみよし市生物多様性戦略（中間見直し）素案の内容について【審議】 ※ それぞれの計画についての内容を審議する。 （主なポイント：目標値や取り組み、取組指標など）
令和8	第2回	令和8年10月	第2次みよし市環境基本計画 取組指標進捗状況調査（令和7年度実績）【報告】 ※取組指標の令和7年度の実績を最新の進捗状況として報告する。
令和8	第3回	令和9年3月	- 下記パブリックコメントの結果【報告】 - みよし市一般廃棄物処理基本計画素案について - 第2次みよし市環境基本計画及びみよし市生物多様性戦略（中間見直し）について ※ パブリックコメントを踏まえて、計画を完成する。

※環境審議会の開催は現時点の予定であるため、変更の場合もあります。

みよし市一般廃棄物処理基本計画

《令和9年度（2027年度）～令和18年度（2036年度）》

（素案 抜粋） V4

令和9年3月

みよし市

目 次

第1章 総論	1
第1節 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 循環型社会形成推進のための関係法令及び関連計画	1
第2章 みよし市の概況	2
第2節 社会的環境	2
1 人口及び世帯数	2
第3節 現計画の評価	3
1 ごみ排出量	3
2 リサイクル率	4
第4節 ごみ処理の状況と課題	5
4 ごみ処理の評価	5
5 ごみ処理の課題	6
第3章 ごみ処理基本計画	8
第1節 計画の基本方針	8
第2節 ごみ排出量及び処理量の見込み	8
1 人口推計	8
4 目標値の設定	9
5 減量目標値を達成した場合の将来推計結果	10
第3節 ごみ排出抑制と減量化の方策	15
1 ごみ減量の推進	15
2 資源化の推進	16
第4節 ごみの適正な処理及び実施に関する基本的事項	16
1 収集運搬計画	16
2 中間処理計画	16
3 最終処分計画	17
4 資源化量とリサイクル率	18
5 適正処理の推進、不法投棄対策	18
6 医療系廃棄物対策	18
7 災害廃棄物対策	18
第5節 食品ロス削減推進計画	18
2 食品ロスの現状	18
3 基本理念、目標	19
4 基本的施策の推進	20
5 各主体の取り組み	21

6 計画の効果的な推進	22
第4章 生活排水処理基本計画	23
第1節 生活排水処理の現状	23
2 生活排水排水システム	23
3 生活排水対策に係る啓発の状況	24
4 課題	24
第2節 処理形態別人口、し尿等発生量の将来予測	25
1 生活排水処理形態別人口の将来予測	25
2 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の将来予測	26
第3節 生活排水処理基本計画	26
1 計画の基本的な考え方	26
2 生活排水処理の目標	27
3 目標達成に向けた施策	27
第5章 本計画の進行管理	28

第1章 総論

第1節 計画策定の背景と目的

2 計画の位置付け

(3) 計画期間及び計画目標年度

本計画は令和9年度を初年度とし、10年後の令和18年度を計画目標年度とします。

年度	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
計画期間	初年度				中間年度				目標年度	

3 循環型社会形成推進のための関係法令及び関連計画

(1) 循環型社会形成推進のための関係法令・法体系

国は循環型社会の形成と推進に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法を整備しています。

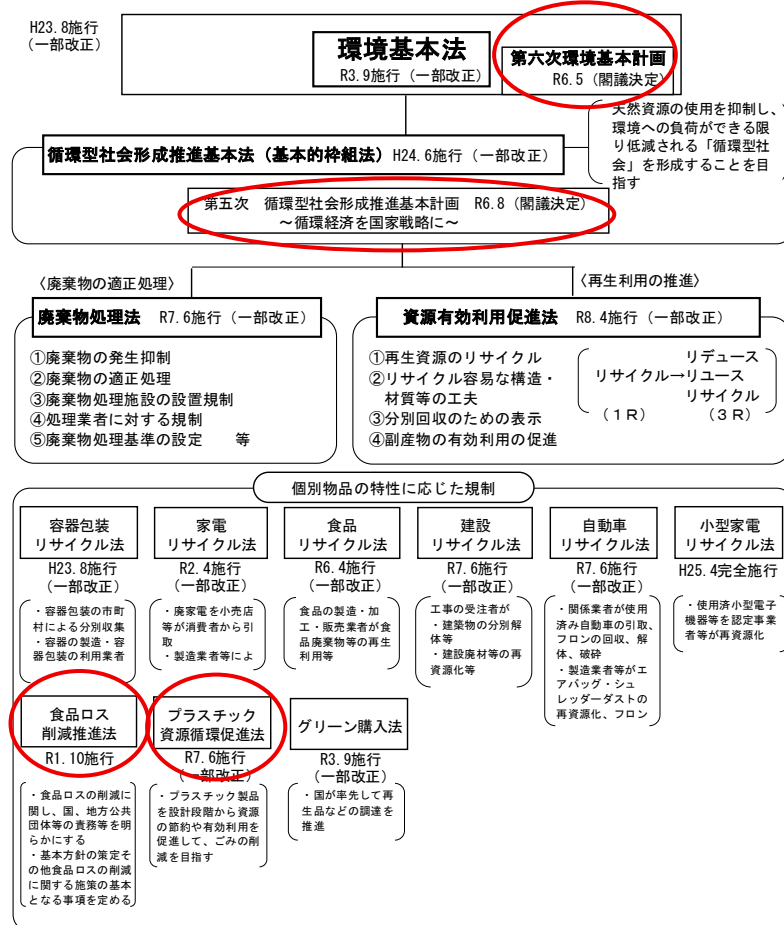


図 1-2 関係法令の体系

⑤国及び県の廃棄物処理の目標

本計画の上位計画にあたる国及び愛知県の数値目標を表 1-1 に示します。

表 1-1 廃棄物減量目標

項目	愛知県廃棄物処理計画	国の設定した目標値		
		廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針	第五次循環型社会形成推進基本計画	廃棄物処理施設整備計画
策定年月	令和 4（2022）年 2 月	令和 7（2025）年 2 月	令和 6（2024）年 8 月	令和 5（2023）年 6 月
もとなる法律名	循環型社会形成推進基本法及び廃棄物処理法	廃棄物処理法	循環型社会形成推進基本法	廃棄物処理法
目標年度	令和 8（2026）年度	令和12（2030）年度	令和12（2030）年度	令和 9（2027）年度
排出量に係る目標値	○排出量：239万 t （2019年度比削減率▲6%） ○1人1日あたりの家庭系ごみ排出量：480g/人日（※1） （2019年度比削減率▲8%）	○一般廃棄物の排出量を令和 4（2022）年度比約 9%削減 ○1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を478g（※1）	○1人1日あたりのごみ焼却量：約580g	
再生利用に係る目標値	○再生利用率：23% （2019年度比 +2 ポイント）	[令和12年度] 出口側の循環利用率を約26%	○資源生産性：約60万円/トン ○再生可能資源及び循環資源の投入割合：約34% ○入口側の循環利用率：約34% ○出口側の循環利用率：約44%	[令和 9 年度] 出口側の循環利用率を約28%
中間処理に係る目標値		○1人1日あたりごみ焼却量（追加）：約580 g	○廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合：46%（目標年次：2027年度） ○長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合：100%（目標年次：2027年度）	
最終処分に係る目標値	○18万 6 千 t （2019年度比削減率▲4%）	○最終処分量を令和 4（2022）年度比約 5%削減 ○一般廃棄物の最終処分場の残余年数：22.4 年分を維持（令和12 年度）	○最終処分量：約1,100万トン ○最終処分場の残余容量・残余年数 ○一般廃棄物最終処分場：2020年度の水準（22年分）を維持	残余年数：2020年度の水準（22年分）を維持
その他	[愛知県食品ロス削減推進計画] ○家庭系食品ロス発生量：189千 t （2030年度目標：178千 t） ○事業系食品ロス発生量：244千 t （2030年度目標：235千 t）	○廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合：46%（令和 9 年度）	[循環型社会の全体像に関する取組指標と数値目標] ○廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識：90% ○具体的な 3 R 行動の実施率：50%	

※1：資源ごみ及び集団回収量を除く。

第 2 章 みよし市の概況

第 2 節 社会的環境

1 人口及び世帯数

本市の人口は令和 6 年まで増加傾向にありましたが、平成20年頃から増加が鈍化し、令和元年頃からは横ばいになっています。

一方、世帯数は増加し続けていることから、世帯当たりの人員数は減少しています。

また、高齢化率も増加しており、令和 7 年は19.3%で高齢社会となっていますが、あと数年で超高齢社会になると考えられます。

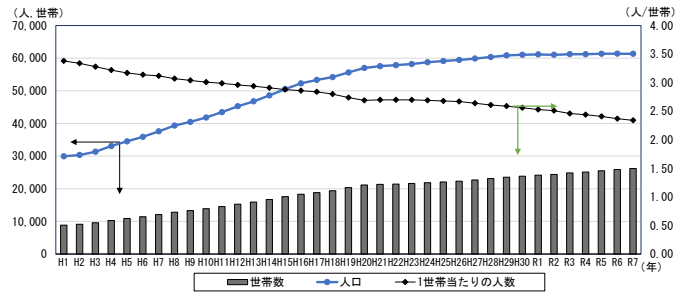


図 2-4 人口及び世帯数の推移

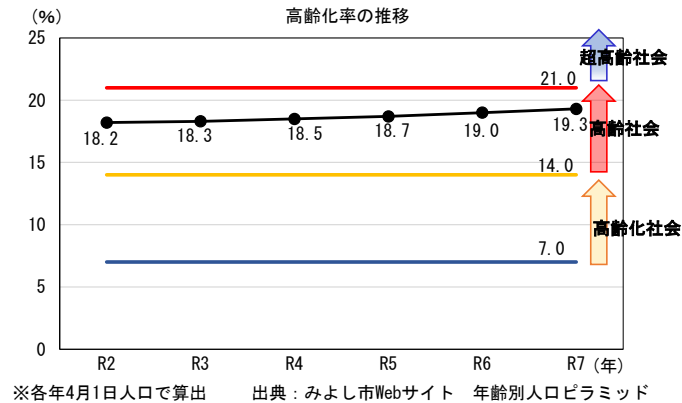


図 2-6 高齢化率の推移

第3節 現計画の評価

1 ごみ排出量

本市の家庭系ごみ排出量は令和2年度以降減少傾向にあります。一方、事業系ごみ排出量は平成29年度から減少していましたが、令和4年度、令和5年度に増加し、令和6年度に再び若干減少しています。

家庭系ごみ総排出量原単位は減少しており、全国平均や人口規模（5万～10万人）都市の平均原単位と比較しても低い状況にあります。

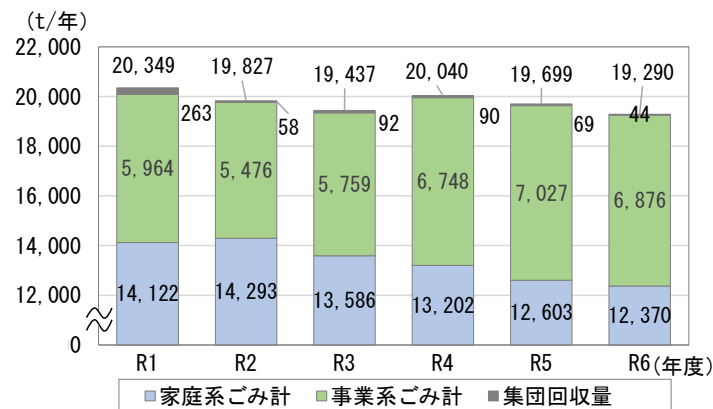


図 2-8 ごみ排出量の推移

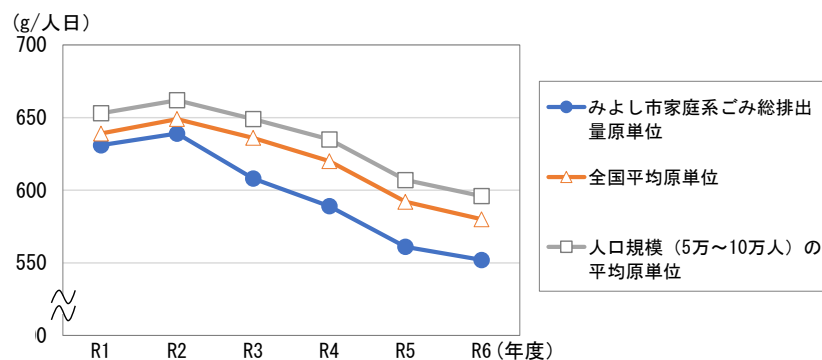


図 2-9 家庭系ごみ排出量原単位の推移

表 2-3 ごみ排出量原単位の実績

ごみ区分			365	365	365	366	365
			2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
行政区域内人口(10月1日)			61,234	61,217	61,439	61,403	61,383
家庭系	収集ごみ (g/人日)	燃やすごみ	467	460	452	435	427
		資源ごみ	92	96	90	79	77
		粗大ごみ	4.8	4.9	4.6	4.2	4.6
		不燃ごみ	14.9	12.3	8.6	14.0	12.5
		その他のごみ	0.8	0	0	0	0
	収集ごみ計		579	573	556	532	521
	直接搬入 (g/人日)	燃やすごみ	4.9	4.8	4.9	4.7	4.5
		粗大ごみ	29.8	28.3	26.6	23.3	25.6
		不燃ごみ	1.2	0.8	0.3	0.2	0.1
		資源ごみ	24	0.0	0.4	0.1	0.1
		その他	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7
	直接搬入計		60	35	33	29	31
	計 (g/人日)		639	608	589	561	552
	資源除く計 (g/人日)		571	512	499	482	475
事業系	許可収集 (t/日)	燃やすごみ	8.8	9.9	11.4	11.6	11.4
		資源ごみ	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4
	許可収集計		9.2	10.2	11.8	12.0	11.8
	直接搬入 (t/日)	燃やすごみ	4.8	4.9	5.5	6.1	5.4
		不燃ごみ	0	0	0	0	0
		粗大ごみ	0	0	0	0	0
		資源ごみ	0.9	0.7	1.1	1.1	1.6
	直接搬入計		5.8	5.6	6.6	7.2	7.0
	計 (t/日)		15.0	15.8	18.5	19.2	18.8
	資源除く計 (t/日)		13.7	14.7	16.9	17.7	16.8
ごみ排出量 (g/人日)		885	866	890	873	859	
集団回収量 (g/人日)		2.6	4.1	4.0	3.1	2.0	
ごみ排出量総排出量 (g/人日)		887	870	894	877	861	

2 リサイクル率

本市のリサイクル率は令和3年度に減少し、その後ほぼ横ばいで推移しています。

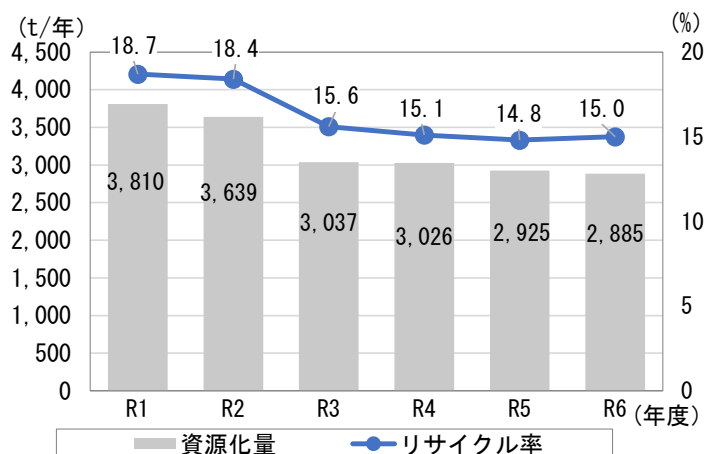


図 2-10 リサイクル率の推移

第4節 ごみ処理の状況と課題

4 ごみ処理の評価

(1) 現計画の数値目標

現計画の目標値は以下のとおりです。

指標① 1人1日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ）

目標値（令和8年度）：484g/人日（資源ごみを含まない）

指標② リサイクル率

目標値（令和8年度）：27.6%

指標① 1人1日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ）は令和6年度実績で既に令和8年度の目標値を達成しています。指標② リサイクル率は令和6年度の実績値は令和6年度推計値より12.2ポイント低い状況にあります。リサイクル率は目標と乖離があり、かつ、実績は減少傾向にあるため目標達成は厳しいと思われます。

表 2-16 現計画目標値の達成状況

指 標	現 状	推 計 値	目 標 値	目標値の 達成状況
	令和6年度	令和6年度	令和8年度	
① 1人1日当たりのごみ排出量（資源ごみを除く家庭系ごみ）	475g/人日	489g/人日	484g/人日	目標値を達成
② リサイクル率	15.0%	27.2%	27.6%	未達成

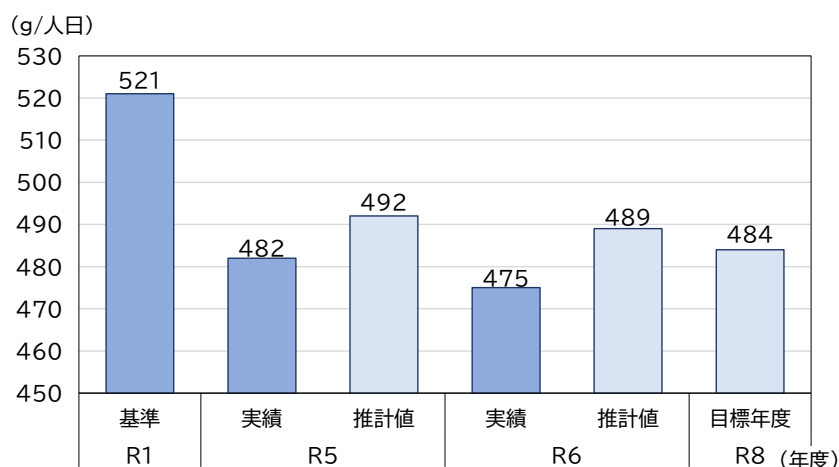


図 2-19 1人1日当たりのごみ排出量(家庭系ごみ)計画目標値の達成状況

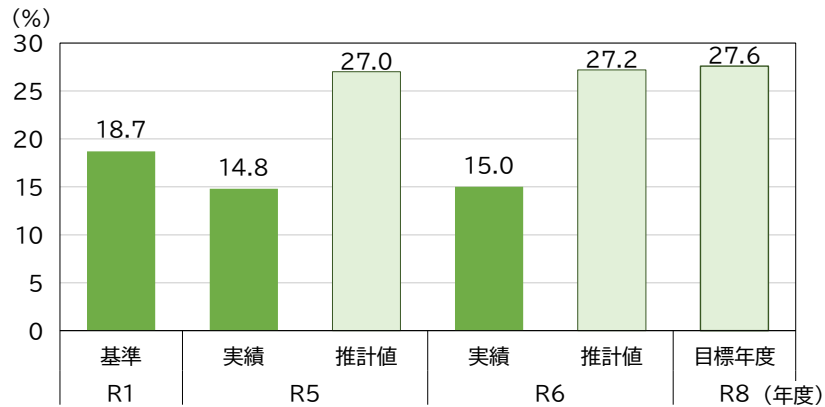


図 2-20 リサイクル率計画目標値の達成状況

(2) 国、県の数値目標

第五次循環型社会形成推進計画、廃棄物処理基本方針及び愛知県廃棄物処理計画による主な目標値と本市の実績を表 2-17 に示します。

表 2-17 国の目標値と本市の実績

指標	目標値 (R12) 〔廃棄物処理基本方針〕 【愛知県廃棄物処理計画】	実績 (R6)	達成 状況※
1人1日当たりの家庭系ごみ 排出量（資源ごみ除く）	— 〔478g/人日〕 【480g/人日】	475g/人日	達成
リサイクル率	44% 〔26%〕 【23%】	15.0%	未達成
1人1日当たりのごみ焼却量	580g/人日 〔580g/人日〕 【—】	700g/人日	未達成

※令和12年度の目標値に対し、令和6年度の実績値を比較した結果

5 ごみ処理の課題

(1) ごみの排出抑制、減量化・資源化

- 市民意向調査では、市民のごみの減量や資源化への関心は高いにも関わらず、「みよし市第2次環境基本計画」において推進している「4R」については、認知度が低い状況です。言葉の意味や取り組み内容を広く周知する必要があります。
- 家庭系ごみは年間排出量、1人1日あたりの排出量とともに順調に減少し、すでに現計画の目標値を達成しています。一方、事業系ごみは令和3年度以降増加を続け、減少が見られていません。事業系ごみの削減を図る必要があります。
- 国の第四次循環型社会形成推進計画で「家庭系食品ロス量を2030年度には2000年度の半減」が目標と掲げられています。現計画では食品ロスの削減目標の設定には至っていなかったため、本計画では目標値を設定する必要があります。
- 本市のリサイクル率は令和3年度に大きく減少し、その後は15%にとどまっていま

す。リサイクル率が伸びない要因は、

- ・「不要なレジ袋はもらわない」「詰め替え製品を買う」「過剰包装は断る」など、廃棄される資源物の発生抑制の行動が浸透している。
- ・ごみ排出量が減少している。
- ・市の関与しない民間の資源ステーションなど、資源回収の方法が多様化している。

などがあり、ただ目標値の達成を目指すのは厳しいと思われます。これからの本市のリサイクル率の目標値を検討する必要があります。

- 家庭系ごみの組成調査の結果から、可燃ごみ中には資源化可能な品目が一定量含まれています。これらの資源化可能品目や食品ロスなど、排出抑制、減量化・資源化可能なものをなるべくごみにしない意識や行動の浸透が課題です。

(2) 分別、収集・運搬

- 本市の分別収集について、市民意向調査ではどの品目についてもその収集頻度、排出方法に対して、「不満」の意向は少ない状況ですが、多様化するごみ種類、ライフスタイルなどを考慮し、定期的に分別、収集・運搬の効率化や市民サービスなど検証する必要があります。
- プラスチック資源利用促進法に基づき、本市ではプラスチック製品をすでにプラスチック製容器包装と一括分別収集を実施していますが、今後も引き続き本市の資源化分別収集の対象品を検討していく必要があります。

(3) 中間処理

- 本市の焼却処理を担っている東郷美化センターは基幹改良工事によって令和 11 年度まで延命化しています。しかしながら、焼却施設の整備には計画から稼働開始までかなりの時間を要します。尾三衛生組合の新しいごみ焼却施設の整備に続き、愛知県の広域化計画である尾張東部衛生組合との焼却施設の集約化へ、継続的に協議をしていく必要があります。

(4) 最終処分

- 本市の廃棄物のうち最終処分される割合は、類似都市と比較すると多くなっています。最終処分は市内外の最終処分場で処分している状況にあります。最終処分場は埋立容量がひっ迫しても、次期の処分場を整備することは容易ではありません。そのため、既存の最終処分場を少しでも長く、大事に稼働していくことが重要で、今後も最終処分量の削減に努める必要があります。

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 計画の基本方針

市民、事業者、市それぞれの主体が自らの役割と責任を認識するとともに、「協働による環境行動」によりごみの減量、資源化の推進に努め、限りある資源を有効活用することで、循環型社会を目指します。

また、本計画の策定にあたっては上位計画である「第2次みよし市環境基本計画（令和9年3月改定）」における将来像「循環・共生する持続可能なずっと住みたいまち」を踏まえ、排出されるごみや資源を適正に処理し、衛生的で住みやすい環境づくりを目指します。

目指すまちの姿（第2次みよし市環境基本計画）

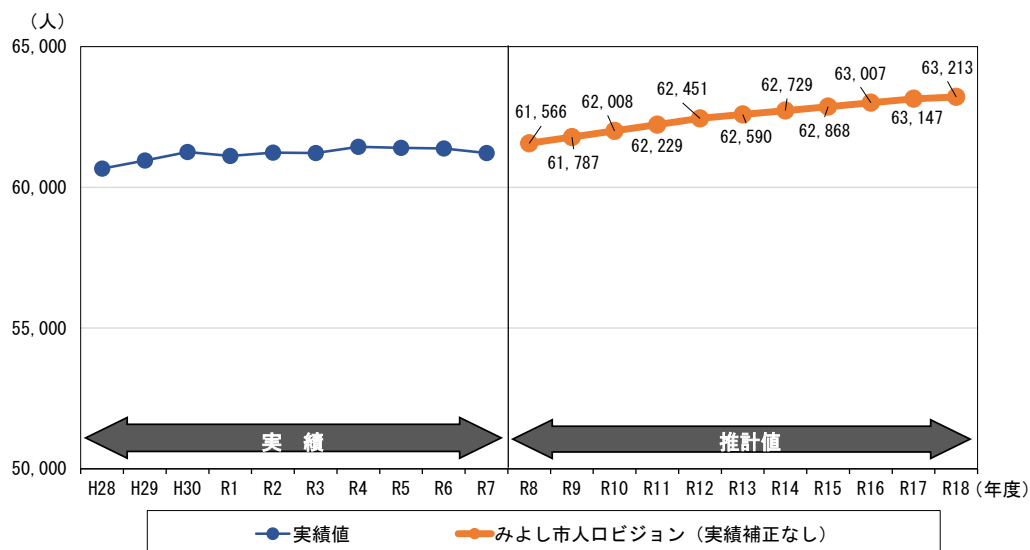
- 廃棄物減量化がさらに進み小型家電などの資源の有効利用が実現している。
- ごみ出し・収集での高齢者対策、有害物質対策や、災害廃棄物対策などの仕組みが構築されている。

第2節 ごみ排出量及び処理量の見込み

1 人口推計

(2) 将来人口

本市の将来人口は「第3期みよし市人口ビジョン」による人口推計を採用します。目標年度の令和18年度の将来人口は63,213人となり、令和7年度実績から1,996人の増加となります（図3-2）。



注：みよし市人口ビジョンを直線式で年度補間しています。

図 3-2 本計画におけるみよし市将来人口

4 目標値の設定

(1) 考え方

現計画の減量目標は次の2指標です。

指標①：1人1日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ）

指標②：リサイクル率

本計画では、将来の本市のごみ処理全般を見据えた目標指標と目標値を設定します。

(2) 減量目標

本計画の減量目標は現計画の減量目標を踏まえるとともに、新たな指標を加え、次の4つとします。

指標①：1人1日当たりのごみ排出量（資源ごみを除く家庭系ごみ） ◀ 継続

指標②：事業系ごみ排出量 ◀ 新規

指標③：1人1日当たりのごみ焼却量 ◀ 新規

指標④：リサイクル率 ◀ 継続

(3) 減量目標値の設定

本計画の目標値を表 3-7 のように設定します。

表 3-7 本計画の目標値

指標	令和6年度 実績	令和18年度 目標値	減量の考え方
指標① 1人1日当たり のごみ排出量（資源ご みを除く家庭系ごみ）	475g/人日	383g/人日	収集燃やすごみの品目別に減量及び資源化の期待値を算出し、減量の期待値を削減、資源化の期待値は資源ごみに移行し、目標値を算出
指標② 事業系ごみ排出 量	6,876t/年 (304g/人日)	5,549t/年 (240g/人日)	1人1日当たりの排出量が本市と同レベルの人口規模の自治体の平均値 240g を目標年度の目標とする。 令和6年度実績から約 20% 削減。
指標③ 1人1日当たり のごみ焼却量	726g/人日	582g/人日	指標①、指標②が目標値を達成した場合の1人1日当たりの焼却処理量（施設の性能改善等は見込まない）
指標④ リサイクル率	15.0%	19% 以上	指標①、指標②が目標値を達成した場合のリサイクル率 ※現計画の目標値を下方修正している

(4) 目標達成のための努力項目

①家庭系ごみの削減

家庭系ごみの目標達成のために、

- ・食べ残しをしない
- ・手を付けていない食品を廃棄しない
- ・生ごみを堆肥化する
- ・調理くずが出ない料理を工夫する
- ・台所ごみの水切りを徹底する
- ・使い捨て容器包装を使用削減する
- ・分別を徹底する

を施策で強化することにより、

廃棄される食べ残し、手を付けていない食品、生ごみ、容器包装プラスチックなどの排出量の削減を見込みます。

②事業系ごみの削減

事業系ごみ排出量の削減は大きな課題ではありますが、産業分類、事業形態、事業所規模など業態により廃棄物が大きく異なること、景気動向や事業活動の状況が発生量に直接影響することなどから、詳細な実態把握が容易ではなく、家庭系と同様のごみ組成調査を実施することが現段階においては困難です。したがって、家庭系ごみのように施策やごみ種類の項目別に目標値を設定することが難しいため、減量目標値は事業系ごみ全体の削減を目標とします。

本市の事業系ごみ排出量は表 3-9 に示すように、人口同規模の自治体平均や全国平均と比較して高い状況にあります。そこで目標年度の令和 18 年度に令和 6 年度実績ベースで原単位を 67 g 削減した 240g/人日の達成を目指します。これは令和 6 年度の実績の約 20%削減を目指します。

表 3-9 令和 6 年度事業系ごみ排出量の比較

	みよし市	5 万人～10 万人 規模の自治体平均	全国平均
事業系ごみ (g/人日)	306	239	258

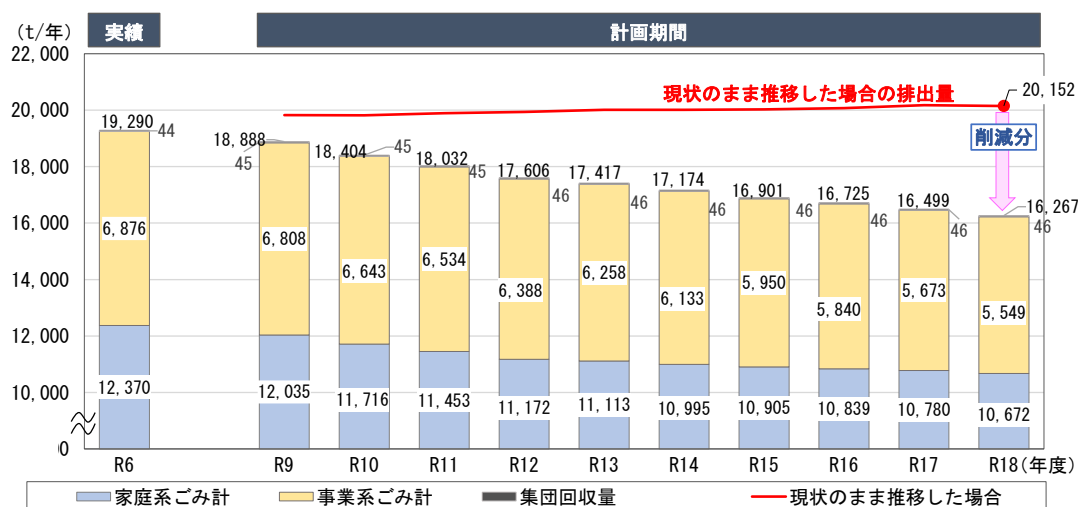
出典：人口規模別自治体平均、全国平均：「日本の廃棄物処理 令和 6 年度版 令和 8 年 3 月 環境省」

5 減量目標値を達成した場合の将来推計結果

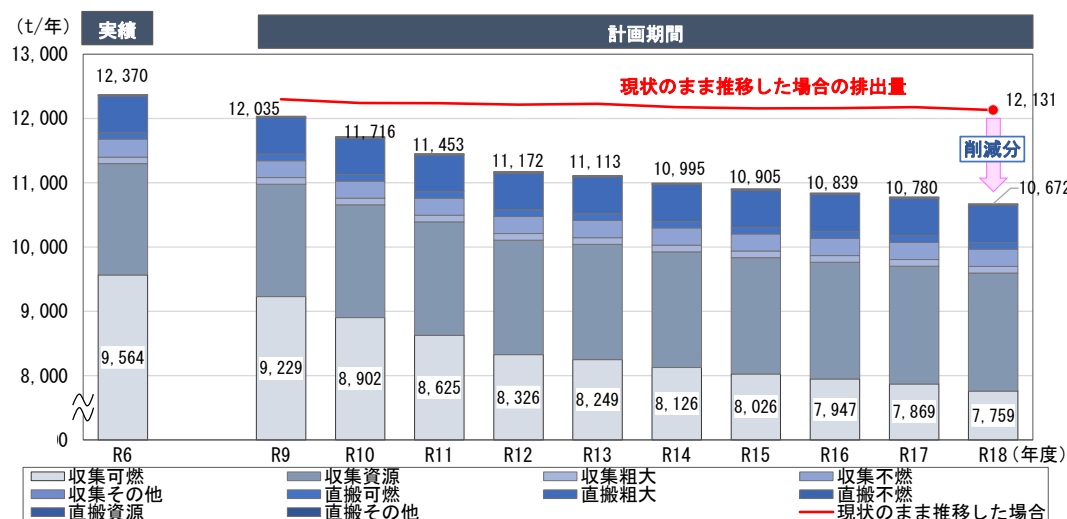
(1) ごみ排出量の将来推計

減量目標を達成した場合の将来推計結果を図 3-6、表 3-10 に示します。

【ごみ排出量】



【家庭系ごみ】



【事業系ごみ】

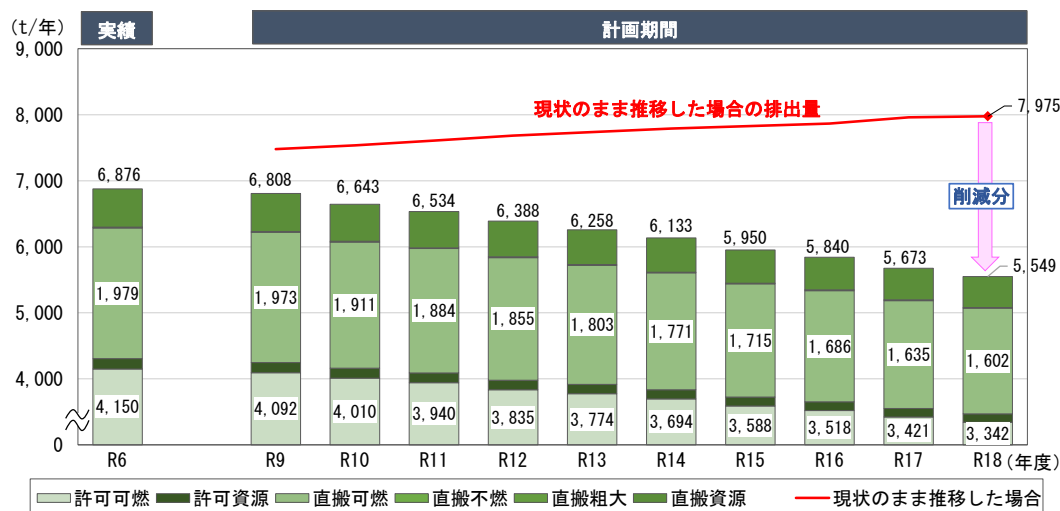


図 3-6 減量目標を達成した場合のごみ排出量の推計結果

表 3-10 減量目標を達成した場合のごみ排出量の推計結果

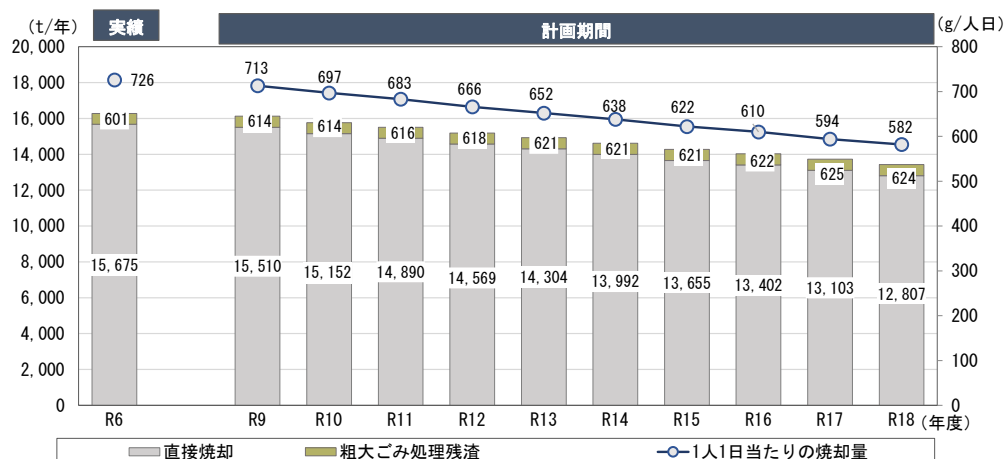
ごみ区分				実績	計画期間											
				365	366	365	365	365	366	365	365	366	365	365	366	365
				2024 R6	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18		
行政区城内人口(10月1日)					61,383	61,787	62,008	62,229	62,451	62,590	62,729	62,868	63,007	63,147	63,213	
家庭系	収集ごみ	燃やすごみ（現状のまま推移）	g/人日	427 100	420 98.4	417 97.7	415 97.2	412 96.5	410 96.0	408 95.6	406 95.1	405 94.8	403 94.4	402 94.1		
減量施策の進捗率		%		10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%			
食品ロス関連減量施策の進捗率		%		10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%			
発生抑制		g/人日														
食品ロス削減（食べ残し削減）				0.38	0.76	1.14	1.51	1.87	2.24	2.60	2.96	3.31	3.67			
食品ロス削減（未開封削減）				0.31	0.63	0.93	1.24	1.54	1.84	2.13	2.43	2.72	3.01			
生ごみ堆肥化				3.02	6.00	8.95	11.85	14.74	17.61	20.44	23.28	26.08	28.89			
調理くずが出ない料理の工夫				2.66	5.28	7.87	10.42	12.96	15.49	17.97	20.48	22.94	25.41			
水切り徹底				0.08	0.16	0.23	0.31	0.38	0.46	0.53	0.61	0.68	0.75			
使い捨て容器包装の削減(PET)				0.07	0.14	0.20	0.27	0.34	0.40	0.47	0.53	0.59	0.66			
使い捨て容器包装の削減(プラ製容器包装)				0.09	0.18	0.26	0.35	0.43	0.52	0.60	0.68	0.76	0.85			
計				6.61	13.15	19.58	25.95	32.26	38.56	44.74	50.97	57.08	63.24			
既存品目の資源化		g/人日														
古布				0.06	0.12	0.17	0.23	0.29	0.34	0.4	0.46	0.51	0.56			
プラスチック資源				0.17	0.33	0.5	0.66	0.82	0.98	1.13	1.29	1.44	1.6			
ペットボトル				0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.08	0.09			
紙類				0.02	0.04	0.06	0.08	0.1	0.11	0.13	0.15	0.17	0.19			
紙パック				0.00	0.01	0.01	0.02	0.02	0.03	0.03	0.04	0.04	0.05			
計				0.26	0.52	0.77	1.03	1.28	1.52	1.76	2.02	2.24	2.49			
直接搬入 ごみ		減量目標を達成した場合の燃やすごみ	t/年 g/人日	9,564 427	9,343 413.13	9,129 403.33	8,964 394.65	8,776 385.02	8,624 376.46	8,424 367.92	8,249 359.5	8,095 352.01	7,943 343.68	7,759 336.27		
		減量目標達成資源ごみ	t/年 g/人日	1,732 77	1,747 77.26	1,755 77.52	1,766 77.77	1,779 78.03	1,793 78.28	1,798 78.52	1,807 78.76	1,817 79.02	1,831 79.24	1,834 79.49		
		粗大ごみ（現状のまま）	t/年 g/人日	102 4.6	102 4.5	102 4.5	102 4.5	103 4.5	103 4.5	103 4.5	103 4.5	103 4.5	104 4.5	104 4.5		
		不燃ごみ（現状のまま）	t/年 g/人日	279 12.5	265 11.7	265 11.7	266 11.7	267 11.7	268 11.7	268 11.7	268 11.7	269 11.7	270 11.7	270 11.7		
		その他ごみ（現状のまま）	t/年 g/人日	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
		計	t/年 g/人日	11,677 521	11,457 507	11,251 497	11,098 489	10,925 479	10,788 471	10,593 463	10,427 454	10,284 447	10,148 439	9,967 432		
		資源除く	t/年 g/人日	9,945 444.1	9,710 429.33	9,496 419.53	9,332 410.85	9,146 401.22	8,995 392.66	8,795 384.12	8,620 375.7	8,467 368.21	8,317 359.88	8,133 352.47		
		燃やすごみ（現状のまま）	t/年 g/人日	101 4.5	102 4.5	102 4.5	102 4.5	103 4.5	103 4.5	103 4.5	103 4.5	103 4.5	104 4.5	104 4.5		
		粗大ごみ（現状のまま）	t/年 g/人日	573 25.6	570 25.2	570 25.2	572 25.2	574 25.2	577 25.2	577 25.2	578 25.2	580 25.2	582 25.2	581 25.2		
		不燃ごみ（現状のまま）	t/年 g/人日	2 0.1	2 0.1	2 0.1	2 0.1	2 0.1	2 0.1	2 0.1	2 0.1	2 0.1	2 0.1	2 0.1		
		資源ごみ（現状のまま）	t/年 g/人日	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0		
		その他（現状のまま）	t/年 g/人日	15 1	16 1	16 1	16 1	16 1	16 1	16 1	16 1	16 1	16 1	16 1		
		計	t/年 g/人日	693 31	692 31	692 31	694 31	697 31	700 31	700 31	701 31	703 31	706 31	705 31		
		計	t/年 g/人日	12,370 552	12,149 537	11,943 528	11,792 519	11,622 510	11,488 502	11,293 493	11,128 485	10,987 478	10,854 470	10,672 463		
		減量率	%	0	1.2	2.4	3.6	4.8	6	7.3	8.4	9.6	10.8	12.0		
	資源除く	t/年	10,636	10,400	10,186	10,024	9,841	9,693	9,493	9,319	9,168	9,021	8,836			
	(指標①)	g/人日	475	459.83	450.03	441.35	431.72	423.16	414.62	406.2	398.71	390.38	382.97			
	減量率	%	0	1.5	3	4.4	5.9	7.4	8.9	10.3	11.8	13.2	14.7			

ごみ区分				実績	計画期間											
					365	366	365	365	366	365	365	366	365	366	365	366
					2024 R6	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18	2036 R18
事業系	許可業者 収集	可燃ごみ（現状のまま）	t/年 t/日	4,150 11.4	4,648 12.7	4,709 12.9	4,782 13.1	4,855 13.3	4,904 13.4	4,964 13.6	5,001 13.7	5,037 13.8	5,124 14	5,147 14.1		
		可燃ごみ（目標達成）	t/年 t/日		4,092 11.2	4,010 11	3,940 10.8	3,835 10.5	3,774 10.3	3,694 10.1	3,588 9.8	3,518 9.6	3,421 9.3	3,342 9.2		
		資源ごみ（現状のまま）	t/年 t/日	156 0.4	146 0.4	146 0.4	146 0.4	146 0.4	146 0.4	146 0.4	146 0.4	146 0.4	146 0.4	146 0.4	146 0.4	146 0.4
		資源ごみ（目標達成）	t/年 t/日		154 0.4	151 0.4	148 0.4	144 0.4	142 0.4	139 0.4	135 0.4	132 0.4	129 0.4	126 0.3		
		計（現状のまま）	t/年 t/日 g/人日	4,306 11.8 192	4,794 13.1 212	4,855 13.3 214	4,928 13.5 217	5,001 13.7 219	5,050 13.8 220	5,110 14 223	5,147 14.1 224	5,183 14.2 225	5,270 14.4 228	5,293 14.5 229		
		（指数）	—	100	110.4	111.5	113	114.1	114.6	116.1	116.7	117.2	118.8	119.3		
		減量施策の進捗率	%		10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%		
		発生抑制														
		許可業者収集ごみ分	g/人日		4.68	9.54	14.71	19.99	25.21	31.07	36.60	42.19	48.76	54.64		
		計（目標達成）	t/年 t/日 g/人日	4,306 11.8 192	4,246 11.6 187.81	4,161 11.4 183.62	4,088 11.2 179.43	3,979 10.9 175.24	3,916 10.7 171.05	3,833 10.5 166.86	3,723 10.2 162.67	3,650 10.0 158.48	3,550 9.7 154.29	3,468 9.5 150.1		
	直接搬入 収集	可燃ごみ（現状のまま）	t/年 t/日	1,979 5.4	2,086 5.7	2,081 5.7	2,081 5.7	2,081 5.7	2,086 5.7	2,081 5.7	2,081 5.7	2,081 5.7	2,086 5.7	2,081 5.7	2,081 5.7	2,081 5.7
		可燃ごみ（目標達成）	t/年 t/日		1,973 5.4	1,911 5.2	1,884 5.2	1,855 5.1	1,803 4.9	1,771 4.9	1,715 4.7	1,686 4.6	1,635 4.5	1,602 4.4		
		不燃ごみ（現状のまま）	t/年 t/日	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
		粗大ごみ（現状のまま）	t/年 t/日	13 0.04	14 0.04	15 0.04	15 0.04	16 0.04	16 0.04	16 0.04	16 0.04	17 0.04	17 0.04	17 0.04	17 0.04	17 0.04
		粗大ごみ（目標達成）	t/年 t/日		13 0.04	13 0.04	12 0.03	12 0.03	12 0.03	12 0.03	12 0.03	11 0.03	11 0.03	11 0.03	11 0.03	11 0.03
		資源ごみ（現状のまま）	t/年 t/日	578 1.6	586 1.6	584 1.6	584 1.6	584 1.6	586 1.6	584 1.6	584 1.6	584 1.6	586 1.6	584 1.6	584 1.6	584 1.6
		資源ごみ（目標達成）	t/年 t/日		576 1.6	558 1.5	550 1.5	542 1.5	527 1.4	517 1.4	501 1.4	493 1.4	477 1.3	468 1.3		
		計（現状のまま）	t/年 t/日 g/人日	2,570 7.0 115	2,686 7.3 119	2,680 7.3 118	2,680 7.3 118	2,681 7.3 118	2,688 7.3 117	2,681 7.3 117	2,681 7.3 117	2,681 7.3 116	2,682 7.3 116	2,689 7.3 116	2,682 7.3 116	
		（指数）	—	100	103.5	102.6	102.6	102.6	101.7	101.7	101.7	100.9	100.9	100.9		
		減量施策の進捗率	%		10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%		
		発生抑制														
		直接搬入ごみ分	g/人日		2.46	4.84	7.26	9.69	11.90	14.28	16.66	18.73	21.07	23.41		
		計（目標達成）	t/年 t/日 g/人日	2,570 7.04 115	2,562 7.0 112.49	2,482 6.8 109.98	2,446 6.7 107.47	2,409 6.6 104.96	2,342 6.4 102.45	2,300 6.3 99.94	2,227 6.1 97.43	2,190 6.0 94.92	2,123 5.8 92.41	2,081 5.7 89.9		
		目標達成事業系ごみ 計	(指標②)	t/年 t/日 g/人日	6,876 18.8 307.0	6,808 18.6 300.3	6,643 18.2 293.6	6,534 17.9 286.9	6,388 17.5 280.2	6,258 17.1 273.5	6,133 16.8 266.8	5,950 16.3 260.1	5,840 16.0 253.4	5,673 15.5 246.7	5,549 15.2 240.0	
		減量率	%		0	9	11.8	14.1	16.8	19.1	21.3	24	25.7	28.7	30.4	
		ごみ排出量合計	t/年 g/人日 t/日	19,246 859 52.73	18,957 838 51.80	18,586 821.19 50.92	18,326 806.83 50.21	18,010 790.1 49.34	17,746 774.67 48.49	17,426 761.09 47.74	17,078 744.24 46.79	16,827 731.69 46.10	16,527 715.09 45.16	16,221 703.04 44.44		
		集団回収量（現状のまま）	t/年 g/人日	44 2	45 2	45 2	45 2	46 2	46 2	46 2	46 2	46 2	46 2	46 2	46 2	46 2
		ごみ排出量総排出量	t/年 g/人日 t/日	19,290 861 52.85	19,002 840 51.92	18,631 823 51.04	18,371 809 50.33	18,056 792 49.47	17,792 777 48.61	17,472 763 47.87	17,124 746 46.92	16,873 734 46.23	16,573 717 45.28	16,267 705 44.57		

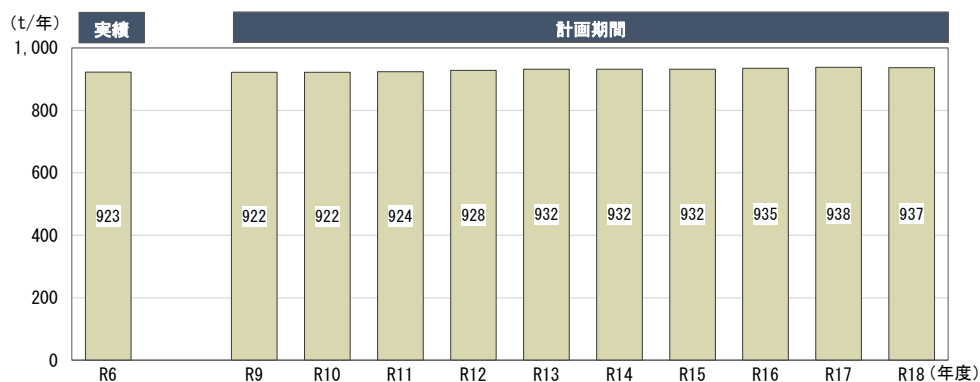
（２）ごみ処理量の将来推計

減量目標を達成した場合のごみ処理量の将来推計を図 3-7、表 3-11 に示します。

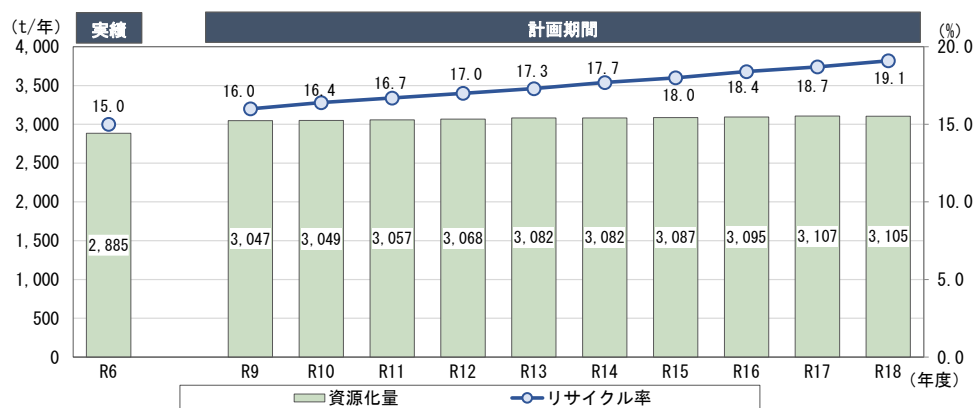
【焼却処理量】



【粗大ごみ処理量】



【資源化量】



【最終処分量】

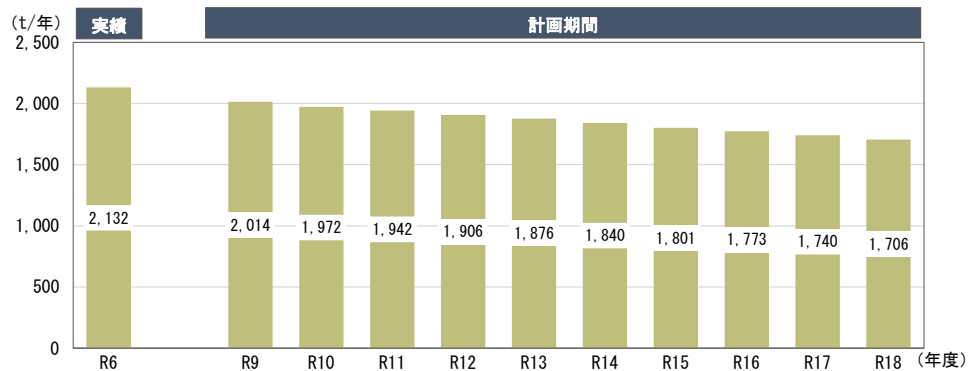


図 3-7 減量目標達成した場合のごみ処理量の推計結果

表 3-11 減量目標達成した場合のごみ処理量の推計結果

処理項目				実績	計画期間										
					365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365
					2024 R6	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18
行政区城内人口(10月 1 日)				61,383	61,787	62,008	62,229	62,451	62,590	62,729	62,868	63,007	63,147	63,213	
焼却処理量(t)			t/年	16,276	16,124	15,766	15,506	15,187	14,925	14,613	14,276	14,024	13,728	13,431	
(g/人日) (指標③)				726	713	697	683	666	652	638	622	610	594	582	
搬入	直接焼却量	t/年	15,675	15,510	15,152	14,890	14,569	14,304	13,992	13,655	13,402	13,103	12,807		
	粗大ごみ処理残渣		601	614	614	616	618	621	621	621	622	625	624		
	搬出	資源	129	187	183	180	176	173	170	166	163	159	156		
	金属 セメント原料 その他 焼却残渣	23 106 0 1,955	187 183 180 1,862	183 180 176 1,820	186 186 187 1,790	187 188 188 1,753	188 188 188 1,723	188 188 188 1,687	189 189 189 1,648	189 189 189 1,619	189 189 189 1,585	189 189 189 1,551			
粗大ごみ処理量(t)			t/年	923	922	922	924	928	932	932	932	935	938	937	
搬出	資源		176	186	186	186	187	188	188	188	188	189	189	189	
	可燃残渣		601	614	614	616	618	621	621	621	621	622	625	624	
	不燃残渣		146	122	122	122	123	123	123	123	123	124	124	124	
	総資源化量(t)			t/年	2,885	3,047	3,049	3,057	3,068	3,082	3,082	3,087	3,095	3,107	3,105
対象	焼却施設から		129	187	183	180	176	173	170	166	163	159	156		
	粗大ごみ施設から		176	186	186	186	187	188	188	188	188	189	189		
	堆肥化、飼料		156	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148		
	直接資源化		61	61	61	61	61	61	61	60	60	60	60		
	その他資源化施設		2,319	2,420	2,426	2,437	2,450	2,466	2,469	2,479	2,489	2,505	2,506		
	集団回収		44	45	45	45	46	46	46	46	46	46	46		
リサイクル率 (指標④)			%	15.0	16.0	16.4	16.7	17.0	17.3	17.7	18.0	18.4	18.7	19.1	
最終処分(t)			t/年	2,132	2,014	1,972	1,942	1,906	1,876	1,840	1,801	1,773	1,740	1,706	
搬入	直接最終処分		31	30	30	30	30	30	30	30	30	31	31		
	焼却残渣		1,955	1,862	1,820	1,790	1,753	1,723	1,687	1,648	1,619	1,585	1,551		
	粗大ごみ残渣		146	122	122	122	123	123	123	123	123	124	124		

第3節 ごみ排出抑制と減量化の方策

1 ごみ減量の推進

(1) ごみの発生・排出抑制の推進

本市では「みよし市第2次環境基本計画」において4Rを推進していますが、4Rのうち、Refuse（リフューズ：不要なものの受け取りを拒否する）、Reduce（リデュース：ごみの発生を減らす）、Reuse（リユース：繰り返し使う）を優先して取り組みます。

(2) ごみ減量に向けた啓発意識

子供から大人まで、事業者も含めて意識啓発に向けた広報・啓発を行っていきます。

2 資源化の推進

(1) 資源の分別の徹底

(2) 資源化の拡大

第4節 ごみの適正な処理及び実施に関する基本的事項

1 収集運搬計画

(1) 収集・運搬体制

(2) 収集方式等

(3) 収集・運搬量

将来の収集・運搬量は図 3-8 に示すとおりです。

収集・運搬量の将来推計は令和18年度には9,967 t と推計しています。令和6年度実績と比較すると約15%減少しています。収集・運搬量の内訳をみると、令和6年度には可燃ごみが約81%、資源ごみが約15%となっていました。令和18年度には可燃ごみが約78%、資源ごみが約18%となっています。

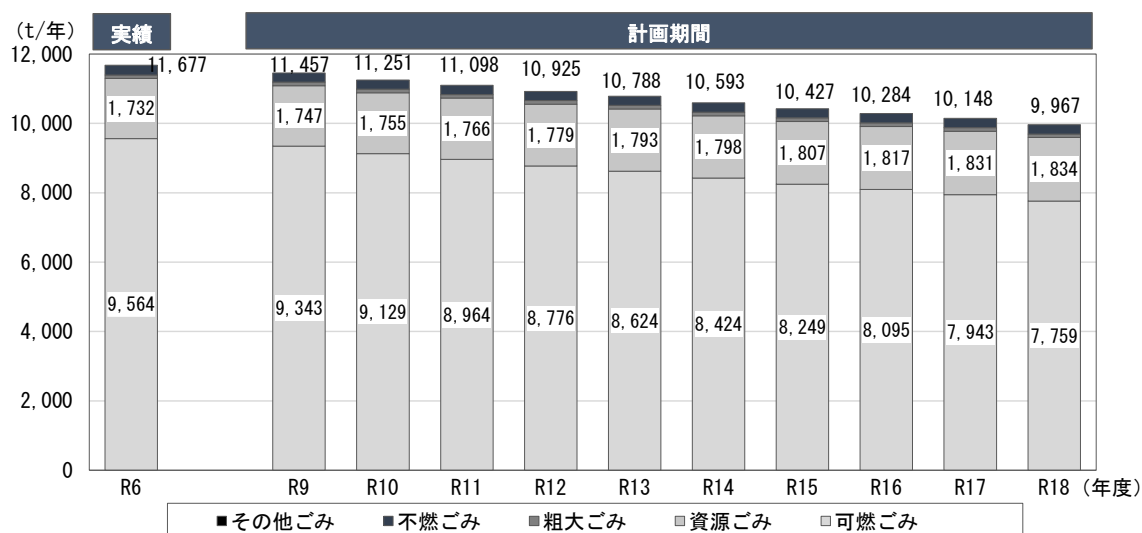


図 3-8 収集・運搬量の将来推計結果

2 中間処理計画

中間処理は分別収集で分別した資源ごみや、不燃ごみ、粗大ごみ中の金属等をそれぞれ資源化するとともに、それ以外のものについては、熱回収等によりエネルギーの有効利用を図りながら減量破碎などで容積を小さくする減容処理を実施するものとします。

(1) 運営・管理体制

中間処理の運転管理は尾三衛生組合で行っており、今後も継続するものとします。

(2) 中間処理対象ごみ及び処理方法

分別区分は当面変更しないことから、各施策の処理対象物は、基本的に現状どおりとします。

(3) 中間処理量

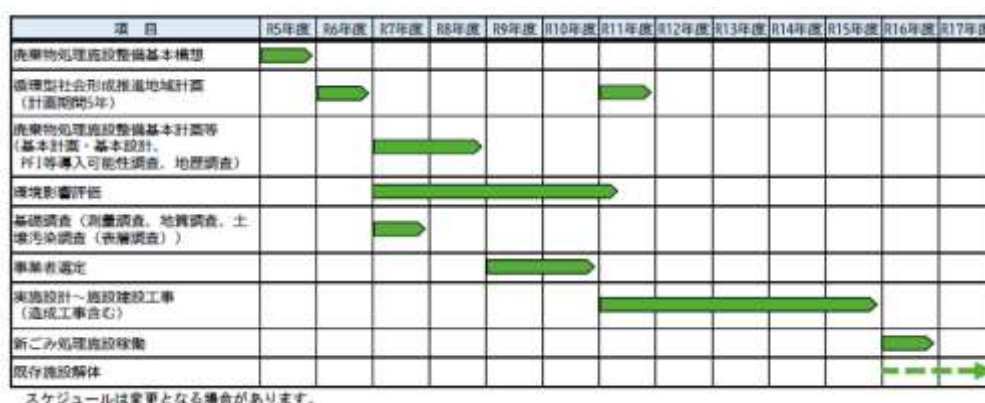
焼却処理量は令和18年度に13,431 t、1人1日当たりの焼却処理量は582 gと推計しています。

一方、粗大ごみ処理量の将来推計は令和18年度に937 tと推計しています。

(4) 新施設整備概要

新施設の建設にあたっては、これまでと同様に安全・安心で、環境に十分配慮し、これまでは未活用であったごみ焼却から得られるエネルギーの利活用を図り、循環型社会の形成やゼロカーボンシティの達成に資するような機能を有するとともに、地域への貢献や環境学習などを行える場となるよう施設整備の事業を組合及び構成市町とともに推進していきます。

【概略スケジュール】



出典：尾三衛生組合 Web サイト 廃棄物処理施設整備事業概要

3 最終処分計画

最終処分の目的は中間処理を経て最終的に残ったごみを無害化・安定化させ自然に還元させることです。

最終処分場は廃棄物の最終的な受け皿であり、この機能を欠如させることはできないため、長期的な展望に立った用地の確保、施設の整備が重要です。

(1) 運営・管理体制

(2) 最終処分対象ごみ及び処分方法

(3) 最終処分量

将来の最終処分量の推移は、令和18年度は1,706 tと推計しています。

4 資源化量とリサイクル率

資源化量は令和18年度に3,105 t で、リサイクル率は19.1%と推計しました。

5 適正処理の推進、不法投棄対策

適正な処理が困難な廃棄物は、市民へは収集・処理できないごみとして、直接業者へ連絡して処理するものとなっています。市民へは販売店や取扱い店の紹介・周知に努め、事業者へ引き取りを行うように要請します。

また、不法投棄の早期発見、未然防止のため、不法投棄防止監視カメラの設置や、不法投棄監視パトロールや事業者と連携するなど、不法投棄対策に努めます。

6 医療系廃棄物対策

家庭から排出される医療系廃棄物については、医療機関や医師会などと連携を図り、適切な役割分担の検討を進め、適正な処理に努めます。

また、緊急時に備え、業務の優先順位の整備などの検討を行い、収集業務を継続することによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めます。

7 災害廃棄物対策

台風や地震などが引き起こす災害は大量の災害廃棄物が発生します。災害廃棄物の処理は市町村に処理責任があります。

その災害時に発生する廃棄物を適正処理は「みよし市災害廃棄物処理計画 令和4年3月」に詳細に定めていることから、これに基づき適正に対応します。

第5節 食品ロス削減推進計画

2 食品ロスの現状

(3) 本市の食品ロスの状況

①発生量

令和7年度の調査結果から本市の家庭系可燃ごみ中の食品ロス（調理くず、直接廃棄（賞味期限内）、直接廃棄（賞味期限切れ・不明）、食べ残し）の割合は18.9%です。

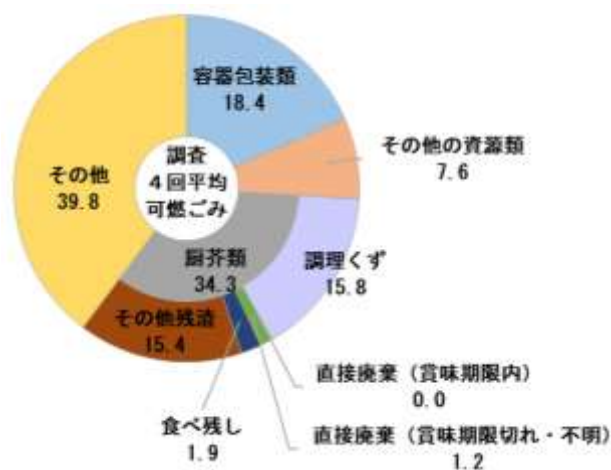


図 3-17 本市の家庭系可燃ごみの細組成調査結果（令和7年度）

本組成調査による食品ロスの割合（18.9％）及び本市の令和7年度の家庭系燃やすごみ量の実績（428 g/人日）から、本市の食品ロス量を以下のように試算しました。

$$\text{令和7年度 食品ロス相当量} = 428 \text{ g} \times 18.9\% = 81 \text{ g}$$

愛知県民1人1日当たりの食品ロス量は令和6年度実績で約60 gです。また、全国平均の令和5年度の1人1日当たりの食品ロス量は約52 gです。比較する年度は異なりますが、愛知県平均や全国平均と本市を比較した場合、本市の食品ロス量は平均より多い状況です。

表 3-18 全国平均1人1日当たりの食品ロス量の試算

項目\年度		H12	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
		公表値										推計	
全国家庭系	kg/人年	35	23	23	22	22	21	20	19	19	19	18	18
食品ロス量	万 t	443	289	291	284	276	261	247	244	236	233	228	222
	—	100	65.2	65.7	64.1	62.3	58.9	55.8	55.1	53.3	52.6	51.4	50.0
人口	千人	126,926	127,095	127,042	126,919	126,749	126,555	126,146	125,502	124,947	124,352	123,802	123,219
1人1日当たりの食品ロス量（推計）	g/人日	96	63	63	60	60	57	55	52	52	52	49	49

3 基本理念、目標

(1) 基本理念

食べ物への感謝の念を深め、まだ食べられる食品を廃棄せず必要とする人々に届く、無駄なく食が循環するまち

を、基本理念とします。

(2) 目標

●家庭系の1人1日当たりの食品ロス発生量 49 gを目指します。

本市の令和7年度の1人1日当たりの食品ロス量は81 g/人日と推計しています。全国平均では、平成12年度から半減した1人1日当たりの食品ロス量を49 gと推計しました（表 3-18）。そこで、本市においても1人1日当たりの食品ロス量は49 gと想定し、令和18年度までに49 gを達成することを目標とします。

したがって、令和7年度から32 g削減を目指します。

表 3-19 家庭系ごみからの食品ロス減量見込み（原単位の期待値）

項目	令和18年度 期待値	削減対象	減量の考え方
食べ残し削減	3.9 g/人日	家庭系収集 燃やすごみ	発生抑制（食品ロス削減）
手を付けていない食品を廃棄しない	1.4 g/人日		発生抑制（食品ロス削減）
	1.8 g/人日		排出抑制（フードドライブ へ 食品ロス削減）
調理くずがでない料理を工夫する	27g/人日		発生抑制（食品ロス削減）
食品ロス削減 合計	34.1g/人日	—	

※令和18年度期待値は令和6年度排出量から試算した値です。ごみ排出量の将来推計では、令和18年度のごみ排出量の推計値で換算します。

なお、事業系の食品ロス削減については今後検討していきます。

4 基本的施策の推進

（1）発生抑制を目的とした施策の展開

①市民や事業者に対する食品ロスに関する知識の普及啓発

- a. 講習会・研修会等の実施
- b. 環境教育のための啓発資材の作成・配布
- c. SNS等を活用した情報の発信

②家庭における食品ロス削減の推進

- a. エコクッキングの推進
- b. 3きり運動の推進
- c. 手つかず食品の廃棄削減

③事業所における食品ロス削減の推進

- a. あいちエコアクション・ポイント対象店舗との連携
- b. フードシェアリングサービスの導入
- c. 「3010（さんまるいちまる）運動」の推進
- d. 「てまえどり」の促進

「てまえどり」とは、購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動です。

小売り店舗側が、手軽に消費者に「てまえどり」を促せるような啓発資材を検討します。

- e. 「ばら売り、量り売り、割引による販売」の促進

(2) 循環型社会の推進に向けた施策の展開

①未利用食品の有効利用に向けた取り組み

②災害備蓄食・飲料水の有効活用

(3) 推進体制の整備に向けた施策の展開

①みよし市環境審議会の活用

②食品ロスに関するごみ組成調査の実施を検討

③全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への参加

5 各主体の取り組み

(1) 市民の取り組み

- 賞味期限と消費期限の違いを理解し、少量や小分け、量り売りの食品を購入したり、冷蔵庫の中身を把握してから必要なものだけ買い物に行くなど、手つかず食品が出ないように工夫しましょう。
 - 食品を購入する際は、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選びましょう。
- など

(2) 事業者の取り組み

《事業者全体での取り組み》

- 未利用食品の有効利用を進めましょう。
- 賞味期限が近づいた災害備蓄食料を有効活用しましょう。

など

《a. 製造業》

- 製造過程における原材料のロスを削減しましょう。
- 製造方法の見直しや、保存用の容器包装を工夫して賞味期限を延長しましょう。

など

《b. 卸売業・小売業》

- てまえどりを消費者に促すように工夫しましょう。
- ばら売りを推進しましょう。

など

《c. 飲食サービス業、宿泊業》

- 消費者が食べきれる量を選択できる仕組みを導入しましょう。
- ドギーバックの導入を検討しましょう。

など

《d. 医療、福祉》

- カット野菜を利用するなど、使用する食材を工夫して食品ロスを削減しましょう。

《a～d 以外の業種》

- 食品ロス削減の重要性について理解を深め、社員等への啓発を行うなど、食品ロ

スに繋がる取り組みを実践しましょう。

(3) 市の取り組み

- 各世代にあわせた環境教育のための啓発資材を作成・配布します。
- 食品ロスの把握のため、ごみ組成調査の実施を検討します。

6 計画の効果的な推進

(1) 推進体制

食品ロス削減には、食品を取り扱う事業者、市民、行政の3者が協働して情報共有するネットワークを構築し、取り組みを推進する必要があるため、市は情報共有ネットワークの構築の架け橋となる取り組みの推進に努めるものとします。

市は食品ロス削減推進計画を推進するため各種情報収集や、本庁内外の関連機関との連携に努めるものとします。

(2) 進捗管理

食品ロス削減推進計画を着実に進めていくために、食品ロスや食品廃棄物の排出量及び処理状況を把握するとともに、施策の取り組み状況を定期的に点検・評価し、PDCAサイクルに従った進捗管理を行うことにより、必要な改善策や新たな施策の展開に繋げていくものとします。

また、進捗状況や取り組みの成果を市広報誌や市ホームページ、市アプリ等により公表します。

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

2 生活排水排水システム

(1) 生活排水処理人口

本市の処理形態別人口の推移を表4-7に示します。

本市の処理形態別人口は下水道人口が増加している以外はすべて減少しています。

令和6年度実績で下水道人口は48,266人となっています。

表 4-7 本市の処理形態別人口の実績

項目/年度		実績					
		R2	R3	R4	R5	R6	R7
行政区域内人口	人	61,236	61,218	61,375	61,380	61,345	61,091
水洗化人口	人	61,091	61,090	61,256	61,269	61,248	61,001
下水道人口	人	45,495	47,542	48,282	48,407	48,455	48,266
コミブラ人口	人	1,761	1,766	1,752	1,715	1,707	1,685
集落排水人口	人	8,623	6,815	6,663	6,641	6,592	6,582
浄化槽人口	人	5,212	4,967	4,559	4,506	4,494	4,468
合併処理浄化槽人口	人	—	392	403	425	441	444
単独処理浄化槽人口	人	—	4,575	4,156	4,081	4,053	4,024
非水洗化人口	人	145	128	119	111	97	90
計画収集人口	人	145	128	119	111	97	90
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0
水洗化率	%	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.9
汚水衛生処理率	%	—	92.3	93.0	93.2	93.2	93.3

※令和7年度の合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口は推計値

出典：市データ、各年度一般廃棄物処理事業実態調査 愛知県

(2) し尿・浄化槽汚泥の発生量

し尿・浄化槽汚泥の発生量及び発生原単位の実績を表4-8に示します。

非水洗化人口は減少傾向にありますが、し尿発生量は若干増減しながら推移し、令和6年度実績は約400kL/年となっています。浄化槽汚泥は5,000kL/年程度で推移しています。

一方、し尿発生原単位は令和2年度以降増加しており、令和6年度実績は11.18L/人日となっています。浄化槽汚泥発生原単位は2L/人日程度で推移しています。

表 4-8 し尿・浄化槽汚泥の発生量及び発生原単位の実績

項目/年度			実績					
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
収集人口	非水洗化人口	人	145	128	119	111	97	90
	浄化槽人口※	人	7,549	7,387	6,842	6,759	6,744	6,689
し尿等収集量		kl/年	5,239	5,238	5,206	5,454	5,508	5,259
	し尿	kl/年	352	341	353	338	396	303
	浄化槽汚泥	kl/年	4,887	4,897	4,853	5,116	5,112	4,956
原単位	し尿発生原単位	L/人日	6.65	7.30	8.13	8.32	11.18	9.21
	浄化槽汚泥発生原単位	L/人日	1.77	1.82	1.94	2.07	2.08	2.03

※浄化槽人口：東山浄化センター処理人口＋コミュニティ・プラント人口＋浄化槽人口

※令和7年度のし尿等収集量は推計値

3 生活排水対策に係る啓発の状況

(1) 生活排水に係る啓発状況

①水生生物調査

②広報による啓発

(2) 河川環境保全活動

4 課題

現状の生活排水対策における課題を次のとおり整理します。

①生活排水処理施設の整備

公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラントの集合処理施設の整備は完了しており、既存の住宅密集地域での生活雑排水の処理は可能な状態です。今後のさらなる水質汚濁負荷の削減には、集合処理施設への接続率を上げるとともに、汲み取り便槽、既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への早期転換が必要です。

②浄化槽の適正な維持管理

合併処理浄化槽の処理性能は保守点検・清掃・法定検査等の維持管理が適正に行われない場合、その処理性能が十分に発揮されず水質汚濁や悪臭の原因となります。そのため、浄化槽の管理者は浄化槽法に基づいて適正に保守点検・清掃・法定検査等の維持管理を行う必要があります。また、浄化槽法 11 条では浄化槽が適正に機能しているかを確認するために年 1 回の定期検査が義務付けられています。

③し尿及び浄化槽汚泥処理体制の確保

本市では今後し尿及び浄化槽汚泥の収集対象世帯がさらに減少すると想定されます。収集・運搬体制の効率化と将来に向けた安定的な体制の確保が必要です。

④市民への啓発活動

本市市内だけでなく境川全体の水質の改善を図っていくため、市民へのさらなる啓発活動のあり方を考えていく必要があります。

⑤事業者への啓発活動

事業所から排出される排水も境川の水質悪化の要因の一つです。今後の事業者への啓発・指導のあり方を検討する必要があります。

⑥河川浄化施設の設置

生活排水処理施設の整備及び市民・事業者への啓発活動を行った結果、境川の水質改善に顕著な結果がみられない場合は、境川へ流入する小規模河川、生活排水路の浄化施設を整備し、直接浄化することについても検討します。

⑦推進体制の強化

諸計画を円滑に推進するためにも、愛知県、市の各施設管理担当課、市民・事業所といった関係各所の連携を深め、計画の推進体制強化を図っていく必要があります。

第2節 処理形態別人口、し尿等発生量の将来予測

1 生活排水処理形態別人口の将来予測

生活排水処理形態別人口の将来予測結果を表 4-9 及び図 4-6 に示します。

表 4-9 生活排水処理形態別人口の将来予測結果

		予測										
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
行政区域内人口（人）		61,439	61,660	61,881	62,101	62,323	62,461	62,600	62,739	62,877	63,017	63,083
処理施設		計画人口										
公共下水道人口（人）		62,586	50,849	53,276	55,703	58,130	59,861	60,545	61,167	61,657	61,986	62,317
農集集落排水処理施設	明知家庭排水処理場（明知処理区）（人）	2,300	1,086	724	362	0	0	0	0	0	0	0
	打越浄化センター（打越処理区）（人）	2,060	1,253	1,128	1,003	878	753	628	503	378	253	128
	新田根浦浄化センター（新田根浦処理区）（人）	1,390	628	471	314	157	0	0	0	0	0	0
	福谷浄化センター（福谷処理区）（人）	2,710	1,003	669	335	0	0	0	0	0	0	0
	筋生浄化センター（筋生処理区）（人）	3,650	1,096	940	784	628	472	316	160	0	0	0
	福田浄化センター（福田処理区）（人）	980	318	254	190	126	62	0	0	0	0	0
	小計（人）	13,090	5,384	4,186	2,988	1,789	1,287	944	663	378	253	128
コミュニティ・プラント	明知上浄化センター1, 2（宝栄、みなよし台地区）（人）	1,962	821	684	547	410	273	136	0	0	0	0
	南台浄化センター（南台地区）（人）	1,200	661	595	529	463	397	331	265	199	133	67
	小計（人）	3,162	1,482	1,279	1,076	873	670	467	265	199	133	67
計（人）		16,252	6,866	5,465	4,064	2,662	1,957	1,411	928	577	386	195
下水+農集+コミプラ		78,838	57,715	58,741	59,767	60,792	61,818	61,956	62,095	62,234	62,372	62,512
	合併処理浄化槽人口		444	444	444	444	444	444	444	444	444	444
	単独処理浄化槽人口		3,219	2,414	1,609	804	0	0	0	0	0	0
	計画収集人口		61	61	61	61	61	61	61	61	61	61
	計（浄化槽+汲み取り）		3,724	2,919	2,114	1,309	505	505	505	505	505	505
水洗化率（%）			99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
汚水衛生処理率（%）			94.7	96.0	97.3	98.6	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

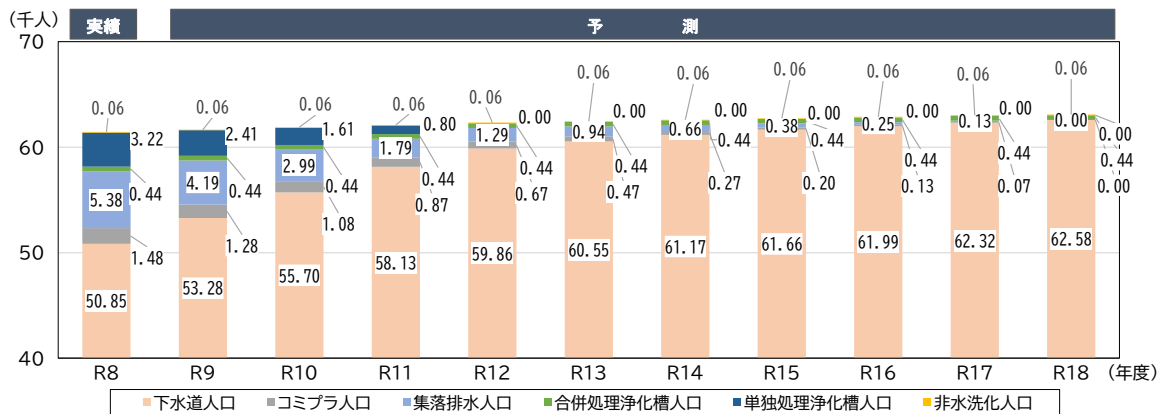


図 4-6 処理形態別人口の将来予測結果

2 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の将来予測

し尿及び浄化槽汚泥の処理量の将来推計結果を表 4-11、図 4-7 に示します。

表 4-11 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の将来推計結果

項目/年度			予測										
			R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
収集人口	非水洗化人口	人	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61
	浄化槽人口（コミブラ含む）	人	5,145	4,137	3,129	2,121	1,114	911	709	643	577	511	444
し尿等収集量		kL/年	4,349	3,547	2,725	1,913	1,102	942	776	723	670	619	563
	し尿	kL/年	205	206	205	205	205	206	205	205	205	206	205
	浄化槽汚泥	kL/年	4,144	3,341	2,520	1,708	897	736	571	518	465	413	358
原単位	し尿発生原単位	L/人日	9.21										
	浄化槽汚泥発生原単位	L/人日	2.20667										

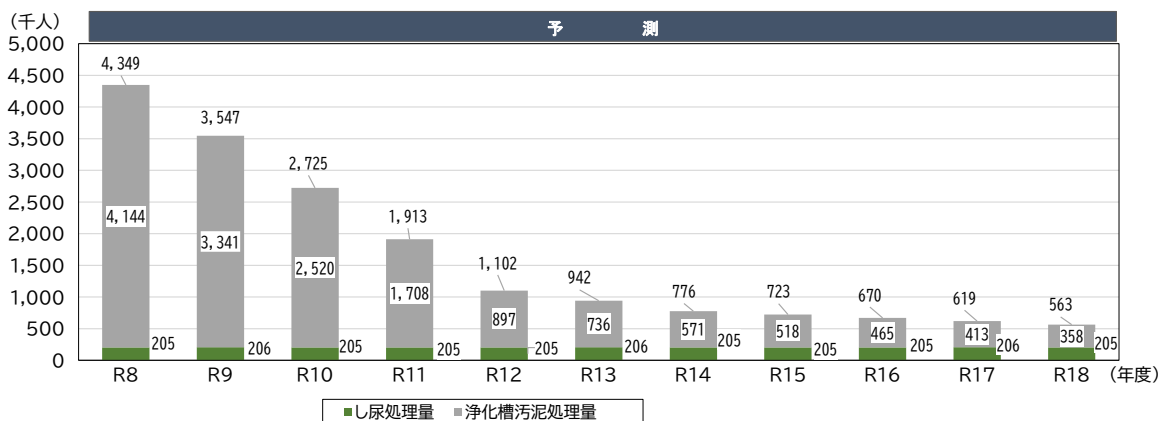


図 4-7 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の将来推計結果

第3節 生活排水処理基本計画

1 計画の基本的な考え方

本市では、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラントの整備の推進により生活排水処理の充実に取り組んできました。今後も引き続き公共下水道等の整備を進めるとともに、一般家庭や事業者に対して生活排水への関心を高め、水環境保

全の重要性について啓発を強化していきます。

(1) 適正・効率的な収集・処理体制の確保

下水道等の整備の進展に伴い、し尿処理施設に搬入されるし尿や浄化槽汚泥の量や性状は変化します。こうした変化に対応し、適正な処理を継続していくため、収集体制を維持するとともに、維持管理の徹底を図り、必要な設備整備を進めます。

(2) 自然環境の負荷の低減

生活排水の処理は下水道による処理を基本とし、その他農業集落排水施設、コミュニティ・プラントなど生活排水処理施設区域計画における整備・普及を着実に進めます。

一方、下水道等の処理施設計画区域外や、計画区域内であっても整備までに時間を要する区域については、合併処理浄化槽の普及を基本とし、生活雑排水処理の適正化を進めます。

2 生活排水処理の目標

本計画の中間年度（令和13年度）までに、汚水衛生処理率ともに99.9%の達成を目指します。

人口普及率が約99%と、ほぼ整備が完了している公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント整備事業への市民の接続を積極的に啓発するとともに、単独処理浄化槽ゼロを推進します。

表 4-12 生活排水の処理目標

指標	令和7年度 (実績)	令和13年度 (中間年度)	令和18年度 (目標年度)
汚水衛生処理率	93.3%	99.9%	99.9%

3 目標達成に向けた施策

(1) 基本施策1:公共下水道の普及

- ・下水道未整備区域の解消を図ると同時に、計画的かつ効率的に整備を進める
- ・公共下水道への接続を促進する

(2) 基本施策2:農業集落排水施設、コミュニティ・プラントの公共下水道への切替

- ・これらの施設が整備された区域にあっては、施設への接続を促進する

(3) 基本施策3:合併処理浄化槽の普及

- ・生活排水処理施設区域外の生活排水処理については、し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する
- ・合併処理浄化槽を設置している一般家庭等に対し、浄化槽の正しい知識や適正な維持管理の必要性を周知する

(4) 基本施策4:汚濁負荷の低減

- ・ 河川などの公共用水域の水質浄化に対する啓発を進める

(5) 基本施策5:効率的な収集・運搬体制の構築

- ・ し尿及び浄化槽汚泥の効率的な収集・運搬体制を構築する

(6) 基本施策6:意識啓発・環境学習の実施

- ・ 公共用水域の水質保全の重要性を市民及び事業者に周知するため、積極的な啓発活動を実施します。
- ・ 浄化槽管理者に浄化槽の定期的な保守点検や清掃による適正管理及び法定検査の受検の重要性を啓発する

(7) 基本施策7:災害発生時の処理・処分

- ・ みよし市災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理を行う
- ・ 近隣自治体や資機材の事業者との協定の締結を進める

第5章 本計画の進行管理

本計画に含むごみ処理基本計画、食品ロス削減推進計画、生活排水処理基本計画それぞれを円滑・着実に推進するとともに、より充実した取り組みを目指すために、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います。

第2次みよし市環境基本計画中間見直し（素案）の主な変更点について

該当ページ	該当章	該当項目名等	変更内容等
P. 2	第1章	1 計画策定の背景	後半部分の「わが国では、」以降を現況内容に更新しました。 (例)・「第5次環境基本計画」 ⇒ 「 第六次環境基本計画 」 ・「第4次愛知県環境基本計画」 ⇒ 「 第5次愛知県環境基本計画 」 等
P. 2	第1章	(1) 環境を取り巻く社会の動き	2019（令和元）年以降の「国際動向」と「国内動向」を追記しました。
P. 4	第1章	(2) 計画策定にあたっての重要な考え方 ③環境基本計画における国の考え方	国の環境基本計画が令和6（2024）年5月に、「第5次環境基本計画」から「 第六次環境基本計画 」に変更しているため、内容を変更しました。
P. 5	第1章	2 計画の基本的事項 (2) 環境基本計画の役割・位置づけ 「図3 計画の位置づけ」	図の内容を現況内容に更新しました。 ・「第5次環境基本計画」 ⇒ 「 第六次環境基本計画 」 ・「第4次愛知県環境基本計画」 ⇒ 「 第5次愛知県環境基本計画 」 等
P. 6	第1章	(3) 戦略の対象期間	中間見直し時期にあたる令和7・8年度を赤枠で囲みました。
P. 10 P. 34 P. 55 P. 57 P. 62 P. 91 P. 95	第2章 第3章	各コラム欄について ・地域循環共生圏 ・食品ロス ・森林の二酸化炭素吸収量 ・あいち COOL CHOICE ・愛知目標 ・国土強靱化 ・気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）	コラムの内容を現況内容に更新しました。ただし、コラムの内容や出典先に変更が無い場合は現状維持としています。

該当 ページ	該当章	該当項目名等	変更内容等
P. 12、 21・22、 31・32、 37・38、 43・44	第3章	各施策分野の 「1）現状と課題」について	各、【現状】と【課題】について、最新データがあるものに関して更新しました。
P. 13～ 15、23 ～26、 33・34、 39・40、 45	第3章	各施策分野の 「2）市民・事業者意識」の 「①市民アンケート」について	今回、令和7年10月末に実施しました「みよし市環境及び家庭ごみ等に関する市民アンケート調査」のデータを基に、図（グラフ）や「解説」、「属性別の傾向」、「施策への視点」等の内容を更新しました。
P. 20、 29・30、 36、42、 47、	第3章	各施策分野の 「3）前計画の目標の達成状況」について	各、「①数値目標」欄と「②取組の指標」欄の目標値と現状値を下記のとおりに変更し、それぞれ最新の目標値と現状値、それに伴う評価のデータを更新しました。 【変更項目】 ・目標値（R2年度） ⇒ 目標値（R7年度） ・現状値（R1年度） ⇒ 現状値（R6年度）
P. 51、 62、75、 84、93	第3章	各施策分野の「①数値目標」について	各、「①数値目標」欄の現状値欄を下記のとおりに変更し、それぞれ最新の現状値のデータを更新しました。また、今回「令和7年度中間目標値」欄は削除しました。 【変更項目】 ・平成29年度 現状値 ⇒ 令和6年度 現状値 ・令和元年度 現状値 ⇒ 令和6年度 現状値 ・令和7年度 中間目標値 ⇒ 欄を削除

該当 ページ	該当章	該当項目名等	変更内容等
P. 53、 56、65、 68、70、 72、78、 80、86、 88、90、 95、97	第3章	各施策分野の【取組指標】について	各、「【取組指標】」欄の現状値欄を下記のとおりに変更し、それぞれ最新の現状値のデータを更新しました。また、今回「令和7年度中間目標値」欄は削除しました。 【変更項目】 ・平成29年度 現状値 ⇒ 令和6年度 現状値 ・令和元年度 現状値 ⇒ 令和6年度 現状値 ・令和7年度 中間目標値 ⇒ 欄を削除
P. 56	第3章	3 分類別の施策展開 (1) 脱炭素のまちづくりの施策展開の方向性 1. ①. 2 再生可能エネルギーの推進 ②環境負荷の少ない交通の推進	【施策の基本的方向】の内容として、バス等の交通の利用状況を最新データに更新し、それに伴いデータに沿った文章に変更しました。
P. 58	第3章	【長期ビジョン】	文章内に令和7(2025)年3月に「みよし市ゼロカーボンシティ推進計画」を策定した内容を追記し、「図37 二酸化炭素排出量実質ゼロ達成に向けたフロー図」では、下記の内容を更新しました。 【変更項目】 ・令和5年(2023) 90万t-CO2以下 ⇒ 令和3年(2021) 実績年 81.9万t-CO2以下 ・令和10年度(2028) 83万t-CO2以下 ⇒ 令和10年(2028) 64.6万t-CO2以下

「みよし市生物多様性戦略」中間見直し（素案）の主な変更点について

該当ページ	該当章	該当項目名等	変更内容等
P. 4	第 1 章	3 戦略策定の背景 (1) 生物多様性を取り巻く社会の動き	2021（令 3）年以降の「国際動向」と「国内動向」を追記しました。
P. 6	第 1 章	(2) 戦略策定にあたっての重要な考え方 ⑤マルチベネフィット	事例欄の出典先を更新しました。 ・「第 5 次環境基本計画」⇒「 第六次環境基本計画 」
P. 7	第 1 章	(2) 戦略策定にあたっての重要な考え方 ⑥地域循環共生圏	「地域循環共生圏」の説明内容について、出典先である環境省の「環境・循環型社会・生物多様性白書」の「令和元年版」から「令和 7 年版」に内容を更新し、出典先も更新しました。 ・「令和元年版」⇒「 令和 7 年版 」
P. 8	第 1 章	4 戦略の基本的事項 (1) 戦略の位置づけ	「生物多様性国家戦略」が「2012-2020」から「2023-2030」へ更新しているため、文章内及び「図 3 本戦略の位置づけ」も更新しました。 ・「生物多様性国家戦略 2012-2020」 ⇒ 「 生物多様性国家戦略 2023-2030 」
P. 9	第 1 章	(3) 戦略の対象期間	中間見直し時期にあたる令和 7・8 年度を赤枠で囲みました。
P. 28	第 2 章	1 自然環境の現状調査 (2) 現状の把握 3) NPO・市民・企業などによる生物多様性保全活動の状況 ②企業による活動 ○トヨタ自動車株式会社	●地域に根ざした「自然と共生する工場」の内容を追記しました。 ●「オールトヨタグリーンウェーブプロジェクト」の年号とグループ参加数を更新しました。
P. 29	第 2 章	②企業による活動 ○株式会社三五	活動内容について ■地域とのかかわり「みよし市保田ヶ池公園植樹活動」 ⇒■三五の森づくりで約 33 万本植樹を達成 ■ビオトープ顕彰 協会会長特別賞受賞 に更新しました。

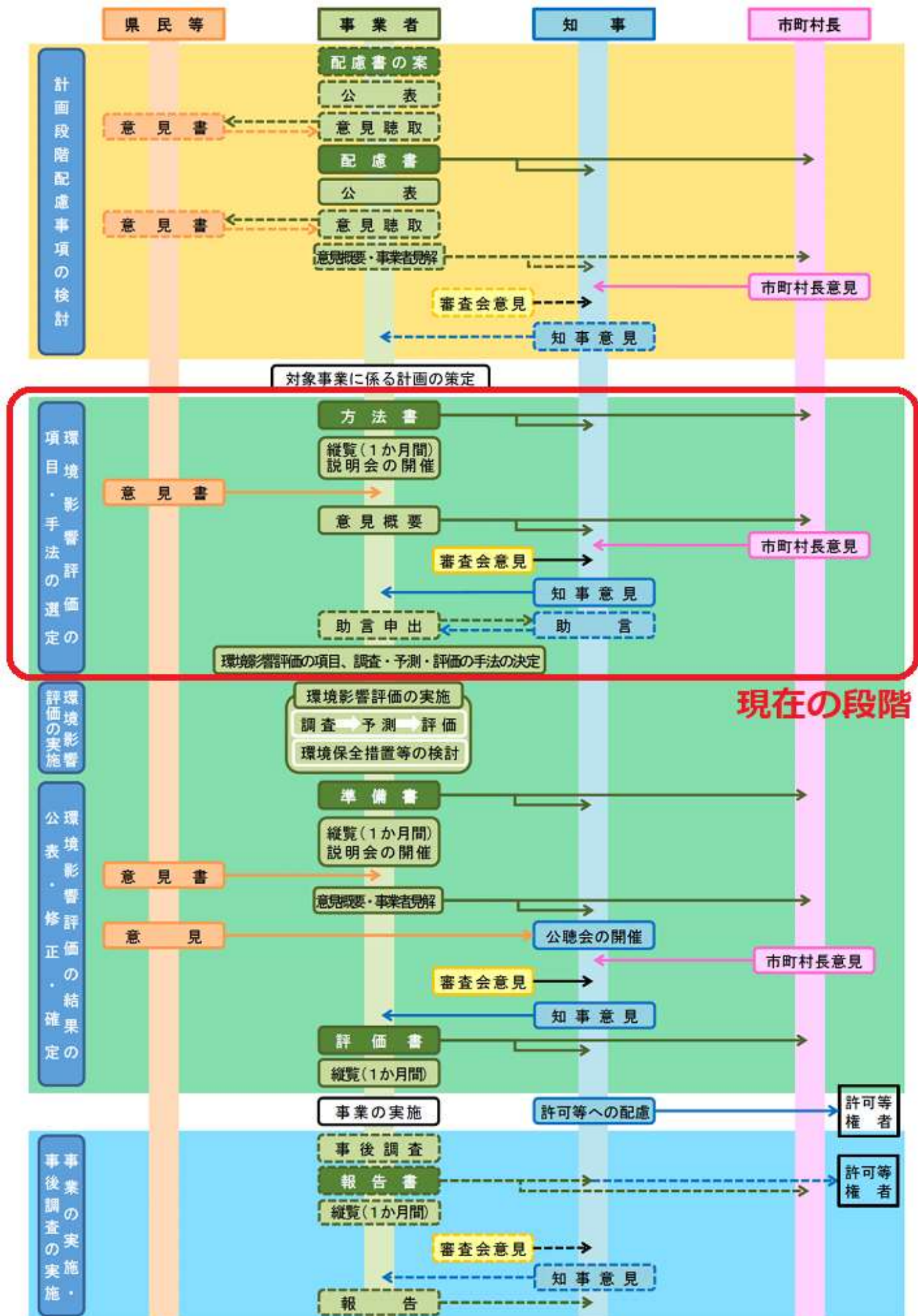
該当 ページ	該当章	該当項目名等	変更内容等
P. 30 P. 31	第 2 章	2 第 2 次みよし市環境基本計画に基づく現状と課題 (2) 公園・緑地面積 (3) 土地利用 (5) 市民が参画し、ともに支え合う協働のまちづくり 【課題】 2 つ目の「●本市市民活動・・・」の文章内にある団体数の数値	最新データに更新しました。
P. 32 ～35	第 2 章	(6) 市民・事業者意識 1) 市民アンケート	今回、令和 7 年 10 月末に実施しました「みよし市環境及び家庭ごみ等に関する市民アンケート調査」のデータを基に、図（グラフ）や「解説」、「属性別の傾向」、「施策への視点」等の内容を更新しました。
P. 48	第 3 章	【豊かな自然の保全・再生に対する取組指標】	現状値を「令和元年度（2019）」から「令和 6 年度（2024）」の最新データに更新し、「令和 7 年度（2025）中間目標値」は削除しました。 【変更項目】 ・令和元年度 現状値 ⇒ 令和 6 年度 現状値 ・令和 7 年度 中間目標値 ⇒ 欄を削除
P. 53	第 3 章	【身近な緑の保全・創出に対する取組指標】	
P. 54	第 3 章	【環境学習の推進に対する取組指標】	
P. 57	第 3 章	【生物多様性保全行動の推進に対する取組指標】	

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは

環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、その事業を行うことによって環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して県民、知事、市町村長などから意見を聴き、それらの意見を踏まえて環境の保全の見地からより望ましい事業計画にしていく制度

○現在みよし市が関係している事業

- ・ 豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業
- ・ 新ごみ処理施設整備事業



みよし市一般廃棄物処理基本計画

《令和 9 年度（2027年度）～令和18年度（2036年度）》

（素案 V6）

令和 9 年 3 月

みよし市

目 次

第1章 総論	1
第1節 計画策定の背景と目的	1
1 計画見直しの目的	1
2 計画の位置付け	1
3 循環型社会形成推進のための関係法令及び関連計画	3
第2章 みよし市の概況	10
第1節 自然環境	10
1 位置・地勢	10
2 気候	10
3 地勢	11
第2節 社会的環境	12
1 人口及び世帯数	12
2 産業	13
3 土地利用状況	13
4 市民意向調査結果	14
5 みよし市総合計画との関係	20
第3節 現計画の評価	20
1 ごみ排出量	20
2 リサイクル率	22
第4節 ごみ処理の状況と課題	22
1 ごみ処理体制	22
2 減量化、再生利用施策	32
3 ごみ処理に係るコスト	36
4 ごみ処理の評価	38
5 ごみ処理の課題	41
第3章 ごみ処理基本計画	43
第1節 計画の基本方針	43
第2節 ごみ排出量及び処理量の見込み	43
1 人口推計	43
2 ごみの排出量の将来推計	44
3 現状のまま推移した場合の推計結果	46
4 目標値の設定	50
5 減量目標値を達成した場合の将来推計結果	53
第3節 ごみ排出抑制と減量化の方策	57
1 ごみ減量の推進	57

2 資源化の推進	59
第4節 ごみの適正な処理及び実施に関する基本的事項	60
1 収集運搬計画	60
2 中間処理計画	62
3 最終処分計画	66
4 資源化量とリサイクル率	66
5 適正処理の推進、不法投棄対策	67
6 医療系廃棄物対策	67
7 災害廃棄物対策	67
第5節 食品ロス削減推進計画	68
1 計画の基本的事項	68
2 食品ロスの現状	69
3 基本理念、目標	75
4 基本的施策の推進	76
5 各主体の取り組み	79
6 計画の効果的な推進	82
第4章 生活排水処理基本計画	84
第1節 生活排水処理の現状	84
1 生活排水処理施設の整備状況	84
2 生活排水排水システム	89
3 生活排水対策に係る啓発の状況	90
4 課題	91
第2節 処理形態別人口、し尿等発生量の将来予測	92
1 生活排水処理形態別人口の将来予測	92
2 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の将来予測	93
第3節 生活排水処理基本計画	94
1 計画の基本的な考え方	94
2 生活排水処理の目標	94
3 目標達成に向けた施策	95
第5章 本計画の進行管理	97

第1章 総論

第1節 計画策定の背景と目的

1 計画見直しの目的

我が国では令和6年8月に令和12年度を目標年度とした第五次循環型社会形成推進計画が閣議決定しました。今回の改定では、従来の延長線上の取り組みを強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を重要な政策課題としています。地方公共団体の役割として「地域のコーディネーター役として、地域の資源循環システムの構築」が求められています。

みよし市（以下「本市」という。）では平成24年度から令和8年度までの15年間を計画期間としている「みよし市ごみ処理基本計画（以下「現計画」という。）」の中間見直しを令和3年度に実施しましたが、令和8年度に計画期間の満了を迎えます。令和3年度の見直し以降に廃棄物などを取り巻く状況は、「第六次環境基本計画」「第五次循環型社会形成推進計画」の策定、「プラスチック資源循環促進法」の施行、大地震、豪雨などの自然災害、林野火災、さらに異常気象ともいわれる記録的な夏の暑さなど、廃棄物に直接的、間接的に影響を与えています。

一方で、本市のごみ処理は日進市、東郷町との一部事務組合である尾三衛生組合のごみ処理施設（東郷美化センター）で処理されていますが、東郷美化センターは平成9年12月の稼働で老朽化が課題となっていたことから、基幹改良工事を行い令和11年度まで延命化し現在に至っています。将来的には、愛知県の計画によるとさらにごみ処理広域化・集約化を進めることになっていますが、令和43年度までは尾三衛生組合単独で処理をする必要があり、令和16年度稼働を目指し、新しいごみ処理施設と粗大・不燃ごみ処理施設を整備していくこととなっています。

本市を取り巻く廃棄物行政はこのように大きな節目を迎えており、これらの状況を踏まえ、新たに「みよし市一般廃棄物処理基本計画」を策定するものです。なお、今回策定する「一般廃棄物処理基本計画」はごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画も同時に策定するものです。

2 計画の位置付け

本市の一般廃棄物処理計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の第6条及び「みよし市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定に基づき策定するものであり、環境基本法に基づく「環境基本計画」等と整合を図り、今後の廃棄物行政における長期的かつ総合的な指針となるものです。

廃棄物処理法第6条第2項の規定により定められるべき事項は以下のとおりです。

①一般廃棄物の排出量及び処理量の見込み

- ②一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項
- ③分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ④一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ⑤一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- ⑥その他一般廃棄物の処理に関する必要な事項

なお、計画の策定にあたっては、国や愛知県が定める基本方針及び尾三衛生組合、組合構成市の一般廃棄物処理基本計画などに配慮するものとします。

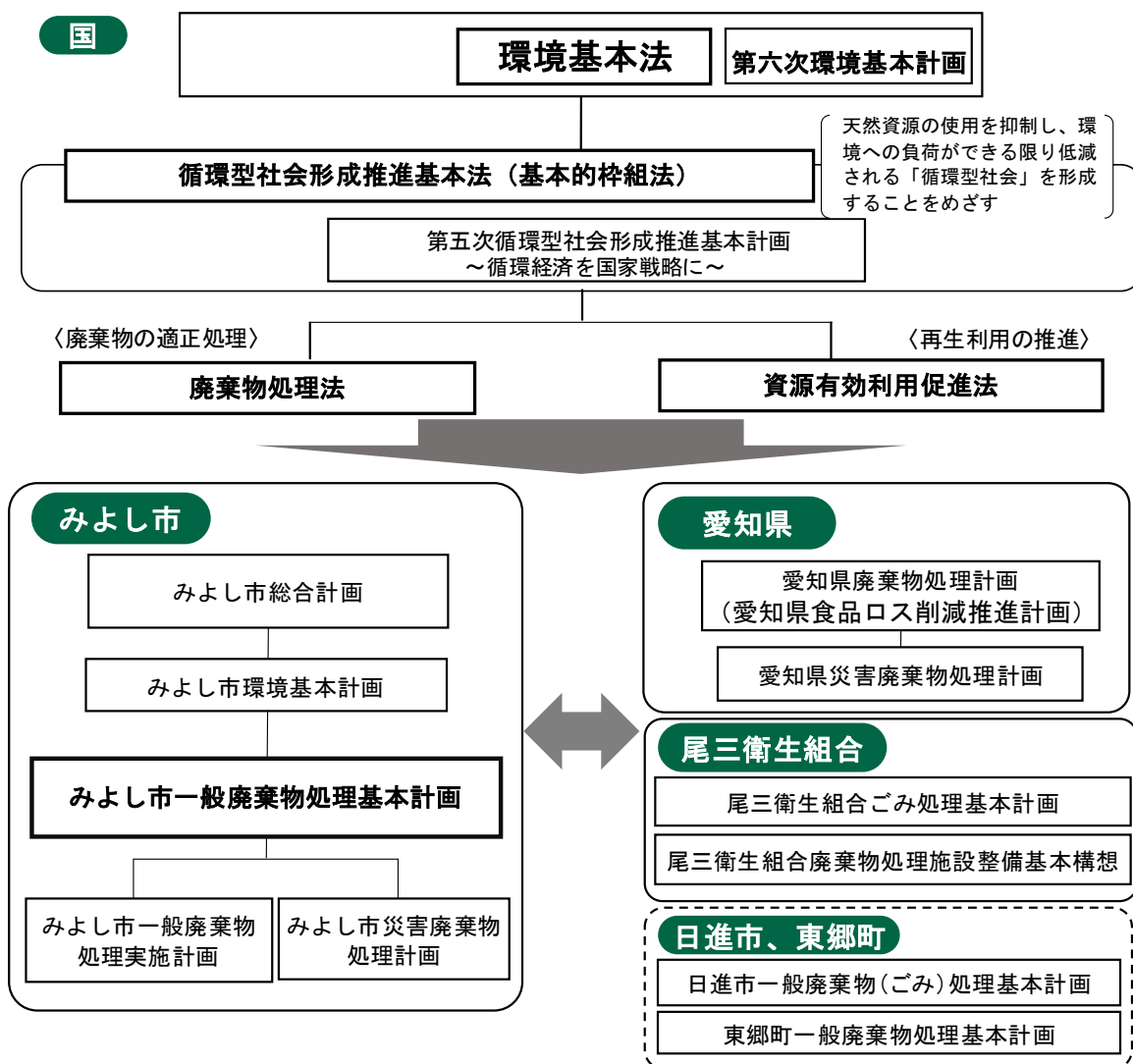


図 1-1 みよし市一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

(1) 計画対象地域

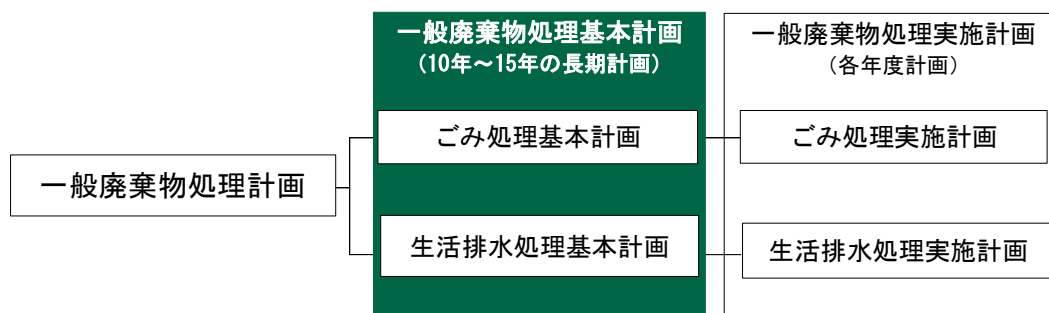
本計画における計画対象区域は本市全域とします。

(2) 計画の範囲

一般廃棄物処理計画は長期的、総合的な視点に立ち、廃棄物処理の基本的事項を定

める「一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）」と基本計画実施のために必要な各年度の事業について定める「一般廃棄物処理実施計画」により構成されます。

本計画はごみ処理基本計画編と生活排水処理基本計画編を備えた計画とします。



(3) 計画期間及び計画目標年度

本計画は令和9年度を初年度とし、10年後の令和18年度を計画目標年度とします。また、概ね5年後に中間目標年度を設定し、計画の進行管理を行うこととします。また、計画期間中に計画策定の前提となる諸条件に大きな変化があった場合等には、必要に応じて見直します。

年度	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
計画期間	初年度	→			中間年度	→				目標年度

3 循環型社会形成推進のための関係法令及び関連計画

(1) 循環型社会形成推進のための関係法令・法体系

国は循環型社会の形成と推進に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法を整備しています。

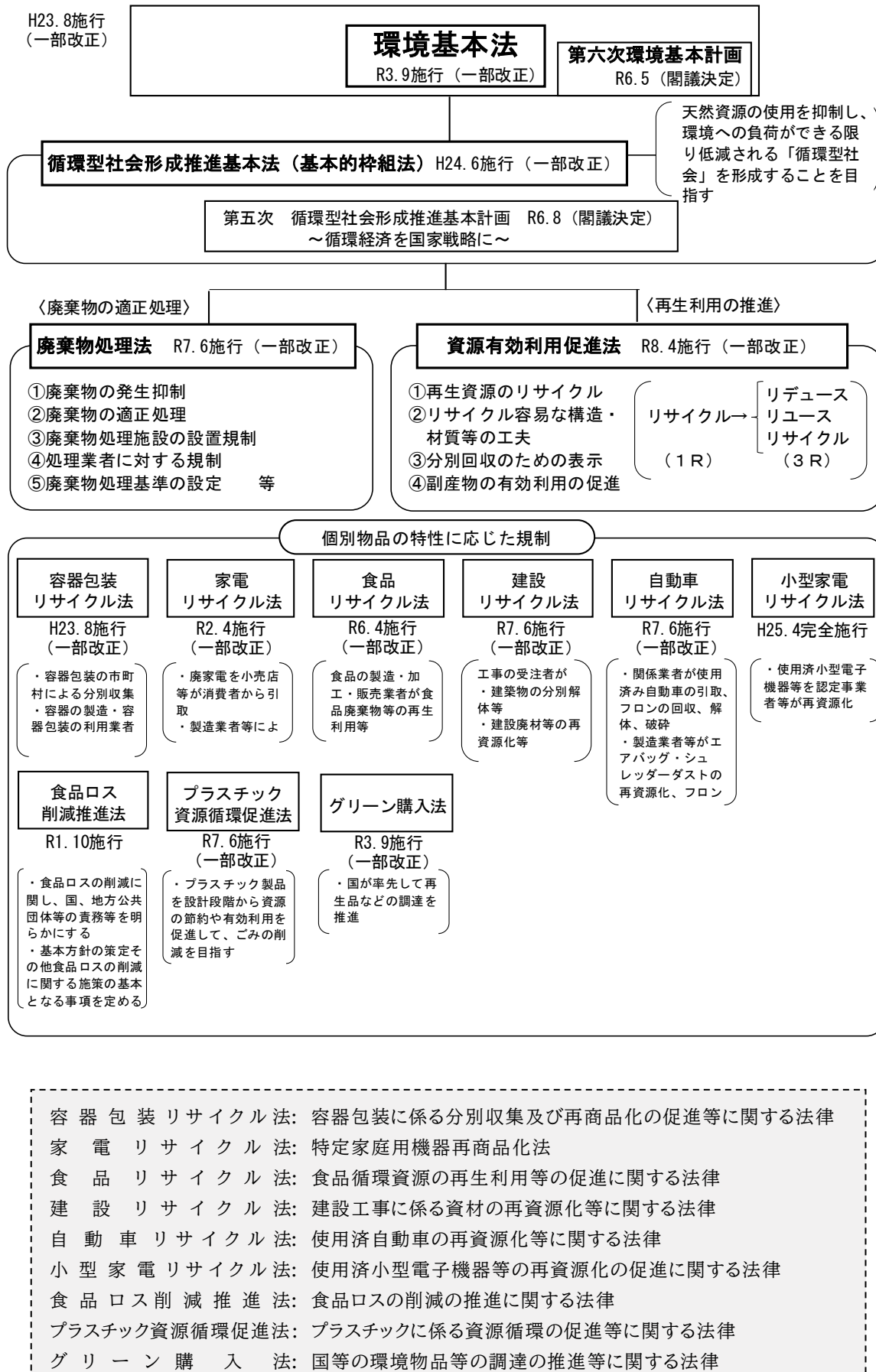


図 1-2 関係法令の体系

(2) 国及び県の廃棄物行政の動向

①国の動向

◆プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

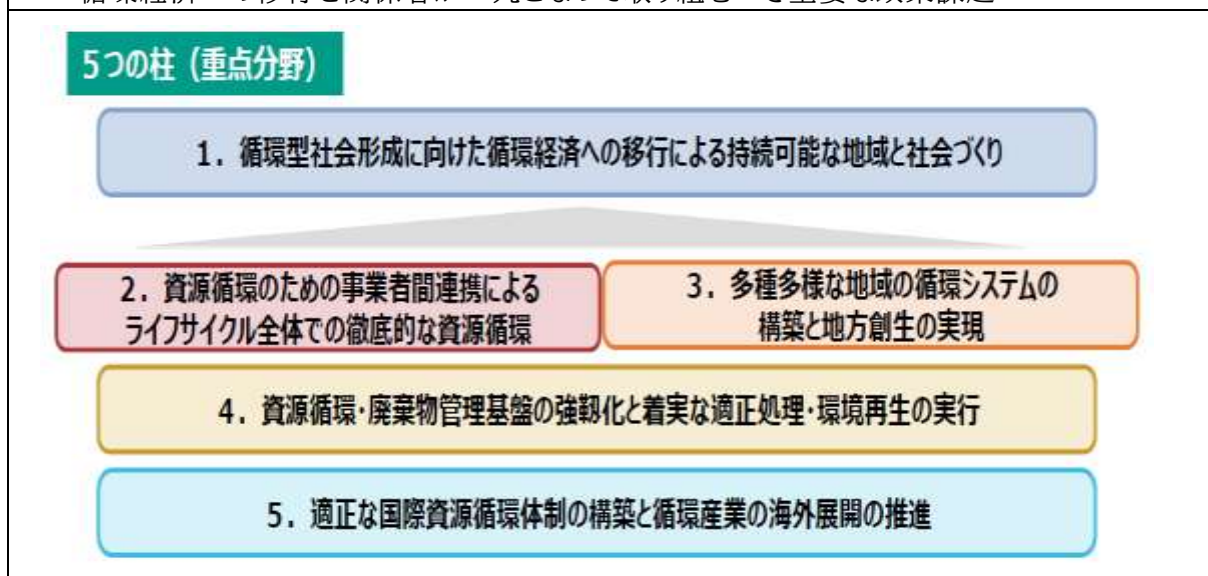
(以下「プラスチック資源循環促進法」という)令和4年4月施行

プラスチック資源循環促進法の概要
製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組み(3R+Renewable※)を促進するための措置を講じるための法律

※Renewable：再生可能

◆第五次循環型社会形成推進基本計画策定 令和6年8月

循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題



◆第六次環境基本計画策定 令和6年5月

項目	内 容
目的	「環境保全」を通じた、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング※、経済厚生への向上」、「人類の福祉への貢献」
ビジョン	「循環共生型社会」(環境収容力を守り環境の質を上げることによって成長・発展できる文明) 【循環】(≡科学) ■炭素等の元素レベルを含む自然界の健全な物質循環の確保 ■地下資源依存から「地上資源基調」へ ■環境負荷の総量を削減し、更に良好な環境を創出 ⇔ 【共生】(≡哲学) ■我が国の伝統的自然観に基づき、人類が生態系の健全な一員に ■人と地球の健康の一体化(プレネタリーヘルス) ■一人一人の意識・取り組みと地域・企業等の取組、国全体の経済社会の在り方、地球全体の未来が、同心円
方針	将来にわたって「ウェルビーイング/高い生活の質」(市場的価値+非市場的価値)をもたらす「新たな成長」:「変え方を変える」6つの視点(①ストック、②長期的視点、③本質的ニーズ、④無形資産・心の豊かさ、⑤コミュニティ・包摂性、⑥自立・分散の重視)の提示 ■ストックである自然資本(環境)を維持・回復・充実させることが「新たな成長」の基盤 ■無形資産である「環境価値」の活用による経済全体の高付加価値化等
重点戦略	環境・経済・社会の統合的向上の高度化のための6つの戦略 1. 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築 2. 自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上 3. 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり 4. 「ウェルビーイング/高い生活の質」を実感できる安全・安心かつ、健康で心豊かな暮らしの実現 5. 「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装 6. 環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献
計画の効果的実施	6つの重点戦略【第2部】 (経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際) 個別分野の重点的施策 ○気候変動対策 3年ごとの地球温暖化対策計画の見直しの検討 ○循環型社会の形成 令和6年度までに、第五段階循環型社会形成推進基本計画を策定し、循環経済への移行を加速化 ○生物多様性の確保・自然共生 生物多様性国家戦略2023-2030に掲げられた5つの基本戦略にのっとり、各種施策を推進。2030年までに、生物多様性の損失を止め、反転させる『ネイチャーポジティブ』を実現 ○水・大気・土壌の環境保全、環境リスクの管理 人の命と環境の保護、良好な環境の創出、科学的知見の充実、人材の育成及び技術の開発・継承 国際協力の推進、化学物質管理、環境保健対策(水環境対策の推進等) ○基盤となる施策 環境影響評価、環境研究・技術開発、環境教育、ESD、防災型地、環境情報 等 ○東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応 環境保全施策の体系【第3部】 計画の効果的実施【第4部】 ●他計画との連携：環境保全に関しては本計画の基本的な方向に沿ったものとする。 ●全体の進捗状況の点検 2025～2028年度 ↓ 計画の見直し(2029年度)

※ウェルビーイング:身体的・精神的・社会的に満たされた「良好な状態」のことで、単なる健康だけでなく、生きがいや豊かな自然環境とのつながり、主観的な幸福感を含む包括的な概念。

資料:環境基本計画(令和6年5月閣議決定)の要約・抜粋

◆「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更 令和 7 年 2 月

第五次循環型社会形成推進基本計画と整合を図るため国が目標値を改定
[指標(抜粋)]

- ・一人一日当たりの家庭系ごみ排出量:440g(R7)⇒478g(R12)
- ・一般廃棄物の出口側循環利用:28%(R9)⇒26%(R12)
- ・一人一日当たりごみ焼却量(追加): — ⇒580g(R12)
- ・一般廃棄物の最終処分量:H24 年度比 31%削減(R7)⇒R4 年度比 5%削減(R12)

②SDGsの取り組み

世界では平成27(2015)年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、略称:SDGs(エスディーゼーズ))が令和12(2030)年までの具体的な指針として掲げられました。我が国では、平成28(2016)年12月に「SDGs実施指針」を策定し、令和元(2019)年に同方針が改定され、「SDGsアクションプラン」を毎年策定し、国内における実施と国際協力の両面でSDGsを推進しています。

SDGsは17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

ごみに関係するSDGsの取り組みを推進していく上では、プラスチックごみや食品ロスの削減に向けた取り組みが一層重要と考えられています。



③愛知県の動向

愛知県では令和 4 年 2 月に「愛知県廃棄物処理計画(愛知県食品ロス削減推進計画)(2022年度～2026年度)」を策定しています。

この計画は、循環型社会の形成に向けて、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の3R（スリーアール）の促進や、適正処理と監視指導の徹底、廃棄物処理施設の整備、循環ビジネスの振興などに関する基本的な方向を定めています。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律において、都道府県が定めるべきものとされる「食品ロス削減推進計画」を含めた内容となっています。

●施策の展開

- 施策1 3Rの促進
- 施策2 適正処理と監視指導の徹底
- 施策3 廃棄物処理施設の整備の促進
- 施策4 非常災害時等における処理体制の構築
- 施策5 循環ビジネスの振興
- 施策6 プラスチックごみ削減の推進
- 施策7 食品ロス削減の推進（愛知県食品ロス削減推進計画）

④広域的な取り組み（愛知県 焼却施設）

愛知県では平成10年10月に「愛知県ごみ焼却処理広域化計画（第1次計画）」を策定。その後、平成21年3月に「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定し、平成31年に現在の「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定しています。この計画で本市は瀬戸市、尾張旭市、日進市、長久手市、東郷町と尾張東部・尾三ブロックに位置付けられています。このブロックでは尾張東部衛生組合晴丘センターごみ焼却施設及び尾三衛生組合東郷美化センターの2施設を使用し、2018年度以降に1施設への集約化を目指していた。

a. 令和3年度～令和12年度の整備計画

引き続き2施設による処理体制を目指す。

施設名	事業主体	処理能力 (t/日)	供用開始 年度	各年度の施設供用状況（数値は供用年数）										備考
				2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
尾張東部衛生組合 晴丘センターごみ焼却施設	尾張東部衛生組合	300	1992	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	2019～2021年度に基幹改良
尾三衛生組合 東郷美化センター	尾三衛生組合	200	1997	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	2015～2019年度に基幹改良※

※ 基幹改良から10年を超える供用期間（実線）は尾三衛生組合の想定により作成

出典：愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021年度～2030年度）2021年11月愛知県

b. 令和13年度～令和32年度の処理体制の方向性

令和15年度以降を目安に尾張東部衛生組合晴丘センターごみ処理施設と尾三衛生組合東郷美化センターを統合し、焼却処理必要能力が300t/日以上となる1施設による処理体制を目指す。

施設名	事業主体	処理能力 (t/日)	供用開始 年度	各年度の施設供用状況（数値は供用年数）				備考
				2031～2035	2036～2040	2041～2045	2046～2050	
尾張東部衛生組合 晴丘センターごみ焼却施設	尾張東部衛生組合	300	1992	35～39	40～44	45～49	50～54	施設統合に合わせ供用※ ¹
尾三衛生組合 東郷美化センター	尾三衛生組合	200	1997	33～37	38～42	43～47	48～52	施設統合に合わせ供用※ ¹
（統合）新ごみ処理施設	—	427※ ²	2033 以降					2033年度以降に2施設を統合

※¹ 基幹改良から10年を超える供用期間（実線）は尾張東部衛生組合及び尾三衛生組合の想定により作成

※² 焼却処理必要能力の推計値

出典：愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021年度～2030年度）2021年11月愛知県

以上が「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画」における、将来的な施設統合の方向性となっていますが、実際のスケジュールには大きな乖離が生じており、令和43年度までは尾三衛生組合単独で処理をする必要があり、令和16年度稼働を目指し、新しいごみ処理施設と粗大・不燃ごみ処理施設を整備していくこととなっています。

⑤国及び県の廃棄物処理の目標

本計画の上位計画にあたる国及び愛知県の数値目標を表1-1に示します。

表1-1 廃棄物減量目標

項目	愛知県廃棄物処理計画	国の設定した目標値		
		廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針	第五次循環型社会形成推進基本計画	廃棄物処理施設整備計画
策定年月	令和4（2022）年2月	令和7（2025）年2月	令和6（2024）年8月	令和5（2023）年6月
もとなる法律名	循環型社会形成推進基本法及び廃棄物処理法	廃棄物処理法	循環型社会形成推進基本法	廃棄物処理法
目標年度	令和8（2026）年度	令和12（2030）年度	令和12（2030）年度	令和9（2027）年度
排出量に係る目標値	○排出量：239万t 〈2019年度比削減率▲6%〉 ○1人1日あたりの家庭系ごみ排出量：480g/人日（※1） 〈2019年度比削減率▲8%〉	○一般廃棄物の排出量を令和4（2022）年度比約9%削減 ○1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を478g（※1）	○1人1日あたりのごみ焼却量：約580g	
再生利用に係る目標値	○再生利用率：23% 〈2019年度比 +2ポイント〉	[令和12年度] 出口側の循環利用率を約26%	○資源生産性：約60万円/トン ○再生可能資源及び循環資源の投入割合：約34% ○入口側の循環利用率：約34% ○出口側の循環利用率：約44%	[令和9年度] 出口側の循環利用率を約28%
中間処理に係る目標値		○1人1日あたりごみ焼却量（追加）：約580g	○廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合：46%（目標年次：2027年度） ○長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合：100%（目標年次：2027年度）	
最終処分に係る目標値	○18万6千t 〈2019年度比削減率▲4%〉	○最終処分量を令和4（2022）年度比約5%削減 ○一般廃棄物の最終処分場の残余年数：22.4年分を維持（令和12年度）	○最終処分量：約1,100万トン ○最終処分場の残余年数・残余年数 ○一般廃棄物最終処分場：2020年度の水準（22年分）を維持	残余年数：2020年度の水準（22年分）を維持
その他	[愛知県食品ロス削減推進計画] ○家庭系食品ロス発生量：189千t 〈2030年度目標：178千t〉 ○事業系食品ロス発生量：244千t 〈2030年度目標：235千t〉	○廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合：46%（令和9年度）	[循環型社会の全体像に関する取組指標と数値目標] ○廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識：90% ○具体的な3R行動の実施率：50%	

※1：資源ごみ及び集団回収量を除く。

第2章 みよし市の概況

第1節 自然環境

1 位置・地勢

本市は愛知県のほぼ中央部、西三河地区の西端にあり、名古屋市中心部から東へ約17km、豊田市中心部から西へ約7kmに位置し、豊田市、刈谷市、日進市、愛知県東郷町と隣接しています。東西約5km、南北約10km最大幅があり、市域面積は32.19km²となっています。



図 2-1 本市の位置図

2 気候

本市の気候は表日本気候のうち東海式気候区に属し、比較的温暖で、冬の少雨、乾燥と夏の高温、多雨となっています。

今後は気候変動による豪雨や大型台風への注意が必要です。

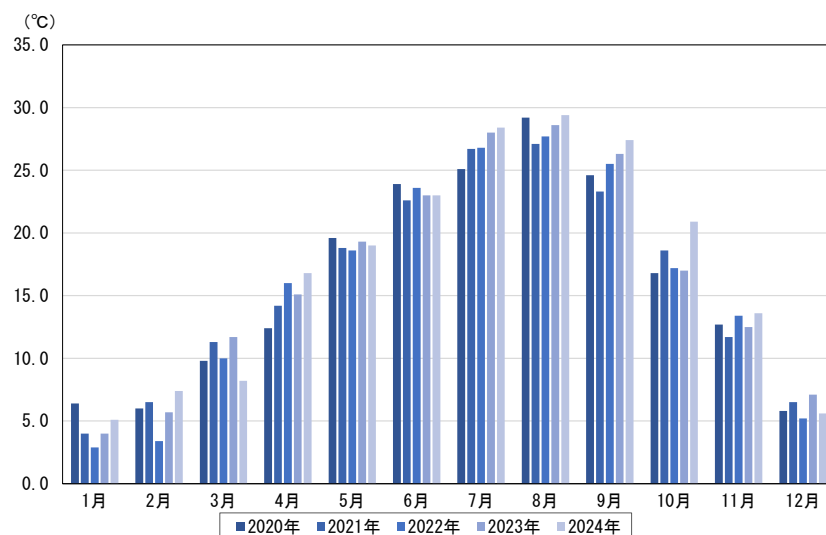


図 2-2 過去の月別降水量（豊田アメダスデータ）

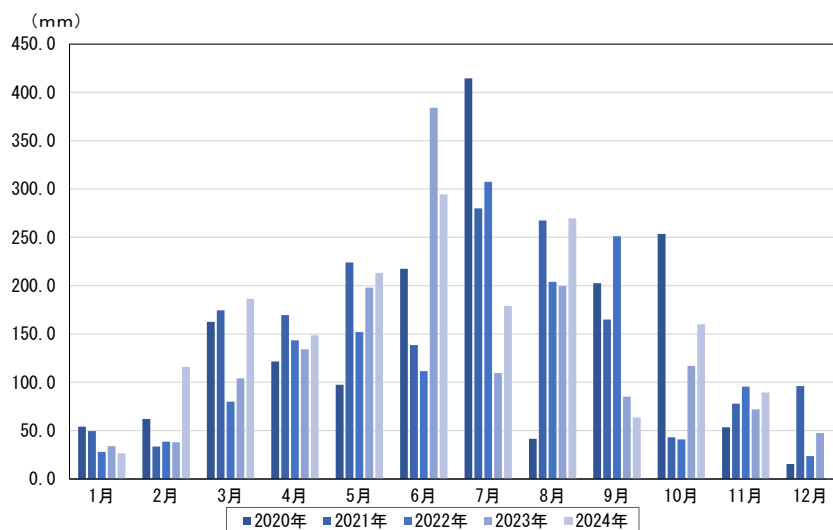


図 2-3 過去の月別平均気温（豊田アメダスデータ）

3 地勢

本市は豊田市側の北部から南部にかけて丘陵地を構え、南部から北部に向かって徐々に高くなっています。標高10メートル程度の低起伏な丘陵地です。

南部の丘陵地は果樹栽培を主とした農業地帯となっていて、北部の丘陵地には土地区画整理事業により整備された住宅地が広がり、中央部の平坦地に市役所をはじめ公共施設が集積しています。本市の北部を源とする境川が東郷町との境界部を流れ、本市の東南端を豊田市から続く逢妻女川が流れ、その地域は主な水田地帯となっています。

第2節 社会的環境

1 人口及び世帯数

本市の人口は令和6年まで増加傾向にありましたが、平成20年頃から増加が鈍化し、令和元年頃からは横ばいになっています。

一方、世帯数は増加し続けていることから、世帯当たりの人員数は減少しています。

年齢層別人口は男女ともに、50～54歳に人口のピークがあります。

また、高齢化率も増加しており、令和7年は19.3%で高齢社会となっていますが、あと数年で超高齢社会になると思われます。

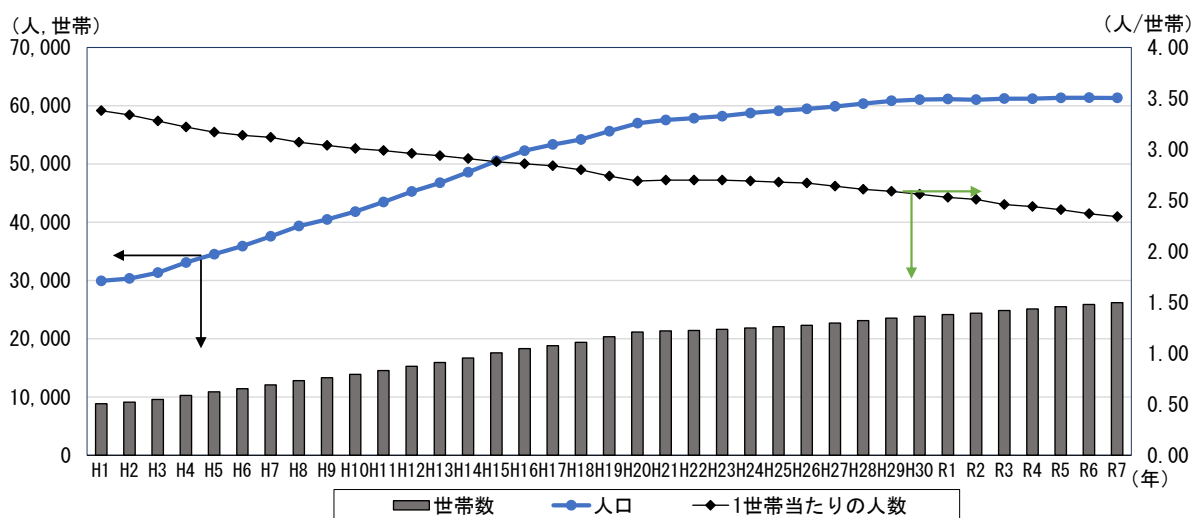


図 2-4 人口及び世帯数の推移

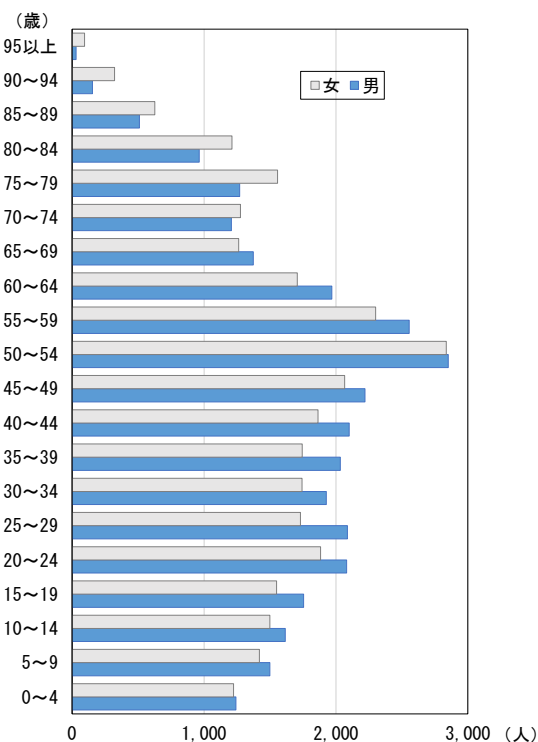


図 2-5 年齢別人口 (R7年4月)

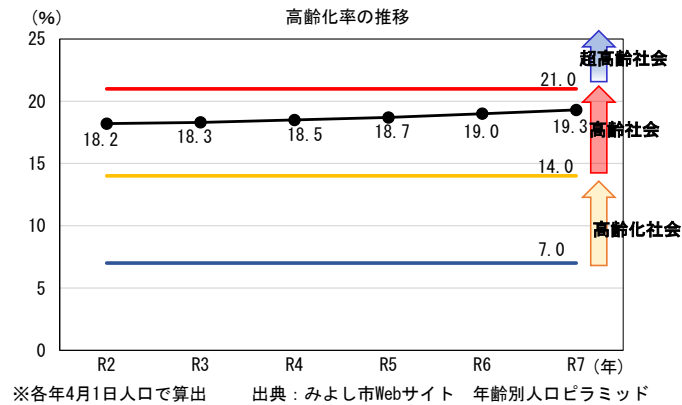
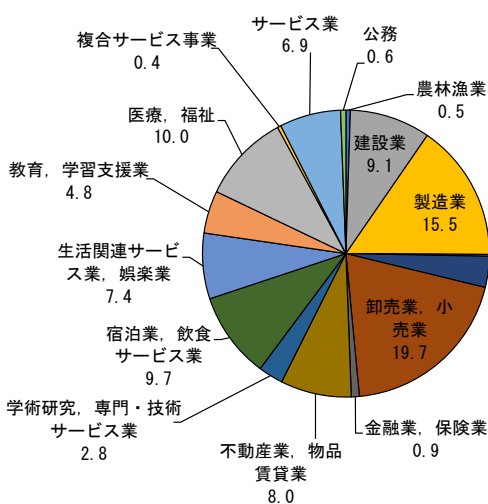


図 2-6 高齢化率の推移

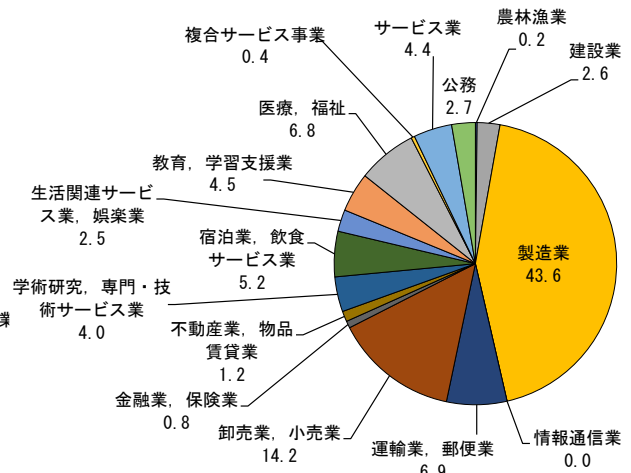
2 産業

産業分類別の内訳は、事業所数割合は卸売業、小売業が約19.7%で最も多く、従業者数割合では製造業が約43.6%と最も多くなっています。

【事業所数割合】



【従業者数割合】



出典：みよしのしり専科 みよしの統計 令和6年度版

図 2-7 産業分類別事業所数、従業者数割合

3 土地利用状況

本市の土地利用状況は宅地が約30%、田、畑がそれぞれ約13%となっています。

表 2-1 土地利用状況

(単位:ha)

	総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
令和6年	3,219	404	406	986	107	17	253	1,046
	100.0%	12.6%	12.6%	30.6%	3.3%	0.5%	7.9%	32.5%

※ 1月1日現在

出典：みよしのしり専科 みよしの統計 令和6年度版

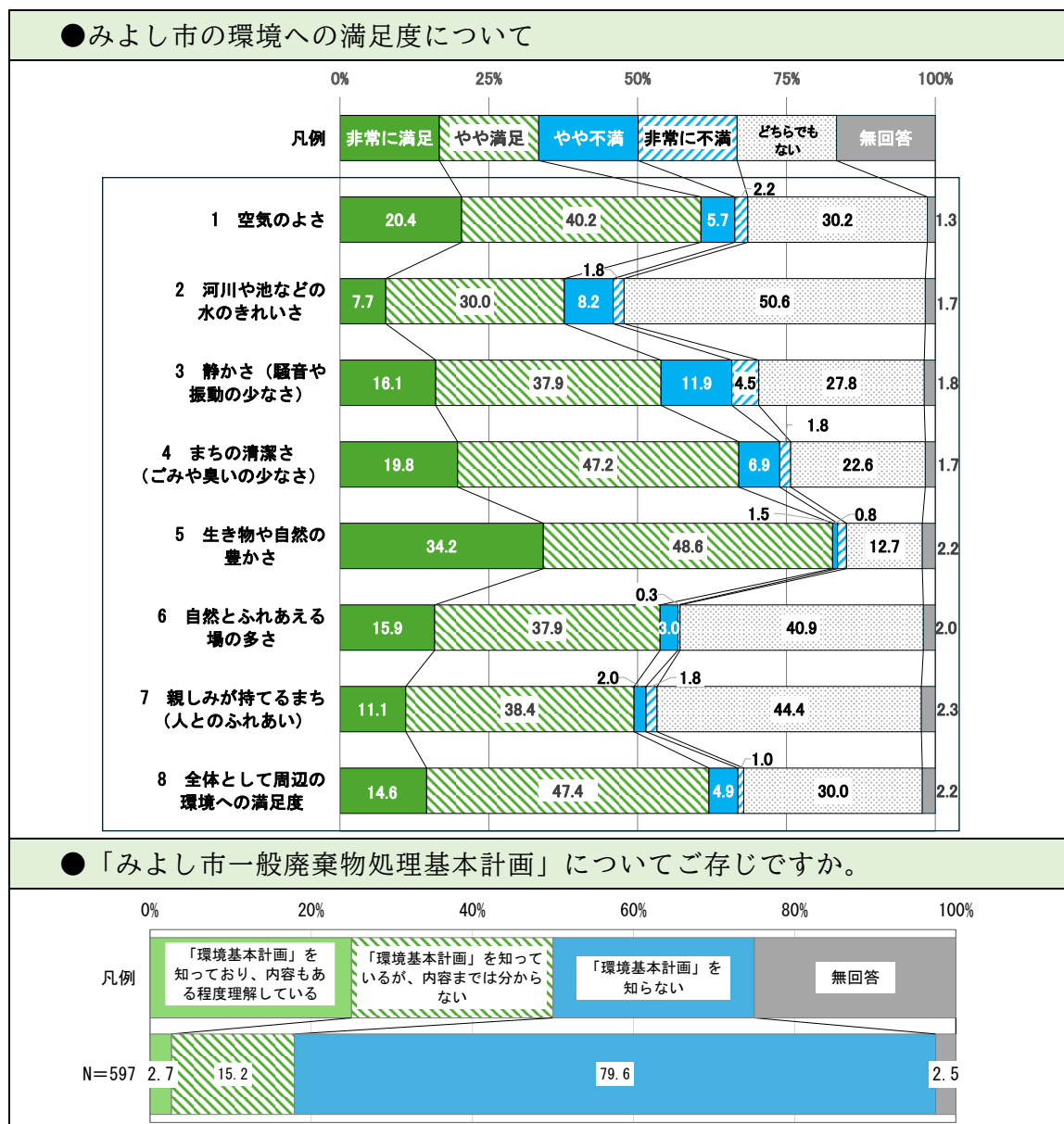
4 市民意向調査結果

令和7年10月から12月にかけて実施した「みよし市環境及び家庭ごみ等に関する市民アンケート調査」の結果から一般廃棄物処理基本計画策定に係る主な項目の概要を以下に示します。

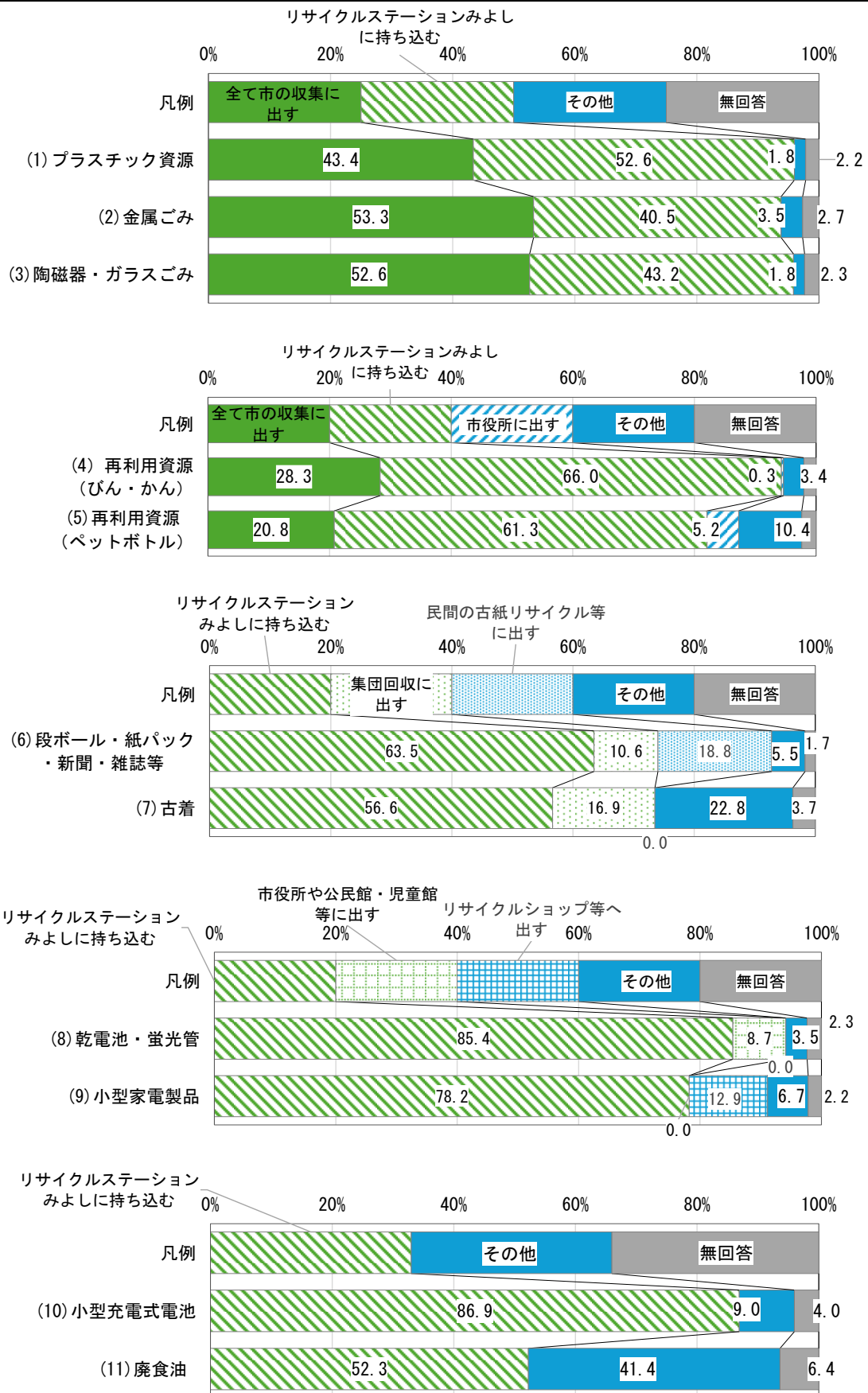
【調査の概要】

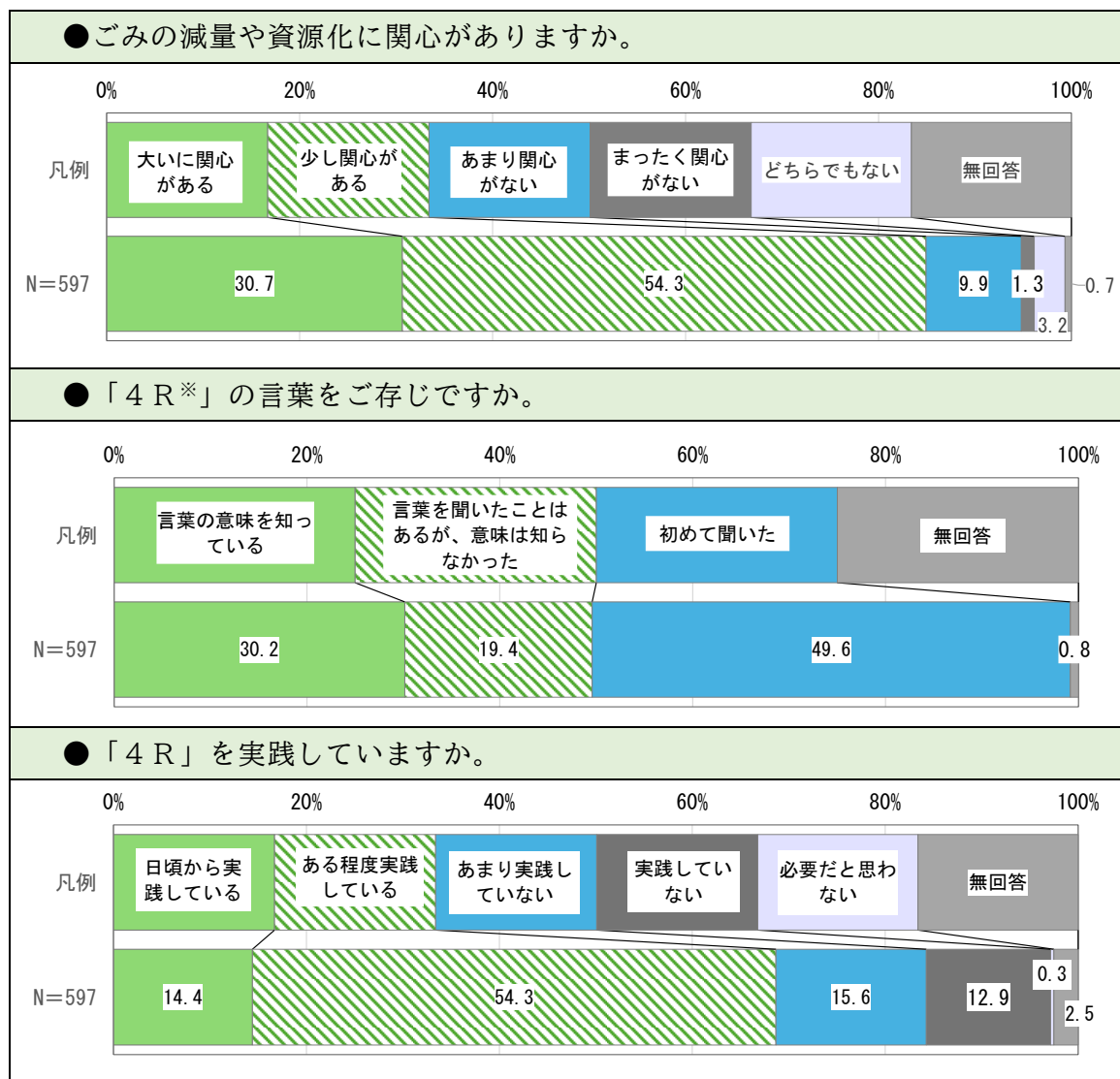
調査対象	住民基本台帳を基に無作為抽出（ただし男女比、年代比、居住地域比を考慮）した、みよし市在住の市民1,000人（満18歳以上）
調査方法	配布方法：郵送配布 回収方法：郵送回収及びWebでの回答・回収 なお、調査締め切り後に調査のお礼状等を配布し回収率向上に努めた
調査期間	調査票配布：令和7年10月28日 回収期限：令和7年11月25日
回収票数等	回収数：597件（郵送：304件、Web：293件） 回収率：59.7%

【調査結果（抜粋）】



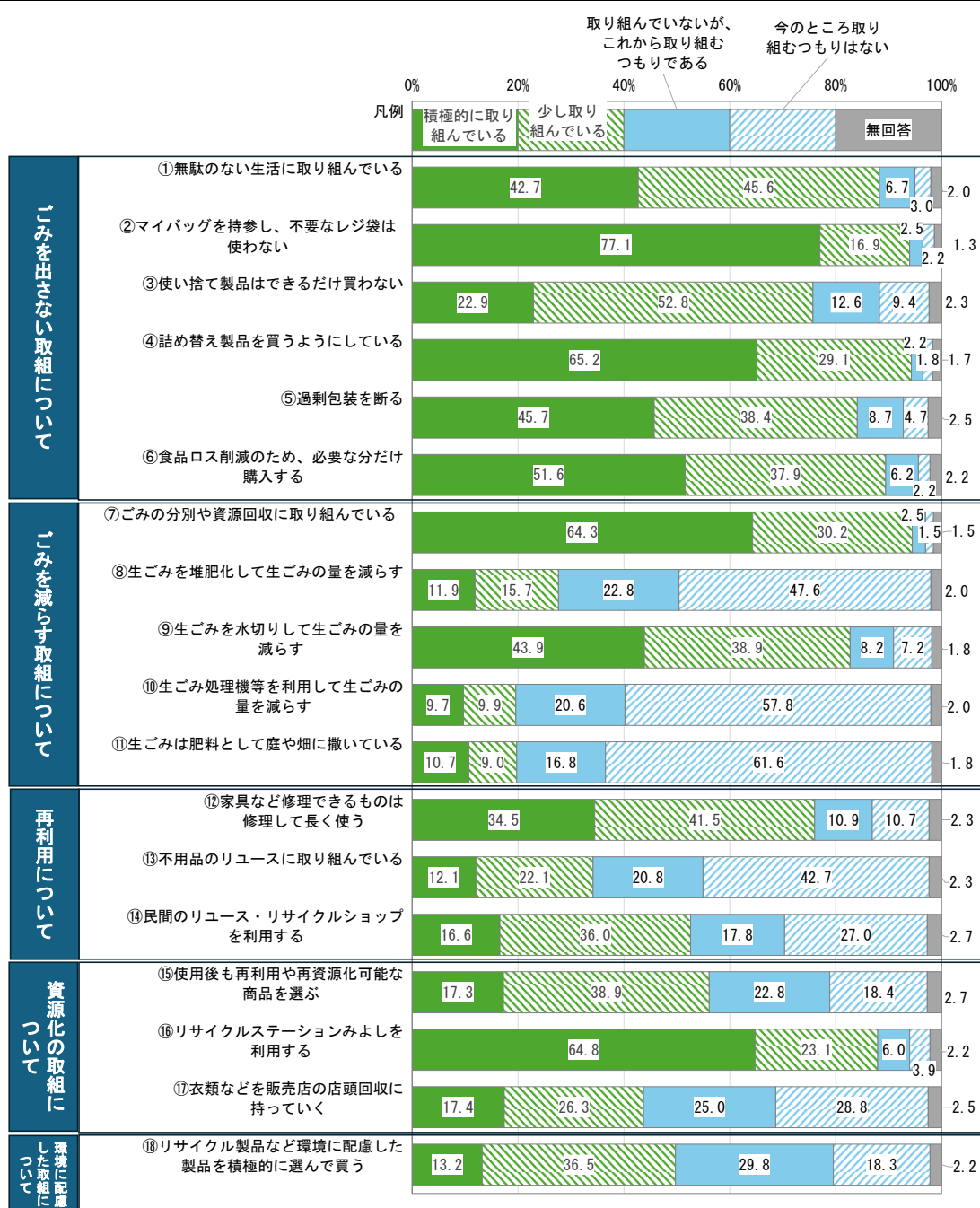
●資源ごみの出し方はどれが最も多いですか。



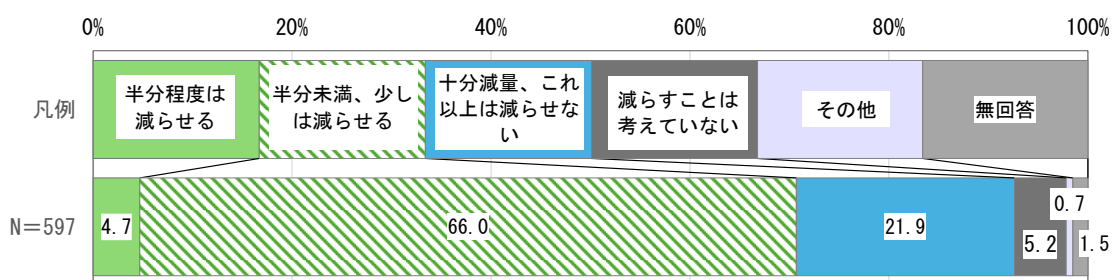


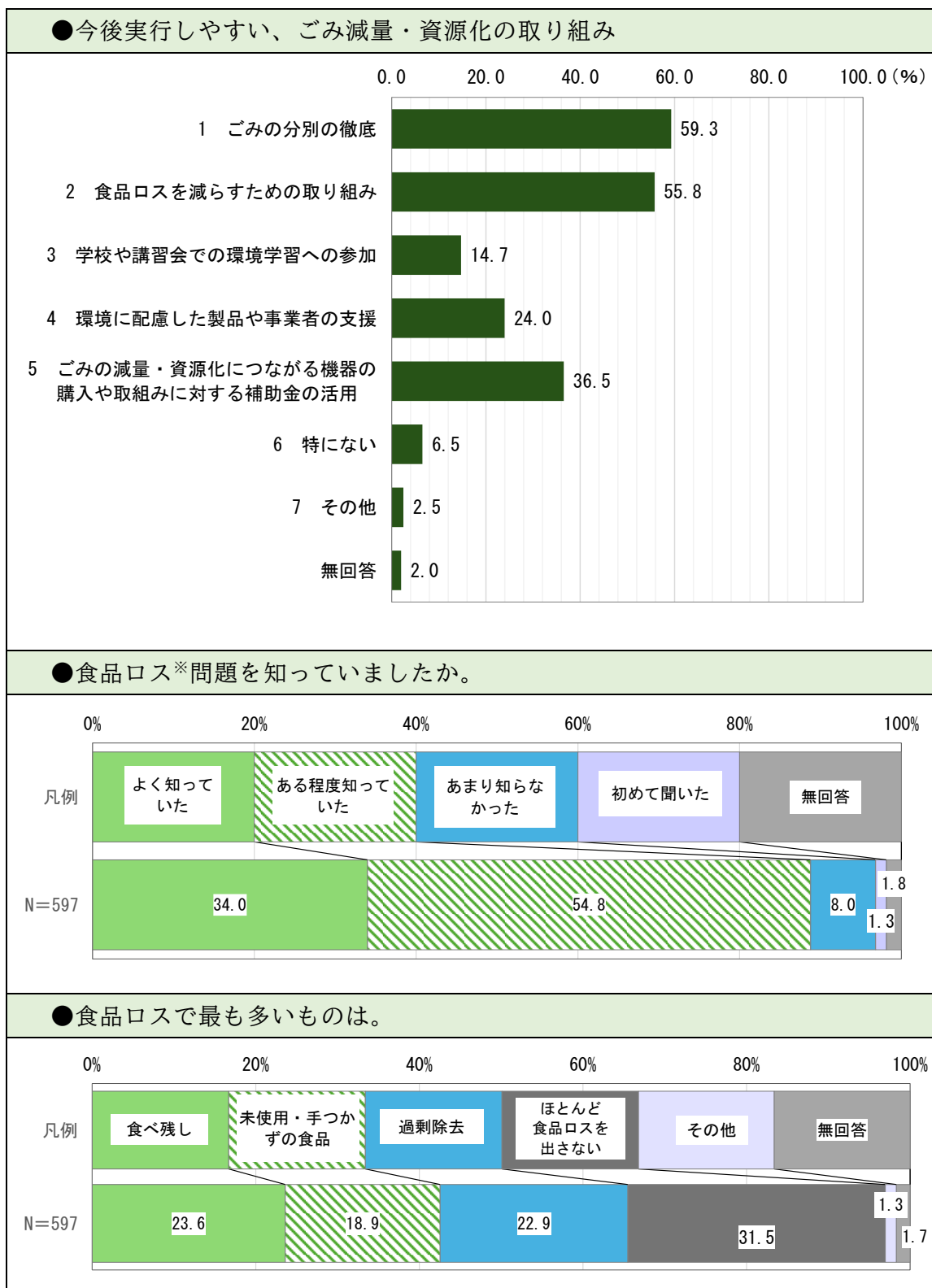
※ 4 R：Refuse（リフューズ：不要なものの受け取りを拒否する）、Reduce（リデュース：ごみの発生を減らす）、Reuse（リユース：繰り返し使う）、Recycle（リサイクル：再資源化）

●ごみ減量、資源化の具体的な取り組みについて（実践程度）



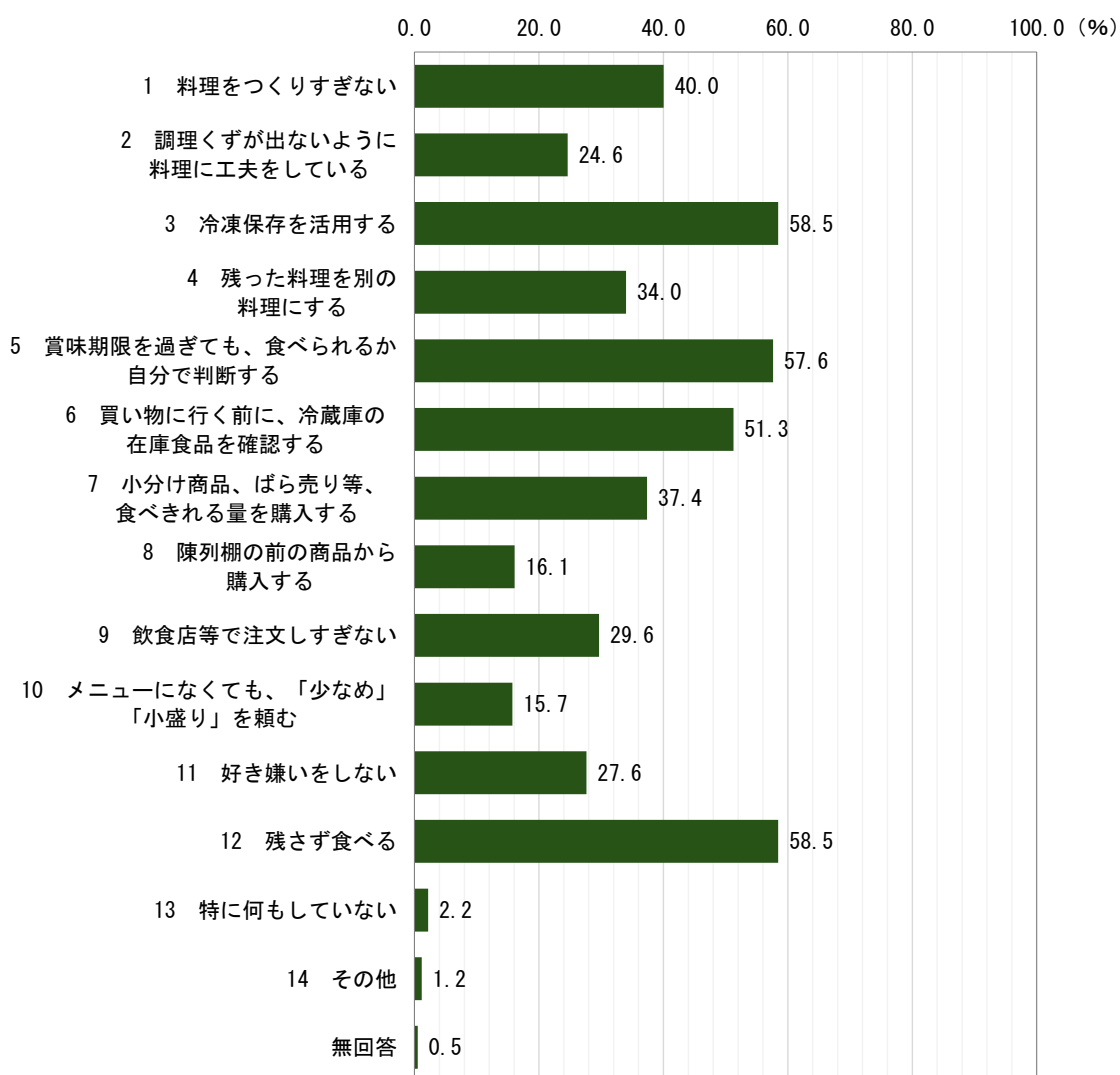
●あなたはごみ減量、資源化の取り組みで現在の排出量をどの程度減らせますか。



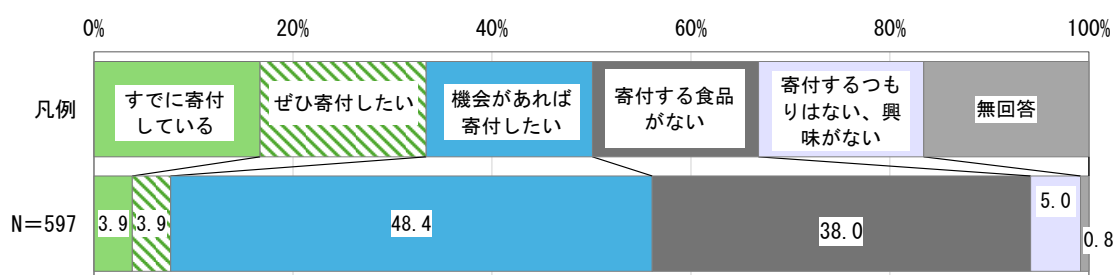


※食品ロス：本来食べられるのに廃棄される食品のこと。

●食品ロスを減らすために取り組み



●フードドライブ※を利用した食品の寄付への関心度



※フードドライブ：家庭で余っている食品を回収拠点（スーパーや自治体など）やイベントに持ち寄り、地域の福祉施設や子ども食堂、生活困窮者支援団体などに寄付する活動のこと。

5 みよし市総合計画との関係

(1) 第2次みよし市総合計画

第2次みよし市総合計画(2019-2038)抜粋

みんなで育む笑顔輝くずっと住みたいまち

基本目標	取組方針	取組分野
自然環境を守り 未来へつなぐまち	環境にやさしいまちにしよう	循環型社会

●取組分野のねらい

リサイクルステーションの増設や3Rに関するPRなどにより、市民のリサイクル意識を高め、資源の再利用や再資源化を目指します。

●目標指標

指標名	指標の定義	現状値	中間値 (令和5年)	目標値 (令和10年)
再利用資源回収率	家庭系ごみの総排出量に占める 再利用資源回収量の割合	21.1% (平成28年)	27%	28%

主な取組

1 再利用資源回収率の向上

再利用資源の有効利用とごみの減量化を推進し、市民のリサイクル意識の向上のため、リサイクルステーションを運営します。

3カ所目のリサイクルステーションを開設し、再利用資源回収率の向上を図ります。

2 リサイクル活動の支援

リサイクル意識の向上のために、市内で活動する小中学校PTAや子ども会などの団体に対し、資源ごみ回収のための活動を支援します。

3 生ごみ減量化の推進

機械式生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器の購入に対する支援をすることで、家庭から排出される生ごみを自ら処理することを推進し、生ごみの減量化を図ります。また、尾三衛生組合「東郷美化センター」から発生する焼却灰などの残渣を減少させ、最終埋立処分場の延命化を図ります。

第3節 現計画の評価

1 ごみ排出量

本市の家庭系ごみ排出量は令和2年度以降減少傾向にあります。一方、事業系ごみ排出量は平成29年度から減少していましたが、令和4年度、令和5年度に増加し、令和6年度に再び若干減少しています。

家庭系ごみ総排出量原単位は減少しており、図 2-9 に示すように、全国平均や人口規模(5万～10万人)都市の平均原単位と比較しても低い状況にあります。

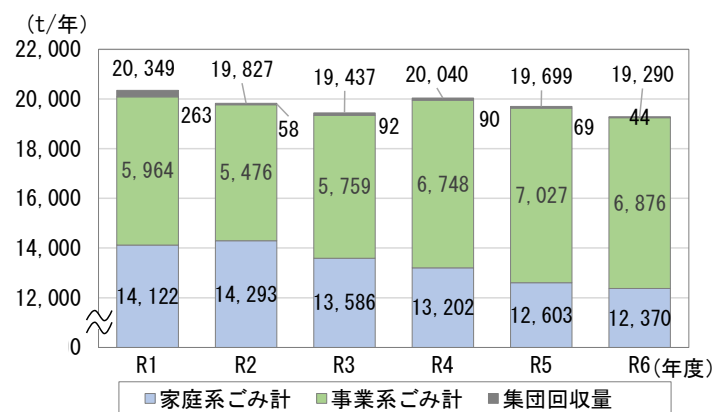


図 2-8 ごみ排出量の推移

表 2-2 ごみ排出量の実績

ごみ区分			365	365	365	366	365
			2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
行政区域内人口(10月1日)			61,234	61,217	61,439	61,403	61,383
家庭系	収集ごみ (t/年)	燃やすごみ	10,435	10,273	10,140	9,775	9,564
		資源ごみ	2,055	2,154	2,027	1,770	1,732
		粗大ごみ	107	110	103	94	102
		不燃ごみ	332	275	193	314	279
		その他のごみ	17	0	0	0	0
	収集ごみ計		12,946	12,812	12,463	11,953	11,677
	直接搬入 (t/年)	燃やすごみ	109	107	111	105	101
		粗大ごみ	665	633	597	524	573
		不燃ごみ	27	18	7	4	2
		資源ごみ	528		8	2	2
		その他	18	16	16	15	15
	直接搬入計		1,347	774	739	650	693
	家庭系ごみ計 (t/年)		14,293	13,586	13,202	12,603	12,370
	資源除く計 (t/年)		12,766	11,432	11,183	10,835	10,640
事業系	許可収集 (t/年)	燃やすごみ	3,222	3,597	4,177	4,241	4,150
		資源ごみ	130	117	148	140	156
	許可収集計		3,352	3,714	4,325	4,381	4,306
	直接搬入 (t/年)	燃やすごみ	1,769	1,773	1,992	2,234	1,979
		不燃ごみ	5	2	0	0	0
		粗大ごみ	7	10	12	11	13
		資源ごみ	343	260	419	401	578
	直接搬入計		2,124	2,045	2,423	2,646	2,570
	事業系ごみ計 (t/年)		5,476	5,759	6,748	7,027	6,876
ごみ排出量 (t/年)		19,769	19,345	19,950	19,630	19,246	
集団回収量		(t/年)	58	92	90	69	44
		紙類	57	89	86	66	42
		紙バック		1	1	1	1
		金属類			1	1	
		布類	1	2	2	1	1
ごみ排出量総排出量 (t/年)		19,827	19,437	20,040	19,699	19,290	

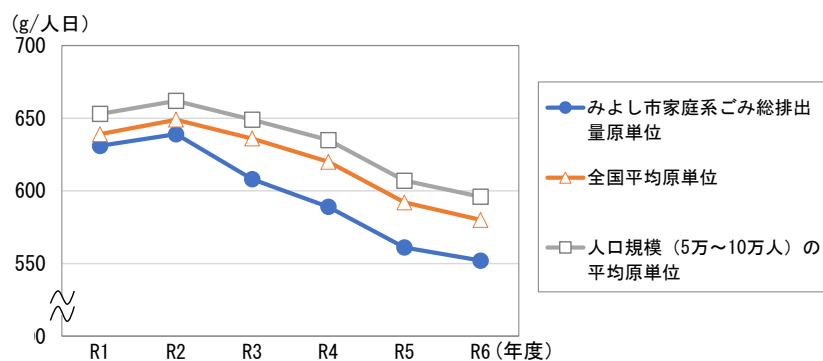


図 2-9 家庭系ごみ排出量原単位の推移

表 2-3 ごみ排出量原単位の実績

ごみ区分			365	365	365	366	365
			2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
行政区域内人口(10月1日)			61,234	61,217	61,439	61,403	61,383
家庭系	収集ごみ (g/人日)	燃やすごみ	467	460	452	435	427
		資源ごみ	92	96	90	79	77
		粗大ごみ	4.8	4.9	4.6	4.2	4.6
		不燃ごみ	14.9	12.3	8.6	14.0	12.5
		その他のごみ	0.8	0	0	0	0
		収集ごみ計	579	573	556	532	521
	直接搬入 (g/人日)	燃やすごみ	4.9	4.8	4.9	4.7	4.5
		粗大ごみ	29.8	28.3	26.6	23.3	25.6
		不燃ごみ	1.2	0.8	0.3	0.2	0.1
		資源ごみ	24	0.0	0.4	0.1	0.1
		その他	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7
		直接搬入計	60	35	33	29	31
	計 (g/人日)		639	608	589	561	552
	資源除く計 (g/人日)		571	512	499	482	475
事業系	許可収集 (t/日)	燃やすごみ	8.8	9.9	11.4	11.6	11.4
		資源ごみ	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4
	許可収集計		9.2	10.2	11.8	12.0	11.8
	直接搬入 (t/日)	燃やすごみ	4.8	4.9	5.5	6.1	5.4
		不燃ごみ	0	0	0	0	0
		粗大ごみ	0	0	0	0	0
		資源ごみ	0.9	0.7	1.1	1.1	1.6
	直接搬入計		5.8	5.6	6.6	7.2	7.0
	計 (t/日)		15.0	15.8	18.5	19.2	18.8
	資源除く計 (t/日)		13.7	14.7	16.9	17.7	16.8
ごみ排出量 (g/人日)		885	866	890	873	859	
集団回収量 (g/人日)		2.6	4.1	4.0	3.1	2.0	
ごみ排出量総排出量 (g/人日)		887	870	894	877	861	

2 リサイクル率

本市のリサイクル率は令和3年度に減少し、その後ほぼ横ばいで推移しています。

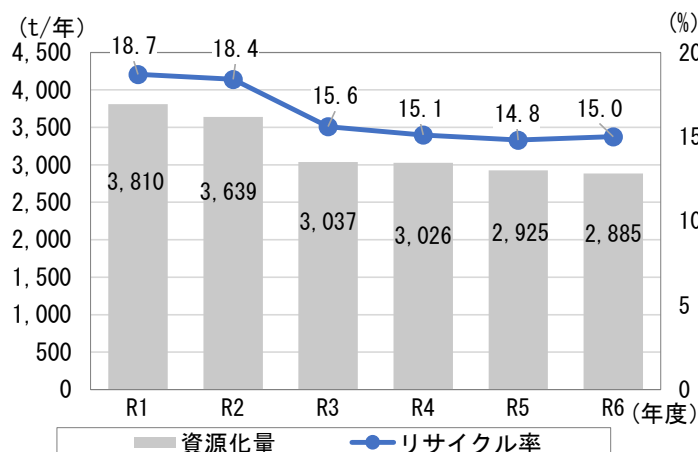


図 2-10 リサイクル率の推移

第4節 ごみ処理の状況と課題

1 ごみ処理体制

(1) 収集・運搬

本市の収集対象地域は行政区域全域であり、定められた分別区分と排出方法に則り家庭から排出された一般廃棄物を収集対象としています。事業系一般廃棄物は、排出者自ら直接搬入もしくは許可業者により収集されたものを東郷美化センターで受け入れています。

収集方式は表 2-4 に示すとおりです。

家庭系ごみの排出は、収集日の当日の午前 8 時 30 分までに決められた集積場所に、必ずごみ処理手数料が含まれている市の指定袋に入れて排出していただきます。市の指定袋以外、市の指定袋でもごみに袋を貼り付けてあるだけのもの、袋に入りきらず上からごみ袋を覆いかぶせてあるものなど、ごみ出しマナーが守られていないものは回収できません。

なお、引っ越しなどにより粗大ごみが一度に多量に出た場合などは、東郷美化センターへ直接持ち込むことができます。

表 2-4 分別区分と収集方式等

区分		処理主体	収集方法	収集頻度
家庭系ごみ	燃やすごみ	市(委託)	指定袋によるステーション方式	週 2 回
	金属ごみ	市(委託)		月 2 回
	陶磁器・ガラス	市(委託)		月 1 回
	粗大ごみ	市(委託)	戸別方式	週 1 回
	再生利用資源	びん	ステーション方式及び拠点方式	ステーション方式：月 1 回 拠点方式：随時
		かん		
		ペットボトル		
		古紙類	拠点方式	随時
		古着		
		プラスチック資源	ステーション方式及び拠点方式	ステーション方式：週 1 回 拠点方式：随時
		白色トレイ	拠点方式	随時
		廃食用油		
		小型家電製品		
		その他		
		割り箸、スプレー缶、使い捨てライター、自動車・オートバイ用バッテリー、インクカートリッジ		
	陶磁器		市(直営)	
	有害ごみ	乾電池・小型充電式電池・蛍光灯・水銀体温計	市(直営)	
事業系ごみ (一般廃棄物)	燃やすごみ	排出者 許可業者	—	—
	剪定枝(草ごみ)	排出者 許可業者	—	—
自己搬入 (家庭系)	燃やすごみ	排出者	—	—
	燃えないごみ	排出者	—	—
	粗大ごみ	排出者	—	—
	コンクリートがら	排出者	—	—
集団回収 資源ごみ	新聞、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック、古布、かん	民間事業者	—	—

【指定袋料金】

指定袋種類	指定袋料金	指定袋種類	指定袋料金
燃やすごみ(大)	15 円/枚	燃やすごみ(小)	10 円/枚
金属類(大)	15 円/枚	金属類(小)	10 円/枚
陶磁器・ガラス(大)	15 円/枚	陶磁器・ガラス(小)	10 円/枚
プラスチック資源	15 円/枚	粗大ごみ処理券	500 円/枚

【東郷美化センター直接搬入料金】

搬入量	料金
20 キログラムまで	400 円
20 キログラムを超える場合	10 キログラムにつき 200 円



家庭ごみ & 再利用資源の分け方・出し方



◆ 必ず市指定のごみ袋を使用して袋の上をしばってから収集日当日の朝8時30分までに出してください。
 ◆ 正しい出し方を守り、ごみ集積場所の近くの方に迷惑をかけないようにしましょう。(朝8時、夜間のごみ出しは絶対にしないで！)
 ◆ ごみの分別と減量にご協力ください。

燃やすごみ	市指定ごみ袋	燃やすごみ (燃焼する、燃やさないごみ) 木くず、草、葉、花びらなど プラスチック製容器包装 (ペットボトルは入れないで下さい) プラスチック製品 (プラスチック製容器包装、プラスチック製容器包装、プラスチック製容器包装) その他 (プラスチック製容器包装、プラスチック製容器包装、プラスチック製容器包装)	燃やすごみ 使いまわして穴を開けていないスプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベ 必ず穴を開けてお出しください リサイクルステーションへ
プラスチック	市指定ごみ袋	プラスチック製容器包装 (プラスチック製容器包装、プラスチック製容器包装、プラスチック製容器包装) プラスチック製品 (プラスチック製容器包装、プラスチック製容器包装、プラスチック製容器包装) その他 (プラスチック製容器包装、プラスチック製容器包装、プラスチック製容器包装)	プラスチック リサイクルステーションへ
金属・陶磁器・ガラス	市指定ごみ袋	金属 (金属、金属、金属) 陶磁器 (陶磁器、陶磁器、陶磁器) ガラス (ガラス、ガラス、ガラス)	金属・陶磁器・ガラス リサイクルステーションへ
びん・かん・ペットボトル	市指定ごみ袋	びん・かん (びん、かん、びん) ペットボトル (ペットボトル、ペットボトル、ペットボトル)	びん・かん・ペットボトル リサイクルステーションへ
再利用資源	リサイクルステーション	再利用資源 (再利用資源、再利用資源、再利用資源) リサイクルステーション (リサイクルステーション、リサイクルステーション、リサイクルステーション)	再利用資源 リサイクルステーションへ

燃やすごみ (燃焼する、燃やさないごみ)

木くず、草、葉、花びらなど

プラスチック製容器包装 (ペットボトルは入れないで下さい)

プラスチック製品 (プラスチック製容器包装、プラスチック製容器包装、プラスチック製容器包装)

その他 (プラスチック製容器包装、プラスチック製容器包装、プラスチック製容器包装)

プラスチック

リサイクルステーションへ

金属・陶磁器・ガラス

リサイクルステーションへ

びん・かん・ペットボトル

リサイクルステーションへ

再利用資源

リサイクルステーションへ

燃やすごみ

使いまわして穴を開けていないスプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベ

必ず穴を開けてお出しください

リサイクルステーションへ

プラスチック

リサイクルステーションへ

金属・陶磁器・ガラス

リサイクルステーションへ

びん・かん・ペットボトル

リサイクルステーションへ

再利用資源

リサイクルステーションへ

本市では環境省の標準的な分別収集区分に従って徐々に分別収集区分を拡大し、分別収集区分最大の累計Ⅲとほぼ同等の分別収集を実施していました。また、令和7年6月に施行されたプラスチック資源循環促進法に先立ち、令和5年10月からプラスチック製容器包装に加え、新たにプラスチック製品も一括回収を開始しました。

プラスチック資源の分別収集を開始します 生活環境課 ☎32-8018 ☎76-5702

10月からプラスチック資源の分別収集を開始します。現在、分別収集を行っている**プラスチック製容器包装**に加え、新たに**プラスチック製品**も一括して回収します。燃やすごみの量を削減し、さらなる資源循環を図りましょう。

回収できるもの
プラスチックでできている製品や容器包装で、大きさ・長さが50cm以内のもの
例えば…コンビニ弁当の容器、お菓子の袋、シャンプーのボトル、レジ袋、プラ製スプーン・フォーク・ストロー、プラ製ハンガー、パケツ、CD、DVD、歯ブラシ、発泡スチロール、食品トレイなど

プラスチック資源

- 現在回収しているもの
プラスチック製容器包装
(商品を入れていた・包んでいたもの)
- 10月から新たに回収するもの
プラスチック製品
(プラスチック素材でできているもの)

回収できないもの

- 汚れているもの(水ですすいで汚れを取り除けば可)
- ペットボトル本体(キャップ、ラベルは回収可)
- 刃物(カッターナイフやカミソリなど)
- 厚さ5mm以上のもの(まな板など)
- 50cmを超える大きさ・長さのもの(切って出せば可)
- 火災の原因となるもの(電化製品、電池で動くおもちゃなど)
- 強化プラスチックでできているもの(ヘルメットなど)
- 一部にプラスチック以外(金属など)を使用しているもの
※プラスチック以外の部分を取り外せない場合は、プラスチック以外の部分が金属なら「金属ごみ」、ガラスなら「陶磁器・ガラスごみ」、木・布なら「燃やすごみ」として出してください。指定袋に入らない大きさ・長さのものは「粗大ごみ」として出してください。

ごみの出し方 次のいずれか

①「プラスチック資源」の指定袋に入れ、決められた集積所へ出す
※現行の「プラスチック製容器包装」の指定袋も利用できます。
●集積所…現行のプラスチック製容器包装と同じ
●収集日…現行のプラスチック製容器包装と同じ(右表のとおり)

②リサイクルステーションで「プラスチック資源」の箱に投入する

水曜日	なかよし1・2・3、新豊、三好上、三好下、みなよし、高橋
木曜日	きたよし1・3
金曜日	きたよし2

※詳しくはホームページ、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」で確認することができます。

QRコード: ホームページ、さんあ〜るアプリ、さんあ〜るアプリのQRコード

出典：広報みよし（No.1242） 2023年9月

また、みよし市ボランティア連絡協議会が主催し、ごみ排出が困難な高齢者世帯等に対し、燃やすごみを自宅から集積場まで運ぶ、地域のたすけあいボランティア活動、「となりのみよしさん」があります。

【となりのみよしさん概要】

項目	内容
利用対象者	みよし市内在住の65歳以上の世帯で、介護保険制度で介護認定を受けている人及び総合事業対象者（ケアマネジャーがついている人）
利用できる内容	燃えるごみを利用者の自宅近くのごみ集積場に運ぶ活動
利用料金	1回 100円 チケット購入単位 10枚

ごみ出しボランティア

となりのみよしさん

燃えるごみを自宅から集積場まで運ぶボランティア活動を通して地域の助け合い活動

対象者
みよし市の方または近隣の市町で、介護保険制度で介護認定を受けている人及び総合事業対象者（ケアマネジャーがついている人）

利用可能な地域
燃えるごみを収集する指定袋の収集日と収集時間内

利用料金
1回 100円 チケット購入単位 10枚

問い合わせ先
みよし市ボランティア連絡協議会
みよし市ボランティアセンター
〒439-0204 みよし市山崎町山崎2-1-1
TEL 0531-2411200 FAX 0531-2411201

主催 みよし市ボランティア連絡協議会

(2) 可燃ごみの性状

令和7年度に実施した可燃ごみの細組成調査の結果を表 2-5 に示します。

本市の可燃ごみには容器包装やその他の資源化類が約26%、厨芥類が3割程度含まれています。その他資源化類には古紙や古布等が6ポイント程度でした。厨芥類の内約16ポイントが調理くずでした。なお、賞味期限内で廃棄された食品はありませんでした。

また、本市ではプラスチック製品の分別収集を進めており、その他の中にプラスチック製品が約7ポイント含まれていました。

表 2-5 可燃ごみの細組成調査結果（令和7年度）

		単位：wt%					
組成項目		5月15日	8月26日	11月18日	2月19日	4 回平均	
容器包装関係類	スチール缶	0.0	0.0	0.0	0.4	0.1	
	アルミ缶	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	
	白（無色）びん	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	茶色びん	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	その他のびん	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	飲料用紙パック（牛乳以外）	0.8	0.6	0.0	0.4	0.4	
	飲料用紙パック（牛乳）	0.5	0.0	0.0	0.0	0.1	
	段ボール	2.7	4.7	3.8	4.1	3.8	
	その他の紙製容器類	3.3	4.4	2.0	1.4	2.8	
	ペットボトル	4.6	0.9	0.0	0.2	1.4	
	白色トレイ	0.3	0.3	0.0	0.0	0.2	
	発泡スチロール	0.3	0.2	0.1	0.1	0.2	
	その他のプラスチック製容器包装（容器）	3.3	8.2	3.2	4.7	4.9	
	その他のプラスチック製容器包装（袋）	4.9	4.7	3.2	5.1	4.5	
		20.7	24.0	12.3	16.6	18.4	
その他の資源類	新聞	0.0	0.6	0.0	0.8	0.3	
	雑誌	0.0	0.0	0.0	5.5	1.4	
	古布	6.0	3.9	9.3	4.1	5.8	
		6.0	4.5	9.3	10.4	7.6	
その他	厨芥類	厨芥類（調理くず）	33.1	0.0	11.2	19.1	15.8
		厨芥類（直接廃棄（賞味期限内））	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		厨芥類（直接廃棄（賞味期限切れ・不明））	0.0	0.0	2.1	2.6	1.2
		厨芥類（食べ残し）	3.8	0.0	2.9	0.8	1.9
		厨芥類（その他残渣）	0.0	26.4	17.4	17.7	15.4
			36.9	26.4	33.6	40.2	34.3
	厨芥類	その他の紙類	21.9	30.8	15.9	26.3	23.7
		その他プラスチック類（有料レジ袋）	0.7	0.8	0.2	1.0	0.7
		その他プラスチック類（その他）	4.1	9.1	8.7	4.3	6.6
		その他の金属類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		木・竹・わら類	9.7	4.4	19.5	0.4	8.5
		その他の雑類（陶器類）	0.0	0.0	0.5	0.8	0.3
			73.3	71.5	78.4	73.0	74.0
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

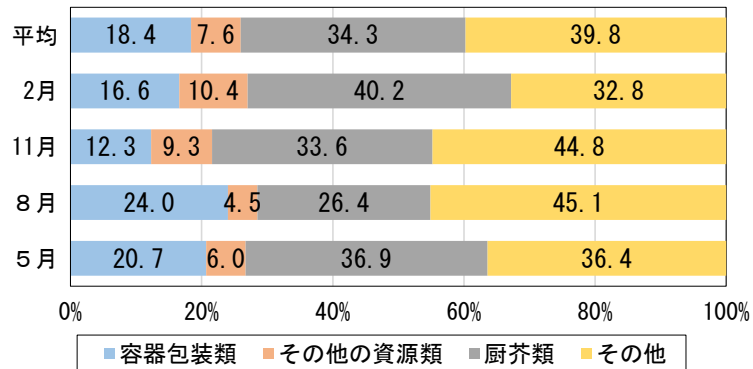


図 2-1 1 可燃ごみの組成調査結果

(3) ごみ処理フロー

①可燃ごみ

東郷美化センターのごみ焼却施設において焼却処理を行い、鉄類、焼却残渣の一部を資源化しています。

②不燃ごみ及び粗大ごみ、金属ごみ、陶磁器・ガラス

直接埋立物以外のものは、東郷美化センターの破碎処理施設で破碎処理を行い、鉄・アルミは資源化、可燃性破碎残渣は焼却処理、破碎残渣は最終処分しています。

③プラスチック資源（プラスチック製容器包装、プラスチック製品）、ペットボトル

民間中間処理施設で破碎・圧縮・梱包した後、日本容器包装リサイクル協会に搬入し、資源化しています。

④その他の資源化

概ね民間の資源化業者に直接引き渡し、資源化しています。

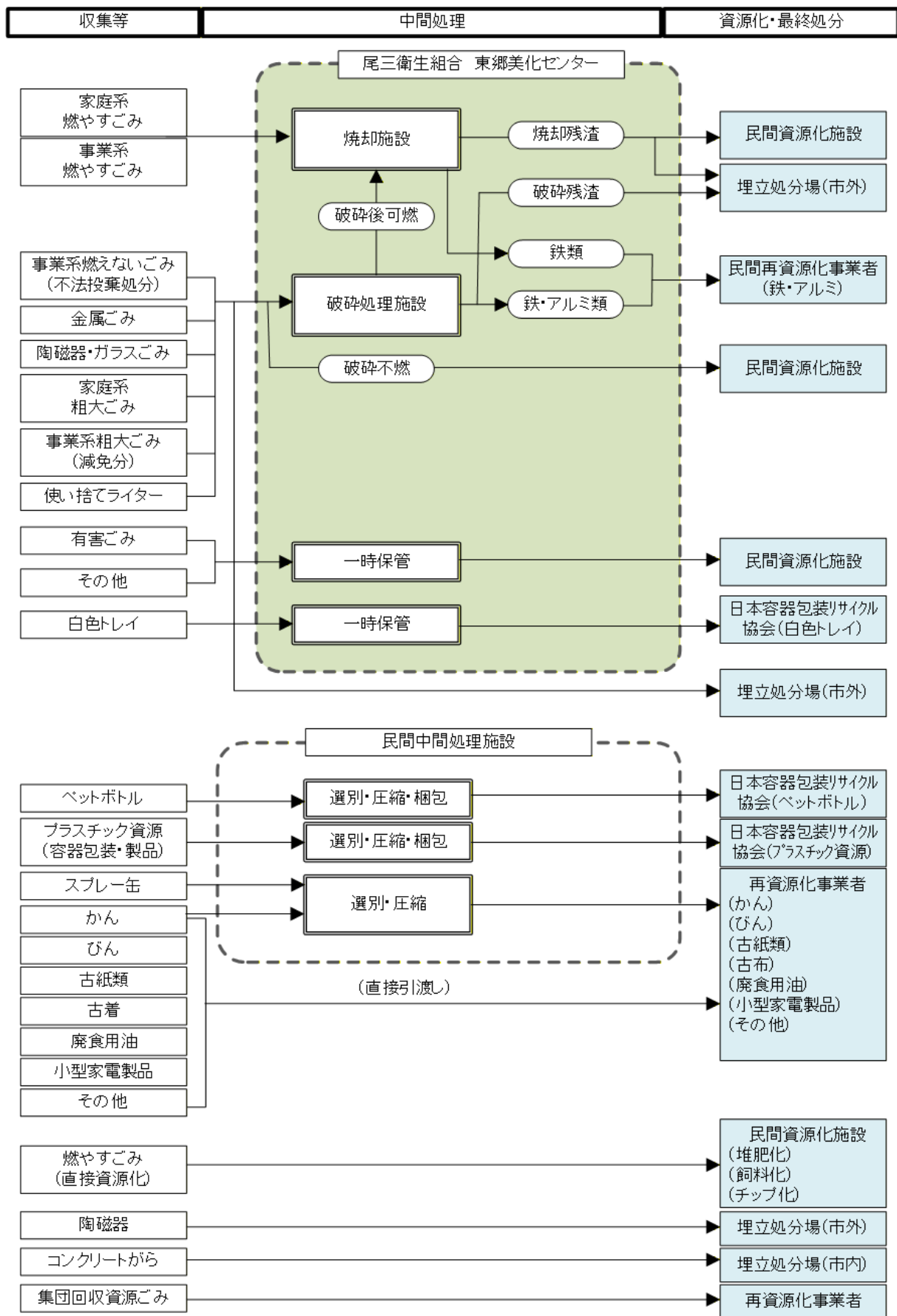


図 2-12 ごみ処理フロー

(4) 中間処理

中間処理は尾三衛生組合の東郷美化センターと民間中間処理施設で行っています。

①ごみ焼却施設

本施設は排ガス、ごみ臭気、飛灰、排水等公害防止には万全を期しています。また、ごみ焼却によって発生する熱エネルギーを有効利用し、温水発生器により温水を作り、発生した温水によって、施設内の冷暖房・給湯を行っています。また、稼働から28年が経過し老朽化が課題となっていました、基幹改良工事を行い、令和11年度まで延命化しています。

表 2-6 ごみ焼却施設の概要

処理能力	200t/日(100t/日×2基)
処理方法	連続燃焼式
稼働	平成9年 12 月
基幹改良工事	平成 27 年度～令和元年度

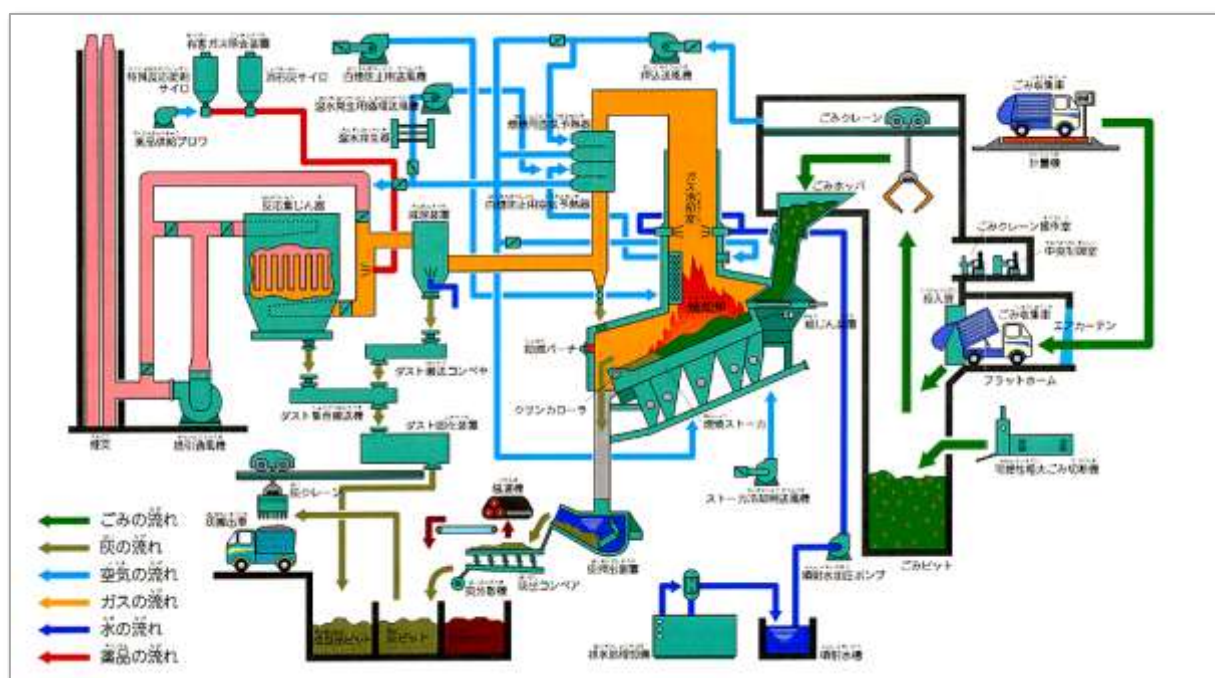


図 2-13 ごみ焼却処理のフロー

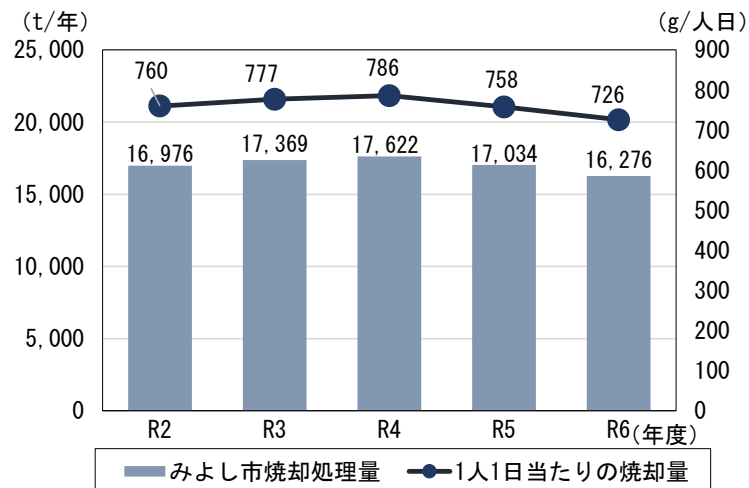


図 2-14 焼却処理量の推移

②リサイクルプラザ（粗大・不燃ごみ処理施設）

リサイクルプラザでは再利用可能な粗大ごみは修理・販売し、その他のものは破碎選別し、可燃物・不燃物・鉄類・アルミ類に分類しています。

表 2-7 リサイクルプラザの概要

破碎方式	二軸せん断、高速回転せん断併用方式
選別方式	電磁石式、回転ふるい目、風力選別式
処理能力	55t/日(5h)
稼働	平成 11 年 4 月

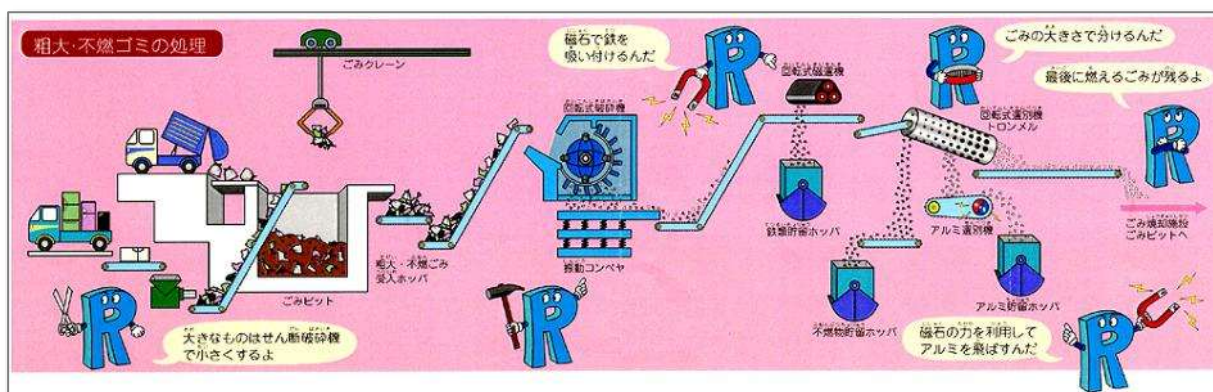


図 2-15 粗大・不燃ごみ処理フロー

③民間中間処理施設

本市では民間中間処理施設でペットボトル、プラスチック資源の選別・圧縮・梱包、スプレー缶、かん（家庭系ごみ分別収集分）の選別・圧縮を委託で行っています。

(5) 最終処分

家庭系及び事業系ごみを尾三衛生東郷美化センターで中間処理した後に排出される焼却灰及び不燃性破碎残渣は表 2-8 に示す処理施設において埋立処分します。また、みよし市不燃物埋立処分場では家庭から排出されたコンクリートがらを、グリーン・クリーンふじの丘ではリサイクルステーションで回収した陶磁器及び直接搬入された不燃ごみをそれぞれ埋立処分します。

最終処分場の概要を表 2-9 に示します。

表 2-8 埋立処分の処理施設

区分	処理主体	処理施設	処分方法
焼却灰	尾三衛生組合（委託）	（公財）愛知臨海環境整備センター	埋立
		（公財）豊田加茂環境整備公社	埋立
不燃性破碎残渣	尾三衛生組合（委託）	三重中央開発（株）	埋立
		有限会社田切クリーンセンター	埋立
コンクリートがら	みよし市	みよし市不燃物埋立処分場	埋立
燃えないごみ	豊田市（事務委託）	グリーン・クリーンふじの丘	埋立
陶磁器	豊田市（事務委託）	グリーン・クリーンふじの丘	埋立

表 2-9 最終処分場の概要

運営主体	（公財）愛知臨海環境整備センター	（公財）豊田加茂環境整備公社
施設名	衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場	御船廃棄物最終処分場
設置場所	知多郡武豊町字旭 1 番及び一号地 17 番 2 の地先公有水面	豊田市御船町山ノ神 56 番地 8
埋立容量	4,570,000 m ³	2,191,000 m ³
設置年月日	平成 23 年 2 月	平成 8 年 9 月
処理対象廃棄物	焼却飛灰	焼却主灰・焼却飛灰
残余容量	1,298,560 m ³ （令和 6 年度末）	—
運営主体	三重中央開発（株）	有限会社田切クリーンセンター
施設名	三重リサイクルセンター	南田切処分場
設置場所	伊賀市与野字鉢屋 4713 番地	上伊那郡飯島町田切 2555 他 上伊那郡飯島町田切 2577 他
埋立容量	6,165,896 m ³	—
設置年月日	平成 27 年	—
処理対象廃棄物	不燃性破碎残渣等	不燃性破碎残渣等
残余容量	—	—

運営主体	みよし市	豊田市
施設名	みよし市不燃物埋立処分場	グリーン・クリーンふじの丘
設置場所	みよし市福谷町大阪1番地	豊田市藤岡飯野町大川ヶ原1161-89
埋立容量	85,400 m ³	125,000 m ³
設置年月日	昭和61年度	平成18年度
処理対象廃棄物	コンクリートがら	陶磁器
残余容量	78,797 m ³	45,199 m ³

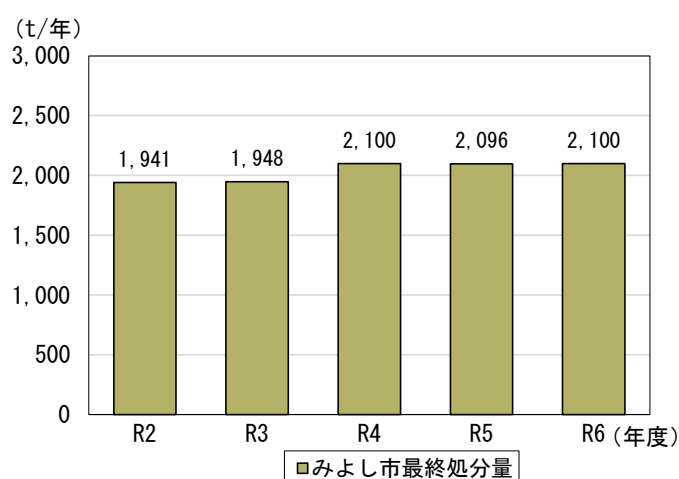


図 2-16 最終処分量の推移

2 減量化、再生利用施策

本市ではごみの減量化、資源の再利用、再資源化を推進するため、市民へ資源物回収の多様な手段を提供しています。

(1) 資源の分別収集(ステーション方式)

本市ではプラスチック資源(プラスチック製容器包装、プラスチック製品)、金属ごみ、びん・かん・ペットボトルを資源として分別収集しています。

プラスチック資源と金属ごみは各地区の指定した場所に市指定ごみ袋に入れて排出します。プラスチック資源は週1回、金属ごみは月2回収集します。

びんとかんは専用の折りたたみ式コンテナを配布し、ペットボトルはネットを設置し分別収集を月1回行っています。

(2) リサイクルステーションみよしの資源回収(拠点回収)

市内3か所に設置している「リサイクルステーションみよし」で表2-10に示す品目を随時(午前10時～午後6時)回収しています。

なお、本市ではリチウム蓄電池などの小型充電式電池をリサイクルステーションみよしで分別回収しています。

【場所】①メグリア三好店

②グリーンステーション三好

③三好公園第4駐車場北

表 2-10 拠点回収の回収品目

回収品目		
○新聞紙・折込広告 ○雑誌・雑紙 ○紙パック ○段ボール ○古着 ○ペットボトル ○プラスチック資源 ○スプレー缶	○割り箸（木製のみ） ○びん ○アルミ缶 ○スチール缶 ○白色トレイ ○蛍光管 ○乾電池 ○使い捨てライター	○廃食用油 ○陶磁器 ○インクカートリッジ ○小型充電式電池 ○水銀入り体温計 ○オートバイ用・自動車用 バッテリー ○小型家電製品

（3）その他の拠点回収

リサイクルステーションみよしの他にも拠点を設置し、資源物の回収をおこなっています。

【場所】○市役所（開所時間：午前8時30分～午後4時30分）

○各行政区公民館・児童館・集会所

表 2-11 その他の拠点回収の回収品目

回収品目	
市役所	公民館、児童館、集会所
○びん・アルミ缶・スチール缶 ○紙パック ○ペットボトル ○乾電池 ○使い捨てライター ○インクカートリッジ	○ペットボトル ○乾電池 ○蛍光管

（4）集団回収

本市は「みよし市資源ごみ回収推進に関する補助金」があります。この補助金は、団体が実施する資源ごみの回収活動を支援することにより、ごみの減量化及び資源ごみの有効利用を推進するとともに、市民のごみの減量化及び有効利用に対する意識の向上を図ることを目的とするものです。

○補助の概要（みよし市資源ごみ回収推進に関する補助金交付要綱）

【団体】 小学校のPTA、保育園・幼稚園父母会、子ども会等市民で組織された
営利を目的としない各種団体をいいます（登録制）。

【資源ごみ】 新聞紙、古布、雑誌、段ボール、紙パック

【補助金額】 資源ごみ1kgあたり5円

（5）生ごみの減量化

家庭から発生する生ごみを減量するため、生ごみ処理機等の購入者に対する補助を行っています。

○生ごみ処理機購入の補助の概要（みよし市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱）

【補助対象】 ○生ごみ処理機（破碎するだけでなく、加熱、バクテリア等による分解等の方法により、生ごみの容積を減少させ、又は消滅させる機器）

○生ごみ堆肥化容器（電気を使用せず、発酵、分解等の方法により、生ごみの減量、減容又は堆肥化を促進することを目的として作られた容器）

【補助対象者】 市内に住所を有する者で、国内の販売店から新規に購入した者

【補助金額】 補助金の額は、生ごみ処理機等の購入費用の2分の1とし、生ごみ処理機は30,000円/1基、生ごみ堆肥化容器は2,000円/1基とする。

※「みよし市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱」は廃止

（6）尾三衛生組合 エコサイクルプラザにおける活動

エコサイクルプラザは循環型社会推進のため、環境やリサイクルについて関心を持ってもらえるよう、ごみ減量・再資源化に向けて活動いただくための必要な情報提供を行い、学習・交流・体験ができる拠点施設としてリサイクル活動の支援を行うことを目的とした施設です。

①環境学習

本市、日進市、東郷町に在住している人を対象として、リサイクル工作教室棟を、また、夏休みには子ども向けの教室等を開催しています。

②自転車、家具類等のリサイクル

東郷美化センターに搬入された粗大ごみのうち、修理すれば使える自転車や家具類を修理して再利用できるようにそれらを展示して販売するコーナーを設置しています。



③不用品交換情報

ご家庭で不要になった生活用品、ベビー用品、電化製品など、まだ、再利用できるものを情報登録していただき、必要な方へ情報を提供する不用品交換情報ボード（譲ります、譲ってください）があります。



④展示販売コーナー（衣類等）

東郷美化センター内資源回収ストックヤードに搬入された衣類の中で、まだ使える子ども服やジーンズのリユースを目的とした展示販売コーナーを設置しています。100円均一で開館時は常時行っています。



（7）東郷美化センターにおける資源化

①ごみ焼却施設

本市の可燃ごみを焼却処理している東郷美化センターごみ焼却施設では、焼却残渣の資源化を実施しています。焼却灰から鉄分を回収して資源化するとともに、焼却灰の一部はセメント原料等として資源化されています。

表 2-12 東郷美化センターごみ焼却施設 資源化実績（みよし市分）

（単位：t/年）

項目\年度		R2	R3	R4	R5	R6
焼却処理量計	直接焼却量	16,193	16,671	16,973	16,449	15,675
	粗大ごみ処理残渣	783	698	649	585	601
		16,976	17,369	17,622	17,034	16,276
処理後	焼却残渣量	1,812	1,959	1,972	1,948	1,955
	再生利用	金属類	24	27	28	23
		焼却灰セメント原料化	253	173	213	106
		その他	0	0	56	0

資料：各年度実績 一般廃棄物処理事業実態調査 愛知県

処理後の再生利用量：一般廃棄物処理実態調査票（各年度実績）環境省

②粗大・不燃ごみ処理施設

粗大・不燃ごみ処理施設においては、粗大・不燃ごみを破碎処理し、鉄・アルミを回収して資源化するとともに、陶磁器・ガラスの処理残渣は民間資源化施設でリサイクル造粒砂として再商品化されています。

表 2-13 東郷美化センター粗大・不燃ごみ処理施設 資源化実績（みよし市分）

（単位：t/年）

項目\年度		R2	R3	R4	R5	R6
粗大・不燃ごみ処理量		1,094	1,038	946	886	923
処理 内訳	可燃残渣	783	698	649	585	601
	不燃残渣	78	93	97	121	146
	資源化	233	247	200	180	176

資料：各年度実績 一般廃棄物処理事業実態調査 愛知県

③資源回収ストックヤード

平成28年4月1日より、尾三衛生組合内に資源回収ヤードが開設され、表2-14に示す回収品目を無料で回収します。また、新聞紙、雑古紙、段ボールに限り、本市、日進市、東郷町の事業者からの搬入分も回収しています。



表 2-14 資源回収ストックヤード回収品目

回収品目		
○新聞紙	○ぼろ布	○充電電池
○雑古紙	○再利用びん	○バッテリー
○紙パック	○びん	○刃物
○その他の紙パック	○スチール缶	○木製割り箸
○段ボール	○アルミ缶	○小型家電製品
○食品白色トレイ	○金属製調理器具	○インクカートリッジ
○CD・DVD	○蛍光灯	○水銀入り体温計
○CD・DVDケース	○廃食用油	○ペットボトル
○使い捨てライター	○使い捨て乾電池	○電子たばこ
○使用済みスプレー缶		

3 ごみ処理に係るコスト

ごみ処理に係る経費は約 69 千万円～79 千万円で推移しています。令和 6 年度の実績で人口 1 人当たり 11,974 円、ごみ 1 t 当たりの処理経費は 38,102 円となっています。1 人当たりのごみ処理経費は、全国平均と比較すると、概ね 7 割程度の経費で推移しています。

表 2-15 ごみ処理経費の推移

(千円)

項目 \ 年度		令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
建設改良費	(組合分担金を除く)	18,662	213	—	—	—
	(組合分担金)	—	—	—	130,237	128,157
処理及び維持管理費	人件費	32,923	26,605	25,368	22,121	22,069
	処理費	—	—	—	—	—
	車両等購入費	—	—	—	—	—
	委託費	601,904	618,207	621,523	629,134	635,576
	(組合分担金)	303,542	296,226	288,541	372,968	323,391
	調査研究費	—	—	—	—	—
小計(組合分担金を除く)		634,830	644,812	646,891	651,255	657,645
その他		113,609	40,637	41,949	135,089	77,346
合計(組合分担金を除く)		767,101	685,662	688,840	786,344	734,991
人口 1 人当たりの処理経費 (円)		12,527	11,201	11,212	12,806	11,974
ごみ 1 t 当たりの処理経費 (円)		38,690	35,276	34,373	39,918	38,102
[参考]	計画処理区域内人口 (人)	61,234	61,217	61,439	61,403	61,383
	ごみ総排出量 (t)	19,827	19,437	20,040	19,699	19,290

計画処理区域内人口は各年度10月1日人口
ごみ総排出量に集団回収量を含む

出典：各年度一般廃棄物処理実態調査 愛知県

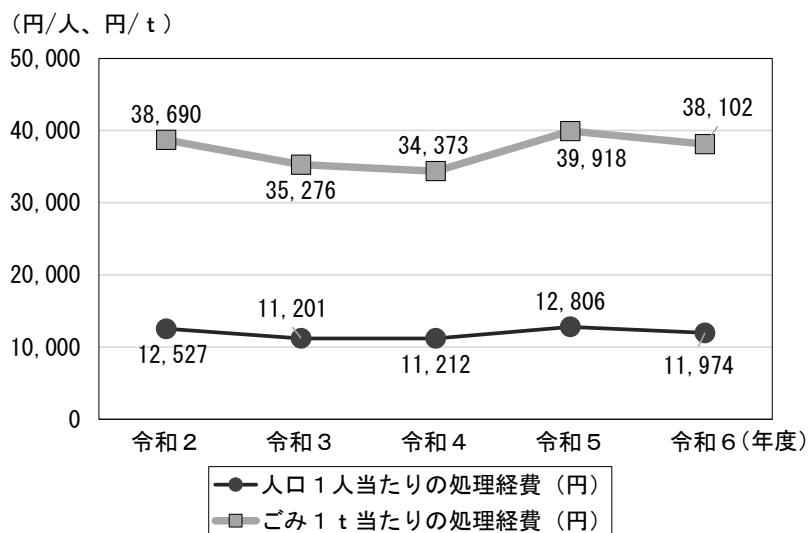
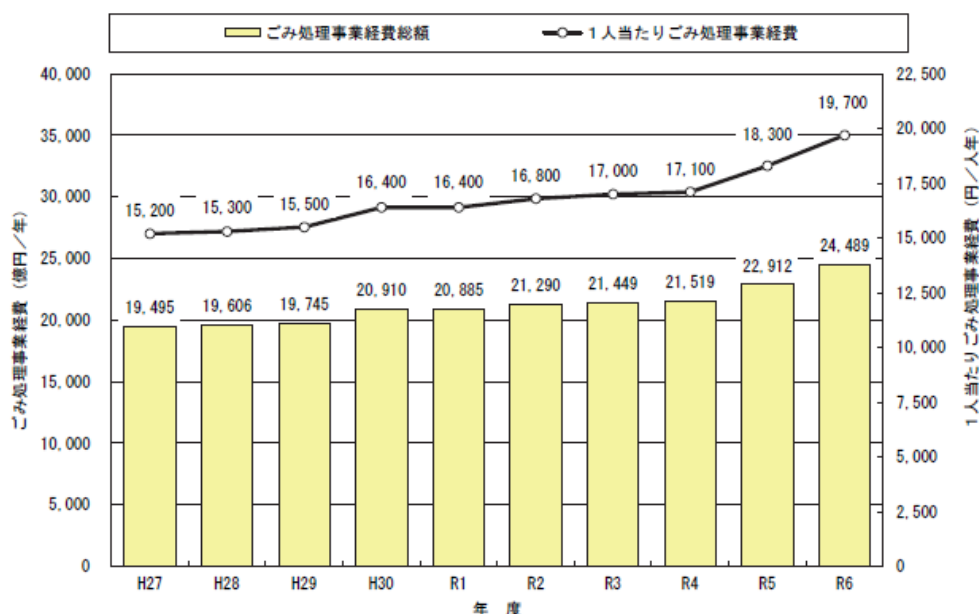


図 2-17 人口 1 人当たり、ごみ 1 t 当たりのごみ処理経費の推移



出典：日本の廃棄物処理 令和6年度版 令和8年3月 環境省

図 2-18 全国ごみ処理事業経費の推移

4 ごみ処理の評価

(1) 現計画の数値目標

現計画の目標値は以下のとおりです。

指標① 1人1日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ）

目標値（令和8年度）：484g/人日（資源ごみを含まない）

指標② リサイクル率

目標値（令和8年度）：27.6%

指標① 1人1日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ）は令和6年度実績で既に令和8年度の目標値を達成しています。指標② リサイクル率は令和6年度の実績値は令和6年度推計値より12.2ポイント低い状況にあります。リサイクル率は目標と乖離があり、かつ、実績は減少傾向にあるため目標達成は厳しいと思われます。

表 2-16 現計画目標値の達成状況

指 標	現状	推計値	目標値	目標値の達成状況
	令和6年度	令和6年度	令和8年度	
①1人1日当たりのごみ排出量（資源ごみを除く家庭系ごみ）	475g/人日	489g/人日	484g/人日	目標値を達成
②リサイクル率	15.0%	27.2%	27.6%	未達成

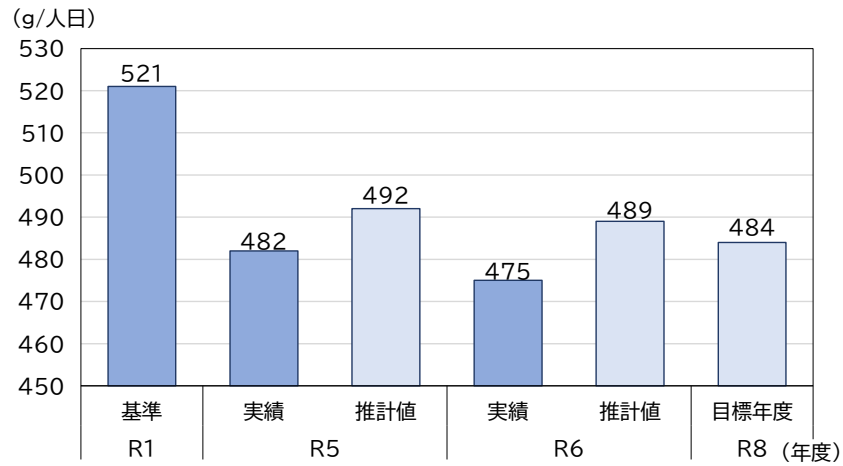


図 2-19 1人1日当たりのごみ排出量(家庭系ごみ)計画目標値の達成状況

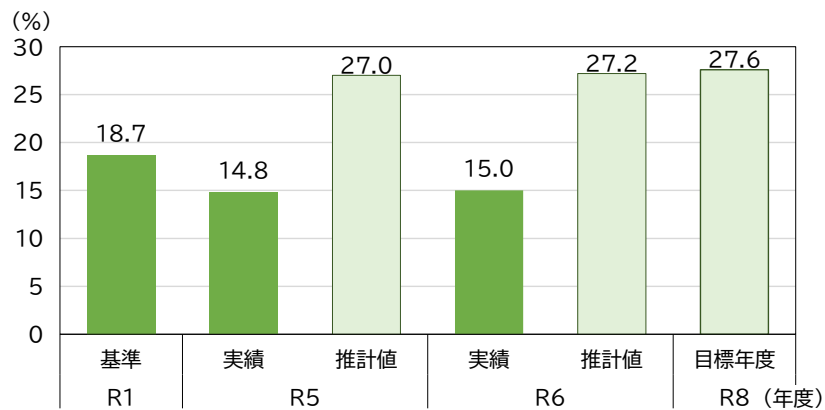


図 2-20 リサイクル率計画目標値の達成状況

(2) 国、県の数値目標

第五次循環型社会形成推進計画、廃棄物処理基本方針及び愛知県廃棄物処理計画による主な目標値と本市の実績を表 2-17 に示します。

表 2-17 国の目標値と本市の実績

指標	目標値 (R12) 〔廃棄物処理基本方針〕 【愛知県廃棄物処理計画】	実績 (R6)	達成 状況※
1人1日当たりの家庭系ごみ 排出量 (資源ごみ除く)	— 〔478g/人日〕 【480g/人日】	475g/人日	達成
リサイクル率	44% 〔26%〕 【23%】	15.0%	未達成
1人1日当たりのごみ焼却量	580g/人日 〔580g/人日〕 【—】	700g/人日	未達成

※令和12年度の目標値に対し、令和6年度の実績値を比較した結果

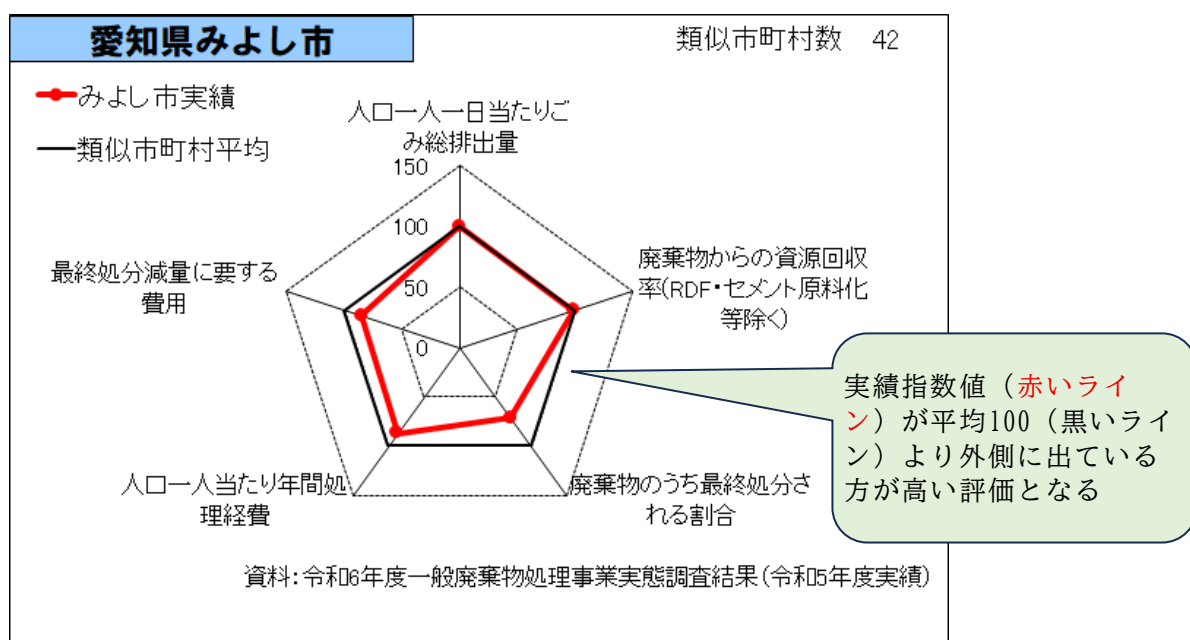
(3) 類似都市との比較

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）」の中の「一般廃棄物処理システムの評価の考え方」を参考に、本市のシステム指針を評価します。評価に用いる指数値は類似都市の平均値を100とし、数値が大きいほど良好な状況を示しています。

人口一人一日あたりごみ総排出量（kg/人日）はほぼ平均ですが、他の4項目は平均100を下回っています。

表 2-18 本市と類似都市の概要

みよし市	人口区分	61,403			人
	産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	98.4%	Ⅲ次人口比率	58.2%
	都市形態	都市			
	人口区分	Ⅱ	50,000人以上～100,000人未満		
類型都市の概要	産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%以上、Ⅲ次人口比65%未満		



標準的な指標	人口一人一日あたりごみ総排出量 (kg/人日)	廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く） (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人あたり年間処理経費 (円/人年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.878	0.139	0.083	15,221	49,399
最大	1.088	0.310	0.250	60,806	179,490
最小	0.676	0.037	0.006	8,709	26,138
標準偏差	0.113	0.056	0.051	7,671	23,309
みよし市実績	0.877	0.137	0.107	17,237	56,716
指数値	100.1	98.6	71.1	86.3	85.2
実績の評価基準	実績は小さい方が優れている	実績は大きい方が優れている	実績は小さい方が優れている	実績は小さい方が優れている	実績は小さい方が優れている
指数値の評価	平均が100で実績値の指数値は大きい方が評価が高い（グラフの評価と同じ）				

資料：令和6年度一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和5年度実績）

図 2-21 本市の類似都市との比較・評価

5 ごみ処理の課題

(1) ごみの排出抑制、減量化・資源化

- 市民意向調査では、市民のごみの減量や資源化への関心は高いにも関わらず、「みよし市第2次環境基本計画」において推進している「4R」については、認知度が低い状況です。言葉の意味や取り組み内容を広く周知する必要があります。
- 家庭系ごみは年間排出量、原単位ともに順調に減少し、すでに現計画の目標値を達成しています。一方、事業系ごみは令和3年度以降増加を続け、減少が見られていません。事業系ごみの削減を図る必要があります。
- 国の第四次循環型社会形成推進計画で「家庭系食品ロス量を2030年度には2000年度の半減」が目標と掲げられています。現計画では食品ロスの削減目標の設定には至っていなかったため、本計画では目標値を設定する必要があります。
- 本市のリサイクル率は令和3年度に大きく減少し、その後は15%にとどまっています。リサイクル率が伸びない要因は、
 - ・「不要なレジ袋はもらわない」「詰め替え製品を買う」「過剰包装は断る」など、廃棄される資源物の発生抑制の行動が浸透している。
 - ・ごみ排出量が減少している。
 - ・市の関与しない民間の資源ステーションなど、資源回収の方法が多様化している。などがあり、ただ目標値の達成を目指すのは厳しいと思われます。これからの本市のリサイクル率の目標値を検討する必要があります。
- 家庭系ごみの組成調査の結果から、可燃ごみ中には資源化可能な品目が一定量含まれています。これらの資源化可能品目や食品ロスなど、さらなる排出抑制、減量化・資源化可能なものをなるべくごみにしない意識や行動の浸透が課題です。

(2) 分別、収集・運搬

- 本市の分別収集について、市民意向調査ではどの品目についてもその収集頻度、排出方法に対して、「不満」の意向は少ない状況ですが、多様化するごみ種類、ライフスタイルなどを考慮し、定期的に分別、収集・運搬の効率化や市民サービスなど検証する必要があります。
- プラスチック資源利用促進法に基づき、本市ではプラスチック製品をすでにプラスチック製容器包装と一括分別収集を実施していますが、今後も引き続き本市の資源化分別収集の対象品を検討していく必要があります。

(3) 中間処理

- 本市の焼却処理を担っている東郷美化センターは基幹改良工事によって令和11年度まで延命化しています。しかしながら、焼却施設の整備には計画から稼働開始までかなりの時間を要します。尾三衛生組合の新しいごみ焼却施設の整備に続き、愛知

県の広域化計画である尾張東部衛生組合との焼却施設の集約化へ、継続的に協議をしていく必要があります。

(4) 最終処分

- 本市の廃棄物のうち最終処分される割合は、類似都市と比較すると多くなっています。最終処分は市内外の最終処分場で処分している状況にあります。最終処分場は埋立容量がひっ迫しても、次期の処分場を整備することは容易ではありません。そのため、既存の最終処分場を少しでも長く、大事に稼働していくことが重要で、今後も最終処分量の削減に努める必要があります。

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 計画の基本方針

市民、事業者、市それぞれの主体が自らの役割と責任を認識するとともに、「協働による環境行動」によりごみの減量、資源化の推進に努め、限りある資源を有効活用することで、循環型社会を目指します。

また、本計画の策定にあたっては上位計画である「第2次みよし市環境基本計画（令和9年3月 改定）」における将来像「循環・共生する持続可能なずっと住みたいまち」を踏まえ、排出されるごみや資源を適正に処理し、衛生的で住みやすい環境づくりを目指します。

目指すまちの姿（第2次みよし市環境基本計画）

- 廃棄物減量化がさらに進み小型家電などの資源の有効利用が実現している。
- ごみ出し・収集での高齢者対策、有害物質対策や、災害廃棄物対策などの仕組みが構築されている。

第2節 ごみ排出量及び処理量の見込み

1 人口推計

(1) 人口実績

本市の人口の推移を図 3-1に示します。本市の人口は横ばい、世帯数は微増で推移しています。

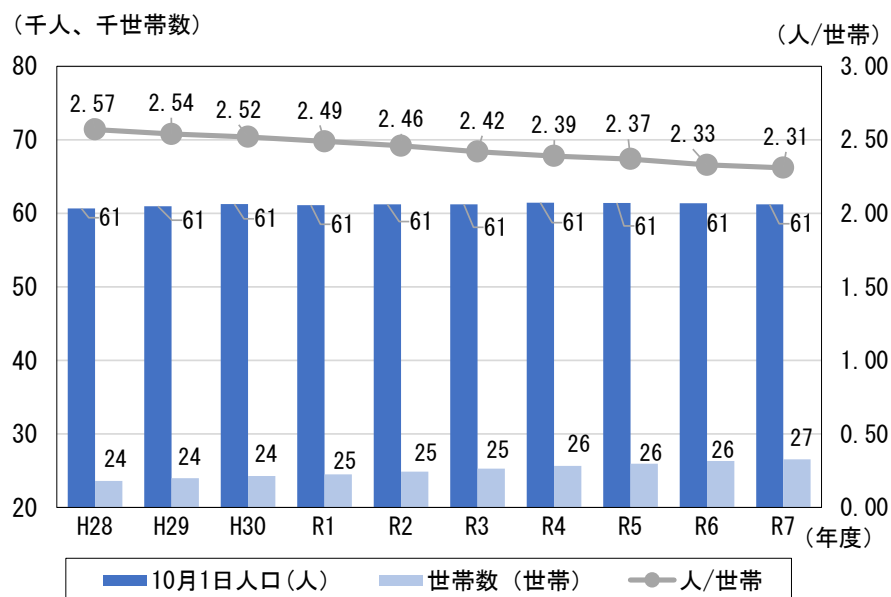


図 3-1 みよし市人口(10月1日)の推移

(2) 将来人口

本市の将来人口は「第3期みよし市人口ビジョン」による人口推計を採用します。

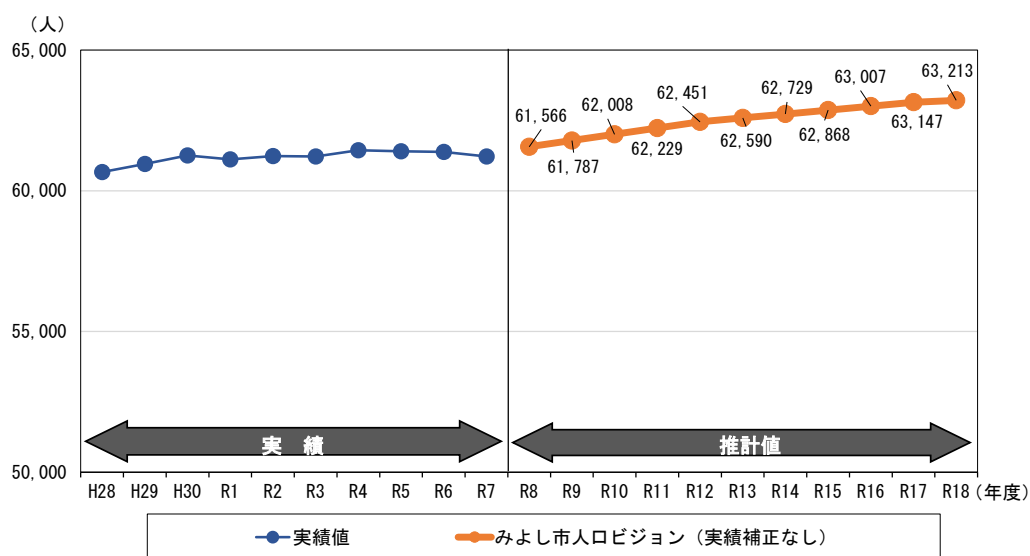
目標年度の令和18年度の将来人口は63,213人となり、令和7年度実績から1,996人の増加となります(表 3-1、図 3-2)。

表 3-1 本市人口ビジョンによる将来人口推計結果

年度	R7 (実績)	R7	R8	R9 (初年度)	R10	R11	R12
人口ビジョン		61,345					62,451
年度補間	61,217		61,566	61,787	62,008	62,229	

年度	R13	R14	R15	R16	R17	R18 (目標年度)	R22 (参考)
人口ビジョン					63,147		63,476
年度補間	62,590	62,729	62,868	63,007		63,213	

※年度補間は人口ビジョンの推計値と推計値の間の年度を直線で補間しています。



注: みよし市人口ビジョンを直線式で年度補間しています。

図 3-2 本計画におけるみよし市将来人口

2 ごみの排出量の将来推計

ごみ排出量の将来推計は図 3-3 に示すように、まずごみの排出量の抑制、再生利用を促進せず、循環型社会形成に向けた改善を行わない場合（以下「現状のまま推移した場合」という。）のごみ排出量の推計を行い、次に家庭、事業所等におけるごみ排出量の抑制、再生利用の促進のために実施する施策を踏まえた目標値を設定し、目標達成した場合のごみ排出量（以下「減量目標を達成した場合」という。）を推計します。

予測手法としては、過去の実績から1人1日当たりのごみ排出量(g/人日)を算出し、トレンド推計などを用いて将来推計値を予測したうえで、将来推計人口を乗じて

排出量を予測します。

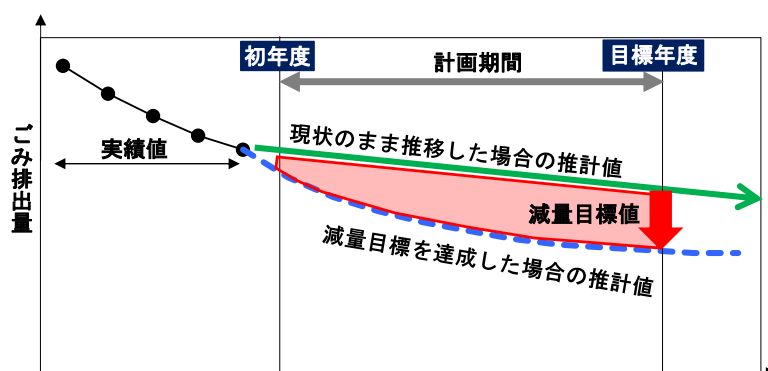


図 3-3 ごみ排出量推計方法のイメージ

将来のごみ排出量は表 3-2 に示す項目について、表 3-3 に示す 2 つの方法で推計した結果を比較し選定します。推計する項目は、排出形態別（家庭系ごみ、事業系ごみ）、ごみ種類別に推計します。ごみ排出量の推計フローを図 3-4 に示します。

表 3-2 推計する項目

推計する項目	内容
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	家庭から排出される分別区分別のごみの 1 人 1 日当たりの排出量を推計する。
1 日当たりの事業系ごみ排出量	事業所から排出される分別区分別のごみの 1 日当たりの排出量を推計する。

表 3-3 推計の方法

推計方法	内容
トレンド推計法	推計する項目の実績の推移傾向が今後も続くものとして、6 種類のトレンド式を使用して推計する方法。
直近（または直近数年）の実績	現状のまま推移した場合のごみ排出量については、将来も直近（令和 6 年度）の実績値が続くと仮定して推計する方法。 例えば、1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（g/人日）や事業系ごみ排出量（t/日）を令和 6 年度の実績を目標年度まで固定する。

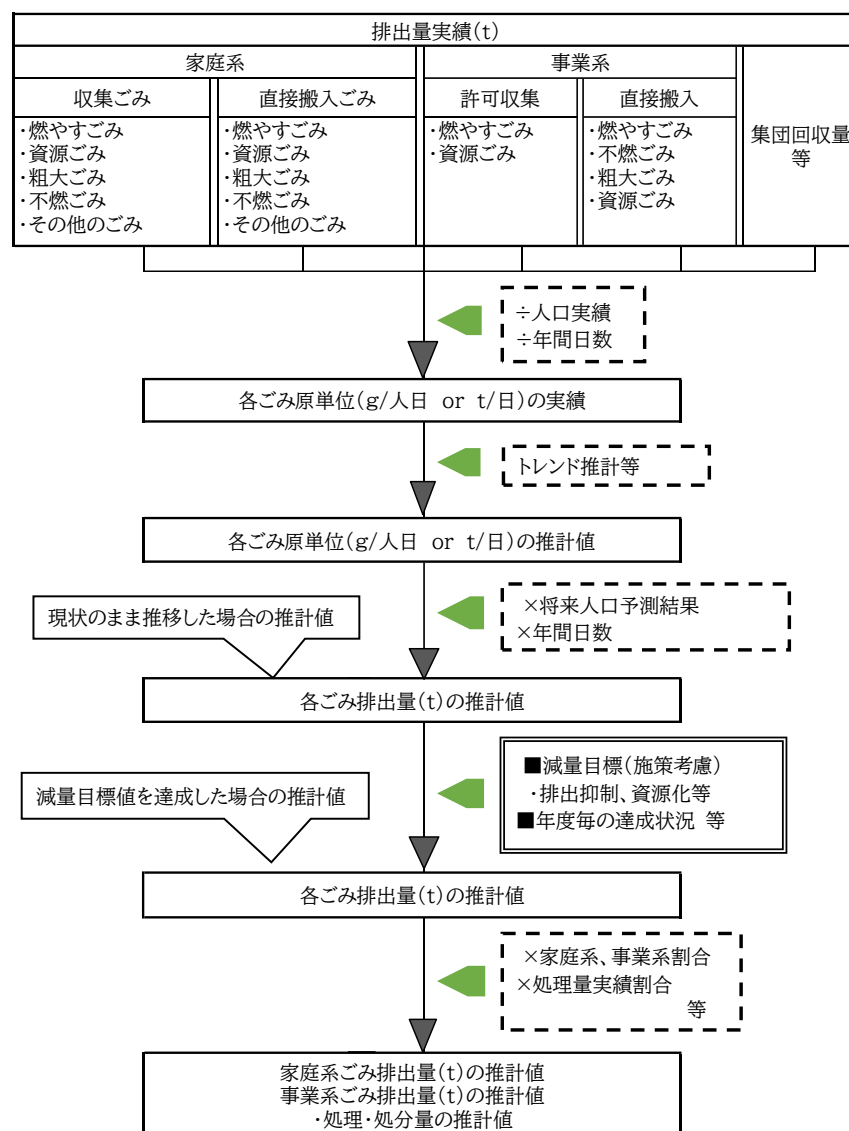


図 3-4 ごみ排出量の推計フロー

3 現状のまま推移した場合の推計結果

(1) 家庭系ごみ排出量の将来推計値の設定

家庭系収集ごみ、直接搬入ごみの分別区分別の1人1日当たりのごみ排出量（原単位）の過去5年分の実績をトレンド推計し、それぞれ設定したごみ種類の将来推計値を表 3-4 に示します。

表 3-4 家庭系ごみの種類別原単位の将来推計値の設定

ごみ区分		将来推値の設定結果
収集	燃やすごみ	いずれのトレンド式も良好な相関で、減少傾向を示した。その中で減少傾向が穏やかな自然対数式とべき乗式を比較し、重相関係数がより高い自然対数式による推計値とする。
	資源ごみ	トレンド式で相関が比較的良好であった直線式、指数式の減少傾向が大きく現実的でない。実績は直近3年で減少していることから、直近のR6実績で推移を推計値とする。
	粗大ごみ	いずれのトレンド式も相関が良好でない。実績は直近3年で増減がみられるため、直近3年の平均で推移を推計値とする。
	不燃ごみ	いずれのトレンド式も相関が良好でない。実績は直近3年で増減がみられるため、直近3年の平均で推移を推計値とする。
	その他のごみ	いずれのトレンド式も相関が良好でない。実績は直近4年で排出量実績が0であるため、今後も0を推計値とする。
直接搬入	燃やすごみ	過去5年の実績が一定であったため、R6実績で推移を推計値とする。
	資源ごみ	いずれのトレンド式も相関が良好でない。実績は直近3年で減少しているため、R6実績で推移を推計値とする。
	粗大ごみ	いずれのトレンド式も相関が良好でない。実績は直近3年で増減がみられるため、直近3年の平均で推移を推計値とする。
	不燃ごみ	いずれのトレンド式も相関は良好であったが、いずれも減少傾向が著しい。実績も減少しているため、R6実績で推移を推計値とする。
	その他のごみ	いずれのトレンド式も相関が良好でない。実績は過去4年間一定であったため、R6実績で推移を推計値とする。
集団回収		いずれのトレンド式も相関が良好でない。実績は減少しているため、R6実績で推移を推計値とする。

(2) 事業系ごみ排出量の将来推計値の設定

事業系許可業者収集ごみ、直接搬入ごみの種類別の1日当たりの排出量の過去5年分の実績をトレンド推計し、それぞれ設定したごみ種類別の将来推計値を表3-5に示します。

表 3-5 事業系ごみの種類別原単位の将来推計値の設定

ごみ区分		将来推値の設定結果
許可業者	燃やすごみ	いずれのトレンド式も良好な相関で増加傾向を示した。その中で重相関係数が最も高い自然対数式による推計値とする。
	資源ごみ	いずれのトレンド式も相関が良好でない。実績は過去3年間一定であったため、R6実績で推移を推計値とする。
直接搬入	燃やすごみ	いずれのトレンド式も相関が良好でない。実績は直近3年で増減がみられるため、直近3年の平均で推移を推計値とする。
	不燃ごみ	—
	粗大ごみ	—
	資源ごみ	いずれのトレンド式も相関が良好でない。実績は過去4年間増加傾向であったため、R6実績で推移を推計値とする。

(3) 現状のまま推移した場合の推計結果

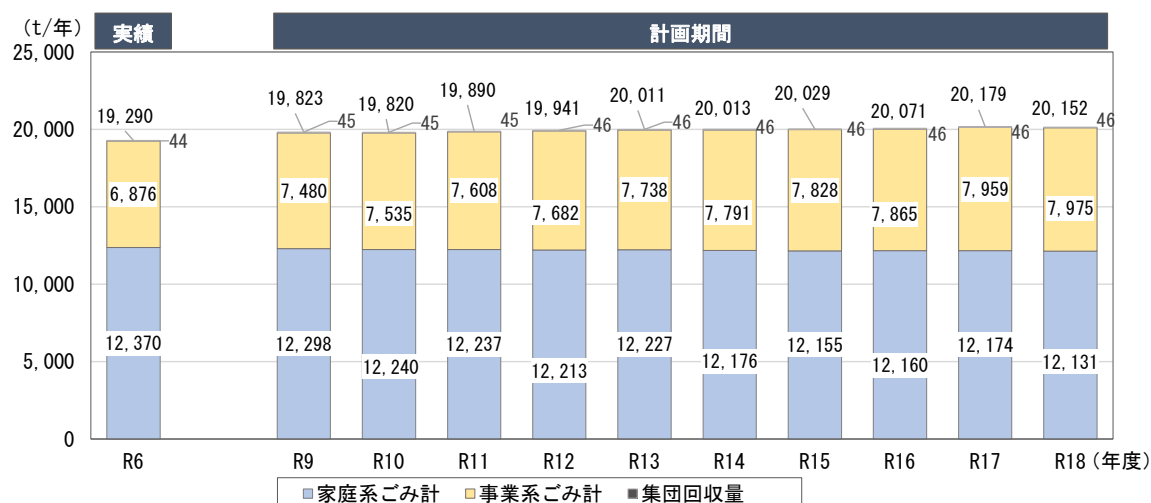
家庭系ごみ1人1日当たりの排出量、事業系ごみの1日当たりの排出量の将来推計

値から目標年度までの各年度のごみ排出量の将来推計結果を表 3-6、図 3-5 に示します。

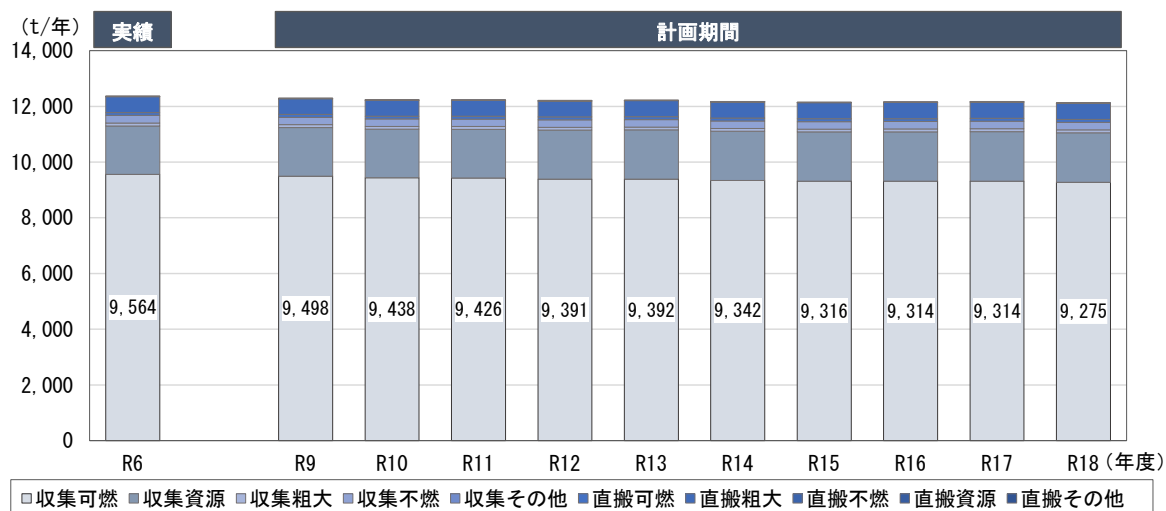
表 3-6 現状のまま推移した場合のごみ排出量の推計結果

ごみ区分		実績	計画期間									
		365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365
		2024 R6	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18
行政区城内人口(10月 1 日)		61,383	61,787	62,008	62,229	62,451	62,590	62,729	62,868	63,007	63,147	63,213
家庭系	収集ごみ (t/年)	燃やすごみ	9,564	9,498	9,438	9,426	9,391	9,392	9,342	9,316	9,314	9,275
		資源ごみ	1,732	1,741	1,743	1,749	1,755	1,764	1,763	1,767	1,771	1,777
		粗大ごみ	102	102	102	102	103	103	103	103	104	104
		不燃ごみ	279	265	265	266	267	268	268	269	270	270
		その他のごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収集ごみ計		11,677	11,606	11,548	11,543	11,516	11,527	11,476	11,454	11,457	11,426
	直接搬入 (t/年)	燃やすごみ	101	102	102	102	103	103	103	103	104	104
		粗大ごみ	573	570	570	572	574	577	578	580	582	581
		不燃ごみ	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		資源ごみ	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		その他	15	16	16	16	16	16	16	16	16	16
	直接搬入計		693	692	692	694	697	700	700	701	703	705
	家庭系ごみ計 (t/年)		12,370	12,298	12,240	12,237	12,213	12,227	12,176	12,155	12,160	12,131
	資源除く計 (t/年)		10,640	10,559	10,499	10,490	10,460	10,465	10,415	10,390	10,391	10,356
事業系	許可収集 (t/年)	燃やすごみ	4,150	4,648	4,709	4,782	4,855	4,904	4,964	5,001	5,037	5,147
		資源ごみ	156	146	146	146	146	146	146	146	146	146
	許可収集計		4,306	4,794	4,855	4,928	5,001	5,050	5,110	5,147	5,183	5,293
	直接搬入 (t/年)	燃やすごみ	1,979	2,086	2,081	2,081	2,081	2,086	2,081	2,081	2,081	2,081
		不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		粗大ごみ	13	14	15	15	16	16	16	17	17	17
		資源ごみ	578	586	584	584	586	584	584	584	586	584
		その他	2,570	2,686	2,680	2,680	2,681	2,688	2,681	2,681	2,682	2,682
	直接搬入計		2,570	2,686	2,680	2,680	2,681	2,688	2,681	2,681	2,682	2,682
	事業系ごみ計 (t/年)		6,876	7,480	7,535	7,608	7,682	7,738	7,791	7,828	7,865	7,975
ごみ排出量 (t/年)		19,246	19,778	19,775	19,845	19,895	19,965	19,967	19,983	20,025	20,133	20,106
集団回収量	(t/年)		44	45	45	45	46	46	46	46	46	46
	紙類		42	43	43	43	44	44	44	44	44	44
	紙バック		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	金属類											
	布類		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ごみ排出量総排出量 (t/年)		19,290	19,823	19,820	19,890	19,941	20,011	20,013	20,029	20,071	20,179	20,152
家庭系	収集ごみ (g/人日)	燃やすごみ	427	420	417	415	412	410	408	406	405	402
		資源ごみ	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77
		粗大ごみ	4.6	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
		不燃ごみ	12.5	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7
		その他のごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収集ごみ計		521	513	510	508	505	503	501	499	498	495
	直接搬入 (g/人日)	燃やすごみ	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
		粗大ごみ	25.6	25.2	25.2	25.2	25.2	25.2	25.2	25.2	25.2	25.2
		不燃ごみ	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		資源ごみ	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		その他	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	直接搬入計		31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
	計 (g/人日)		552	544	541	539	536	534	532	530	529	526
	資源除く計 (g/人日)		475	467	464	462	459	457	455	453	452	449
事業系	許可収集 (t/日)	燃やすごみ	11.4	12.7	12.9	13.1	13.3	13.4	13.6	13.7	13.8	14.1
		資源ごみ	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	許可収集計		11.8	13.1	13.3	13.5	13.7	13.8	14.0	14.1	14.2	14.5
	直接搬入 (t/日)	燃やすごみ	5.4	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7
		不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		粗大ごみ	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
		資源ごみ	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
		その他	7.04	7.34	7.34	7.34	7.34	7.34	7.34	7.34	7.34	7.34
	直接搬入計		7.04	7.34	7.34	7.34	7.34	7.34	7.34	7.34	7.34	7.34
	計 (t/日)		18.8	20.4	20.6	20.8	21.0	21.1	21.3	21.4	21.5	21.8
	資源除く計 (t/日)		16.8	18.4	18.6	18.8	19.0	19.1	19.3	19.4	19.5	19.8
ごみ排出量 (g/人日)		859	875	874	874	873	872	872	871	871	871	871
集団回収量 (g/人日)		2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
ごみ排出量総排出量 (g/人日)		861	877	876	876	875	874	874	873	873	873	873

【ごみ排出量】



【家庭系ごみ】



【事業系ごみ】

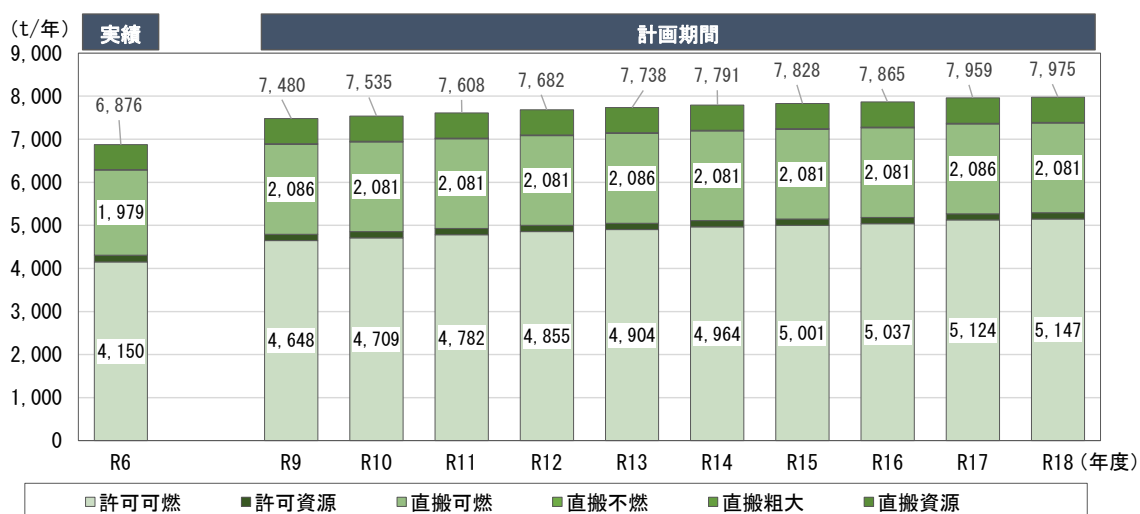


図 3-5 現状のまま推移した場合のごみ排出量の推計結果

4 目標値の設定

(1) 考え方

現計画の減量目標は次の2指標です。

指標①：1人1日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ）

指標②：リサイクル率

現計画の減量目標値は、令和3年3月策定の「第2次みよし市環境基本計画」の数値目標値を踏襲したもので、第2章の4で示したように、目標①は令和6年度実績ですでに目標値を達成し、目標②は目標を達成していません。

本計画では、目標値の達成状況、上位計画の目標、将来のごみ処理施設建設計画、基礎調査による本市の状況などを踏まえ、将来の本市のごみ処理全般を見据えた目標指標と目標値を設定します。

(2) 減量目標

本計画の減量目標は現計画の減量目標を踏まえるとともに、新たな指標を加え、次の4つとします。

指標①：1人1日当たりのごみ排出量（資源ごみを除く家庭系ごみ） ◀ 継続

指標②：事業系ごみ排出量 ◀ 新規

指標③：1人1日当たりのごみ焼却量 ◀ 新規

指標④：リサイクル率 ◀ 継続

① 1人1日当たりのごみ排出量（資源ごみ除く家庭系ごみ）

現計画の目標値を達成し、かつ減少傾向にあります。今後も処理されるごみをさらに減らす必要があることから、継続して指標とします。

② 事業系ごみ排出量

ごみ排出量の実績をみると本市の事業系ごみは増加傾向にあります。現計画では事業系ごみ排出量に関する指標はなかったため、本計画では事業系ごみ減量を新たに指標とします。

③ 1人1日当たりの焼却処理量

第五次循環型社会推進基本計画の新たな指標です。本市では令和32年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指すロードマップを掲げた「みよし市ゼロカーボンシティ推進計画」を策定しています。焼却量の削減はごみ排出量の削減とともに、脱

炭素の指標にもつながることから、新たに指標とします。

④リサイクル率

ごみ排出量の発生抑制や減量を推進する上で、リサイクル率の増加を目標とすることは厳しいと考えます。ただし、資源投入量の削減や地域の循環システムの構築のため、継続して指標とします。

(3) 減量目標値の設定

本計画の目標値を表 3-7 のように設定します。

表 3-7 本計画の目標値

指標	令和6年度実績	令和18年度目標値	減量の考え方
指標① 1人1日当たりのごみ排出量（資源ごみを除く家庭系ごみ）	475g/人日	383g/人日	収集燃やすごみの品目別に減量及び資源化の期待値を算出し、減量の期待値を削減、資源化の期待値は資源ごみに移行し、目標値を算出
指標② 事業系ごみ排出量	6,876t/年 (304g/人日)	5,549t/年 (240g/人日)	1人1日当たりの排出量が本市と同レベルの人口規模の自治体の平均値 240g を目標年度の目標とする。 令和6年度実績から約 20%削減。
指標③ 1人1日当たりのごみ焼却量※	726g/人日	582g/人日	指標①、指標②が目標値を達成した場合の1人1日当たりの焼却処理量（施設の性能改善等は見込まない）
指標④ リサイクル率	15.0%	19%以上	指標①、指標②が目標値を達成した場合のリサイクル率 ※現計画の目標値を下方修正している

※ごみ焼却量：家庭系燃やすごみ、事業系燃やすごみ、粗大ごみ等処理の可燃性残渣を含む。

(4) 目標達成のための努力項目

①家庭系ごみの削減

家庭系ごみの目標達成のために、

- ・食べ残しをしない
- ・手を付けていない食品を廃棄しない
- ・生ごみを堆肥化する
- ・調理くずが出ない料理を工夫する
- ・台所ごみの水切りを徹底する
- ・使い捨て容器包装を使用削減する
- ・分別を徹底する

を施策で強化することにより、排出量の削減を見込みます。

家庭系可燃ごみ組成調査結果及び市民意向調査結果から見込んだ減量を表 3-8 に

示します。

表 3-8 家庭系ごみからの項目別減量見込み（原単位の期待値）

項目		令和18年度 期待値	削減対象	減量の考え方
食べ残し削減		3.9 g/人日	家庭系収集 燃やすごみ	発生抑制（食品ロス削減）
手を付けていない食品を廃棄しない		1.4 g/人日		発生抑制（食品ロス削減）
		1.8 g/人日		排出抑制（フードドライブ へ 食品ロス削減）
生ごみを堆肥化		30.7g/人日		排出抑制（自家利用）
調理くずがでない料理を工夫する		27g/人日		発生抑制（食品ロス削減）
台所ごみの水切りを徹底する		0.8g/人日		発生抑制
使い捨て 容器包装の 使用削減	ペットボトル	0.7g/人日		発生抑制
	容器包装プラスチック	0.9g/人日		発生抑制
分別を 徹底する	古布	0.6g/人日		➡再利用資源
	容器包装プラスチック	1.0g/人日		➡プラスチック資源
	ペットボトル	0.1g/人日		➡ペットボトル
	紙類	0.2g/人日		➡再利用資源
	紙パック	0.05g/人日		➡再利用資源
発生・排出抑制計		64.4g/人日	—	—
資源化計		2.7g/人日	—	—
合計		67.1g/人日	上記目標値を達成した場合、資源除く年間 排出量（t/年）は令和18年度に約15%削減	

※令和18年度期待値は令和6年度排出量から試算した値です。ごみ排出量の将来推計では、令和18年度のごみ排出量の推計値で換算します。

②事業系ごみの削減

事業系ごみ排出量の削減は大きな課題ではありますが、産業分類、事業形態、事業所規模など業態により廃棄物が大きく異なること、景気動向や事業活動の状況が発生量に直接影響することなどから、詳細な実態把握が容易ではなく、家庭系と同様のごみ組成調査を実施することが現段階においては困難です。したがって、家庭系ごみのように施策やごみ種類の項目別に目標値を設定することが難しいため、減量目標値は事業系ごみ全体の削減を目標とします。

本市の事業系ごみ排出量は表 3-9 に示すように、人口同規模の自治体平均や全国平均と比較して高い状況にあります。そこで目標年度の令和18年度に令和6年度実績ベースで原単位を67 g削減した240g/人日の達成を目指します。これは令和6年度の

実績の約20%削減を目指します。

表 3-9 令和6年度事業系ごみ排出量の比較

	みよし市	5万人～10万人規模の自治体平均	全国平均
事業系ごみ (g/人日)	306	239	258

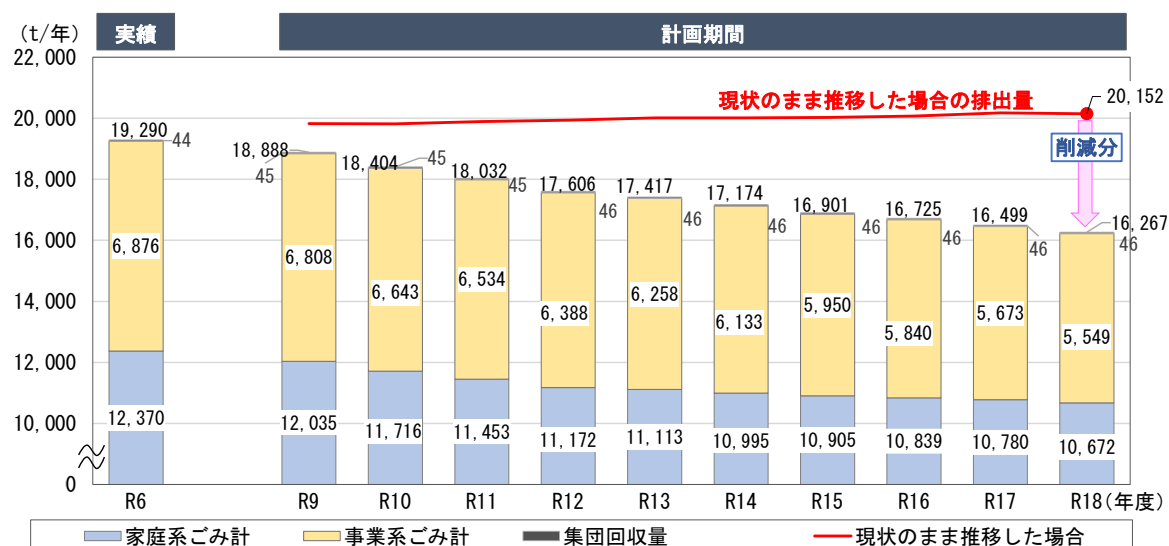
出典：人口規模別自治体平均、全国平均：「日本の廃棄物処理 令和6年度版 令和8年3月 環境省」

5 減量目標値を達成した場合の将来推計結果

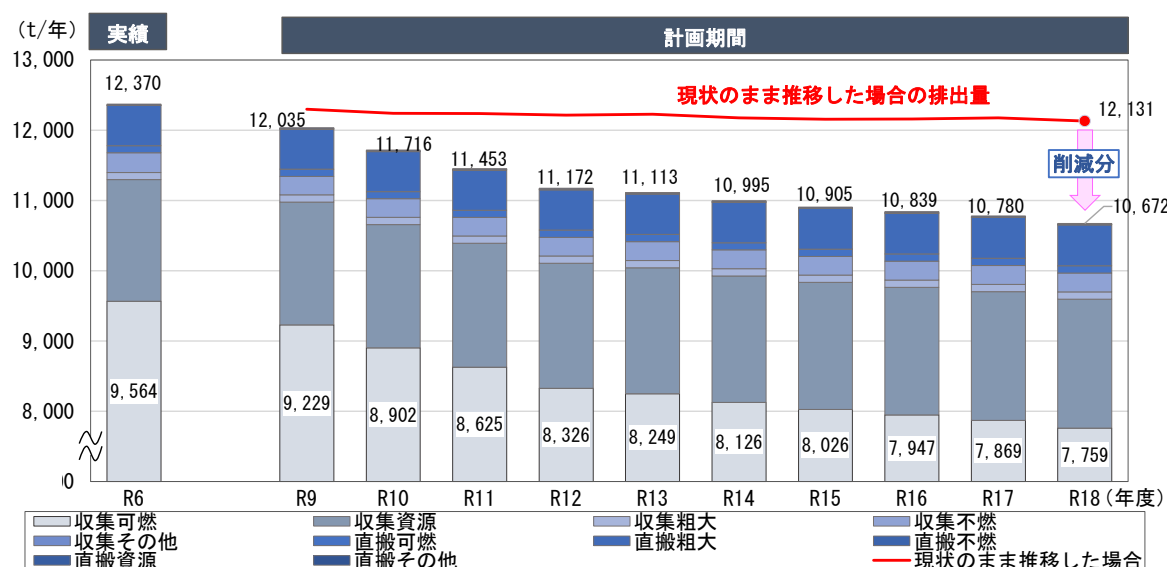
(1) ごみ排出量の将来推計

減量目標を達成した場合の将来推計結果を図 3-6、表 3-10 に示します。

【ごみ排出量】



【家庭系ごみ】



【事業系ごみ】

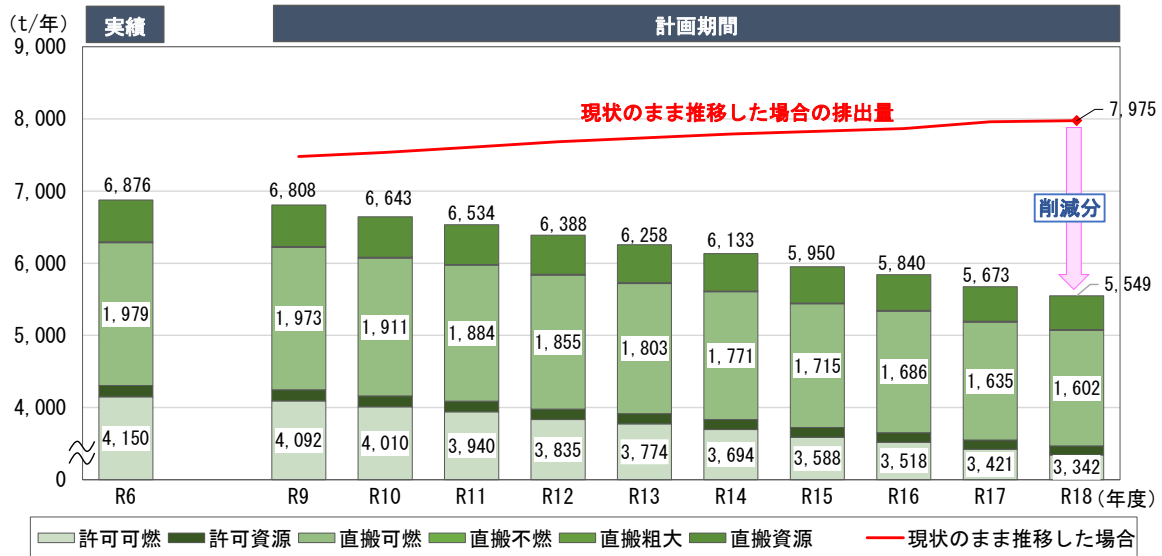


図 3-6 減量目標を達成した場合のごみ排出量の推計結果

表 3-10 減量目標を達成した場合のごみ排出量の推計結果

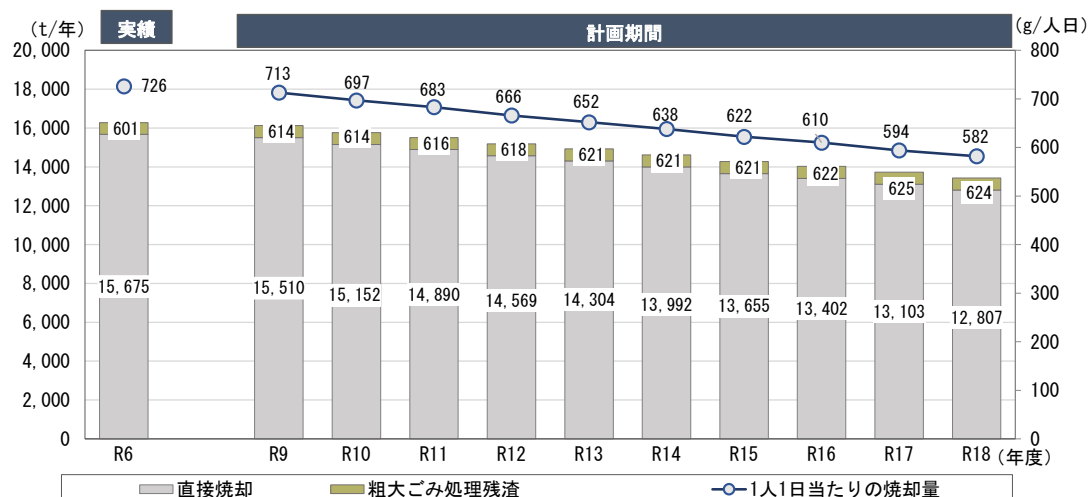
ごみ区分				実績	計画期間											
				365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365		
				2024 R6	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18		
行政区域内人口(10月1日)				61,383	61,787	62,008	62,229	62,451	62,590	62,729	62,868	63,007	63,147	63,213		
家庭系	収集ごみ	燃やすごみ（現状のまま推移）	g/人日	427 100	420 98.4	417 97.7	415 97.2	412 96.5	410 96.0	408 95.6	406 95.1	405 94.8	403 94.4	402 94.1		
		減量施策の進捗率	%		10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%		
		食品ロス関連減量施策の進捗率	%		10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%		
		発生抑制	g/人日													
		食品ロス削減（食べ残し削減）			0.38	0.76	1.14	1.51	1.87	2.24	2.60	2.96	3.31	3.67		
		食品ロス削減（未開封削減）			0.31	0.63	0.93	1.24	1.54	1.84	2.13	2.43	2.72	3.01		
		生ごみ堆肥化			3.02	6.00	8.95	11.85	14.74	17.61	20.44	23.28	26.08	28.89		
		調理くずが出ない料理の工夫			2.66	5.28	7.87	10.42	12.96	15.49	17.97	20.48	22.94	25.41		
		水切り徹底			0.08	0.16	0.23	0.31	0.38	0.46	0.53	0.61	0.68	0.75		
		使い捨て容器包装の削減(PET)			0.07	0.14	0.20	0.27	0.34	0.40	0.47	0.53	0.59	0.66		
		使い捨て容器包装の削減(プラ製容器包装)			0.09	0.18	0.26	0.35	0.43	0.52	0.60	0.68	0.76	0.85		
		計			6.61	13.15	19.58	25.95	32.26	38.56	44.74	50.97	57.08	63.24		
		既存品目の資源化	g/人日													
		古布			0.06	0.12	0.17	0.23	0.29	0.34	0.4	0.46	0.51	0.56		
		プラスチック資源			0.17	0.33	0.5	0.66	0.82	0.98	1.13	1.29	1.44	1.6		
		ペットボトル			0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.08	0.09		
		紙類			0.02	0.04	0.06	0.08	0.1	0.11	0.13	0.15	0.17	0.19		
		紙パック			0.00	0.01	0.01	0.02	0.02	0.03	0.03	0.04	0.04	0.05		
		計			0.26	0.52	0.77	1.03	1.28	1.52	1.76	2.02	2.24	2.49		
		減量目標を達成した場合の燃やすごみ	t/年 g/人日	9,564 427	9,343 413.13	9,129 403.33	8,964 394.65	8,776 385.02	8,624 376.46	8,424 367.92	8,249 359.5	8,095 352.01	7,943 343.68	7,759 336.27		
		減量目標達成資源ごみ	t/年 g/人日	1,732 77	1,747 77.26	1,755 77.52	1,766 77.77	1,779 78.03	1,793 78.28	1,798 78.52	1,807 78.76	1,817 79.02	1,831 79.24	1,834 79.49		
		粗大ごみ（現状のまま）	t/年 g/人日	102 4.6	102 4.5	102 4.5	102 4.5	103 4.5	103 4.5	103 4.5	103 4.5	103 4.5	104 4.5	104 4.5		
		不燃ごみ（現状のまま）	t/年 g/人日	279 12.5	265 11.7	265 11.7	266 11.7	267 11.7	268 11.7	268 11.7	268 11.7	269 11.7	270 11.7	270 11.7		
		その他ごみ（現状のまま）	t/年 g/人日	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
		計	t/年 g/人日	11,677 521	11,457 507	11,251 497	11,098 489	10,925 479	10,788 471	10,593 463	10,427 454	10,284 447	10,148 439	9,967 432		
		直接搬入 ごみ	資源除く	t/年 g/人日	9,945 444.1	9,710 429.33	9,496 419.53	9,332 410.85	9,146 401.22	8,995 392.66	8,795 384.12	8,620 375.7	8,467 368.21	8,317 359.88	8,133 352.47	
			燃やすごみ（現状のまま）	t/年 g/人日	101 4.5	102 4.5	102 4.5	102 4.5	103 4.5	103 4.5	103 4.5	103 4.5	103 4.5	104 4.5	104 4.5	
			粗大ごみ（現状のまま）	t/年 g/人日	573 25.6	570 25.2	570 25.2	572 25.2	574 25.2	577 25.2	577 25.2	578 25.2	580 25.2	582 25.2	581 25.2	
			不燃ごみ（現状のまま）	t/年 g/人日	2 0.1	2 0.1	2 0.1	2 0.1	2 0.1	2 0.1	2 0.1	2 0.1	2 0.1	2 0.1	2 0.1	
			資源ごみ（現状のまま）	t/年 g/人日	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0	
			その他（現状のまま）	t/年 g/人日	15 1	16 1	16 1	16 1	16 1	16 1	16 1	16 1	16 1	16 1	16 1	
			計	t/年 g/人日	693 31	692 31	692 31	694 31	697 31	700 31	700 31	701 31	703 31	706 31	705 31	
			計	t/年 g/人日	12,370 552	12,149 537	11,943 528	11,792 519	11,622 510	11,488 502	11,293 493	11,128 485	10,987 478	10,854 470	10,672 463	
	減量率		%	0	1.2	2.4	3.6	4.8	6	7.3	8.4	9.6	10.8	12.0		
	資源除く		t/年 g/人日	10,636 475	10,400 459.83	10,186 450.03	10,024 441.35	9,841 431.72	9,693 423.16	9,493 414.62	9,319 406.2	9,168 398.71	9,021 390.38	8,836 382.97		
	(指標①)															
	減量率		%	0	1.5	3	4.4	5.9	7.4	8.9	10.3	11.8	13.2	14.8		

ごみ区分				実績	計画期間										
					365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365
					2024 R6	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18
事業系	許可業者 収集	可燃ごみ（現状のまま）	t/年 t/日	4,150 11.4	4,648 12.7	4,709 12.9	4,782 13.1	4,855 13.3	4,904 13.4	4,964 13.6	5,001 13.7	5,037 13.8	5,124 14	5,147 14.1	
		可燃ごみ（目標達成）	t/年 t/日		4,092 11.2	4,010 11	3,940 10.8	3,835 10.5	3,774 10.3	3,694 10.1	3,588 9.8	3,518 9.6	3,421 9.3	3,342 9.2	
		資源ごみ（現状のまま）	t/年 t/日	156 0.4	146 0.4	146 0.4	146 0.4	146 0.4	146 0.4	146 0.4	146 0.4	146 0.4	146 0.4	146 0.4	
		資源ごみ（目標達成）	t/年 t/日		154 0.4	151 0.4	148 0.4	144 0.4	142 0.4	139 0.4	135 0.4	132 0.4	129 0.4	126 0.3	
		計（現状のまま）	t/年 t/日 g/人日	4,306 11.8 192	4,794 13.1 212	4,855 13.3 214	4,928 13.5 217	5,001 13.7 219	5,050 13.8 220	5,110 14 223	5,147 14.1 224	5,183 14.2 225	5,270 14.4 228	5,293 14.5 229	
		（指数）	—	100	110.4	111.5	113	114.1	114.6	116.1	116.7	117.2	118.8	119.3	
		減量施策の進捗率	%		10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%	
		発生抑制													
		許可業者収集ごみ分	g/人日		4.68	9.54	14.71	19.99	25.21	31.07	36.60	42.19	48.76	54.64	
		計（目標達成）	t/年 t/日 g/人日	4,306 11.8 192	4,246 11.6 187.81	4,161 11.4 183.62	4,088 11.2 179.43	3,979 10.9 175.24	3,916 10.7 171.05	3,833 10.5 166.86	3,723 10.2 162.67	3,650 10.0 158.48	3,550 9.7 154.29	3,468 9.5 150.1	
	直接搬入 収集	可燃ごみ（現状のまま）	t/年 t/日	1,979 5.4	2,086 5.7	2,081 5.7	2,081 5.7	2,081 5.7	2,086 5.7	2,081 5.7	2,081 5.7	2,081 5.7	2,086 5.7	2,081 5.7	
		可燃ごみ（目標達成）	t/年 t/日		1,973 5.4	1,911 5.2	1,884 5.2	1,855 5.1	1,803 4.9	1,771 4.9	1,715 4.7	1,686 4.6	1,635 4.5	1,602 4.4	
		不燃ごみ（現状のまま）	t/年 t/日	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
		粗大ごみ（現状のまま）	t/年 t/日	13 0.04	14 0.04	15 0.04	15 0.04	16 0.04	16 0.04	16 0.04	16 0.04	17 0.04	17 0.04	17 0.04	
		粗大ごみ（目標達成）	t/年 t/日		13 0.04	13 0.04	12 0.03	12 0.03	12 0.03	12 0.03	11 0.03	11 0.03	11 0.03	11 0.03	
		資源ごみ（現状のまま）	t/年 t/日	578 1.6	586 1.6	584 1.6	584 1.6	584 1.6	586 1.6	584 1.6	584 1.6	584 1.6	586 1.6	584 1.6	
		資源ごみ（目標達成）	t/年 t/日		576 1.6	558 1.5	550 1.5	542 1.5	527 1.4	517 1.4	501 1.4	493 1.4	477 1.3	468 1.3	
		計（現状のまま）	t/年 t/日 g/人日	2,570 7.0 115	2,686 7.3 119	2,680 7.3 118	2,680 7.3 118	2,681 7.3 117	2,688 7.3 117	2,681 7.3 117	2,681 7.3 117	2,682 7.3 116	2,689 7.3 116	2,682 7.3 116	
		（指数）	—	100	103.5	102.6	102.6	102.6	101.7	101.7	101.7	100.9	100.9	100.9	
		減量施策の進捗率	%		10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%	
		発生抑制													
		直接搬入ごみ分	g/人日		2.46	4.84	7.26	9.69	11.90	14.28	16.66	18.73	21.07	23.41	
		計（目標達成）	t/年 t/日 g/人日	2,570 7.04 115	2,562 7.0 112.49	2,482 6.8 109.98	2,446 6.7 107.47	2,409 6.6 104.96	2,342 6.4 102.45	2,300 6.3 99.94	2,227 6.1 97.43	2,190 6.0 94.92	2,123 5.8 92.41	2,081 5.7 89.9	
目標達成事業系ごみ 計			（指標②）	t/年 t/日 g/人日	6,876 18.8 307.0	6,808 18.6 300.3	6,643 18.2 293.6	6,534 17.9 286.9	6,388 17.5 280.2	6,258 17.1 273.5	6,133 16.8 266.8	5,950 16.3 260.1	5,840 15.5 253.4	5,673 15.2 246.7	5,549 15.2 240.0
			減量率	%	0	9	11.8	14.1	16.8	19.1	21.3	24	25.7	28.7	30.4
ごみ排出量合計			t/年 g/人日 t/日	19,246 859 52.73	18,957 838 51.80	18,586 821.19 50.92	18,326 806.83 50.21	18,010 790.1 49.34	17,746 774.67 48.49	17,426 761.09 47.74	17,078 744.24 46.79	16,827 731.69 46.10	16,527 715.09 45.16	16,221 703.04 44.44	
集団回収量（現状のまま）			t/年 g/人日	44 2	45 2	45 2	45 2	46 2	46 2	46 2	46 2	46 2	46 2	46 2	
ごみ排出量総排出量			t/年 g/人日 t/日	19,290 861 52.85	19,002 840 51.92	18,631 823 51.04	18,371 809 50.33	18,056 792 49.47	17,792 777 48.61	17,472 763 47.87	17,124 746 46.92	16,873 734 46.23	16,573 717 45.28	16,267 705 44.57	

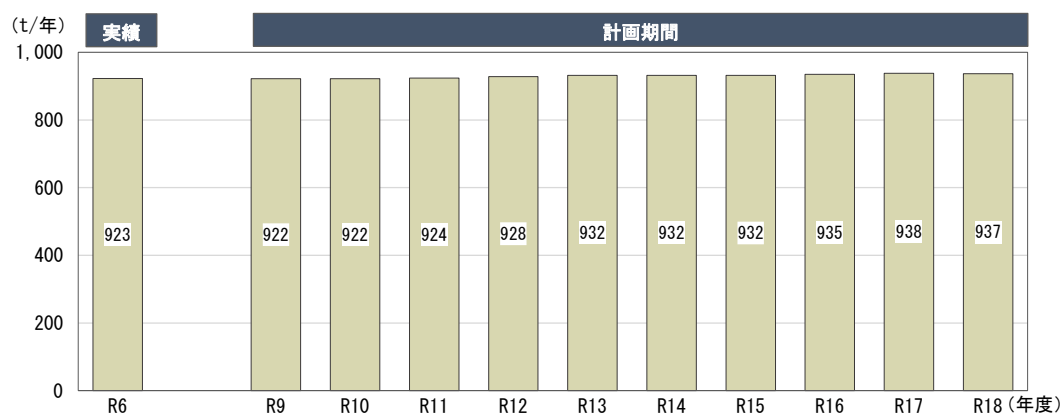
（２）ごみ処理量の将来推計

減量目標を達成した場合のごみ処理量の将来推計を図 3-7、表 3-11 に示します。

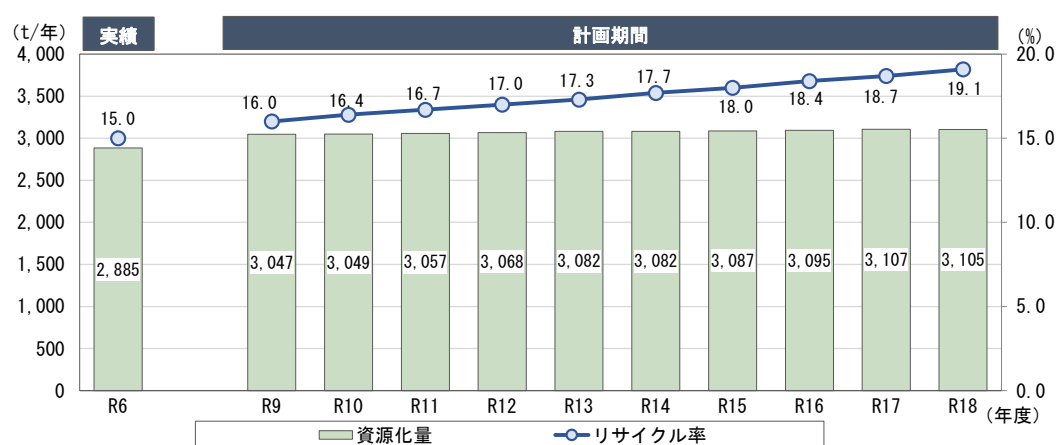
【焼却処理量】



【粗大ごみ処理量】



【資源化量】



【最終処分量】

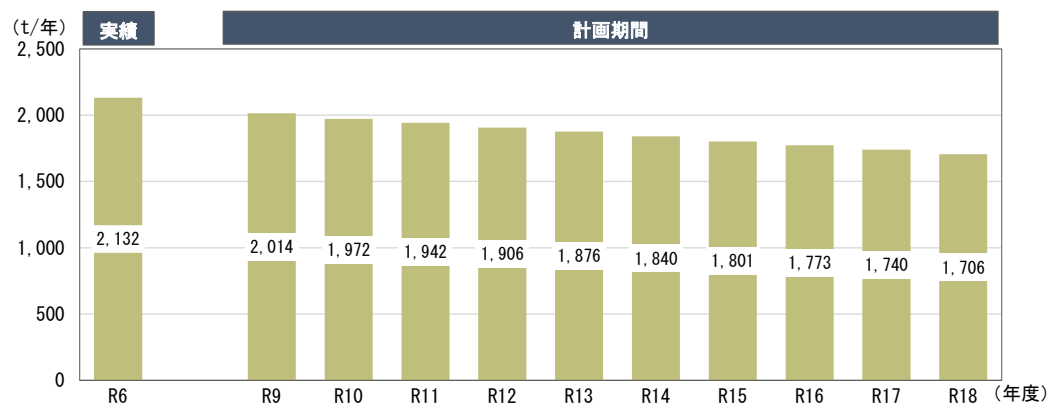


図 3-7 減量目標達成した場合のごみ処理量の推計結果

表 3-1 1 減量目標達成した場合のごみ処理量の推計結果

処理項目				実績	計画期間											
					365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	
					2024 R6	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18	
行政区城内人口(10月 1 日)					61,383	61,787	62,008	62,229	62,451	62,590	62,729	62,868	63,007	63,147	63,213	
焼却処理量(t)					t/年	16,276	16,124	15,766	15,506	15,187	14,925	14,613	14,276	14,024	13,728	13,431
(g/人日) (指標③)						726	713	697	683	666	652	638	622	610	594	582
搬入	直接焼却量			t/年	15,675	15,510	15,152	14,890	14,569	14,304	13,992	13,655	13,402	13,103	12,807	
	粗大ごみ処理残渣				601	614	614	616	618	621	621	621	622	625	624	
搬出	資源				129	187	183	180	176	173	170	166	163	159	156	
	金属				23											
	セメント原料				106											
	その他				0											
焼却残渣					1,955	1,862	1,820	1,790	1,753	1,723	1,687	1,648	1,619	1,585	1,551	
粗大ごみ処理量(t)				t/年	923	922	922	924	928	932	932	932	935	938	937	
搬出	資源				176	186	186	186	187	188	188	188	189	189	189	
	可燃残渣				601	614	614	616	618	621	621	621	622	625	624	
	不燃残渣				146	122	122	122	123	123	123	123	124	124	124	
総資源化量(t)				t/年	2,885	3,047	3,049	3,057	3,068	3,082	3,082	3,087	3,095	3,107	3,105	
対象	焼却施設から				129	187	183	180	176	173	170	166	163	159	156	
	粗大ごみ施設から				176	186	186	186	187	188	188	188	189	189	189	
	堆肥化、飼料				156	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	
	直接資源化				61	61	61	61	61	61	61	60	60	60	60	
	その他資源化施設				2,319	2,420	2,426	2,437	2,450	2,466	2,469	2,479	2,489	2,505	2,506	
	集団回収				44	45	45	45	46	46	46	46	46	46	46	
	リサイクル率 (指標④)			%	15.0	16.0	16.4	16.7	17.0	17.3	17.7	18.0	18.4	18.7	19.1	
最終処分(t)				t/年	2,132	2,014	1,972	1,942	1,906	1,876	1,840	1,801	1,773	1,740	1,706	
搬入	直接最終処分				31	30	30	30	30	30	30	30	30	31	31	
	焼却残渣				1,955	1,862	1,820	1,790	1,753	1,723	1,687	1,648	1,619	1,585	1,551	
	粗大ごみ残渣				146	122	122	122	123	123	123	123	124	124	124	

第3節 ごみ排出抑制と減量化の方策

1 ごみ減量の推進

(1) ごみの発生・排出抑制の推進

各家庭、事務所でごみの発生・排出を抑制することは、ごみの排出量の削減のみではなく、廃棄される資源化可能な物の削減や最終処分量の削減、処理費用の低減にもつながります。

本市では「みよし市第2次環境基本計画」において4Rを推進していますが、4Rのうち、Refuse（リフューズ：不要なものの受け取りを拒否する）、Reduce（リデュース：ごみの発生を減らす）、Reuse（リユース：繰り返し使う）を優先して取り組みます。尾三衛生組合エコサイクルプラザにおけるリサイクルや不要品交換などの活用を推進します。また、民間のオンラインリユース市場との連携を強化し、幅広い層に向けてリユースの必要性を広報していきます。

主な取り組み	
市民	●家具などは修理することで、長い期間の使用に努めます。 ●必要ない物やすぐにごみとなる物は買わないように努めます。 ●使用後も再利用や再資源化ができる商品の選択に努めます。 ●使い捨て製品の使用を控え、詰め替え製品を積極的に使用するよう心がけます。 ●環境に配慮した製品を優先して購入するよう努めます。 ●ばら売り商品などを選択するよう努めます。 ●買い物にマイバッグを持参し、不要なレジ袋はもらいません。 ●過剰包装は断ります。 ●食品ロス削減のため、食料品は買い物前に在庫を確認し、必要な分だけの購入に努めます。

	●食べ残しや賞味期限切れの商品の廃棄をなくすように努めます。 ●生ごみは多くの水分を含んでいるため、水切りの徹底に努めます。 ●リサイクルステーションや尾三衛生組合のエコサイクルプラザ、あるいは民間のフリマアプリ※などを活用して、不要になった物のリユース、リサイクルに努めます。 ※フリマアプリ：フリーマーケットアプリケーションの略。インターネット上で個人同士が不用品や中古品を売買できるフリーマーケット形式のプラットフォーム。 ●生ごみは堆肥化などの有効利用に努めます。
事業者	●事業活動によって発生する廃棄物の削減に努めます。 ●ペーパーレス化を推進します。 ●量り売りや簡易包装など、無駄を出さない販売方法などの取り組みに努めます。 ●容器を回収し、再利用に努めます。 ●商品の企画を統一し、部品が交換できるような商品の販売を推進します。 ●再利用や再資源化ができる製品の製造・販売に努めます。 ●利用や廃棄段階で、ごみになりにくい製品の製造・販売に努めます。 ●再生紙の活用など、グリーン購入を実践します。 ●資源ごみはリサイクルします。
市	●広報紙やホームページなどを活用し、ごみの減量やリサイクルなどの意識高揚を図ります。 ●ペーパーレス化を推進します。 ●生ごみの減量と有効活用のため、生ごみ処理機の購入の支援を継続します。 ●公共事業で用いる建設資材は、リサイクル製品の積極的な利用に努めます。 ●リサイクルステーションによる資源回収の周知・徹底を図ります。 ●資源ごみは分別収集を行い、適切に再資源化を行います。 ●ごみの排出状況について調査し効果的な減量方法を検討します。

(2) ごみ減量に向けた啓発意識

市民や事業者がごみに対する理解を深め、自主的なごみ減量の取り組みを促進するため、子供から大人まで、事業者も含めて意識啓発に向けた広報・啓発を行っていきます。また、市民がごみ処理に対して信頼と安全・安心を実感できるようにごみ焼却処理施設等の情報をわかりやすく公開していくとともに、事業者に対しても実践事例などの情報提供を充実します。

	主な取り組み
市民	●ごみの減量に向けた、ライフスタイルの見直しについて家庭内で話し合います。 ●環境やごみに関する市民参加型のイベント等に積極的に参加します。
事業者	●事業所内で発生するごみについて減量努力を周知徹底します。 ●環境に対する取り組みと、自主的な廃棄物の減量やリサイクルを促進するため、ISO 等環境マネジメントシステムの有効活用に努めていきます。 ●事業所内で分別徹底に向け社内教育に努めます。
市	●広報紙やホームページなどを活用し、ごみの減量やリサイクルなどの意識高揚を図ります。(再掲) ●ごみの減量方法や適正な排出方法など、広報・啓発により周知を図ります。 ●市民参加型のイベント等を通じて、ごみの減量の意識高揚を図ります。 ●ごみの減量に向け、児童等若年層からの環境学習を推進します。 ●環境マネジメントシステム※や拡大生産者責任※※を広報啓発し推進します。

	※環境マネジメントシステム：組織や事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための組織や事業者の体制・手続き等の仕組み。 ※※拡大生産者責任：生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。 ●すべての公共施設のごみ排出実態を把握し、施設ごとの減量方法を検討します。 ●現焼却施設の老朽化のため、新施設の整備が進んでおり、ごみ排出量が施設規模の設定と施設の整備費用に直結することを市民に周知し、ごみ量の削減が施設整備費用の削減となることの理解を促します。
--	---

2 資源化の推進

限りある資源を有効に利用するため、資源化可能な物はしっかり分別し、資源循環型社会の推進を目指します。

(1) 資源の分別の徹底

資源の有効利用に向け、ごみを排出する際に分別の徹底に努めます。

	主な取り組み
市民	●ごみは市のルールに従って正しく分別します。 ●燃やすごみ、燃えないごみに資源ごみが混入しないよう、家庭内でごみ箱をわけするなど分別の徹底を図ります。 ●資源ごみの回収に協力します。 ●正しい分別方法について家庭内で情報共有します。
事業者	●事業所内で分別徹底に向け社内教育に努めます。(再掲) ●顧客用資源リサイクルボックスを用意するなど顧客の排出する資源の分別を推進します。
市	●資源ごみ分別収集を行い、適切に再資源化を行います。 ●正しい資源分別の方法やリサイクルステーションなどの利用に関する情報に努めます。 ●広報等を通じて分別された資源がどのように資源化されているかなどの情報を周知し、リサイクルについて意識高揚を図ります。 ●資源の適正な分別について児童等若年層からの環境学習を通じて意識高揚に努めます。

(2) 資源化の拡大

各主体で分別した資源の適正な排出及び処理に努め、資源化推進に努めます。

	主な取り組み
市民	●集団回収に積極的に参加するように努めます。 ●リサイクルステーションの積極的な活用に努めます。 ●フリーマーケットなど、不用になった物のリユース活動の実践に努めます。 ●廃棄した後も再利用や再資源化ができる商品の購入に努めます。 ●リサイクル製品などを積極的に利用し資源化の推進に努めます。
事業者	●顧客用資源リサイクルボックスを用意するなど顧客の排出する資源の分別を推進します。(再掲)

	●事業所内で発生する資源ごみは資源化業者等の活用や独自の資源化処理の実施など、積極的なリサイクルの推進に努めます。 ●再生紙の活用など、グリーン購入を実践します。
市	●生ごみの分別収集など、新たな資源物の拡大を図ります。 ●集団回収の助成を継続します。 ●リサイクルステーションみよしによる資源回収の周知・徹底を図ります。 ●民間企業と積極的に連携し、市民のリユースを推進します。 ●行政で使用する資材や備品などはリサイクル製品の積極的な利用に努めます。

第4節 ごみの適正な処理及び実施に關しての基本的事項

1 収集運搬計画

(1) 収集・運搬体制

収集・運搬体制の管理体制は委託で行っており、今後も継続するものとします。

(2) 収集方式等

収集対象地域は行政区域全域であり、一般家庭から排出される一般廃棄物について定められた分別区分と排出方法に則り、排出された廃棄物を収集対象とします。事業系ごみは、排出者自ら直接搬入するか、許可業者による収集とします。また、日常的にごみ出しが困難な高齢者等へのごみ出し支援のための収集方式を福祉関連部門等と協議して取り組んでおり、今後も継続して実施します。

収集頻度については当面現状どおりとしますが、排出量や市民サービス向上、収集の効率化等の面から、必要に応じて見直しを検討します。

表 3-12 収集方式

区分		処理主体	収集方法	収集頻度
家庭系ごみ	燃やすごみ	市(委託)	指定袋によるステーション方式	週2回
	金属ごみ	市(委託)		月2回
	陶磁器・ガラス	市(委託)		月1回
	粗大ごみ	市(委託)	戸別方式	週1回
	再生利用資源	びん	ステーション方式及び拠点方式	ステーション方式：月1回 拠点方式：随時
		かん		
		ペットボトル		
		古紙類	拠点方式	随時
		古着		
		プラスチック資源	ステーション方式及び拠点方式	ステーション方式：週1回 拠点方式：随時
		白色トレイ	拠点方式	随時
		廃食用油		
		小型家電製品		
		その他		
		割り箸、スプレー缶、使い捨てライター、自動車・オートバイ用バッテリー、インクカートリッジ		
	陶磁器	市(直営)		
	有害ごみ	乾電池・小型充電式電池・蛍光灯・水銀体温計		

(3) 収集・運搬量

将来の収集・運搬量は図 3-8 に示すとおりです。

収集・運搬量の将来推計は令和18年度には9,967 tと推計しています。令和6年度実績と比較すると約15%減少しています。収集・運搬量の内訳をみると、令和6年度には可燃ごみが約81%、資源ごみが約15%となっていました。令和18年度には可燃ごみが約78%、資源ごみが約18%となっています。

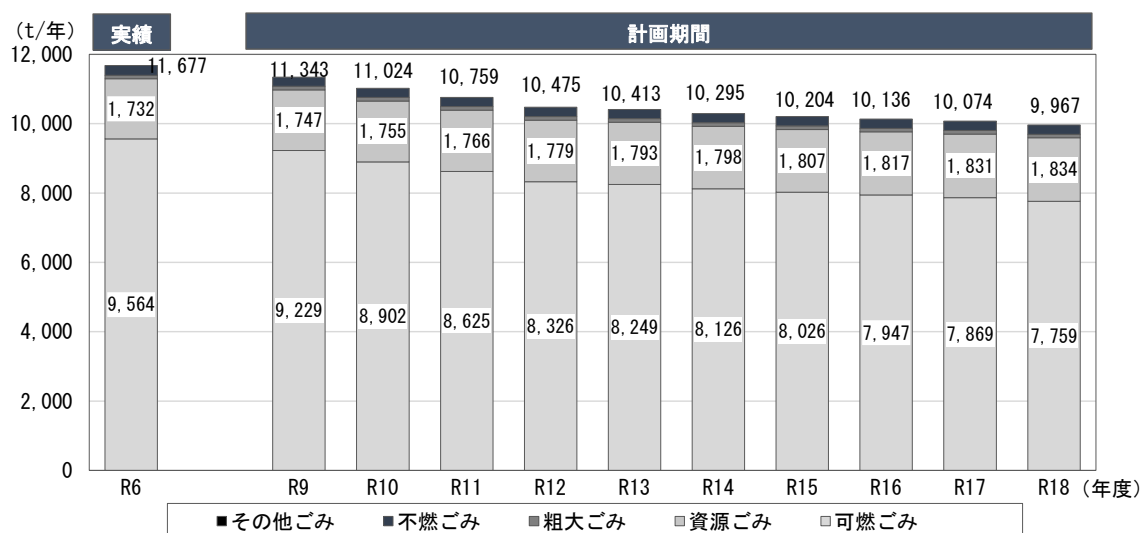


図 3-8 収集・運搬量の将来推計結果

(4) 各主体の主な取り組み

	主な取り組み
市民	●収集・運搬が効率的に行えるよう、ごみの適正な分別及び排出に努めます。 ●ごみの排出抑制の推進、リサイクルステーションやP T A資源回収などの利用により排出するごみの量を可能な限り少なくし、収集運搬負荷の低減に努めます。
事業者	●排出量の削減によりごみの運搬における環境負荷等の低減に努めます。 ●許可業者等と連携しながら効率的な運搬の実施を図ります。
市	●効率的な収集運搬体制について検討します。 ●リチウム蓄電池等の分別回収を実施していますが、意図しない収集ごみへの混入等による火災事故防止に備えます。 [事例]

市町村周知啓発用ポスター 環境省

	・月に2回収集している不燃ごみをパッカー車に乗せる前に、すべての不燃ごみ袋を対象として、不燃ごみ袋の中に発火危険物があれば区分する（武蔵野市） ・パッカー車でなく平車での回収（千代田区） ●環境負荷の少ない収集車両の導入など地域環境に配慮した収集運搬体制を検討します。 ●ごみ収集運搬車両の低公害車の導入を進めます。 ●現行の高齢者支援の方法について、現状の把握、利用者のニーズや対象者の実態を検証し、今後のさらに進む超高齢社会に備えます。 [事例] <table border="1" data-bbox="352 524 1390 792"> <thead> <tr> <th>支援名称</th><th>制度の概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こんにちは収集（前橋市）</td><td>集積場所へごみを出すことが困難な人のうち親族や近隣住民の支援がうけられない人を対象に、介護保険認定等一定の条件に該当すれば、市職員が週1回自宅を訪問してごみを収集する。希望者には、収集時に安否確認の声かけを行う。</td></tr> <tr> <td>ふれあい訪問収集（牛久市）</td><td>ごみを集積書まで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者などの方を対象に、直接自宅まで、ごみの訪問収集を行う制度で、収集はシルバー人材センターに委託している。</td></tr> </tbody> </table> 出典：高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き（事例集）令和3年3月 環境省	支援名称	制度の概要	こんにちは収集（前橋市）	集積場所へごみを出すことが困難な人のうち親族や近隣住民の支援がうけられない人を対象に、介護保険認定等一定の条件に該当すれば、市職員が週1回自宅を訪問してごみを収集する。希望者には、収集時に安否確認の声かけを行う。	ふれあい訪問収集（牛久市）	ごみを集積書まで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者などの方を対象に、直接自宅まで、ごみの訪問収集を行う制度で、収集はシルバー人材センターに委託している。
支援名称	制度の概要						
こんにちは収集（前橋市）	集積場所へごみを出すことが困難な人のうち親族や近隣住民の支援がうけられない人を対象に、介護保険認定等一定の条件に該当すれば、市職員が週1回自宅を訪問してごみを収集する。希望者には、収集時に安否確認の声かけを行う。						
ふれあい訪問収集（牛久市）	ごみを集積書まで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者などの方を対象に、直接自宅まで、ごみの訪問収集を行う制度で、収集はシルバー人材センターに委託している。						

2 中間処理計画

中間処理は分別収集で分別した資源ごみや、粗大ごみ中の金属等をそれぞれ資源化するとともに、それ以外のものについては、熱回収等によりエネルギーの有効利用を図りながら減量や破砕などで容積を小さくする減容処理を実施するものとします。

（1）運営・管理体制

中間処理は尾三衛生組合の東郷美化センターと民間中間処理施設で実施しています。

（2）中間処理対象ごみ及び処理方法

分別区分は当面変更しないことから、各施策の処理対象物は、基本的に現状どおりとします。

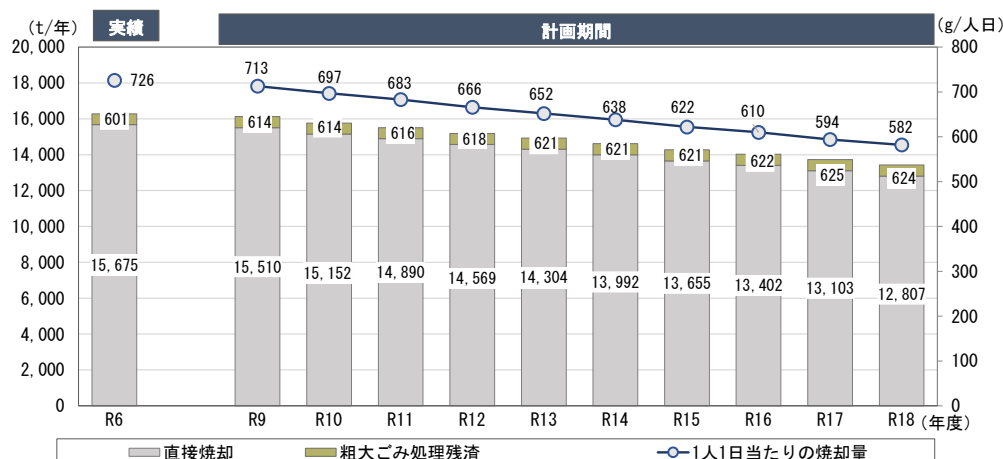
（3）中間処理量

将来の中間処理量は図 3-9 に示すとおりです。

焼却処理量は令和18年度に13,431 t、1人1日当たりの焼却処理量は582 gと推計しています。

一方、粗大ごみ処理量の将来推計は令和18年度に937 tと推計しています。

【焼却処理量】



【粗大ごみ処理量】

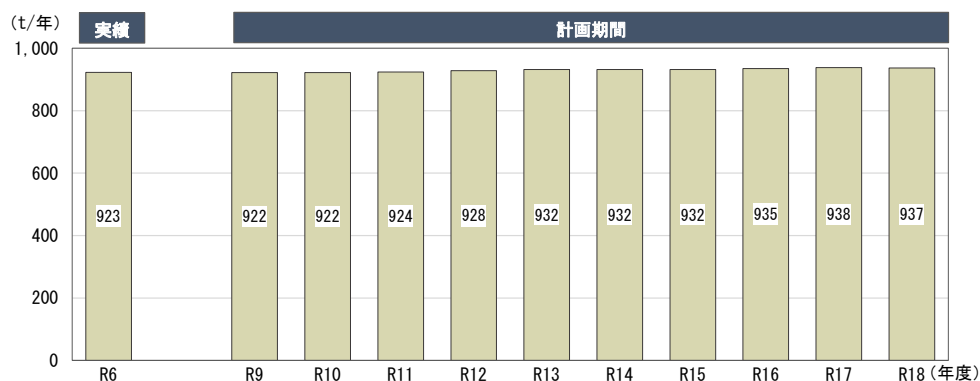


図 3-9 中間処理量の将来推計結果（再掲）

（４）各主体の主な取り組み

	主な取り組み
市民	●排出されたごみがどのように処理されているか。市の情報などを基に把握し、施設において適正かつ効率的な処理処分が行えるよう、ごみの適正な分別排出に努めます。 ●水銀を使用している体温計や、蛍光灯、バッテリー、乾電池、小型充電式電池などの有害廃棄物の適正な処理のため、ルールを守った廃棄に努めます。
事業者	●排出するごみについては、施設において適正かつ効率的な処理処分が行えるよう、社内教育等を通して、ごみの適正な分別排出に努めます。
市	●市民、事業者に対し、施設における処理方法や分別の意義、ごみの適正排出方法などに関する情報の提供、広報・啓発に努めます。 ●水銀を使用している体温計や蛍光灯、バッテリー、乾電池、小型充電式電池などの有害廃棄物の適正な処理を行います。 ●災害発生時の円滑、迅速な処理に平時から備えます。

（５）新施設整備概要

本市の中間処理は日進市及び東郷町との共同処理を尾三衛生組合の運営・管理のもと実施されています。

本中間処理施設は、平成9年に焼却施設が、平成11年に粗大・不燃ごみ処理施設が竣工しました。この施設は老朽化が進行していたため、平成27年度から令和元年度にかけて基幹的設備改良工事（延命化工事）を実施しました。

本市の中間処理は愛知県ごみ処理広域化・集約化計画」を踏まえると、令和44年度に尾張東部衛生組合と施設を集約1施設とする目標となっています。よって、令和43年度までは尾三衛生組合単独でのごみ処理を行う必要があり、令和3年度に「施設整備検討業務」を策定し、令和16年度稼働を目指し、新しいごみ焼却施設と粗大・不燃ごみ処理施設を整備していくこととしました。

新施設の建設にあたっては、これまでと同様に安全・安心で、環境に十分配慮し、これまでは未活用であったごみ焼却から得られるエネルギーの利活用を図り、循環型社会の形成やゼロカーボンシティの達成に資するような機能を有するとともに、地域への貢献や環境学習などを行える場となるよう施設整備の事業を組合及び構成市町とともに推進していきます。

【概略スケジュール】

項 目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度
廃棄物処理施設整備基本構想	■												
循環型社会形成推進地域計画 （計画期間5年）		■					■						
廃棄物処理施設整備基本計画等 （基本計画・基本設計、 PFI等導入可能性調査、地歴調査）			■	■	■	■	■						
環境影響評価			■	■	■	■	■	■					
基礎調査（測量調査、地質調査、土 壌汚染調査（表層調査））			■	■									
事業者選定					■	■	■	■					
実施設計～施設建設工事 （造成工事含む）						■	■	■	■	■	■	■	
新ごみ処理施設稼働												■	■
既存施設解体												■	■

スケジュールは変更となる場合があります。

出典：尾三衛生組合 Web サイト 廃棄物処理施設整備事業概要

（6）施設整備方針

①ごみ処理体制

将来のごみ処理体制は、現状と同様に尾三衛生組合で搬入したごみの中間処理を行い、ごみの収集・運搬については構成市町で実施します。

可燃ごみは、新可燃ごみ処理施設で処理し、粗大ごみ、金属、陶磁器・ガラス、乾電池及び蛍光管は新粗大・不燃ごみ処理施設で処理・保管した後、最終処分または資源化を行います。

【将来ごみ処理体制】

構成市町	収集・運搬	中間処理（保管）	最終処分
日進市	日進市	尾三衛生組合 （可燃、粗大、金属、 陶磁器・ガラス、乾 電池、蛍光管）	尾三衛生組合※ （発生残渣等）
みよし市	みよし市		
東郷町	東郷町		

※委託による処分

②新ごみ処理施設の施設整備方針

新ごみ処理施設の施設整備方針は、計画・設計、建設、運営に関する基本的な方向性を示す指針となります。

○安全かつ安定的な処理が可能な施設

信頼性が高く、ごみ量・ごみ質の変動にも対応できる安定的な処理システムを導入し、持続可能な適正処理及び適正な維持管理の確保を図ります。

○環境に配慮した施設

周辺の自然環境や生活環境などの環境保全に十分に配慮した施設とします。

○エネルギーの有効利用と資源循環に優れた施設

ごみ処理に伴い発生する熱エネルギーを効率的かつ効果的に有効活用し、脱炭素及び地球温暖化防止に貢献するとともに、資源の回収により資源循環にも優れた施設とします。

○環境啓発を行う施設

施設見学や環境学習の場を提供するなど、環境教育機会を創出します。

○経済性に配慮した施設

有利な交付金の活用により、経済性や費用対効果に優れた施設とします。また、民間事業者の持つノウハウなどを活用することにより、建設費から運営費・維持管理費までを包括したライフサイクルコストの削減を重視した施設とします。

○災害に強く、災害廃棄物処理に対応できる施設

災害発生時においても、施設の機能を維持するとともに、災害廃棄物の処理にも対応できる施設とします。

出典：廃棄物処理施設整備基本構想 令和6（2024）年3月 尾三衛生組合

3 最終処分計画

最終処分の目的は中間処理を経て最終的に残ったごみを無害化・安定化させ自然に還元させることです。

最終処分場は廃棄物の最終的な受け皿であり、この機能を欠如させることはできないため、長期的な展望に立った用地の確保、施設の整備が重要です。

(1) 運営・管理体制

運営・管理体制は現状どおり行うものとします。

家庭系及び事業系ごみを尾三衛生東郷美化センターで中間処理した後に排出される焼却灰及び不燃性破碎残渣は表 2-8 に示す処理施設において埋立処分します。また、みよし市不燃物埋立処分場では家庭から排出されたコンクリートがらを、グリーン・クリーンふじの丘ではリサイクルステーションで回収した陶磁器及び直接搬入された不燃ごみをそれぞれ埋立処分します。

(2) 最終処分対象ごみ及び処分方法

最終処分対象ごみは、中間処理を経て最終的に残ったごみで、資源化、減量・減容かすることが困難で、無害化、安定化しているものです。具体的には、陶磁器・ガラス等の直接埋立物、ごみ焼却施設（東郷美化センター）からの焼却灰、粗大ごみ処理施設（東郷美化センター）からの処理残渣です。

(3) 最終処分量

将来の最終処分量の推移は図 3-10 に示すとおりです。令和18年度は1,706 t と推計しています。

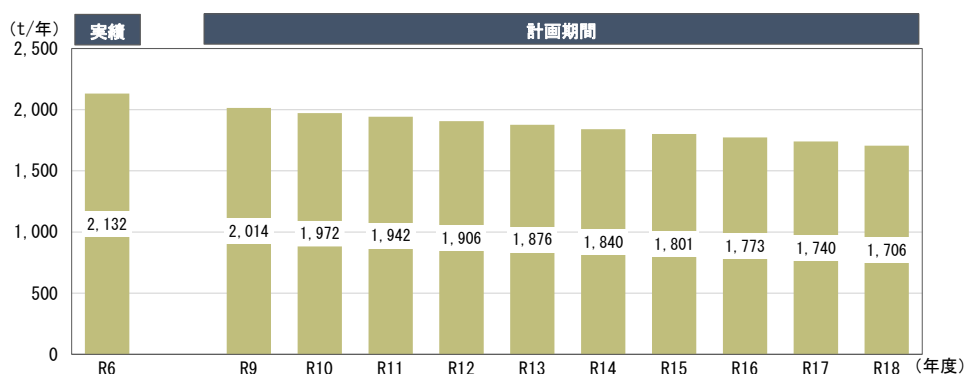


図 3-10 最終処分量の将来推計結果（再掲）

4 資源化量とリサイクル率

本市の資源化量は焼却施設での金属回収、資源ごみの収集量から直接資源化量、破碎処理施設からの資源回収、集団回収量等からなります。これらの合計を総資源化量とし、ごみ総排出量で除したものがリサイクル率です。

減量目標を達成した場合の、総資源化量とリサイクル率の推計結果は図 3-1 1 に示すとおりです。資源化量は令和18年度に3,105 t で、リサイクル率は19.1%と推計しました。

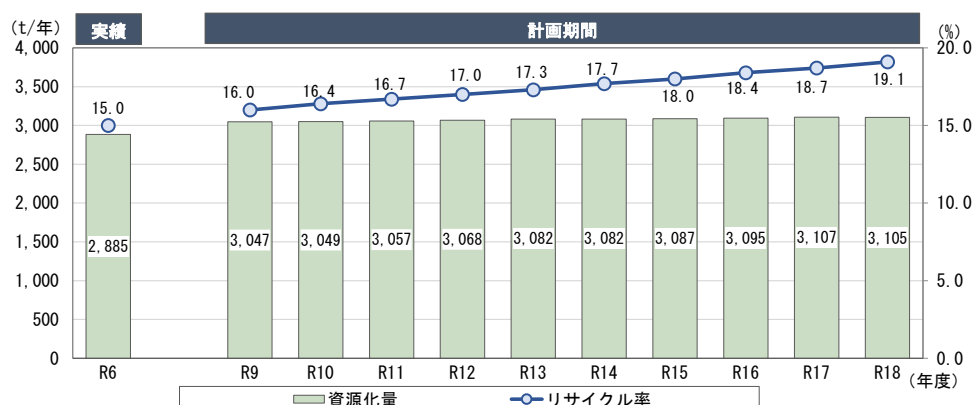


図 3-1 1 資源化量とリサイクル率の将来推計結果（再掲）

5 適正処理の推進、不法投棄対策

オイル、ペンキ、タイヤ・ホイール、土・石など適正な処理が困難な廃棄物は、市民へは収集・処理できないごみとして、直接業者へ連絡して処理するものとなっています。市民へは販売店や取扱い店の紹介・周知に努め、事業者へ引き取りを行うように要請します。また、不法投棄の早期発見、未然防止のため、不法投棄禁止看板、不法投棄防止監視カメラの設置。また、市民や事業者へ適正処理についての啓発・周知徹底を図るとともに、不法投棄監視パトロールや事業者と連携するなど、不法投棄対策に努めます。

6 医療系廃棄物対策

在宅医療の普及に伴い、家庭から排出される医療系廃棄物については、医療機関や医師会などと連携を図り、適切な役割分担の検討を進め、適正な処理に努めます。

特に新型コロナウイルス感染症などの感染症にかかる廃棄物についても、その収集や処理は市民の最低限の生活を維持するために不可欠なサービスであることから「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」や「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（環境省）」に基づき適正に対応します。

また、緊急時に備え、人員が不足した場合の対応策や業務の優先順位（燃やすごみを優先とする収集体制など）の整備などの検討を行い、収集業務を継続することによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めます。

7 災害廃棄物対策

台風や地震などが引き起こす災害は規模が大きく、大量の災害廃棄物が発生します。災害廃棄物の処理は市町村に処理責任があります。

その災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための平時の備え、応急対策、復旧・復興対策については「みよし市災害廃棄物処理計画 令和4年3月」に詳細に定めていることから、これに基づき適正に対応します。

第5節 食品ロス削減推進計画

1 計画の基本的事項

(1) 策定の趣旨

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の「食品ロス」が発生しています。この食品ロスの問題については、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標」いわゆるSDGsのターゲットの1つに、「2030年までに小売り・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。」ことが盛り込まれ、その削減が国際的にも重要な課題となっています。

食品ロスの発生は、食品そのものが無駄になるだけでなく、その生産から廃棄までに用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながります。つまり、食品ロスの削減は家計の負担や市の財政支出の軽減、CO₂排出量の削減による気候変動の抑制が図られ、食品の生産や廃棄に関わるエネルギーや労働力等の無駄が少なくなることや、生物多様性の保全も期待できます。

国では令和元年10月に、食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行されました。また、愛知県では令和4年2月に「愛知県食品ロス削減推進計画」を策定し、消費者、事業者、関係団体、行政等が連携した取り組みを進めています。

本市においても、これらの問題は「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すために、取り組みを進めていきます。

(2) 計画の位置づけ

「食品ロス削減推進法」第13条第1項の規定に基づき「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針」及び「愛知県食品ロス削減推進計画」を踏まえて策定します。

また、上位計画に当たる「総合計画」「環境基本計画」との整合を図るとともに、「一般廃棄物処理基本計画」とも連携します。

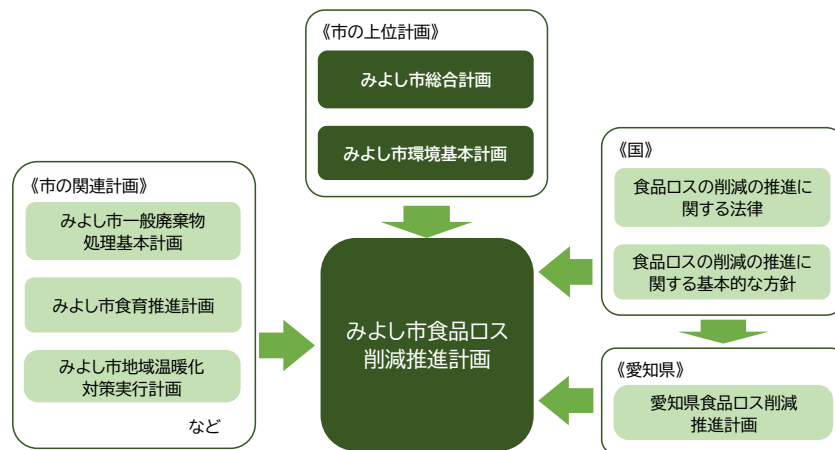


図 3-1 2 計画の位置づけ

(3) 計画期間

本食品ロス削減推進計画は本一般廃棄物処理基本計画の一部として策定することから、計画期間は本一般廃棄物処理基本計画の計画期間とし、一般廃棄物処理基本計画を見直すタイミングで一般計画の一部として点検・評価を行います。

令和9年度を初年度、目標年度を令和18年度とする10年計画とします。

2 食品ロスの現状

(1) 国の動向

①発生量

令和5年度の国の推計によると、日本の食品ロス量は464万トンと試算され、国民一人当たりの食品ロス量は37kg/年となっています。食品ロスの内訳は家庭系食品ロス量が233万トン、事業系食品ロスが231万トンと家庭系と事業系がほぼ半々です。また、家庭系食品ロスの内訳は図 3-1 4に示すとおりで、未開封の食品が食べずに捨てられている直接廃棄が43%、食べ残しが42%、過剰除去が15%でした。



出典：食品ロス削減関係参考資料（令和8年1月14日版） 消費者庁

図 3-1 3 食品ロス量（年間）と国民一人当たりの換算量の推移

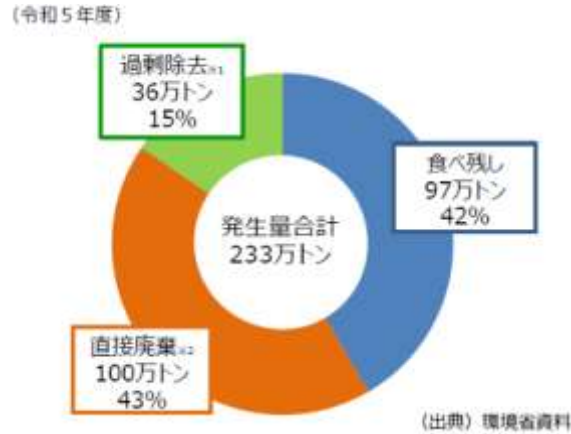


図 3-14 家庭系食品ロスの内訳

②食品ロスの削減目標

第1次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針において、食品ロスの削減目標は、家庭系食品ロスと事業系食品ロスともに、平成12（2000）年度比で令和12（2030）年度までに食品ロス量を半減させることを設定していました。令和4（2022）年度の食品ロス量は家庭系・事業系ともに236万トンであり、事業系については令和12（2030）年度目標を8年前倒しで達成したことから、第2次基本的な方針において、新たな目標として60%減と設定しました。

【食品ロスの削減の目標】

平成12（2000）年度比で令和12（2030）年度までに

- ①家庭系食品ロスは、50%減（継続）
事業系食品ロスは、60%減（新規）
- ②食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%（継続）



図 3-15 食品ロス量の推移と削減目標

(2) 愛知県の動向

①発生量

愛知県が令和6（2024）年度に実施した県内6市（豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、豊田市）における家庭から排出される可燃ごみの組成調査（家庭系食

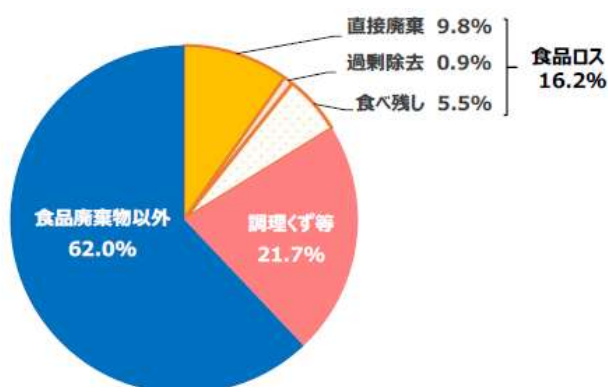
品ロス量調査）結果と名古屋市の独自調査の結果から推計を行っています。

県内の家庭系食品ロス量は165千トンで、県民一人一日あたりに換算すると、約60.1gでした。5年間で20%以上削減しています。

表 3-13 愛知県における家庭系食品ロス量等

項目\年度	令和元（2019）	令和6（2024）
生活系可燃ごみ収集量（千トン）	1,271	1,183
うち食品廃棄物（千トン）	445	361
うち食品ロス量（千トン）	215	165
食品廃棄物に対する食品ロスの割合（%）	48.3	45.6
1人1日当たりの食品ロス量（g/人日）	77.8	60.1

また、令和元年調査時における生活系可燃ごみの組成は図 3-16 に示すとおりです。家庭系食品ロスは生活系可燃ごみのうち16.2%で、その内訳は直接廃棄が最も多く、次いで食べ残しでした。



出典：愛知県廃棄物処理計画 2022年2月 愛知県

図 3-16 生活系可燃ごみの組成（令和元年 調査市平均）

②食品ロスの削減の目標

愛知県の食品ロスの削減目標は

表 3-14 に示すとおりです。また、国は食品ロスに対する消費者意識について「第4次食育推進基本計画」において、食品ロス問題を認識して削減に取り組む消費者の割合を令和7（2025）年度までに80%とする目標を掲げています。愛知県では令和2（2020）年度に、県内の割合が既に国の目標を達成したため、令和8（2026）年度には85%を目指すこととしています（表 3-15）。

表 3-14 食品ロスの削減目標

	参 考 値 (2000 年度)	現 状 (2019 年度)	目 標 (2026 年度)	将 来 目 標 (2030 年度)
食品ロス 発生量	825 千トン	480 千トン	433 千トン	413 千トン [2000 年度比 50%削減]
家庭系	356 千トン	215 千トン	189 千トン	178 千トン
事業系	469 千トン	265 千トン	244 千トン	235 千トン

出典：愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）（2022 年度～2026 年度）

2022 年 2 月 愛知県

表 3-15 県民意識の目標

	現 状 (2020 年度)	目 標 (2026 年度)
食品ロス問題を認知して 削減に取り組む消費者の割合	82.6%	85%

出典：愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）（2022 年度～2026 年度）

2022 年 2 月 愛知県

③目標の達成状況

愛知県の目標値の達成状況を表 3-16 に、県民意識の目標達成状況を

表 3-17 に示します。令和 6（2024）年度の県内の家庭系食品ロス量の推計値は 165 千トンであり、令和 8（2026）年度の削減目標を達成しています。一方、アンケート調査による県民意識は目標値を達成していません。

表 3-16 食品ロス削減目標の達成状況

項目	計画目標		達成状況	
	2019年度 (計画策定時の 現状・推計)	2026年度 (目標)	2024年度 (推計)	達成状況
食品ロス発生量	480千トン	433千トン	調査中	—
家庭系	215千トン	189千トン	165千トン	達成
事業系	265千トン	244千トン	調査中	—

出典：愛知県 資料

表 3-17 県民意識の目標の達成状況

項目	計画目標		達成状況	
	2020年度 (計画策定時の 現状)	2026年度 (目標)	2025年度	達成状況
食品ロス問題を 認知して削減に 取り組む消費者 の割合	82.6%	85%	79.2%	未達成

出典：愛知県 資料

(3) 本市の食品ロスの状況

①発生量

令和7年度に尾三衛生組合が4回実施したごみ組成調査から本市のごみ組成調査結果を図 3-17に示します。

令和7年度の調査結果から本市の家庭系可燃ごみ中の食品ロス（調理くず、直接廃棄（賞味期限内）、直接廃棄（賞味期限切れ・不明）、食べ残し）の割合は18.9%です。

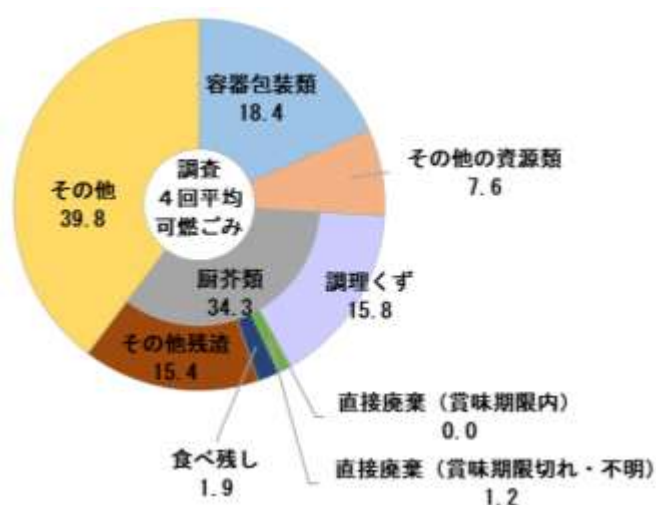


図 3-17 本市の家庭系可燃ごみの細組成調査結果（令和7年度）

本組成調査による食品ロスの割合（18.9%）及び本市の令和7年度の家庭系燃やすごみ量の実績（428 g/人日）から、本市の食品ロス量を以下のように試算しました。

$$\text{令和7年度 食品ロス相当量} = 428 \text{ g} \times 18.9\% = 81 \text{ g}$$

愛知県民1人1日当たりの食品ロス量は令和6年度実績で約60 g（表 3-13）です。また、全国平均の令和5年度の1人1日当たりの食品ロス量は約52 g（表 3-18）です。比較する年度は異なりますが、愛知県平均や全国平均と本市を比較した場合、本市の食品ロス量は平均より多い状況です。

表 3-18 全国平均1人1日当たりの食品ロス量の試算（図 3-13から算出）

項目\年度		H12	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
		公表値										推計	
全国家庭系 食品ロス量	kg/人年	35	23	23	22	22	21	20	19	19	19	18	18
	万 t	443	289	291	284	276	261	247	244	236	233	228	222
	—	100	65.2	65.7	64.1	62.3	58.9	55.8	55.1	53.3	52.6	51.4	50.0
人口	千人	126,926	127,095	127,042	126,919	126,749	126,555	126,146	125,502	124,947	124,352	123,802	123,219
1人1日当たりの食品ロス量（推計）	g/人日	96	63	63	60	60	57	55	52	52	52	49	49

②市民意識と取り組み状況

令和7年度に実施した市民意識調査から食品ロス問題について9割程度「知っている（「よく知っていた」、「ある程度知っていた」）」と回答しており食品ロス問題への認知状況は高いと思われます（図 3-18）。また、食品ロスを減らすための市民の取り組みについて図 3-19に示します。「冷凍保存を活用する」「賞味期限を過ぎても食べられるか自分で判断する」「買い物に行く前に、冷蔵庫の在庫食品を確認する」「残さず食べる」に取り組んでいる人が多くなっています。

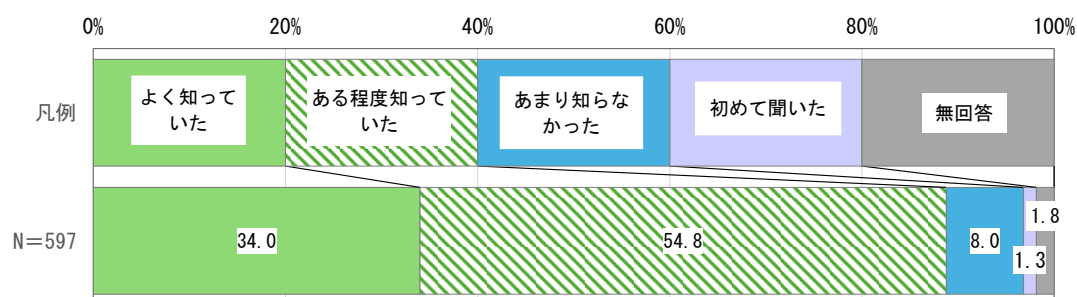


図 3-18 食品ロス問題の認知状況（再掲）

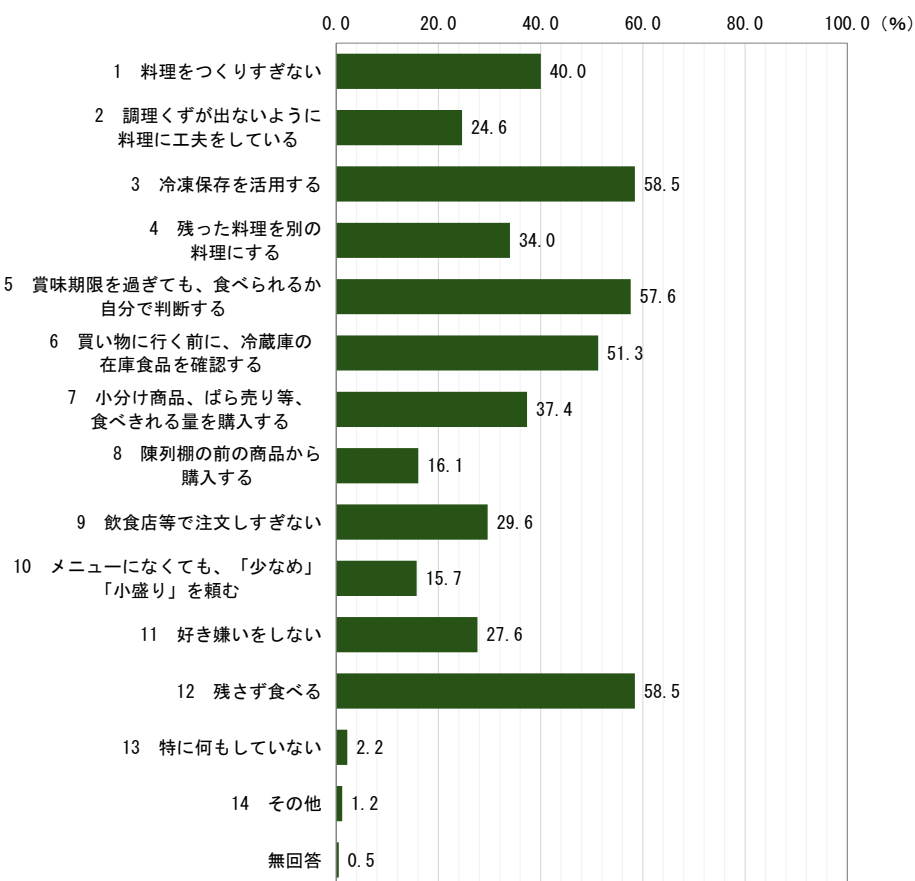


図 3-19 食品ロスを減らすための取り組み（再掲）

3 基本理念、目標

(1) 基本理念

食べ物への感謝の念を深め、まだ食べられる食品を廃棄せず必要とする人々に届く、無駄なく食が循環するまち

を、基本理念とします。

(2) 目標

国の第1次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針において、食品ロスの削減目標は、家庭系食品ロスと事業系食品ロスともに、平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに食品ロス量を半減することとなっています。その後第2次方針では事業系は6割削減に目標値が改定されています。

本市においてもこの方針の目標を踏まえつつ、目標年度の令和18年度達成を目指します。

●家庭系の1人1日当たりの食品ロス発生量 49 gを目指します。

本市の令和7年度の1人1日当たりの食品ロス量は81 g/人日と推計しています。全国平均では、平成12年度から半減した1人1日当たりの食品ロス量を49 gと推計しました(表 3-18)。そこで、本市の食品ロス量は49 gと想定し、令和18年度までに49 gを達成することを目標とします。

したがって、令和7年度から32 g削減を目指します。

具体的には表 3-8 に示した減量見込みから食品ロス削減分を目標値とします(表 3-19)。

表 3-19 家庭系ごみからの食品ロス減量見込み(原単位の期待値)

項目	令和18年度 期待値	削減対象	減量の考え方
食べ残し削減	3.9 g/人日	家庭系収集 燃やすごみ	発生抑制(食品ロス削減)
手を付けていない食品を廃棄しない	1.4 g/人日		発生抑制(食品ロス削減)
	1.8 g/人日		排出抑制(フードドライブ へ 食品ロス削減)
調理くずがでない料理を工夫する	27g/人日		発生抑制(食品ロス削減)
食品ロス削減 合計	34.1g/人日	—	

※令和18年度期待値は令和6年度排出量から試算した値です。ごみ排出量の将来推計では、令和18年度のごみ排出量の推計値で換算します。

なお、事業系の食品ロス削減については、先の減量目標でも述べたように、産業分類、事業形態、事業所規模など業態により食品廃棄物が大きく異なること、景気動向や事業活動の状況が発生量に直接影響することなどから、詳細な実態把握が容易ではなく、家庭系と同様のごみ組成調査を実施することが現段階においては困難です。したがって、食品ロス単体の目標値は今後検討していきます。

4 基本的施策の推進

(1) 発生抑制を目的とした施策の展開

①市民や事業者に対する食品ロスに関する知識の普及啓発

a. 講習会・研修会等の実施

本市ではこれまでに、食品ロス削減につながる講習会や研修会、出前講座を実施し、食品ロスに関する知識の普及啓発に努めてきました。今後は、講習会や研修会の実施を継続するほか、講習会のweb配信等についても検討します。

[事例]

食品製造業、食品小売業のみならず 必見

食ロス削減オンラインセミナー

東大阪市公式YouTubeチャンネルで 期間限定公開

公開期間 令和5年 3/1(水)~3/31(金)

ちょっと待って！それ食品ロスでは？

食品ロスとは？ 一度食べられるのに捨てられてしまう食品のこと

事業系は52%(275,000t)を占める 大量の食品ロスは、食への負担を軽減するだけでなく、ごみ処理にかかる費用増大や、CO2の排出増加など、環境へ大きな負担。

日本では年間522万トン(約10tトラック約1,430台相当)

事業系 52% (275,000t)

家庭系 48% (247,000t)

食品ロス削減 1%

食品のロス 22%

この「もったいない食品ロス」を削減するためには、一人一人の協力が不可欠です。

本セミナーでは、食品ロスにしないための工夫や、有効活用する方法などをご紹介します！

視聴方法 右のコードを読み取り、ご覧ください。

または、下記の「東大阪市公式 YouTubeチャンネル」よりご覧ください。

URL: <https://www.city.himechiroka.lg.jp/000035481.html>

お問い合わせ 東大阪庁 環境部 環境社会推進課 電話 06-4309-3199

セミナー内容(各テーマ約 20 分)

(1)事業者による食品ロス対策と株式会社ロスゼロの取組み

株式会社 ロスゼロ

講師のご紹介 LOSSZERO

食品ロスや食品廃棄物など、さまざまな問題で消費者の心と人権を脅かす食品ロス対策を推進する株式会社ロスゼロ。もったいないものを無駄にせず、活用することで、社会に新しい価値の多い社会を創出しています。また、「おれが食品ロス削減推進パートナー」として活動しており、食品ロスの削減を社会に啓蒙する活動も積極的に行うとともに、ロスゼロの取組みの一環として、日本各地に展開している食品ロス削減活動として「子ども食堂」への寄付に力を入れており、食品メーカー、生産者、社会、ロスゼロ、そして子どもたちが幸せになる「五方よし」をめざし、さまざまな取組を展開しています。

(2)食品ロス削減に向けた株式会社ダイエーの取組み

株式会社 ダイエー

講師のご紹介 daiei

様々な食生活より貢献されているフードドライブ活動をはじめ、「MAP包装」「真空パック包装」による生鮮食品の消費期限の延長や食品廃棄を発生しないよう廃止や数量、商品廃止の工夫など、様々な取組を実施しております。また、環境共生に関する取組についても積極的に進め、SDGsの達成に向け積極的に取り組まれており、お客さまを第一に、強みである「食」を基盤にライフスタイルに合わせた商品・サービスを提供するとともに、社会・環境共生に貢献し続ける企業を推進しております。東大阪には食品ロス削減推進への支援にご協力いただいております。

(3)フードバンク活動と社会的役割

認定NPO法人 ふーどばんくOSAKA

講師のご紹介

食品を提供していただく企業、食品生産者・卸売業者・個人と、受け手側の団体・施設間のやり取りを助けるとなり、とりわけ「フードバンク」活動を通じて企業の社会的責任(CSR)の取組みの一環を担い、フードバンク活動を通じて社会のまちづくり、社会福祉の推進を図っております。東大阪でもフードドライブ活動で提供された食品をふーどばんくOSAKAへ持ち込み、食品を必要とされている方へお届けいただいております。

b. 環境教育のための啓発資料の作成・配布

ア 小学生

小さな頃から食べ物を大切にする心や「もったいない」という心を育めるような、未就学児童や小学校低学年向けのポスターや紙芝居等の教材、親子で取り組めるようなエコクッキングのレシピ配布を検討します。また、高学年児童には、環境基本計画(子ども版)などを活用し、ごみに関する環境学習教材とし、食品ロスに関する家庭での取り組み、給食を残さず食べる取り組み等を紹介し、今後も出前講座等でこれらの教材を活用した環境教育

に取り組めます。

イ 中学生以上～一般市民

中学生以上の生徒や大学生、一般市民向けには食品ロスの実態や、食品ロスを減らすために各自が取り組むことのできる内容をまとめた家庭用食品ロス対策リーフレットを作成し、周知啓発を推進します。

C. SNS 等を活用した情報の発信

本市では、従来からの情報発信方法である市広報誌や市ホームページに加え、市アプリや市SNS等の新しい情報発信手段を利用して、食品ロス削減に関する様々な知識、情報を発信し、普及啓発に努めます。

②家庭における食品ロス削減の推進

a. エコクッキングの推進

エコレシピ(廃棄の少ない料理の作り方)や余った料理のリメイク(アレンジ)レシピ等のレシピブックの配布や市SNSでの配信、エコクッキング教室を開催するなど、市全体でエコクッキングの推進に取り組めます。

b. 3きり運動の推進

食材は「使いきり」、調理したものは「食べきり」、生ごみはしっかり「水きり」の「3きり運動」の推進に向けた情報発信を行います。あわせて、食材を使いきるための賞味期限と消費期限に関する正しい知識を普及することにより、無駄に廃棄される食品を抑制することに努めます。また、食料品は必要な分だけの購入に努めます。

生ごみの「水切り」については、市民に浸透した取り組みとなっていますが、今後も水切りに対する情報発信を継続するものとします。

c. 手つかず食品の廃棄削減

組成調査の結果、未開封のまま捨てられているものが見られました。これらの手つかず食品の廃棄削減のため、以下の行動を促す啓発方法を検討します。

- ・少量や小分け、量り売りの食品を購入
- ・冷蔵庫の中身を把握して買い物メモを作ってから買い物に行く
- ・自分や家族が食べられる量を把握した上で買い物をする
- ・利用した分だけ買い足す「ローリングストック法」
- ・賞味期限間近な食品は、フードドライブ等の活用も検討する

③事業所における食品ロス削減の推進

a. 「3010（さんまるいちまる）運動」の推進

本市では、これまでホームページにおいて、宴会やパーティー等で、乾杯後の30分間は料理を味わいタイム、お開きの10分間は食べ切りタイムとして、食べ残しがないようにする「3010（さんまるいちまる）運動」を紹介し、推進してきました。今後は、さらに店舗等において「3010（さんまるいちまる）運動」を推進するため、啓発媒体を増やすなど、啓発を強化します。



b. 「てまえどり」の促進

「てまえどり」とは、購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動です。

小売り店舗側が、手軽に消費者に「てまえどり」を促せるような啓発資材を検討します。



c. 「ばら売り、量り売り、割引による販売」の促進

小売店において、「ばら売り、量り売り、割引による販売」を推進し、消費者が必要なものだけを購入できる取り組みを促せるような啓発方法を検討します。

(2) 循環型社会の推進に向けた施策の展開

①未利用食品の有効利用に向けた取り組み

家庭において発生する賞味期限間近の食品や、事業所等において発生する余剰在庫等の食品を、こども食堂や食べ物を必要とされる方へ提供するなど、市民・関連団体・事業者が連携して、未利用食品の有効活用を引き続き推進するものとします。

②災害備蓄食・飲料水の有効活用

賞味期限が近づいた災害備蓄食・飲料水は、地域の防災訓練や市民参加の講習会で啓発用として配布することなどにより、廃棄しない取り組みを実施したり、こうした取り組みと併せて、フードドライブ等を活用し、必要とする人へ提供する取り組みも推進します。

(3) 推進体制の整備に向けた施策の展開

①みよし市環境審議会の活用

食品ロス削減推進計画の推進状況は、みよし市環境審議会において報告・審議するほか、市民・事業者・各種団体・行政がそれぞれの立場で意見交換を行います。また、食品ロス削減に関する新たな施策や見直し等についても積極的に検討します。

②食品ロスに関するごみ組成調査の実施を検討

令和7年度に食品ロスの発生状況を把握するために実施した家庭系燃やすごみの組成調査を、施策の進捗状況等を踏まえ、今後も継続して実施することを検討します。

③全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への参加

「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体により設立された「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」への参加を検討し、こうした自治体間のネットワークを利用した食品ロス削減に向けた取り組みを推進します。

愛知県では名古屋市、一宮市、刈谷市、豊田市、知多市、知立市、豊明市、幸田町が参加しています。

5 各主体の取り組み

市民、事業者、市は、目標の達成に向けて以下のことに取り組むこととします。

(1) 市民の取り組み

- 食品ロス削減につながる講習会や研修会等に積極的に参加しましょう。
- 食品ロス対策リーフレットや教材等を利用して食品ロス削減に取り組みましょう。
- エコレシピ等を参考にして、エコクッキングに取り組みましょう。
- 食材は「使いきり」、調理したものは「食べきり」、生ごみはしっかり「水きり」するように心がけましょう。
- 賞味期限と消費期限の違いを理解し、少量や小分け、量り売りの食品を購入したり、冷蔵庫の中身を把握してから必要なものだけ買い物に行くなど、手つかず食品が出ないように工夫しましょう。
- 会食や宴会等の際は、乾杯後の30分間とお開き前の10分間は料理を楽しむ「3010（さんまるいちまる）運動」を心がけましょう。
- 食品を購入する際は、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選びましょう。
- 賞味期限の近づいた災害備蓄食料品や未利用食品を廃棄せず、フードドライブなどを利用しましょう。

(2) 事業者の取り組み

《事業者全体での取り組み》

- 食品ロス削減につながる講習会や研修会等に積極的に参加しましょう。
- あいちエコアクション・ポイント制度を活用しましょう。

- 未利用食品の有効利用を進めましょう。
- 賞味期限が近づいた災害備蓄食料を有効活用しましょう。

《a. 製造業》

- 製造過程における原材料のロスを削減しましょう。
- 製造方法の見直しや、保存用の容器包装を工夫して賞味期限を延長しましょう。
- 賞味期限表示の大括り化に取り組みましょう。(年月日から年月表示への移行)
- 需要予測の高度化や発注時期の調整をサプライチェーン全体で推進しましょう。
- 消費実態に合わせて販売容量を適正化しましょう。
- 製造時の型崩れ品をばら売りするなど、製品ロスを削減しましょう。

《b. 卸売業・小売業》

- 需要予測の高度化や発注時期の調整をサプライチェーン全体で推進しましょう。
- 納品期限(賞味期限を3等分して設定される「3分の1ルール」)を緩和し、物流、管、廃棄コストを削減しましょう。
- 賞味期限・消費期限に近い食品を売り切るため対策を推進しましょう。
- フードシェアリングサービスを導入しましょう。
- てまえどりを消費者に促すように工夫しましょう。
- ばら売りを推進しましょう。

《c. 飲食サービス業、宿泊業》

- 消費者が食べきれる量を選択できる仕組みを導入しましょう。
- 消費者の消費特性を考慮した仕入れや提供を実施しましょう。
- ドギーバックの導入を検討しましょう。



- 消費者へ「3010（さんまるいちまる）運動」を積極的に啓発しましょう。



《d. 医療、福祉》

- カット野菜を利用するなど、使用する食材を工夫して食品ロスを削減しましょう。

《a～d 以外の業種》

- 食品ロス削減の重要性について理解を深め、社員等への啓発を行うなど、食品ロスに繋がる取り組みを実践しましょう。

(3) 市の取り組み

- 食品ロス削減につながる講習会や研修会の実施、web配信を検討します。
- 各世代にあわせた環境教育のための啓発資材を作成・配布します。

[事例]

絵本での啓発:食品ロスの削減に関する取組について | 消費者庁



- 出前講座やSNS等を活用し、情報発信、普及啓発に努めます。
- エコクッキングの推進に取り組みます。
- 「3きり運動」の推進に向けた情報発信を行います。
- 賞味期限と消費期限に関する知識の啓発等、手つかず食品の廃棄を削減するための取り組みを進めます。
- あいちエコアクション・ポイント対象店舗と連携し、事業者の積極的な食品ロス削減への取り組みを促します。
- 廃棄されてしまう商品を消費者のニーズとマッチングさせることで食品ロスの発生や、無駄を減らす仕組みであるフードシェアリングサービスの導入を研究します。

フードシェアリングサービスは、品質に問題はないが廃棄予定の食品（売れ残り、期限間近）を、専用アプリやサイトで安く購入・マッチングし、食品ロスを削減する仕組みです。

- 店舗等において「3010（さんまるいちまる）運動」を推進するため、啓発を促進します。
- 小売店側が手軽に消費者に「てまえどり」を促せるような啓発資材を検討します。
- ばら売りなどの販売を促せるような啓発資材を検討します。
- フードドライブを実施する等、市民・関連団体・事業者と連携しながら未利用食品の有効活用を推進します。
- 賞味期限の近づいた災害備蓄食料については、フードドライブ等を活用し、必要とする人へ提供する取り組みを推進します。
- 食品ロス削減に向けた取り組みの検討や進捗状況の確認等に、みよし市環境審議会を活用します。
- 食品ロスの把握のため、ごみ組成調査の実施を検討します。
- 「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」等に参加し、ネットワークを利用し、食品ロス削減に向けた取り組みを推進します。

6 計画の効果的な推進

(1) 推進体制

食品ロス削減には、食品製造業、卸売業・小売業、宿泊・飲食業、医療・福祉等の食品を取り扱う事業者、市民、行政の3者が協働して情報共有するネットワークを構築し、取り組みを推進する必要があるため、市は情報共有ネットワークの構築の架け橋となる取り組みの推進に努めるものとします。

また、食品ロスの削減については、「循環型社会形成推進基本法」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」、「食育推進基本計画」、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」等多岐にわたる

関連施策に位置付けられていることから、市は食品ロス削減推進計画を推進するため各種情報収集や、本庁内外の関連機関との連携に努めるものとします。

(2) 進捗管理

食品ロス削減推進計画を着実に進めていくために、食品ロスや食品廃棄物の排出量及び処理状況を把握するとともに、施策の取り組み状況を定期的に点検・評価し、PDCAサイクルに従った進捗管理を行うことにより、必要な改善策や新たな施策の展開に繋げていくものとします。

また、進捗状況や取り組みの成果を市広報誌や市ホームページ、市アプリ等により公表します。

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

1 生活排水処理施設の整備状況

(1) 生活排水処理施設の整備状況

本市の生活排水処理フローを図 4-1 に示します。各家庭から排出される排水は、公共下水道に代表されるし尿と生活雑排水を同時に処理する施設及びし尿処理施設に代表されるし尿のみを処理する施設により処理され、衣浦湾及び境川に放流しています。また、それぞれの施設から発生する汚泥は、埋立、農地還元及び燃料利用等がなされています。また、本市における生活排水の処理主体は表 4-1 に示すとおりです。

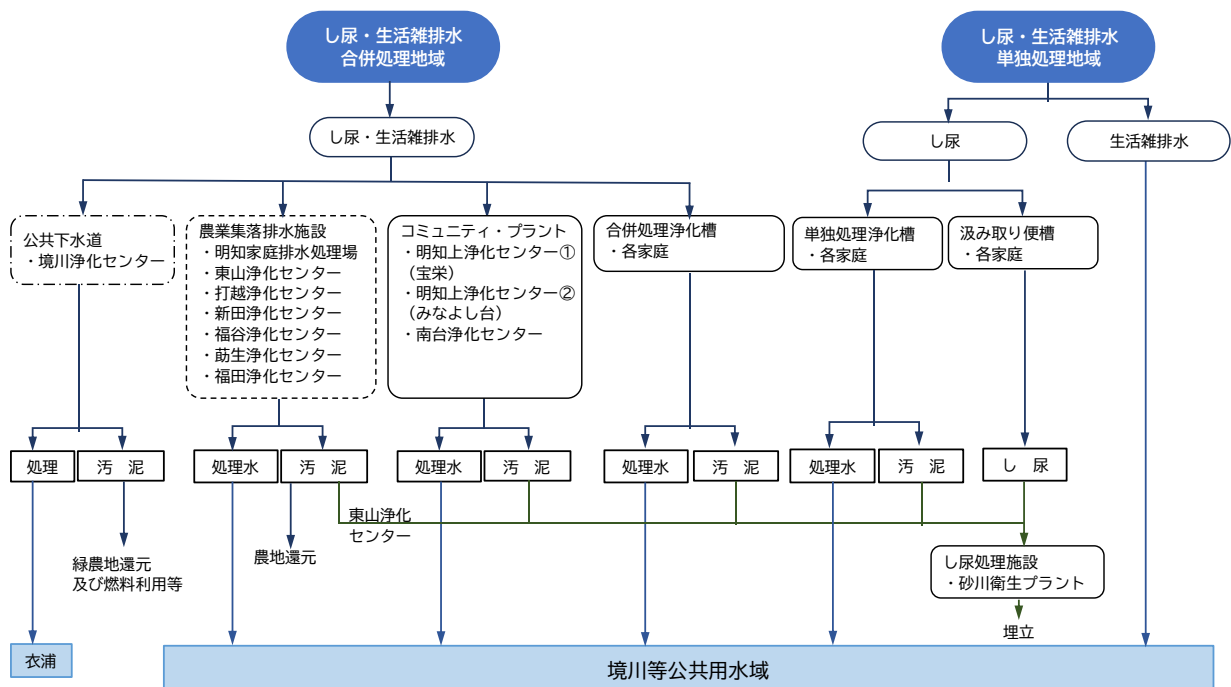


図 4-1 本市の生活排水処理フロー

表 4-1 処理施設種類別の生活排水処理主体

処理施設名称	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	市
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	市
コミュニティ・プラント	し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	豊田市

(2) 公共下水道

本市には県事業である境川流域下水道事業（構成市町 7 市 2 町）の処理区域の一部である流域関連公共下水道事業があります。かつては本市単独で終末処理場を持つ単独公共下水道事業も実施していましたが、すでに境川流域下水道への接続が完了しています。

境川流域下水道事業は、昭和46年度に都市計画決定され、昭和56年度に終末処理場（境川浄化センター「刈谷市」）の第1期工事が着手され、平成元年度にその一部を供用開始しました。

現在の公共下水道事業の整備状況を表 4-2、図 4-2 に示します。

表 4-2 公共下水道事業の概要

項目\年度				令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
行政人口（年度末人口）①		（人）		61,236	61,218	61,375	61,380	61,345	61,091
処理人口（処理区域内人口）②		（人）		60,133	60,395	60,552	60,557	60,522	60,256
普及率（②÷①）		（％）		98%	99%	99%	99%	99%	99%
接続人口③		（人）		55,879	56,123	56,697	56,763	56,754	56,533
接続率（③÷②）		（％）		0.929	0.929	0.936	0.937	0.938	0.938
公共下水道事業	三好ヶ丘処理区（三好ヶ丘浄化センター）	処理人口	（人）	—	—	—	—	—	—
		接続人口	（人）	—	—	—	—	—	—
	黒笹処理区（黒笹浄化センター）	処理人口	（人）	—	—	—	—	—	—
		接続人口	（人）	—	—	—	—	—	—
	三好処理区（境川流域下水道）	処理人口	（人）	48,940	51,143	51,498	51,573	51,617	51,408
		接続人口	（人）	45,495	47,542	48,282	48,407	48,455	48,266

※三好ヶ丘処理区、黒笹処理区は三好処理区へ接続

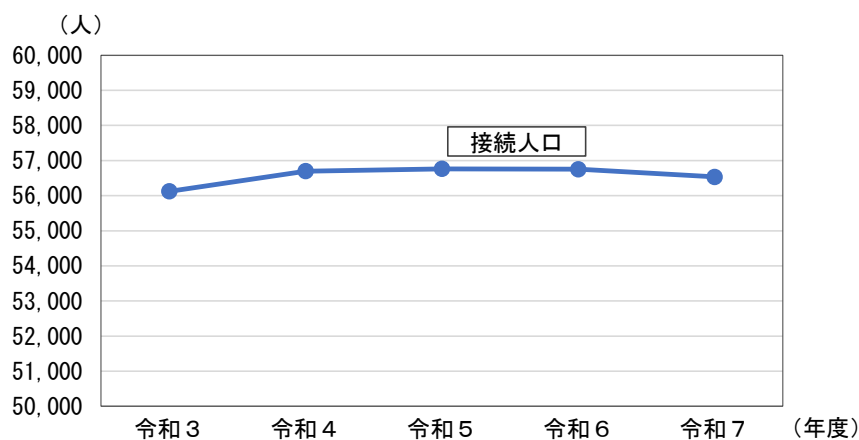


図 4-2 公共下水道の接続人口の推移

(3) 農業集落排水施設

農業集落排水事業は農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持または農村

生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿及び生活雑排水等の汚水を処理する施設であり、農業振興地域内の農業集落を対象に整備されるものです。本市は古くから田が多く地域内に集落が点在しています。それらの集落には農業集落排水事業が整備されてきました。

表 4-3 農業集落排水施設の概要

施設名		明知 家庭排水処 理場	東山浄化 センター	打越浄化 センター	新田浄化 センター	福谷浄化 センター	筋生浄化 センター	福田浄化 センター
処理区名		明知 処理区	東山 処理区	打越 処理区	新田根浦 処理区	福谷 処理区	筋生 処理区	福田 処理区
供用計画人口（人）		2,300	610	2,060	1,390	2,710	3,650	980
処理能力（日平均）（m ³ /日）		920	165	557	376	732	986	265
日平均排水量（m ³ /日）		641.6	-	525.3	318.3	673.2	626.8	266.4
水質 平均値	BOD	2.5	-	14.7	3.1	3.9	3	3
	T-N	4.9	-	23.4	4.4	6.8	6.2	2.6
	T-P	2.2	-	2.8	1.9	2.7	2	0.9

※令和7年度平均値

出典：管理業務委託月報より

表 4-4 農業集落排水施設の整備状況

項目\年度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
行政人口（年度末人口）①	（人）	61,236	61,218	61,375	61,380	61,345	61,091
処理人口（処理区域内人口）②	（人）	60,133	60,395	60,552	60,557	60,522	60,256
普及率（②÷①）	（％）	98%	99%	99%	99%	99%	99%
接続人口③	（人）		6,816	6,663	6,641	6,592	6,582
接続率（③÷②）	（％）	0	0.113	0.11	0.11	0.109	0.109
明知処理区 （明知家庭排水処理場）	処理人口	（人）	2,250	1,641	1,634	1,621	1,584
	接続人口	（人）	2,178	1,504	1,488	1,476	1,444
東山処理区 （東山浄化センター）	処理人口	（人）	-	-	-	-	-
	接続人口	（人）	-	-	-	-	-
打越処理区 （打越浄化センター）	処理人口	（人）	2,063	1,581	1,542	1,508	1,477
	接続人口	（人）	1,941	1,449	1,438	1,407	1,381
新田根浦処理区 （新田浄化センター）	処理人口	（人）	994	923	815	827	847
	接続人口	（人）	946	846	755	765	786
福谷処理区 （福谷浄化センター）	処理人口	（人）	1,754	1,498	1,499	1,477	1,479
	接続人口	（人）	1,469	1,373	1,358	1,337	1,342
筋生処理区 （筋生浄化センター）	処理人口	（人）	1,606	1,374	1,328	1,363	1,334
	接続人口	（人）	1,447	1,259	1,249	1,282	1,255
福田処理区 （福田浄化センター）	処理人口	（人）	717	420	415	414	421
	接続人口	（人）	642	385	375	374	384

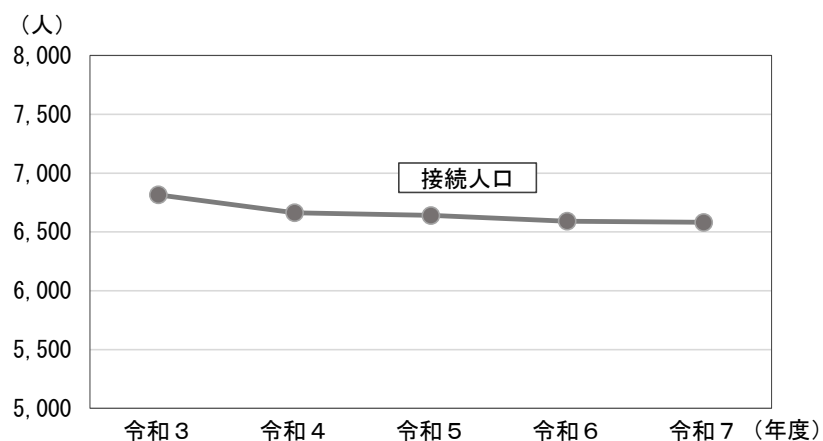


図 4-3 農業集落排水処理施設接続人口の推移

(4) コミュニティ・プラント

コミュニティ・プラントは団地等のし尿及び生活雑排水を処理するための施設で、本市では明知上処理区（宝栄）、明知上処理区（みなよし台）、南台処理区が供用開始されています。

表 4-5 コミュニティ・プラントの概要

施設名		明知上浄化センター 1	明知上浄化センター 2	南台浄化センター
処理区		明知上処理区（宝栄）	明知上処理区（みなよし台）	南台処理区
供用計画人口（人）		906	1,056	1,200
処理能力（日平均）（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）		280	210	240
日平均排水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）		131.8	140.7	116.3
水質 平均値	BOD	4.3	0.6	0.7
	T-N	12.8	5.0	4.2
	T-P	2.2	14.8	0.5

※令和 7 年度平均値

出典：管理業務委託月報より

表 4-6 コミュニティ・プラントの整備状況

項目\年度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
行政人口①	(人)	61,236	61,218	61,375	61,380	61,345	61,091
処理人口(処理区域内人口)②	(人)	60,133	60,395	60,552	60,557	60,522	60,256
普及率(②÷①)	(%)	98%	99%	99%	99%	99%	99%
接続人口③	(人)	55,879	56,123	56,697	56,763	56,754	56,533
接続率(③÷②)	(%)	0.929	0.929	0.936	0.937	0.938	0.938
明知上処理区(宝栄) (明知上浄化センター)	処理人口	(人)	562	569	571	524	508
	接続人口	(人)	514	520	502	465	453
明知上処理区(みなよし 台) (明知上浄化センター)	処理人口	(人)	574	568	549	540	505
	接続人口	(人)	574	568	549	540	505
南台処理区 (南台浄化センター)	処理人口	(人)	673	678	701	710	727
	接続人口	(人)	673	678	701	710	727

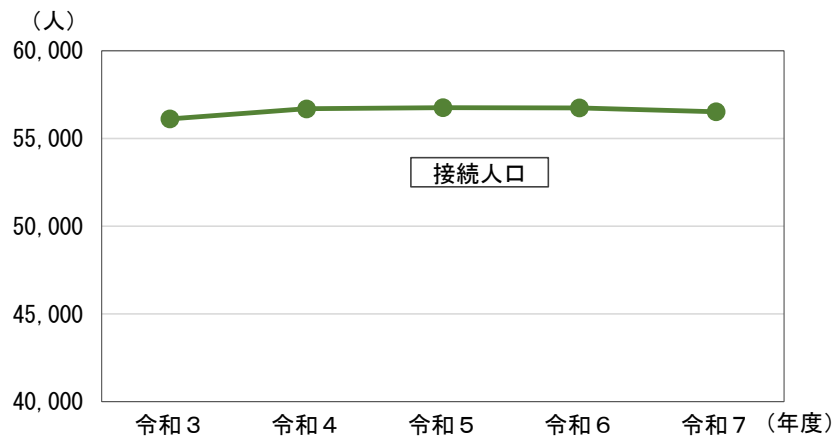


図 4-4 コミュニティ・プラントの接続人口の推移

(5) 浄化槽

平成13年4月1日より浄化槽法が改正され、単独処理浄化槽の新設が原則できないこととなり、本市においての平成13年度以降は単独処理浄化槽の新設は届けられていません。

(6) その他生活排水処理施設等

その他の生活排水処理施設等としては、浄化センターなどの公共施設や処理水などが流れる河川があり、それぞれ次のような整備を行っています。

①公共施設における河川流量への配慮

河川流量は水質の維持・景観等に重要な要素です。健全な水環境を確保し、河川流量を安定化するために本市では、公共施設での透水性舗装を積極的に採用しています。

②河川環境保全

河川の整備事業は、水辺環境の向上を図る重要な事業です。

河川改修事業では空隙の多い護岸ブロックを使用することで、動植物の生息場所を提供したり、生息場所の、水深を確保するために河道内に低々水路を設けるなど、多自然川づくりを行っています。

これにより河川本来の自然環境の保全・再生を図り、市民の水辺への親近感を高めることで生活排水対策や河川美化活動への取り組みを促進するという効果も期待できます。

2 生活排水排水システム

(1) 生活排水処理人口

本市の処理形態別人口の推移を表 4-7、図 4-5 に示します。

本市の処理形態別人口は下水道人口が増加している以外はすべて減少しています。令和 6 年度実績で下水道人口は 48,266 人となっています。

表 4-7 本市の処理形態別人口の実績

項目/年度		実績					
		R2	R3	R4	R5	R6	R7
行政区域内人口(年度末人口)	人	61,236	61,218	61,375	61,380	61,345	61,091
水洗化人口	人	61,091	61,090	61,256	61,269	61,248	61,001
下水道人口	人	45,495	47,542	48,282	48,407	48,455	48,266
コミブラ人口	人	1,761	1,766	1,752	1,715	1,707	1,685
集落排水人口	人	8,623	6,815	6,663	6,641	6,592	6,582
浄化槽人口	人	5,212	4,967	4,559	4,506	4,494	4,468
合併処理浄化槽人口	人	—	392	403	425	441	444
単独処理浄化槽人口	人	—	4,575	4,156	4,081	4,053	4,024
非水洗化人口	人	145	128	119	111	97	90
計画収集人口	人	145	128	119	111	97	90
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0
水洗化率	%	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.9
汚水衛生処理率	%	—	92.3	93.0	93.2	93.2	93.3

※令和 7 年度の合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口は推計値

出典：市データ、各年度一般廃棄物処理事業実態調査 愛知県

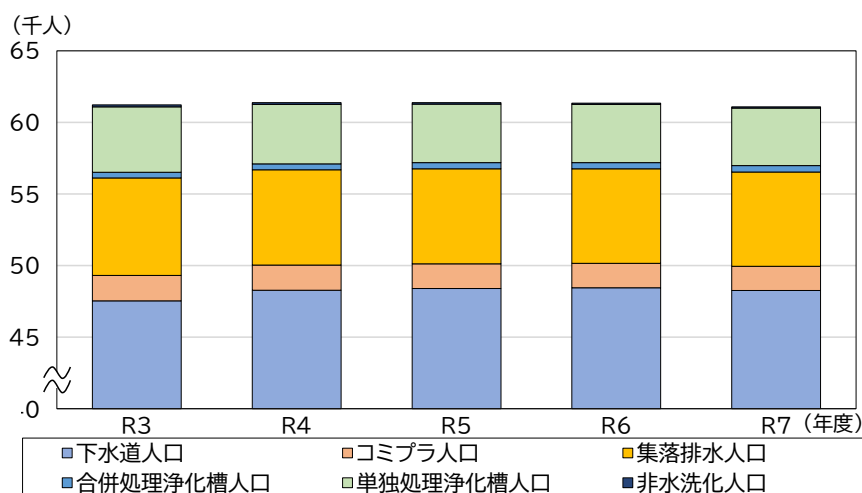


図 4-5 本市の処理形態別人口の推移

(2) し尿・浄化槽汚泥の発生量

し尿・浄化槽汚泥の発生量及び発生原単位の実績を表 4-8 に示します。

非水洗化人口は減少傾向にありますが、し尿発生量は若干増減しながら推移し、令和 6 年度実績は約 400kL/年となっています。浄化槽汚泥は 5,000 kL/年程度で推移しています。

一方、し尿発生原単位は令和 2 年度以降増加しており、令和 6 年度実績は 11.18L/人日となっています。浄化槽汚泥発生原単位は 2 L/人日程度で推移しています。

表 4-8 し尿・浄化槽汚泥の発生量及び発生原単位の実績

項目/年度			実績					
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
収集人口	非水洗化人口	人	145	128	119	111	97	90
	浄化槽人口※	人	7,549	7,387	6,842	6,759	6,744	6,689
し尿等収集量		kL/年	5,239	5,238	5,206	5,454	5,508	5,259
	し尿	kL/年	352	341	353	338	396	303
	浄化槽汚泥	kL/年	4,887	4,897	4,853	5,116	5,112	4,956
原単位	し尿発生原単位	L/人日	6.65	7.30	8.13	8.32	11.18	9.21
	浄化槽汚泥発生原単位	L/人日	1.77	1.82	1.94	2.07	2.08	2.03

※浄化槽人口：東山浄化センター処理人口＋コミュニティ・プラント人口＋浄化槽人口

※令和 7 年度のし尿等収集量は推計値

3 生活排水対策に係る啓発の状況

(1) 生活排水に係る啓発状況

本市では、市民の生活排水に対する意識向上のため、様々な施策を講じています。主な施策は次に示すとおりです。

①水生生物調査

毎年、こどもたちを中心に水生生物調査が行われています。この調査は境川全域の

状態を把握するため、境川流域の市町（刈谷市、大府市、豊明市及び東郷町）において行われています。

②広報による啓発

境川が家庭排水からの排水により汚染されていることを「広報みよし」によりわかりやすく記載し、広く市民に生活排水対策の必要性和身近にできる生活排水対策方法を紹介し、生活排水対策の実践を呼びかけています。

(2) 河川環境保全活動

本市では補助金を交付し、市内11行政区の生活排水路の清掃と周囲の草刈りを地域ごとに行っている。これらの活動は市民が生活排水の実態を身近に感じる機会となっています。

4 課題

現状の生活排水対策における課題を次のとおり整理します。

①生活排水処理施設の整備

公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラントの集合処理施設の整備は完了しており、既存の住宅密集地域での生活雑排水の処理は可能な状態です。今後のさらなる水質汚濁負荷の削減には、集合処理施設への接続率を上げるとともに、汲み取り便槽、既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への早期転換が必要です。

②浄化槽の適正な維持管理

合併処理浄化槽の処理性能は生物化学的酸素要求量（BOD）除去率90%以上、放流水質はBOD20mg/L以下となっています。しかし、保守点検・清掃・法定検査等の維持管理が適正に行われない場合、その処理性能が十分に発揮されず水質汚濁や悪臭の原因となります。そのため、浄化槽の管理者は浄化槽法に基づいて適正に保守点検・清掃・法定検査等の維持管理を行う必要があります。また、浄化槽法11条では浄化槽が適正に機能しているかを確認するために年1回の定期検査が義務付けられています。

③し尿及び浄化槽汚泥処理体制の確保

本市では今後し尿及び浄化槽汚泥の収集対象世帯がさらに減少すると想定されます。し尿等の収集体制は災害発生時の仮設トイレなどには重要です。収集・運搬体制の効率化と将来に向けた安定的な体制の確保が必要です。

④市民への啓発活動

生活排水に関する広報が広がりを見せたことで、多くの家庭において何らかの生活排水対策を行っていると考えられますが、本市市内だけでなく境川全体の水質の改善を図っていくため、市民へのさらなる啓発活動のあり方を考えていく必要があります。

⑤事業者への啓発活動

事業所から排出される排水も境川の水質悪化の要因の一つです。今後の事業者への啓発・指導のあり方を検討する必要があります。

⑥河川浄化施設の設置

生活排水処理施設の整備及び市民・事業者への啓発活動を行った結果、境川の水質改善に顕著な結果がみられない場合は、境川へ流入する小規模河川、生活排水路の浄化施設を整備し、直接浄化することについても検討します。

⑦推進体制の強化

諸計画を円滑に推進するためにも、愛知県、市の各施設管理担当課、市民・事業所といった関係各所の連携を深め、計画の推進体制強化を図っていく必要があります。

第2節 処理形態別人口、し尿等発生量の将来予測

1 生活排水処理形態別人口の将来予測

生活排水処理形態別人口の将来予測結果を表 4-9 及び図 4-6 に示します。

表 4-9 生活排水処理形態別人口の将来予測結果

		予測										
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
行政区域内人口（人）		61,439	61,660	61,881	62,101	62,323	62,461	62,600	62,739	62,877	63,017	63,083
処理施設		計画人口										
公共下水道人口（人）		62,586	50,849	53,276	55,703	58,130	59,861	60,545	61,167	61,657	61,986	62,317
農集集落排水処理施設	明知家庭排水処理場（明知処理区）（人）	2,300	1,086	724	362	0	0	0	0	0	0	0
	打越浄化センター（打越処理区）（人）	2,060	1,253	1,128	1,003	878	753	628	503	378	253	128
	新田根浦浄化センター（新田根浦処理区）（人）	1,390	628	471	314	157	0	0	0	0	0	0
	福谷浄化センター（福谷処理区）（人）	2,710	1,003	669	335	0	0	0	0	0	0	0
	筋生浄化センター（筋生処理区）（人）	3,650	1,096	940	784	628	472	316	160	0	0	0
	福田浄化センター（福田処理区）（人）	980	318	254	190	126	62	0	0	0	0	0
	小計（人）	13,090	5,384	4,186	2,988	1,789	1,287	944	663	378	253	128
コミュニティ・プラント	明知上浄化センター1，2（宝栄、みなよし台地区）（人）	1,962	821	684	547	410	273	136	0	0	0	0
	南台浄化センター（南台地区）（人）	1,200	661	595	529	463	397	331	265	199	133	67
	小計（人）	3,162	1,482	1,279	1,076	873	670	467	265	199	133	67
計（人）		16,252	6,866	5,465	4,064	2,662	1,957	1,411	928	577	386	195
下水+農集+コミプラ		78,838	57,715	58,741	59,767	60,792	61,818	61,956	62,095	62,234	62,372	62,512
	合併処理浄化槽人口		444	444	444	444	444	444	444	444	444	444
	単独処理浄化槽人口		3,219	2,414	1,609	804	0	0	0	0	0	0
	計画収集人口		61	61	61	61	61	61	61	61	61	61
	計（浄化槽+汲み取り）		3,724	2,919	2,114	1,309	505	505	505	505	505	505
水洗化率（％）			99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
汚水衛生処理率（％）			94.7	96.0	97.3	98.6	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

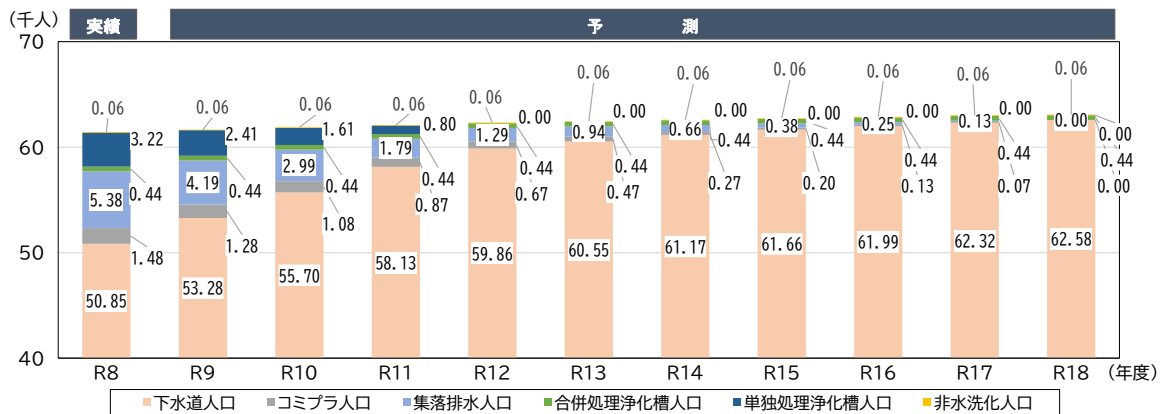


図 4-6 処理形態別人口の将来予測結果

処理形態別人口の将来予測値は表 4-10 のように設定しました。

表 4-10 処理形態別人口の将来推計方法

処理形態	推計方法	R18 年度の 予測値
行政区域内人口①	生活排水処理基本計画では年度末人口を使用しているため、ごみ処理基本計画編で設定した将来人口（10月1日人口）に直近3年の10月1日人口と年度末人口の比率の平均を係数とし、ごみ編の将来人口に乗じて設定した。	63,083 人
下水道人口②	①－③－④－⑤－⑥－⑦	62,578 人
コミブラ人口③	コミュニティ・プラント施設別の切替工事予定に合わせて、処理人口を 0 人まで直線的に減少した。	0 人
集落排水人口④	農業集落排水処理施設別の切替工事予定に合わせて、処理人口を 0 人まで直線的に減少した。	0 人
合併処理浄化槽人口⑤	合併処理浄化槽人口はゼロにならないと想定し、直近実績で目標年度まで推移とした。	444 人
単独処理浄化槽人口⑥	他の計画等を踏まえ令和12年度に対象人口をゼロとなるように、令和 6 年度実績から直線式で設定した。	0 人
非水洗化人口⑦	ゼロにならないと想定し、過去の実績から指数式を用いて推計し、その最小値で目標年度まで推移とした。	63 人
水洗化人口⑧	②＋③＋④＋⑤＋⑥	63,020 人
水洗化率⑨	⑧/①×100	99.9%

2 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の将来予測

し尿及び浄化槽汚泥の処理量の将来推計結果を表 4-11、図 4-7 に示します。

表 4-11 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の将来推計結果

項目/年度			予測										
			R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
収集人口	非水洗化人口	人	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61
	浄化槽人口（コミブラ含む）	人	5,145	4,137	3,129	2,121	1,114	911	709	643	577	511	444
し尿等収集量			kL/年	4,355	3,552	2,729	1,916	1,104	943	777	724	670	563
	し尿	kL/年	205	206	205	205	205	206	205	205	205	206	205
	浄化槽汚泥	kL/年	4,150	3,346	2,524	1,711	899	737	572	519	465	413	358
原単位	し尿発生原単位	L/人日	9.21										
	浄化槽汚泥発生原単位	L/人日	2.21										

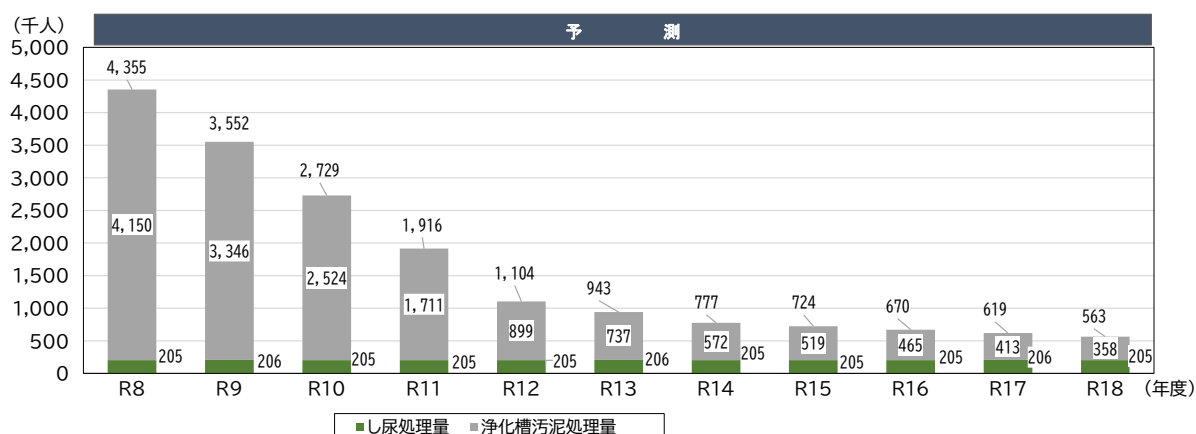


図 4-7 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の将来推計結果

第3節 生活排水処理基本計画

1 計画の基本的な考え方

本市では公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラントの整備の推進により生活排水処理の充実に取り組んできました。今後も引き続き公共下水道等の整備を進めるとともに、一般家庭や事業者に対して生活排水への関心を高め、水環境保全の重要性について啓発を強化していきます。

(1) 適正、効率的な収集・処理体制の確保

下水道等の整備の進展に伴い、し尿処理施設に搬入されるし尿や浄化槽汚泥の量や性状は変化します。こうした変化に対応し、適正な処理を継続していくため、収集体制を維持するとともに、維持管理の徹底を図り、必要な設備整備を進めます。

(2) 自然環境の負荷の低減

生活排水の処理は下水道による処理を基本とし、その他農業集落排水施設、コミュニティ・プラントなど生活排水処理施設区域計画における整備・普及を着実に進めます。

一方、下水道等の処理施設計画区域外や、計画区域内であっても整備までに時間を要する区域については、合併処理浄化槽の普及を基本とし、生活雑排水処理の適正化を進めます。

2 生活排水処理の目標

本計画の中間年度（令和13年度）までに、汚水衛生処理率ともに99.9%の達成を目指します。

人口普及率が約99%と、ほぼ整備が完了している公共下水道事業になるべく早く農業集落排水事業、コミュニティ・プラント整備事業は接続切替を進めるとともに、単

独処理浄化槽ゼロを推進します。

表 4-12 生活排水の処理目標

指標	令和7年度 (実績)	令和13年度 (中間年度)	令和18年度 (目標年度)
汚水衛生処理率	93.3%	99.9%	99.9%

3 目標達成に向けた施策

(1) 基本施策1:公共下水道の普及

公共下水道は生活排水を即座に排除し、トイレの汚水などを衛生的に処理し、大雨の際に雨水を素早く排除し浸水被害を軽減するなど快適な生活環境を保全するための根幹的な施設です。このため下水道未整備区域の解消を図ると同時に、施設の適正な維持管理・改築、老朽管の更新、耐震化対策などを緊急性や必要性を加味しながら、計画的かつ効率的に整備を進めていきます。また、下水道に流入させる際の排水設備の改造工事等に係る資金の融資あっせん制度の周知・活用を図り、公共下水道への接続を促進します。

(2) 基本施策2:農業集落排水施設、コミュニティ・プラントの公共下水道への切替

農業集落排水施設は農業用水の水質保全のために整備する下水道で、原則として農業振興地域を対象としています。一方、コミュニティ・プラントは住宅団地などで、し尿と生活雑排水を処理するため設置されています。

それぞれ、公共下水道と同様に居住環境の快適な暮らしを保全するものです。

これらの施設が整備された区域にあっては、施設への接続を促進するとともに、目標年度内には、公共下水道への切替を推進します。

(3) 基本施策3:合併処理浄化槽の普及

合併処理浄化槽は家庭から出る「生活排水（＝し尿と台所、お風呂、洗濯等の雑排水を合わせたもの）」のすべてを浄化できる優れた浄化槽です。生活排水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント）区域外の生活排水処理については、合併処理浄化槽を周知し、し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。また、合併処理浄化槽を設置している一般家庭等に対し、浄化槽の正しい知識や適正な維持管理の必要性を周知します。

(4) 基本施策4:汚濁負荷の低減

河川などの公共用水域の汚濁の主な原因は、生活雑排水であるという認識の醸成と、水質浄化に対する啓発を進めます。

(5) 基本施策5:効率的な収集・運搬体制の構築

し尿及び浄化槽汚泥の発生量は公共下水道などの普及によって減少します。さらに汲み取り世帯数の減少による点在化など収集・運搬環境も変化していきます。そのような変化に対応していくため、し尿及び浄化槽汚泥の効率的な収集・運搬体制を構築します。

(6) 基本施策6:意識啓発・環境学習の実施

公共用水域の水質保全の重要性を市民及び事業者に周知するため、「広報みよし」や本市のウェブサイト等を通じて積極的な啓発活動を実施します。

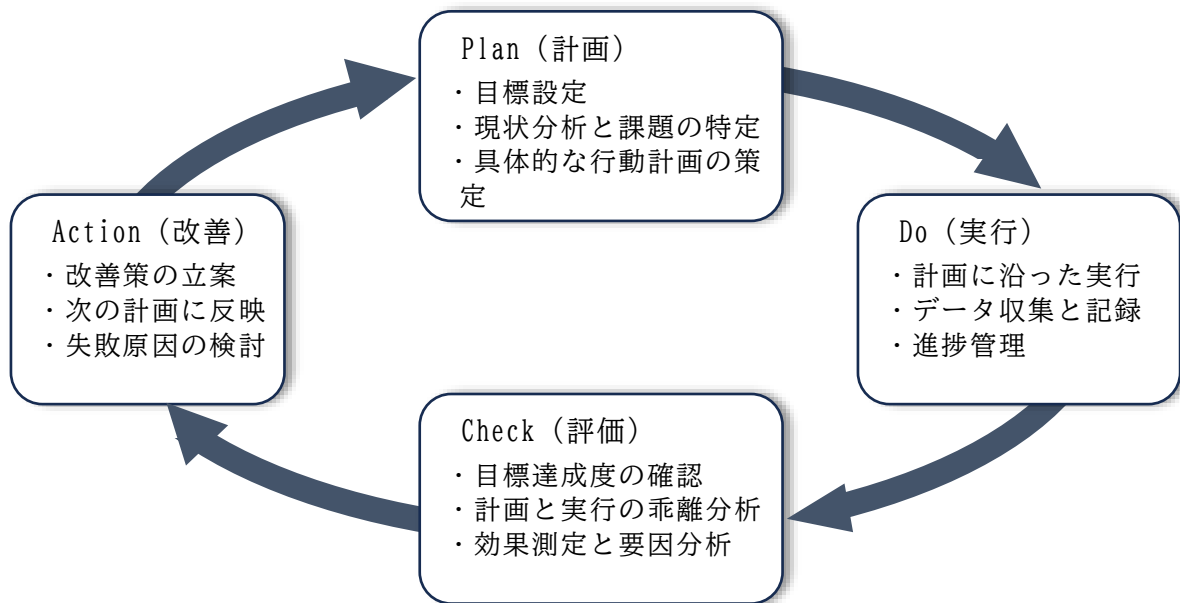
浄化槽管理者に対しては、浄化槽が正常な浄化能力を発揮するよう浄化槽の定期的な保守点検や清掃による適正管理及び法定検査の受検の重要性を啓発します。

(7) 基本施策7:災害発生時の処理・処分

みよし市災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理を行います。また、災害時に人材や資機材の支援を確保するため、近隣自治体や資機材の事業者との協定の締結を進めます。

第5章 本計画の進行管理

本計画に含むごみ処理基本計画、食品ロス削減推進計画、生活排水処理基本計画それぞれを円滑・着実に推進するとともに、より充実した取り組みを目指すために、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います。



第2次みよし市環境基本計画

令和3（2021）年度～令和12（2030）年度

— 中間見直し素案 —

循環・共生する持続可能なずっと住みたいまち

脱炭素

脱炭素のまちづくり



自然共生

自然共生のまちづくり



資源循環

循環型のまちづくり



安全安心

安全・安心のまちづくり



協働

協働による環境行動のまちづくり



みよし市



は じ め に

現市長のお写真

現市長のお言葉

令和9（2027）年3月
みよし市長 小山 祐

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	2
(1) 環境を取り巻く社会の動き	3
(2) 計画策定にあたっての重要な考え方	4
2 計画の基本的事項	5
(1) 環境基本計画の目的	5
(2) 環境基本計画の役割・位置づけ	5
(3) 計画期間	6
(4) 環境基本計画とSDGsとの関連	6
第2章 環境基本計画が目指すもの	7
1 目指すまちの姿	8
(1) 将来像	8
(2) 実現に向けての仕組み	8
(3) 将来像が目指す姿	9
第3章 環境・まちづくり分野別の施策展開	11
1 現状と課題	12
(1) 脱炭素のまちづくり	12
(2) 自然共生のまちづくり	21
(3) 循環型のまちづくり	31
(4) 安全・安心のまちづくり	37
(5) 協働による環境行動のまちづくり	43
2 計画の体系	48
3 分野別の施策展開	50
(1) 脱炭素のまちづくりの施策展開の方向性	50
(2) 自然共生のまちづくりの施策展開の方向性	60
(3) 循環型のまちづくりの施策展開の方向性	74
(4) 安全・安心のまちづくりの施策展開の方向性	82
(5) 協働による環境行動のまちづくりの施策展開の方向性	92
第4章 計画の推進	99
1 計画の周知	100
2 計画推進の体制	100
(1) 計画推進主体	100
(2) 計画推進管理	101

第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景

みよし市では、平成 13（2001）年 3 月に望ましい環境像として「みどり豊かな ふれあいのまち」を掲げ、「三好町環境基本計画」を策定しました。平成 23（2011）年 3 月には「水と緑を守りともにつくる環境共生都市*・みよし」を望ましい環境像として掲げ、「地球環境にやさしい 低炭素*型都市づくり」、「多様な生き物とともに暮らす 自然共生*型都市づくり」、「限りある資源の有効活用による 循環型都市づくり」、「みんなで環境を考え行動する 協働*型都市づくり」の 4 つの基本目標を定めた「みよし市環境基本計画」を策定し、平成 29（2017）年 3 月には計画の中間見直しを実施し、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に進めてきました。

しかし、今後の環境政策の在り方は、昨今の地球温暖化*の影響により頻発する豪雨などの異常気象や、外来生物*の繁殖にともなう生物多様性*への影響、人口減少・高齢化の進展によるごみ出し・収集の問題など、対応への大きな変化が求められています。

国連では、平成 27（2015）年 9 月に「持続可能*な開発のための 2030 アジェンダ*」が採択され、世界が取り組むべき持続可能な開発目標「SDGs（Sustainable Development Goals）*」を掲げました。このなかでは、エネルギー問題や気候変動*対策などとともに、製造・消費の責任、海・陸の豊かさを守るなど、複数の課題の統合的な解決を目指すことが求められ、同年 12 月には、「パリ協定*」が採択され、世界規模で地球温暖化対策に取り組むことが確認されました。

わが国では、こうした国際的な動向を踏まえ、令和 2（2020）年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、令和 6（2024）年 5 月には「第六次環境基本計画」を閣議決定および「循環共生型社会」の実現を打ち出し、令和 7（2025）年 2 月には「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、環境政策は大きな転換期を迎えています。

愛知県では、令和 3（2021）年 3 月に策定された「第 5 次愛知県環境基本計画」で、計画の目標を「SDG s 達成に向け、環境を原動力に経済・社会が総合的に向上する『環境首都あいち』」とし、「日本一環境にやさしいあいち（環境の各分野の統合的向上）」、「環境と経済成長が好循環しているあいち（環境と経済の統合的向上）」、「地域が活性化している魅力あるあいち（環境と社会の統合的向上）」の 3 つのあいちについて、「安全・安心の確保」、「地球温暖化対策」、「自然との共生」および「資源循環」に向けた 4 つの取組分野ごとに方向性を示し、具体的な取り組みを推進しています。

本市では、平成 31（2019）年 3 月に策定した「第 2 次みよし市総合計画*（2019－2038）」、令和 7（2025）年 3 月に策定した「みよし市ゼロカーボンシティ推進計画*」を踏まえ、環境分野における新たな方向性や目標などを設定し、具体的な施策の展開が求められています。

このような複雑・多様化する環境問題や環境を取り巻く社会状況を踏まえ、環境分野における取り組みを市民・事業者・行政が一体となり、総合的かつ計画的に推進するため、本市の環境の現状を踏まえて令和 3（2021）年 3 月に策定した「第 2 次みよし市環境基本計画」の中間見直しを行います。

(1) 環境を取り巻く社会の動き

年	国際動向	国内動向
1987 (昭 62)	国連ブルントラント委員会「Sustainable Development (持続可能*な開発)」	
1992 (平 4)	開発と環境に関する国際連合会議 (リオの地球サミット) 「気候変動*枠組条約」採択 「生物多様性*条約」採択	
1993 (平 5)		「環境基本法」制定
1997 (平 9)	第 3 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP3) 「京都議定書」採択	
1998 (平 10)		「地球温暖化*対策推進法」制定
2000 (平 12)	国連ミレニアムサミット MDGs (ミレニアム開発目標 Millennium Development Goals)採択	「循環型社会*形成推進基本法」制定
2001 (平 13)		「三好町環境基本計画」策定
2005 (平 17)	愛・地球博「自然の叡智*」	
2008 (平 20)		「生物多様性基本法」制定
2010 (平 22)	第 10 回生物多様性条約締約国会議 (COP10) * 「生物多様性戦略*計画2011-2020」採択 「愛知目標」採択	みよし市 市制施行
2011 (平 23)		「みよし市環境基本計画」策定 (第 1 次)
2015 (平 27)	国連サミット SDGs (持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals) *採択 第 21 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) * 「パリ協定*」採択	地球温暖化対策推進本部で、 「日本の約束草案」決定 2030 年度に 2013 年度比 26.0% 削減 (2005 年度比 25.4%減)
2018 (平 30)	中国、東南アジア諸国が廃プラスチック類、 古紙輸入規制	国が第五次環境基本計画を閣議決定 国が「地域循環共生圏*」を提唱
2019 (令元)	G20 で海洋プラスチック汚染問題について 首脳宣言	12 月 4 日 市議会において市長に よる「ゼロカーボンシティ宣言*」
2020 (令 2)		環境省「気候危機宣言」 国が「2050 年カーボンニュートラル 宣言」
2021 (令 3)	グラスゴー気候合意及びパリ協定の実施 指針 (ルールブック) の採択	「第 2 次みよし市環境基本計画」策定 「みよし市生物多様性戦略*」策定
2022 (令 4)	「パリ協定 6 条実施パートナーシップ」 立ち上げ宣言 (COP27)	
2024 (令 6)		「循環経済 (サーキュラーエコノミー) への移行加速化パッケージ」を閣議決定 「第六次環境基本計画」を閣議決定 国が「循環共生型社会」を提唱 「地球温暖化対策の推進に関する法一 部を改正する法律案」の閣議決定 「みよし市ゼロカーボンシティ推進計 画*」策定
2027 (令 9)		「第 2 次みよし市環境基本計画」中間見 直し 「みよし市生物多様性戦略」中間見直し

図 1 気候変動と温室効果ガス削減に向けた社会の動き

(2) 計画策定にあたっての重要な考え方

①ゼロカーボン

地球温暖化*対策の推進に関する法律では、都道府県および市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガス*の排出の抑制などのための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するように努めるものとしてされています。

平成 27 (2015) 年に採択された「パリ協定*」では「平均気温上昇の幅を 2 度未満とする」目標が国際的に広く共有されるとともに、平成 30 (2018) 年に公表された IPCC (国連の気候変動*に関する政府間パネル) の特別報告においては、「気温上昇を 2 度よりリスクの低い 1.5 度に抑えるためには 2050 年までに CO2 の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

②持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals、以下「SDGs」という。)

平成 27 (2015) 年に「国連持続可能な開発サミット」が、150 を超える加盟国首脳の参加のもと開催され、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ*」が採択されました。アジェンダは、人間、地球および繁栄のための行動計画として、宣言および目標を掲げており、この目標が 17 のゴールと 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs) *」です。



図2 SDGs の 17 のゴール

③環境基本計画における国の考え方

国の「第六次環境基本計画」では、「循環」と「共生」を始め、累代の環境基本計画が目指してきた概念を発展させ、環境を基盤とし、環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上への高度化を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる文明を実現していくことをが、持続可能な社会としての「循環共生型社会」(環境・生命文明社会)である」としています。

さらに、「環境保全」を通じた、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング*、経済厚生の上昇」を最上位の目的としています。

【環境省：第六次環境基本計画（令和 6（2024）年 5 月）より】

④ノン・ステート・アクターによる自主的な取り組み（協働の取り組み）

平成 27 (2015) 年に採択された「パリ協定」の目標は世界規模で地球温暖化対策に取り組むことが確認されました。この目標の達成に向けては各国政府関係者の努力はもとより、地方自治体をはじめとしたあらゆる主体、「ノン・ステート・アクター*」による自主的な取り組みが極めて重要とされました。これは地方自治体や、民間企業、NPO*などの主体による取り組みを指し、市民・事業者・行政の協働*で取り組む必要があります。

2 計画の基本的事項

(1) 環境基本計画の目的

本計画は、みよし市環境基本条例第 12 条の規定に基づき、市民の快適かつ健康的で文化的な生活を営むことができる環境の保全および創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

(2) 環境基本計画の役割・位置づけ

本計画は、環境の保全および創造に関する施策の推進により、現在および将来の世代の市民の快適かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保する役割を担います。

本計画は、国・県の環境基本計画および第 2 次みよし市総合計画*をはじめとする関連計画と整合を図り、本市の環境分野に関連する施策を総合的に推進するための計画として位置づけます。

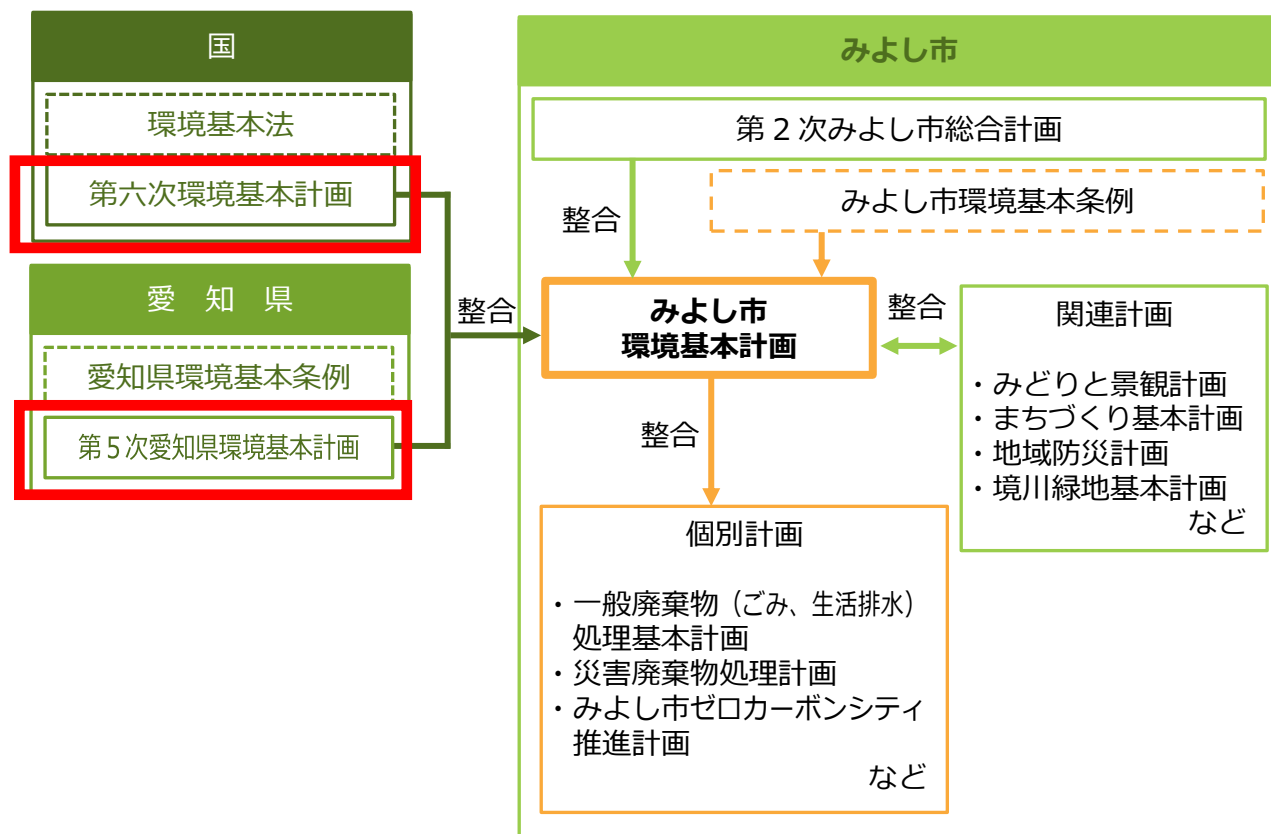


図3 計画の位置付け

(3) 計画期間

2050 年までに CO2 排出量実質「ゼロ」を目指す「ゼロカーボンシティ宣言*」や、SDGs*が掲げる 2030 年の目標、「第 2 次みよし市総合計画*」の設定した計画期間を踏まえ、「第 2 次環境基本計画」の計画期間を令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの **10 年間**とします。

本計画は、中間見直しの位置付けとなります。なお、計画内容は社会情勢に応じて、適宜見直します。

●前期 5 年 令和 3 年度～令和 7 年度 / 後期 5 年 令和 8 年度～令和 12 年度

年度	元 2019	2 2020	3 2021	4 2022	5 2023	6 2024	7 2025	8 2026	9 2027	10 2028	11 2029	12 2030
総合計画	基本構想（2019～2038 20 年）											
	基本計画（10 年）											
環境基本計画	前期（5 年）											
	後期（5 年）											

図 4 計画期間

(4) 環境基本計画と SDGs との関連

本計画では、SDGs の「17 のゴール」の考え方を取り入れ、SDGs の視点を持ちながら統合的なアプローチを行う事で各課題を解決するとともに、SDGs「17 のゴール」の達成に貢献します。



図 5 環境基本計画と SDGs との関連

第 2 章

環境基本計画が目指すもの

1 目指すまちの姿

(1) 将来像

循環・共生する持続可能なずっと住みたいまち

第2次みよし市環境基本計画が目指すまちの姿は、みよし市の地域資源*を最大限活用しながら自立・分散型の循環社会を形成しつつ、地域間の特性に応じた資源を支え合い共生することにより環境・経済・社会が総合的に循環し、地域の活力を最大限に発揮されることを目指す持続可能な地域でのSDGs*の実践（ローカルSDGs）を目指すものです。

循環・共生する持続可能なまちづくりにより、「第2次みよし市総合計画*」の将来像「みんなで育む・笑顔輝く・ずっと住みたいまち」の実現を目指すという思いから、本計画の将来像を「循環・共生する持続可能なずっと住みたいまち」とします。

(2) 実現に向けての仕組み

本計画は、「脱炭素*」・「自然共生*」・「資源循環」と、それを支える基礎となる「安全・安心」の4つの分野で構成し、市民・事業者・行政の「協働*による環境行動*」により「循環・共生」しながら総合的なみよし市の環境・まちづくりの向上を推進し、将来像の実現を目指します。

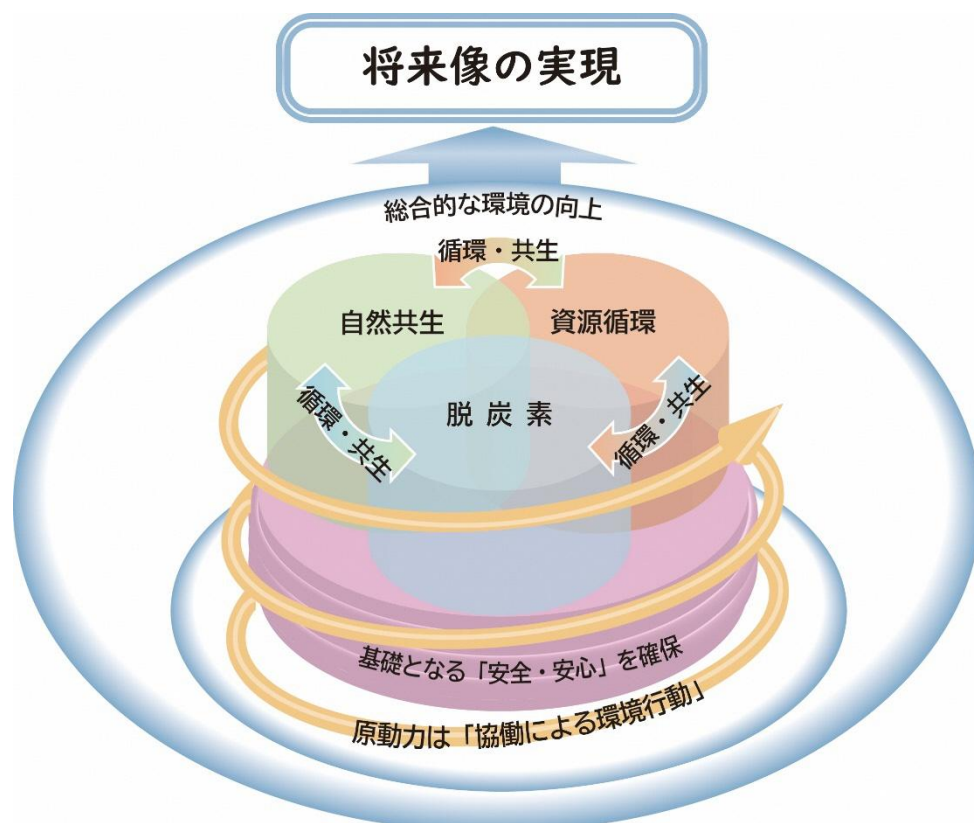


図6 実現に向けての仕組み

(3) 将来像が目指す姿

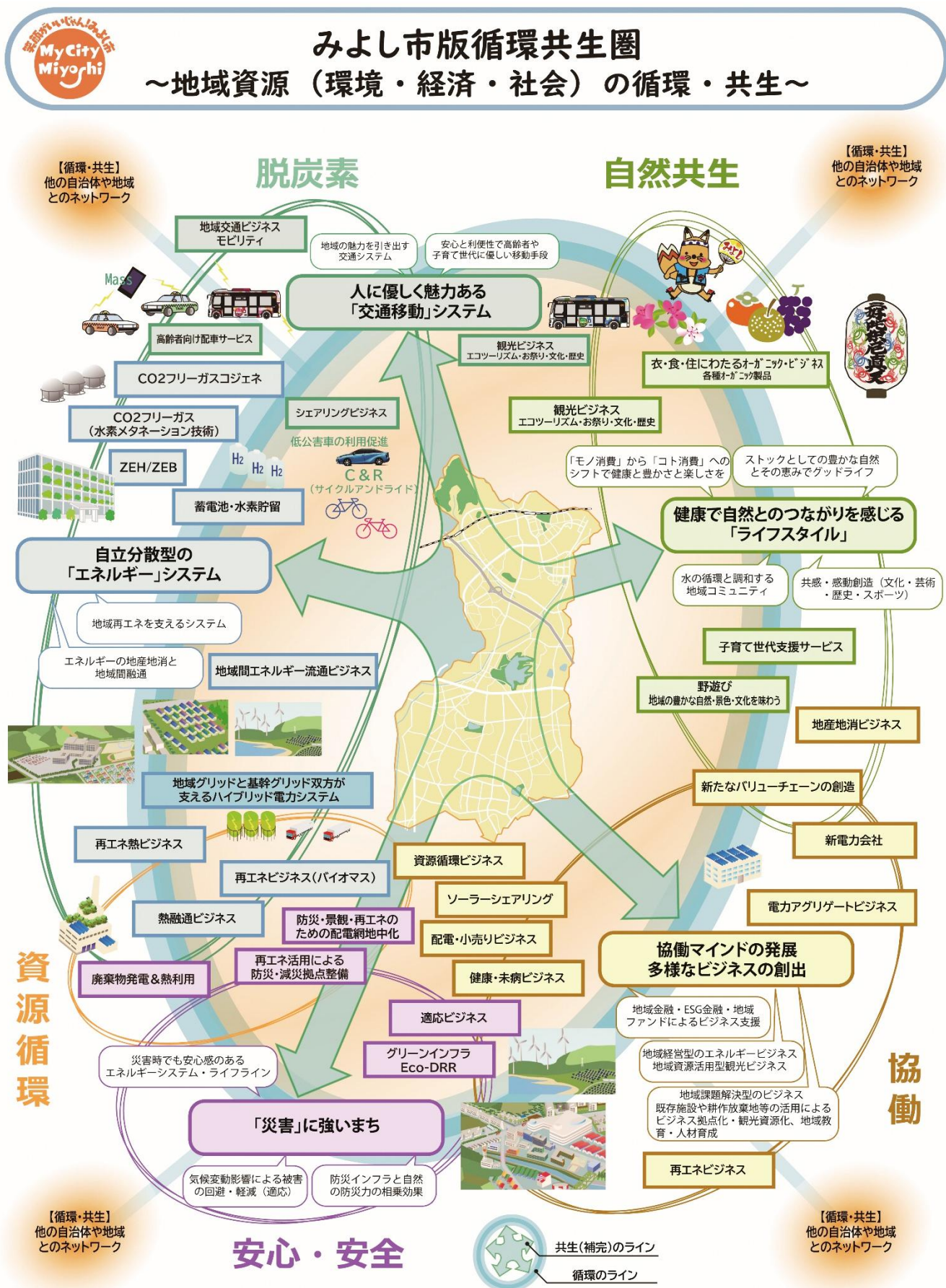


図7 将来像が目指す姿

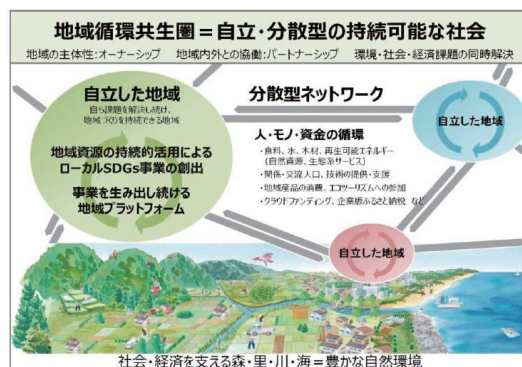
コラム

地域循環共生圏

2018年4月に閣議決定した第五次環境基本計画では、国連の「持続可能な開発目標」(SDGs)や「パリ協定」といった世界を巻き込む国際的な潮流や、複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した「地域循環共生圏」を提唱しました。「地域循環共生圏」とは、2018年第5次環境基本計画にはじめて位置づけられた概念であり、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業(ローカルSDGs事業)を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。

その際、私たちの暮らしが、森里川海のつながりからもたらされる自然資源を含めて地上資源を主体として成り立つようにしていくために、これらの資源を持続可能な形で活用し、自然資本を維持・回復・充実していくことが前提となります。

「地域循環共生圏」は、第六次環境基本計画(2024年5月閣議決定)において、同計画の中心概念である「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現に向けた「新たな成長」の実践・実装の場としても位置づけられました。



【地域循環共生圏の3原則】

- 地域の主体性 = オーナーシップ
- 地域内外との協働 = パートナリシップ
- 環境・社会・経済課題の同時解決

環境省の「つなげよう、支えよう 森里川海」プロジェクトでも、地域の自然環境の保全や再生を進め、そこから得られる恵みを上手に活用することで、地域の社会や経済にも貢献していこうという「地域循環共生圏」の考え方の普及を図っています。

人口減少時代に入り、高齢化や過疎化が進む地方ですが、一方で自然の恵みの宝庫です。その恵みを環境に配慮された持続可能な形で、エネルギー・食糧・観光資源として活用できれば地方を元気にすることができます。

また、地方は都市に依存していると思われがちですが、実は都市が地方に依存しているのです。地方の自然の恵みが生み出す多くのエネルギー・水・食糧、そして人材も地方から都市にもたらされています。都市と地方のそういったつながりの大切さに目を向け、都市と地方がお互いに支え合う関係を強固にすることで、複合化する環境・経済・社会の諸問題を同時に解決することができるのではないのでしょうか。

地域循環共生圏とは、地域の資源、自分たちの目の前にあるものの可能性をもう一度考え直し、その資源を有効活用しながら環境・経済・社会をよくしよう、資源を融通し合うネットワークをつくっていこうというものです。その視点は、エネルギー、交通・移動システム、災害に強いまちづくり、衣食住の日々の生活者としてのライフスタイルなどがあります。

「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会を構築していきます。この実現に向けて、関係省庁と連携しながら取り組んでいきます。

(出典: 環境省ローカルSDGs 地域循環共生圏)

<http://chiikijunkan.env.go.jp/shiru/#shiru-gaiyou>

第3章

環境・まちづくり分野別の施策展開

1 現状と課題

(1) 脱炭素のまちづくり

1) 現状と課題

① みよし市全体の二酸化炭素排出量

【現状】

- 令和5年度の市域全体から排出される二酸化炭素排出量は前計画策定（平成23年度）以降、減少傾向にあり、1人当たりの排出量もそれに伴い減少傾向にあります。平成29年度における総排出量に占める割合は、「産業部門*」が約70%と最も多く、産業部門の99%以上は「製造業」からの排出となっています。（R7環境省排出量カルテ）

【課題】

- 全体的には減少傾向であるが、「産業部門」、「業務その他部門」、「家庭部門*」からの排出はまだ多く、エネルギー利用方法の見直しや、省エネルギー機器への更新、創・畜エネルギー*設備の導入の促進が必要です。

② 公共施設からの二酸化炭素排出量

【現状】

- みよし市の公共施設から排出される二酸化炭素は、令和5年度時点では減少傾向にあり、公共施設うち、温室効果ガス（CO₂）の多い主要7施設からの温室効果ガス（CO₂）排出量が全体の排出量の60%程度を占めています。（みよし市ゼロカーボンシティ推進計画）

【課題】

- 市の所有する公共施設について、一部施設からの排出量が多いことや、小中学校および三好公園総合体育館では熱中症対策および防災対策の一環として施設への空調機器の導入による排出量が増加しています。高効率機器への更新や、施設の利用方法の見直しが必要です。

③ 交通の変化

【現状】

- みよし市内主要幹線道路である東名高速道路、国道153号、県道和合豊田線、県道豊田知立線の令和3年度の交通量は平成27年度に比べて減少傾向にあります。（R3交通センサス）
- 市内に位置する黒笹駅、三好ヶ丘駅の乗降者数、名鉄バス、さんさんバスの令和5年度の利用者数は増加傾向にありますが、運行便数の減少等により三好ヶ丘ループバスの利用者数は減少傾向にあります。（R7みよし市地域公共交通計画*、R7みよしの統計*）

【課題】

- 脱炭素*のまちづくりを目指すためにも、更に公共交通機関（電車、バス、タクシー）の利用の促進が必要です。

2) 市民・事業者意識

①市民アンケート

【環境政策への満足度】

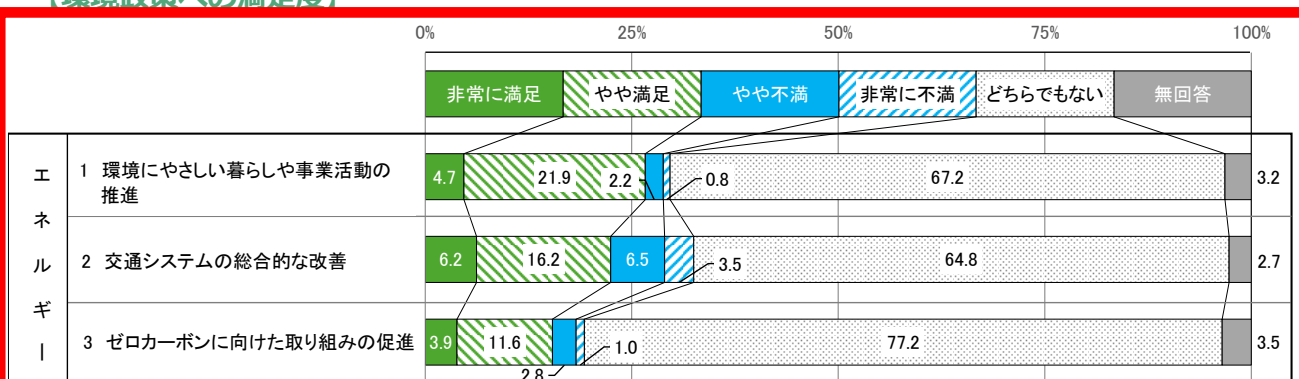


図6 市民の環境政策への満足度（エネルギー）

●解説

「脱炭素*のまちづくり」に関連した環境政策への満足度は、「交通システムの総合的な改善」への満足度が22%程度と高く、次いで「環境にやさしい暮らしや事業活動の推進」となっています。「ゼロカーボン*に向けた取組の促進」は77%以上が「どちらでもない」と回答しています。

●属性別の傾向

- ・「ゼロカーボンに向けた取組の促進」の年代別では、「70代以上」で「どちらでもない」と回答した割合が69%程度と最も低い一方で、「50代」で「どちらでもない」と回答した割合が83%程度と最も高くなっています。
- ・職業別では、「パートタイマー、アルバイト」で「どちらでもない」と回答した割合が84%程度と最も高くなっています。

●施策への視点

- ・「環境にやさしい暮らしや事業活動の推進」について「どちらでもない」と回答した市民が67%程度いるため、ゼロカーボンに関することについて市民への啓発が必要です。
- ・「交通システムの総合的な改善」については満足・不満がほぼ同率となっていますが、居住地区により満足度の差が出ています。
- ・「ゼロカーボンに向けた取組の促進」は「どちらでもない」と回答した割合が高くなっていますが、「20代」・「30代」の満足度が高い傾向にあります。
- ・全般として、「どちらでもない」の回答が多くなっているため、世界的な課題である地球温暖化*対策への理解、本市が表明した「ゼロカーボンシティ宣言*」などの周知が必要です。
- ・下記の環境に関する理解度の設問では、地球温暖化への「適応」という言葉の意味について50%以上の市民が「知っている」と回答しており、「聞いたことがある」から「知っている」へ移行する工夫が必要です。

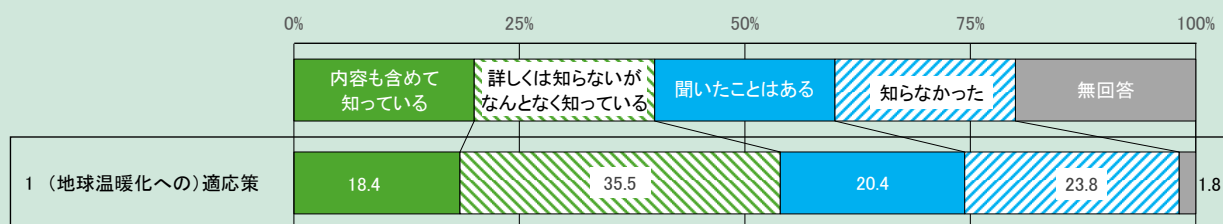


図7 市民の（地球温暖化への）適応策に関する理解度

【環境に配慮している行動の状況】

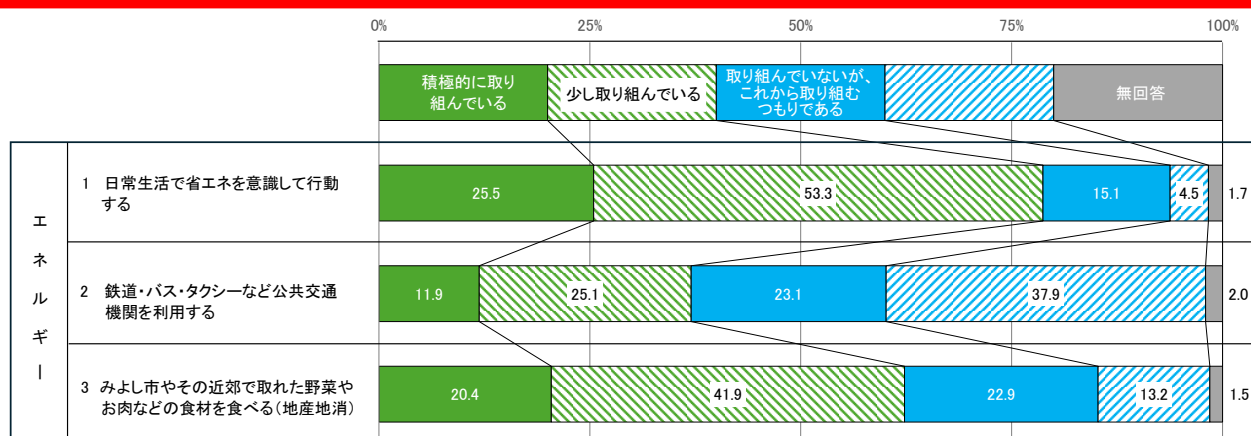


図8 市民の環境に配慮している行動の状況（エネルギー）

● 解 説

「脱炭素*のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「日常生活で省エネを意識して行動する」の79%程度が「取り組んでいる」と回答し、次いで「みよし市やその近郊で取れた野菜やお肉などの食材を食べる（地産地消*）」となっています。しかし、「鉄道・バス・タクシーなど公共交通機関を利用する」については、「取り組んでいる」と回答した割合が50%以下となっています。

● 属性別の傾向

- ・「日常生活で省エネを意識して行動する」の年代別では、「10代」で「取り組んでいる」と回答した割合が88%程度と最も高くなっています。
- ・「鉄道・バス・タクシーなど公共交通機関を利用する」の年代別では、「30代」で「取り組んでいない」と回答した割合が69%程度と、他の年代と比べて高くなっています。
- ・「みよし市やその近郊で取れた野菜やお肉などの食材を食べる（地産地消）」の年代別では、「10代」で「取り組んでいる」と回答した割合が88%程度と高い一方で、「20代」で「取り組んでいる」と回答した割合が46%程度と低くなっています。

●施策への視点

- ・「日常生活で省エネを意識して行動する」や「みよし市やその近郊で取れた野菜やお肉などの食材を食べる（地産地消*）」については、高い年齢層では定着していますが、若年層への定着が課題です。
- ・「鉄道・バス・タクシーなど公共交通機関を利用する」では、「取り組んでいる」とする市民が50%以下になっており、公共交通機関の利用促進が必要です。
- ・下記の省エネルギーへの配慮の状況に関する設問では、機器の使い方に関する工夫はされていますが、機器の更新の実施・実施予定の割合は低い状態であるため、機器更新の促進が必要です。

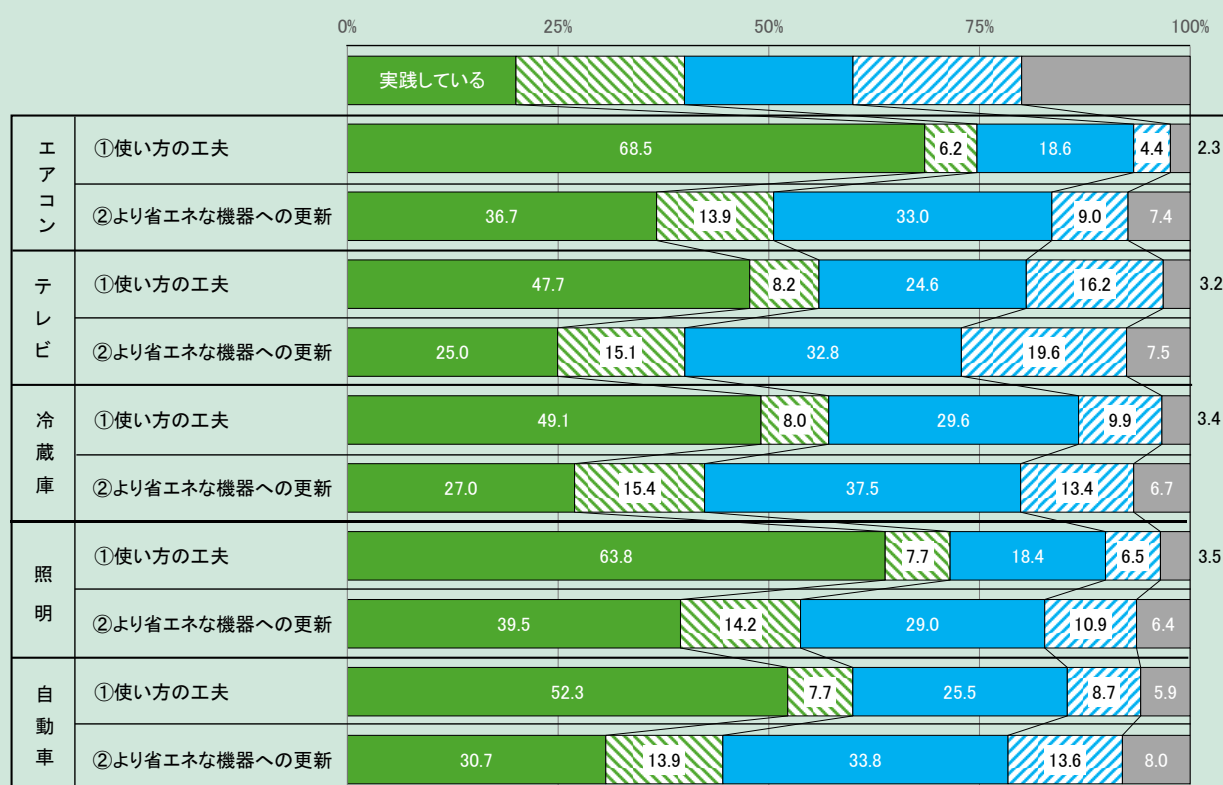


図9 市民の省エネルギーへの配慮の状況

②事業者アンケート

【環境政策への満足度】

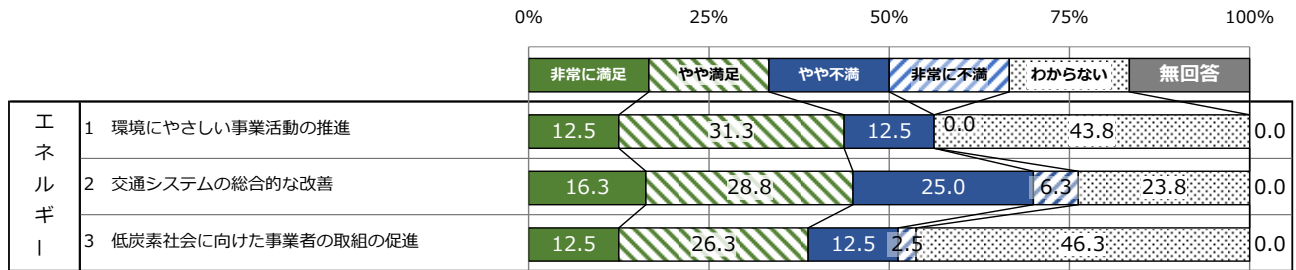


図10 事業者の環境政策への満足度（エネルギー）

●解説

「脱炭素*のまちづくり」に関連した環境政策への満足度は、「交通システムの総合的な改善」への満足度が45%程度と高く、次いで「環境にやさしい暮らしや事業活動の推進」となっています。「低炭素*社会に向けた取組の促進」は50%程度が「わからない」と回答しています。

●施策への視点

- ・事業者の環境に関する理解度での「（地球温暖化*への）適応策」は、「詳しくはないがなんとなく知っている」とする事業者が50%程度となっており、「内容も含めて知っている」事業者の割合を増やすための周知が必要です。

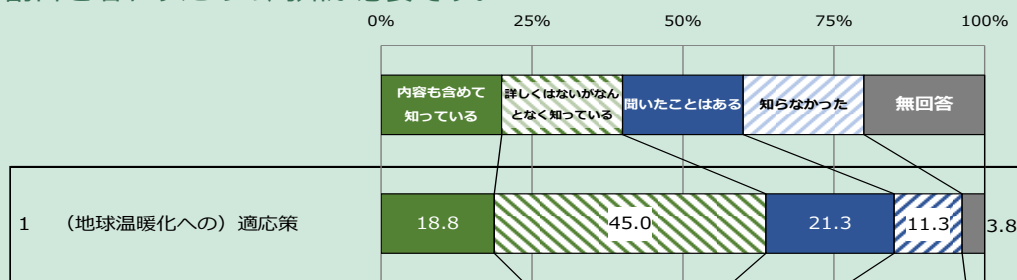


図11 事業者の（地球温暖化への）適応策に関する理解度

- ・環境に配慮した取り組みを進めるうえでの課題についての設問（複数回答）では、80%以上の事業者が「環境に配慮した取組は手間、時間、労力がかかる」としており、次いで「環境に配慮した取組はコストがかかる」が60%程度となっています。これらの解決のための行政支援、企業間連携などの検討が必要です。

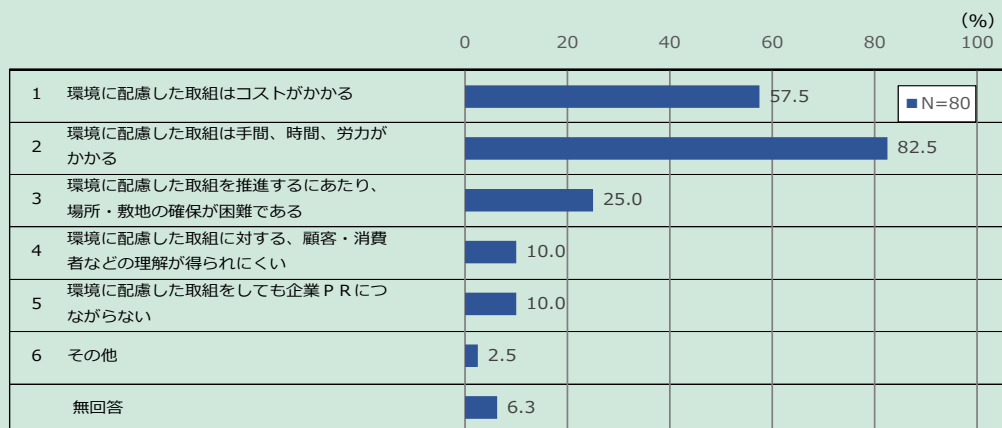


図12 事業者の環境に配慮した取り組みにおける課題

・事業所内設備の省エネ対策に関する設問では、比較的成本の低い「照明」についての「設備改修」を実施している割合が高く、次いで「空調・換気」に関する「運用改善」となっています。「現在実施していないが関心がある」と回答された項目について、普及・啓発とあわせて行政支援の検討が必要です。

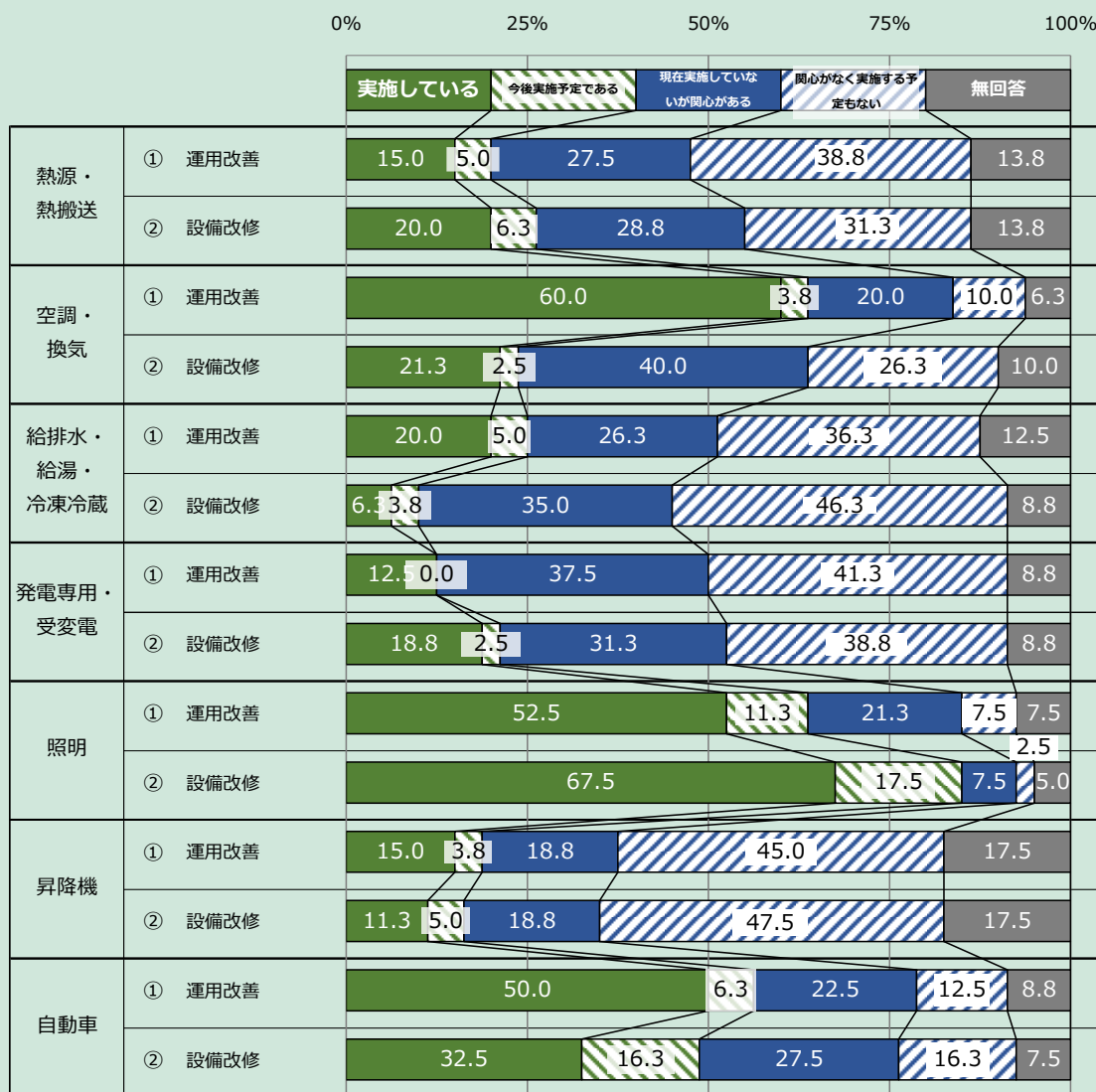


図 13 事業所内の省エネ対策の状況

【環境に配慮している行動の状況】

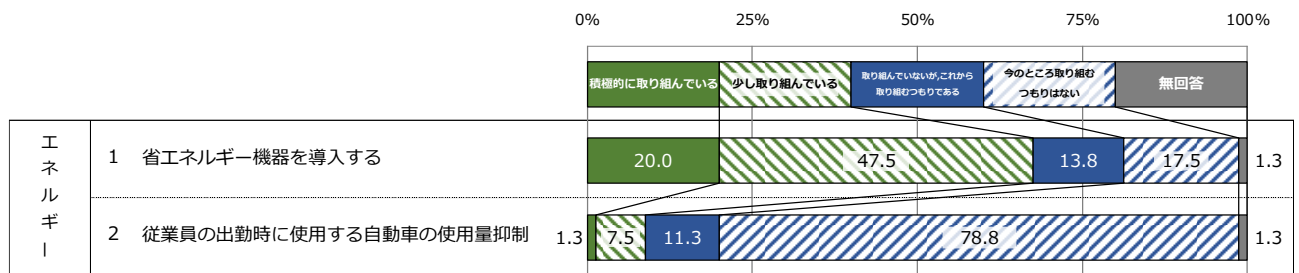


図14 事業所での環境配慮の取り組みの状況（エネルギー）

●解説

「脱炭素*のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「省エネルギー機器を導入する」で70%程度が「取り組んでいる」と回答しており、「従業員の出勤時に使用する自動車の使用量抑制」では、90%程度が「取り組んでいない」と回答しています。

●施策への視点

・事業所での環境配慮の取り組みについて「取り組みを行う理由」の回答では、「企業の社会的責任として、当然するべきであるため」が80%以上となり、次いで「従業員の意識改革につながるため」となっています。また、「環境に配慮した取り組みにおける課題（P16、図12参照）」では「環境に配慮した取組はコストがかかる」について60%程度の回答がありましたが、下記の「環境に配慮した取組はコスト削減につながるため」について50%程度の回答がありました。事業者における環境配慮に関するコストの認識が両極端となっている状況であるため、市内事業者への環境配慮への認識を広げ、深めることが必要です。

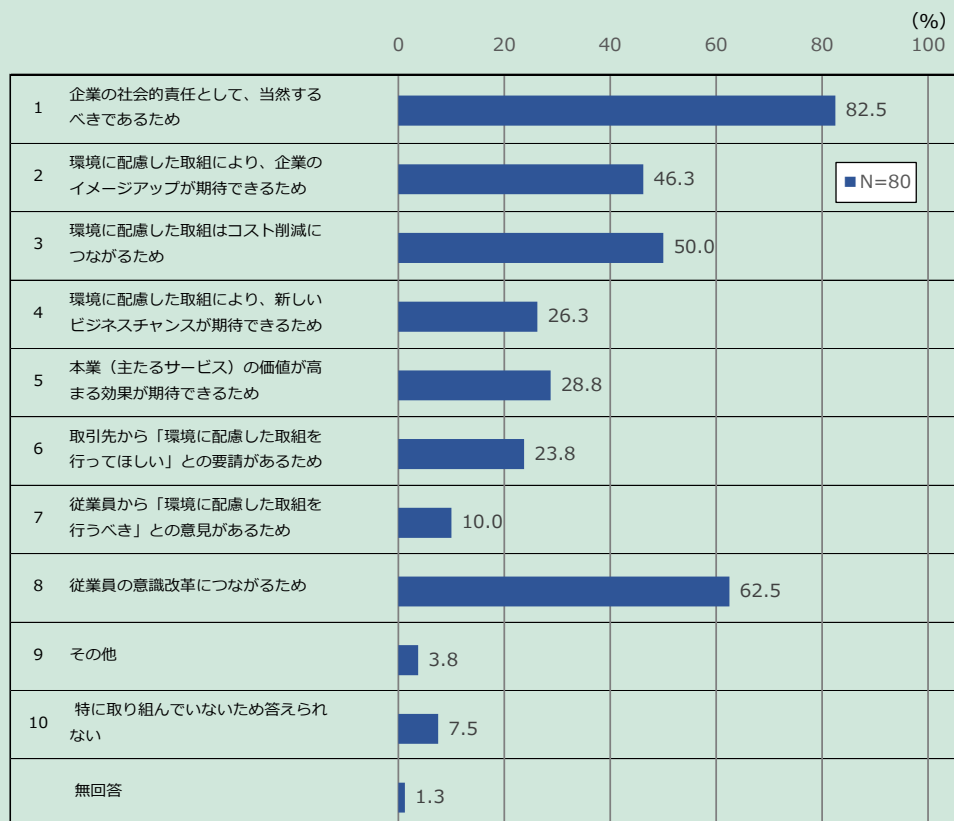


図15 事業所での環境配慮の取り組みを行う理由

- ・ CSR（企業の社会的責任）の一環としてふさわしい取り組みでは、「地球温暖化*対策（環境保全事業への協力や、CO₂の削減の実施など）」が高く、次いで「自動車環境対策（環境負荷の少ない自動車の導入など）」となっています。CSRとして、地球温暖化対策に取り組むやすい環境を整えることが必要です。

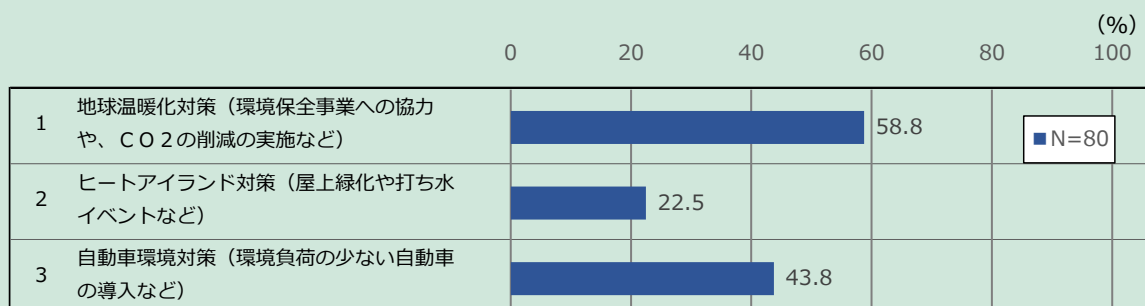


図 16 CSR（企業の社会的責任）の一環としてふさわしい取り組み

コラム

省エネ

省エネとは、「省エネルギー」の略です。私たちの生活に欠かすことができない石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うことを意味します。また、エネルギーの利用には二酸化炭素を主とする温室効果ガスの排出が伴っており、省エネルギーは、エネルギーの安定供給確保と地球温暖化防止の両面の意義をもっています。

わが国のエネルギー消費は、工場などの産業部門では減少しているものの、事務所・商店や家庭などの民生部門と、自動車などの運輸部門で増加しており、そのため全体としても増加しています。特に家庭部門は、第一次石油ショックがあった 1973 年度から、2018 年度までの間に、エネルギー消費量が約 2 倍に増加しています。

家庭の中でのエネルギー利用は、電気によるものが 50%以上を占めており、家庭部門のエネルギー利用量を減少させるためには、私たち 1 人ひとりが、節電をはじめとする省エネルギーを目指した行動を心がけていくことが重要となります。

家庭での節電を進めていく 3 つの方法		
減らす	ずらす	切替える
【例】 ・電気製品の無駄な使用を控える ・省エネモードがある電気製品は、省エネモードで使用する	【例】 ・電気使用が多い時間帯を避け、夜間や早朝に変更する ・電気製品の同時使用を避ける	【例】 ・省エネ型製品へ買替える。 ・電気を使わないまたは消費電力の小さい機器に替える

（出典：経済産業省 資源エネルギー庁 省エネポータルサイト

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/what/）

3) 前計画の目標の達成状況

①数値目標

市域からの市民 1 人当たりの二酸化炭素年間排出量 (t-CO₂/年・人)

目標値 (R7 年度)	14.6	現状値 (R6 年度)	12.4	評価	○ (- 2.2t-CO ₂ /年・人)
----------------	------	----------------	------	----	------------------------------------

②取組の指標

指標名	指標の定義	目標値 (R7 年度)	現状値 (R6 年度)	評価
ゼロカーボンシティ推進に特化した計画の策定	—	策定	策定	○
家庭用エネルギー管理システム (HEMS) *普及への補助台数 (台)	家庭用エネルギー管理システム設置者へ設置費の一部を補助した台数(累計)	300	602	○ (+302 台)
電気自動車等充給電設備普及への補助台数 (台)	電気自動車等充給電設備設置者へ設置費の一部を補助した台数(累計)	5	17	○ (+12 台)
燃料電池*システム普及への補助台数 (台)	燃料電池システム設置者へ設置費の一部を補助した台数(累計)	300	271	× (-29 台)
家庭用蓄電システム普及への補助台数 (台)	家庭用蓄電システム設置者へ設置費の一部を補助した台数(累計)	550	800	○ (+250 台)
住宅用太陽光発電*システム普及への補助台数(台)	住宅用太陽光発電システム設置者へ設置費の一部を補助した台数(累計)	2,650	2,774	○ (+124 台)
低公害車*普及への補助台数(台)	低公害車購入者へ購入費の一部を補助した台数(累計)	3,150	3,288	○ (+138 台)
市内公共交通全体の利用者 (千人)	市内公共交通全体の年間利用者数	3,170	2,955	× (-215 千人)
さんさんバスの利用者数 (千人)	さんさんバスの年間利用者数	321	380	○ (+59 千人)
市民を対象とした乗り方教室の実施状況 (回)	市民を対象とした乗り方教室の回数	3	4	○ (+1 回)

(2) 自然共生のまちづくり

1) 現状と課題

① 土地利用

【現 状】

- 土地利用は、令和 6 年度には宅地と農地がそれぞれ約 30%を占めていますが、農地・山林などの自然系の土地利用は減少傾向にあり、宅地利用は増加傾向にあります。
(R7 みよしの統計*)
- 農地では、令和元年度の遊休農地*の面積 7ha と比べ、令和 6 年度は遊休農地の面積が 6.8ha となっており、0.2ha 減少しています。

【課 題】

- 農地・山林などの自然系の土地利用を保全することが必要です。
- 遊休農地については、農家の高齢化により、農地を保全管理していくことが難しくなっており、市内の担い手へ集積化を図ることが必要です。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地利用最適化活動により、遊休農地解消に努めていく必要があります。

② 公園・緑地面積

【現 状】

- 公園・緑地面積は、令和 6 年度時点では、102.0ha となっており、拡大傾向にあります。1 人当たりの面積も令和 6 年度時点では、16.6 m²となっており、こちらも拡大傾向にあります。
(R7 行政評価報告書)

【課 題】

- 人口が増加しているため、さらなる公園・緑地面積の拡大に向けた取り組みを推進していくことが必要です。

③ 公害苦情件数

【現 状】

- 公害苦情件数は前計画策定（平成 23 年度）時点では、年間 22 件であったのに対し、令和 6 年度には年間 17 件と減少しています。しかし、騒音の苦情件数が多くなっています。(R7 みよしの環境*)

【課 題】

- 水質、騒音、悪臭などの適正管理に向けた取り組みを推進することが必要です。

④大気・水質・環境騒音

【現 状】

- 大気について、降下ばいじん量*の市内平均は令和元年度以降、愛知県平均と同等か、それよりも低くなっており、降下ばいじん量測定調査地点（本市では5箇所）のうち、北部小学校が他の地点よりも高くなっています。自動車排気ガスについては、5つの調査項目のうち、光化学オキシダント*について、令和6年度は環境基準*に適合でした。（R7 みよしの環境*）
- 水質について、小石川（落合橋下流）において令和6年度は環境基準に不適合な項目がありました。（R7 みよしの環境）
- 環境騒音*について、市内のすべての測定地点において、令和6年度は環境基準に適合しています。（R7 みよしの環境）

【課 題】

- 定期的な測定・調査を実施し、環境保全の取り組みの啓発が必要です。

⑤生物多様性

【現 状】

- 市内にはカワセミやニホンタンポポなど、多くの指標種*が確認されています。
- 地域固有の東海丘陵要素植物群*の生育する湿地が残っています。（第2次みよし市環境基本計画基礎調査）

【課 題】

- 生態系*の保全のため、樹林ネットワーク、ため池などの水辺ネットワーク、森・草地・農地ネットワークなどの形成が必要です。
- 在来種*や地域固有の東海丘陵要素植物群の生育できる湿地環境が限られているため、保全することが必要です。

2) 市民・事業者意識

①市民アンケート

【環境政策への満足度】

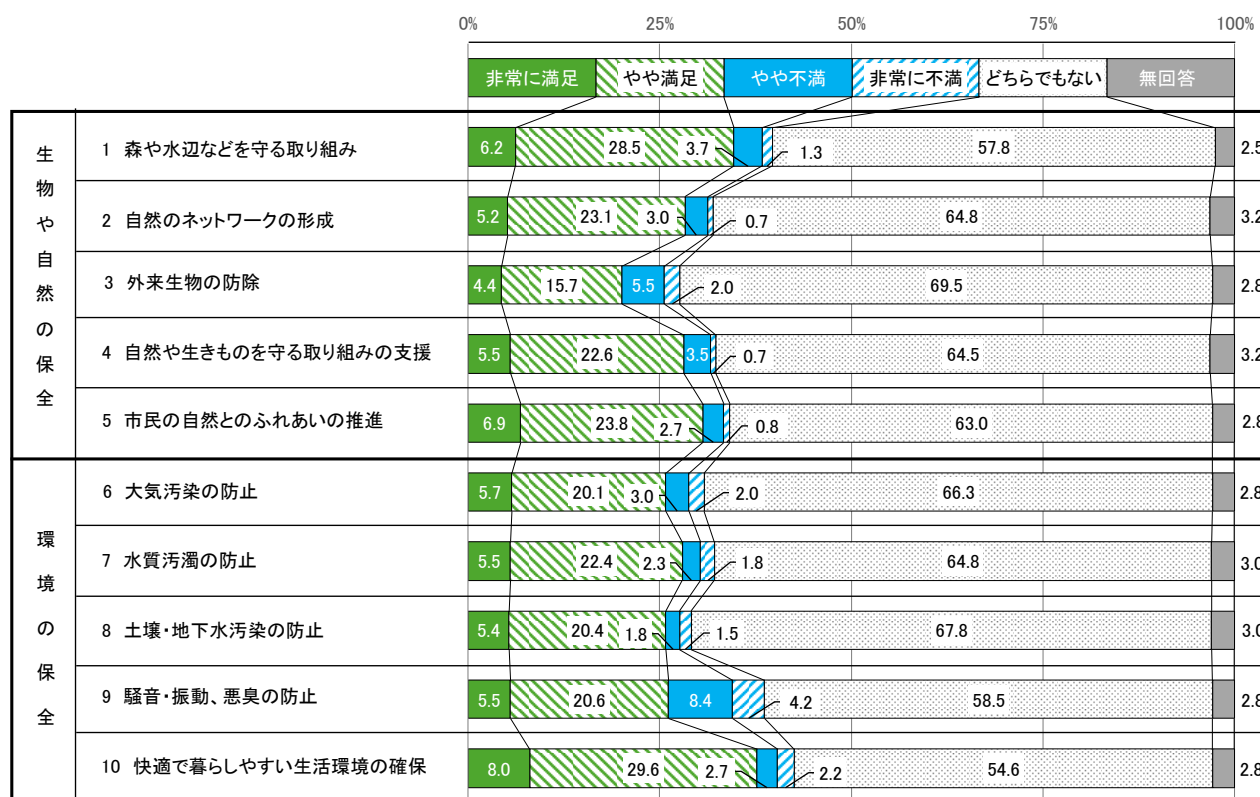


図 17 市民の環境政策への満足度（生物や自然の保全・環境の保全）

●解 説

「自然共生*のまちづくり」に関連した環境政策への満足度は、「快適で暮らしやすい生活環境の確保」は 38%程度と高く、次いで「森や水辺などを守る取り組み」となっています。回答者の 60%程度が「どちらでもない」と回答している項目が多くなっています。

●属性別の傾向

- ・「森や水辺などを守る取り組み」の年代別では、「10 代」で「どちらでもない」と回答した割合が 50%程度と最も低くなっている一方で、「60 代」で「どちらでもない」と回答した割合が 61%程度と最も高くなっています。
- ・「自然のネットワークの形成」の職業別では、「無職」で「不満」と回答した割合が最も高くなっています。
- ・「外来生物*の防除」の年代別では、「10 代」で「どちらでもない」と回答した割合が 63%程度と最も低くなっている一方で、「60 代」で「どちらでもない」と回答した割合が 77%程度と最も高くなっています。
- ・「自然や生きものを守る取り組みの支援」の年代別では、「10 代」で「不満」と回答した割合が 13%程度と他に比べて高くなっている一方で、「20 代」は 0%程度と他に比べて低くなっています。
- ・「市民の自然とのふれあいの推進」の年代別では、「20 代」や「30 代」で「満足」と回答した割合が 40%程度と高くなっている一方で、「60 代」は 21%程度と他に比べて低くなっています。

- ・「大気汚染の防止」の年代別では、「10代」で「どちらでもない」と回答した割合が75%程度と最も高くなっています。
- ・「水質汚濁の防止」の年代別では、「10代」で「どちらでもない」と回答した割合が75%程度と最も高くなっています。
- ・「土壌・地下汚染の防止」の年代別では、「50代」で「どちらでもない」と回答した割合が73%程度と最も高くなっています。
- ・「騒音・振動、悪臭の防止」の年代別では、「10代」で「どちらでもない」と回答した割合が75%程度と最も高くなっています。
- ・「快適で暮らしやすい生活環境の確保」の年代別では、「20代」で「満足」と回答した割合が51%程度と最も高くなっています。

●施策への視点

- ・全般に「どちらでもない」と回答している市民が60%程度あり、身近に自然を感じることができる環境を整える必要があります。
- ・「環境の保全」の「大気汚染の防止」などの項目ごとでは、「どちらでもない」とする回答の割合が高いため、各種環境調査の結果などを積極的に公表・周知する必要があります。
- ・下記の環境への満足度について「全体としての周辺環境への満足度」は62%程度と高い傾向にありますが、「河川や池などの水のきれいさ」については、比較的満足度が低いため、環境改善の必要があります。

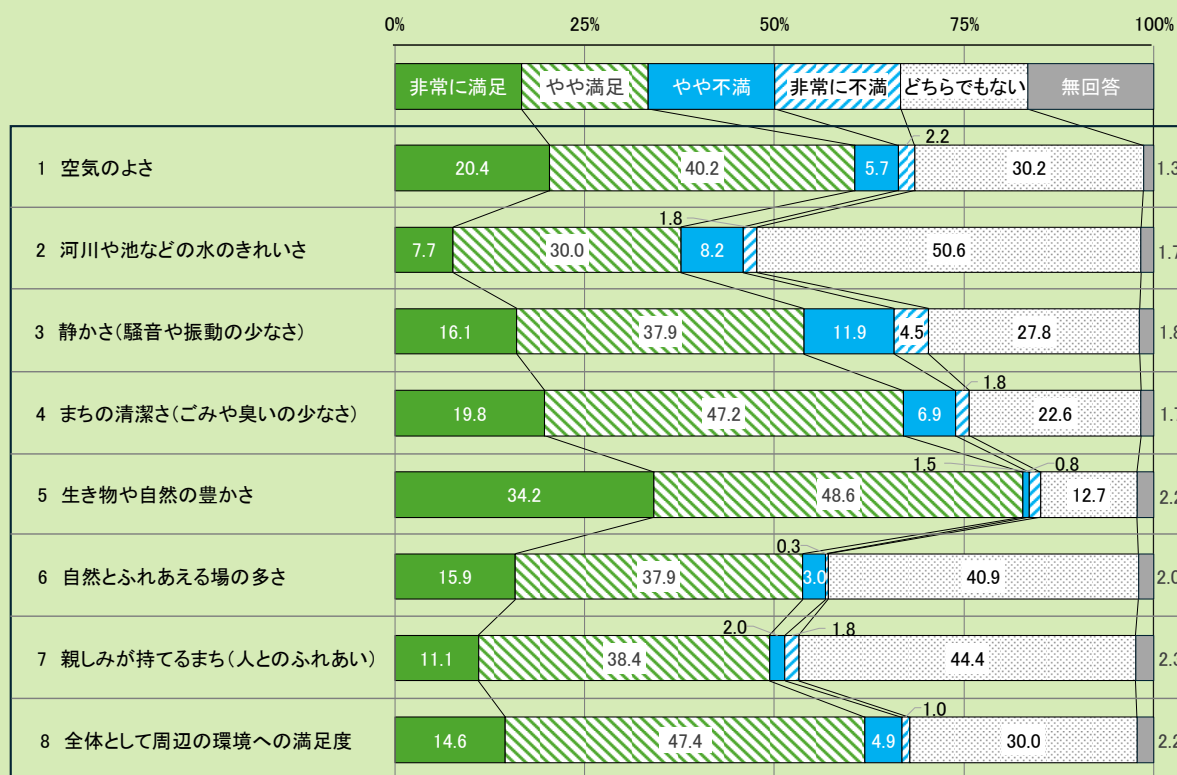


図 18 市民の環境への満足度

【環境に配慮している行動の状況】

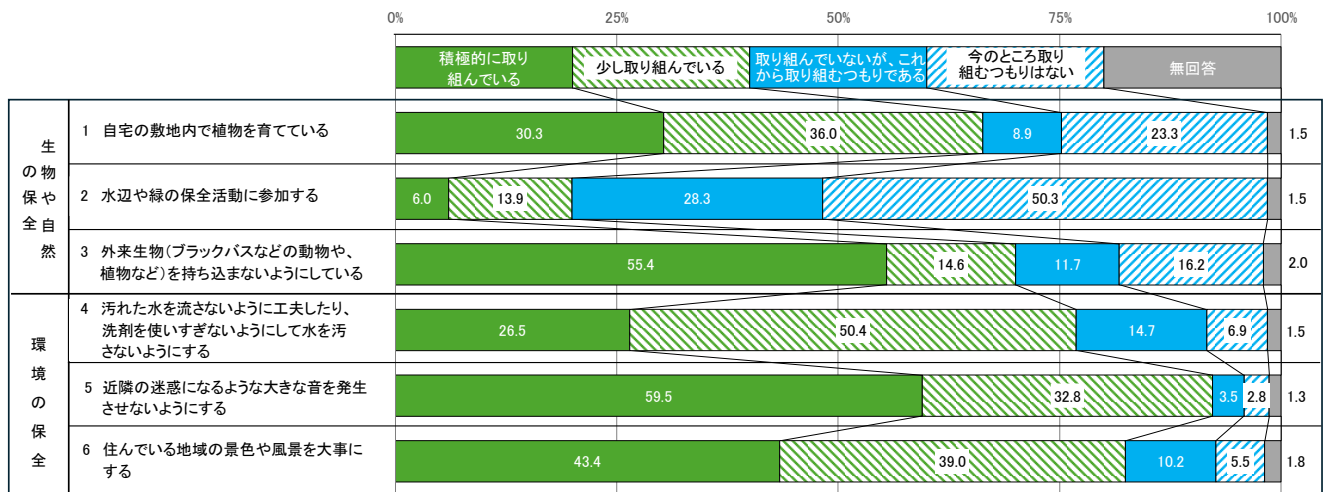


図 19 市民の環境に配慮している行動の状況（生物や自然の保全・環境の保全）

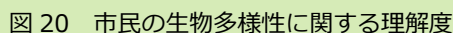
● 解 説

「自然共生*のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「近隣の迷惑になるような大きな音を発生させないようにする」は92%程度と高く、次いで「住んでいる地域の景色や風景を大事にする」となっています。「水辺や緑の保全活動に参加する」が20%程度と低い割合になっています。

● 属性別の傾向

- ・「外来生物*（ブラックバスなどの動物や植物など）を持ち込まないようにしている」の年代別では、「40代」で「取り組んでいる」と回答した割合が78%程度と最も高い一方で、「70代以上」で「取り組んでいる」と回答した割合が59%程度と最も低くなっています。
- ・「自宅の敷地内で植物を育てる」の年代別では、「10代」で「取り組んでいる」と回答した割合が75%程度と最も高い一方で、「20代」で「取り組んでいる」と回答した割合が49%程度と最も低くなっています。
- ・「水辺や緑の保全活動に参加する」の年代別では、「40代」で「取り組んでいる」と回答した割合が27%程度と最も高い一方で、「50代」で「取り組んでいる」と回答した割合が17%程度と最も低くなっています。
- ・「汚れた水を流さないように工夫したり、洗剤を使いすぎないようにして水を汚さないようにする」では、「取り組んでいる」と回答した割合が、どの年代も68%以上で、どの職種も70%以上と高くなっています。
- ・「近隣の迷惑になるような大きな音を発生させないようにする」では、どの年代、どの職種も「取り組んでいる」が89%以上と高くなっています。
- ・「住んでいる地域の景色や風景を大事にする」では、「取り組んでいる」と回答した割合が、どの年代も75%以上で、どの職種も80%以上と高くなっています。

- ・「水辺や緑の保全活動に参加する」や「外来生物*（ブラックバスなどの動物や植物など）を持ち込まないようにしている」では、「50代」や「60代」、「70代以上」の取り組んでいる割合が高く、「自宅の敷地内で植物を育てる」では「70代以上」の取り組んでいる割合が高いなど、年代別の活動範囲の違いが影響しているものと思われるため、世代に関わらない環境活動の取り組みを行い、その活動の輪を広げる必要があります。
- ・「環境の保全」の「少し取り組んでいる」および「取り組んでいないがこれから取り組むつもりである」とする行動について、積極的な取り組みとなるよう推進する必要があります。
- ・下記の市民の環境に関する理解度での「みよし市生物多様性戦略*」は、「知っている」が9%程度となっており、「聞いたことがある」や「知らなかった」と回答した市民への理解するためのきっかけづくりや情報提供が必要です。



②事業者アンケート

【環境政策への満足度】

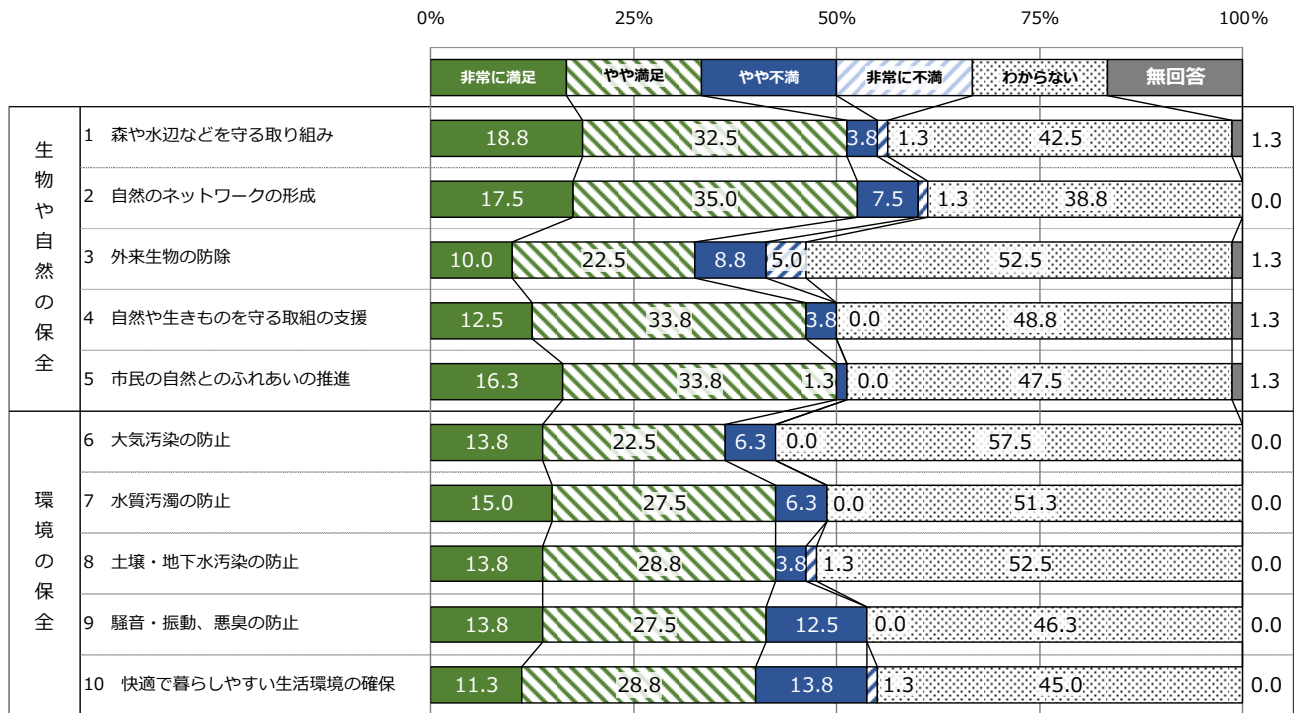


図 21 事業者の環境政策への満足度（生物や自然の保全・環境の保全）

●解 説

「自然共生*のまちづくり」に関連した環境政策への満足度は、「自然のネットワークの形成」が50%以上と高く、次いで「森や水辺などを守る取り組み」、「市民の自然とのふれあいの推進」となっています。

●施策への視点

- ・「生物や自然の保全」は、全般に「わからない」と回答している事業者が50%程度となっており、身近に自然を感じることができる環境を整える必要があります。
- ・「環境の保全」においても、全般に「わからない」とする回答の割合が高いため、各種環境調査の結果などを積極的に公表・周知する必要があります

【環境に配慮している行動の状況】

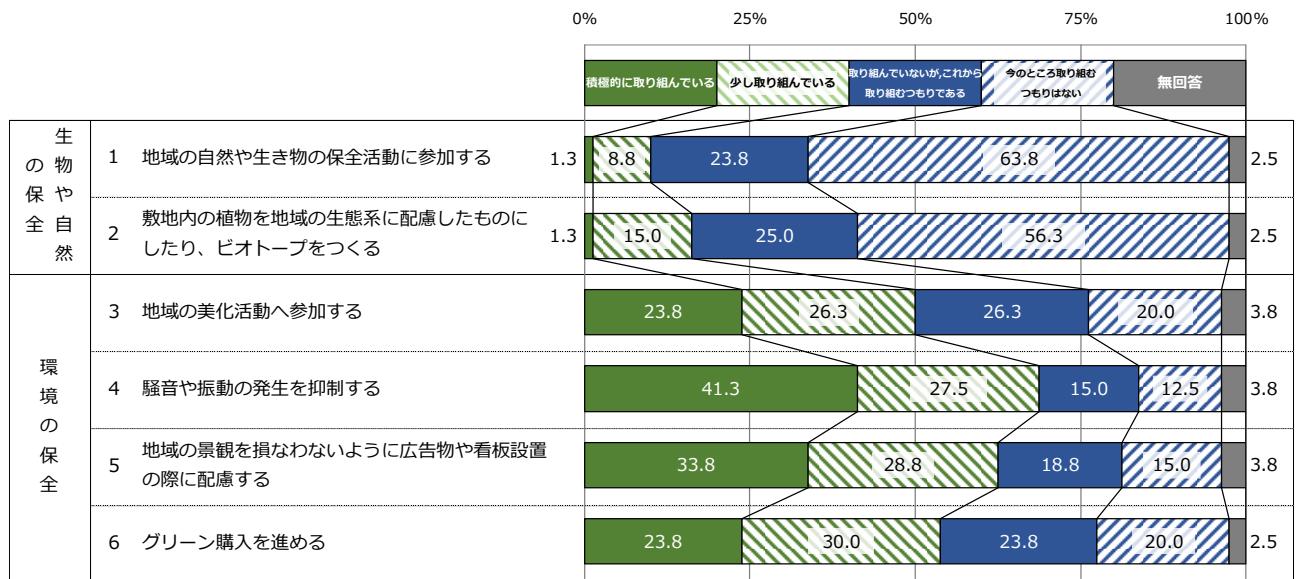


図 22 事業所での環境配慮の取り組みの状況（生物や自然の保全・環境の保全）

● 解 説

「自然共生*のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「生物や自然の保全」では、「今のところ取り組むつもりはない」が最も高く、次いで「取り組んでいないがこれから取り組むつもりである」の割合が高くなっています。

「環境の保全」の取り組みでは、「積極的に取り組んでいる」、「少し取り組んでいる」をあわせた割合が 50%以上の高い割合となっています。「環境の保全」の個別の取り組みでは、「騒音や振動の発生を抑制する」が 70%程度と高く、次いで「地域の景観を損なわないように広告物や看板設置の際に配慮する」の割合が高くなっています。

● 施策への視点

- ・下記の事業者の環境に関する理解度の「生物多様性*」は、「知っている」が 60%程度となっており、そのうち「詳しくはないがなんとなく知っている」が 40%程度となっています。「聞いたことがある」と回答した事業者が理解するための情報提供と「水辺や緑の保全活動に参加する」や、「敷地内の植物を地域の生態系*に配慮したものにしたたり、ビオトープ*をつくる」に「これから取り組みたい」と回答した事業者へのきっかけづくりが必要です。

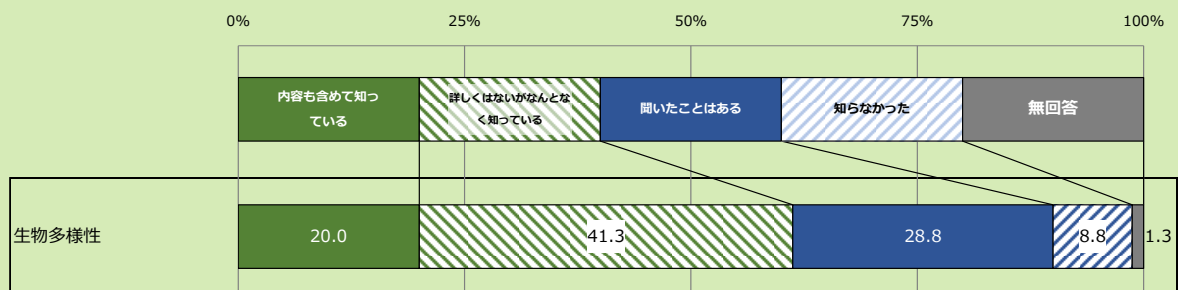


図 23 事業者の生物多様性に関する理解度

3) 前計画の目標の達成状況

①数値目標

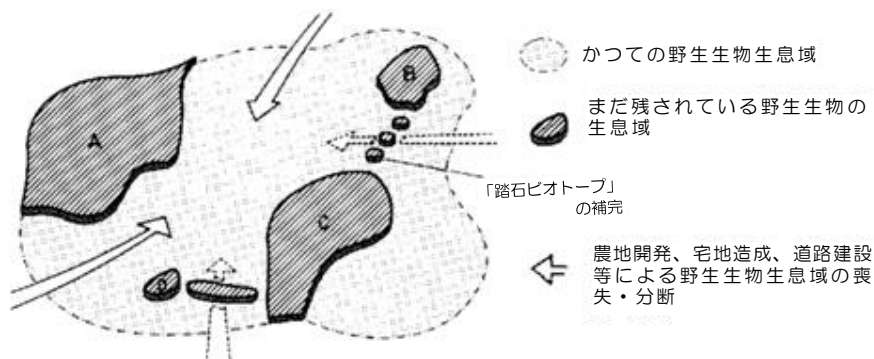
緑被率(%)					
目標値 (R7 年度)	36.0	現状値 (R6 年度)	35.7	評価	× (-0.3%)
環境基準達成状況__大気(%)					
目標値 (R7 年度)	100	現状値 (R6 年度)	100.0	評価	○ (±0%)
環境基準達成状況__河川(%)					
目標値 (R7 年度)	90.0	現状値 (R6 年度)	89.8	評価	× (-0.2%)
環境基準達成状況__ため池(%)					
目標値 (R7 年度)	90.0	現状値 (R6 年度)	96.4	評価	○ (+6.4%)
公共施設のバリアフリー*率(%)					
目標値 (R7 年度)	75.0	現状値 (R6 年度)	74.5	評価	× (-0.5%)

コラム

ビオトープ

ビオトープは、工業の進展や都市化などによって失われた生態系を復元し、本来その地域にすむ生物が生息できるようにした空間のことです。ドイツなどのヨーロッパから始まったこの動きは日本にも広がり、各地で国や自治体、学校、NPO/NGO、企業などによるさまざまな取り組みがみられ、みよし市内にも、企業やNPOによって造られたビオトープが複数存在します。

また、生物の中には、トンボのように成長に応じて異なる生息環境が必要な生物や、産卵や繁殖の時だけ移動する生物などがおり、こうした生物の習性に対応するため、同じようなビオトープを基本単位にして広域的につなげたものを「ビオトープネットワーク」と呼びます。里山林や公園などを緑の回廊でつなぐことや、公園と公園の間に「踏石」となる小ビオトープを造るなどして、生物が移動できるようにすることが様々な生物の生態系の保全にとって重要となります。



(出典：国立環境研究所 環境展望台)

<https://tenbou.nies.go.jp/science/description/detail.php?id=92>

②取組の指標

指標名		指標の定義	目標値 (R7 年度)	現状値 (R6 年度)	評価
緑化指定 面積	面積(m ²)	市内に残る鎮守の森*、里山*の保全面積	49,000	49,000	○ (±0 m ²)
	箇所数(箇所)		17	17	○ (±0 箇所)
里山で活動する組織(組織)		鎮守の森、里山を活用・保全する組織数	15	15	○ (±0 組織)
自然観察会、水生生物*調査の参加者数		みよし市自然観察会、水生生物調査における一般参加者の人数(累計)	500	413	× (-87 人)
多自然型河川*の整備率(%)		多自然型河川改修済延長／計画延長	69.0	66.2	× (-2.8%)
耐震化を行ったため池の数(箇所)		耐震化を行ったため池の数(累計)	4	4	○ (±0 箇所)
緑と花のセンターの貸し農園利用区画数(区画)		緑と花のセンターの貸し農園利用区画数	300	327	○ (+27 区画)
遊休農地の面積(ha)		市内の管理されていない農地の面積	5.0	6.8	× (+1.8ha)
市民1人当たりの都市公園面積(m ²)		都市公園面積／人口	16.0	16.6	○ (+0.6 m ²)
公園・緑地で活動する組織(組織)		街区公園を主とした地域団体数	39	40	○ (+1 組織)
施設緑化(m ²)		公共施設などの緑化面積	20,400.0	20,506.8	○ (+1,06.8 m ²)
道路緑化(m ²)		道路植栽帯などへの緑化面積	2,828	2,818	× (-10 m ²)
公害防止協定*締結事業所(事業所)		公害防止協定の締結事業所数	66	63	× (-3 事業所)
歩道等設置道路整備率(%)		歩道付き道路の整備率(整備済延長／計画延長)	93.0	94.3	○ (+1.3%)
自転車・歩行者専用道路整備率(%)		自転車・歩行者専用道路の整備率(整備済延長／計画延長)	89	89	○ (±0%)
環境活動団体数(団体)		環境美化活動や資源ごみ回収を行う団体数	115	128	○ (+13 団体)
歴史民俗資料館利用状況(人)		歴史民俗資料館の年間入館者数	3,144	4,803	○ (+1,659 人)
石川家住宅利用状況(人)		石川家住宅の年間入館者数	5,030	3,711	× (-1,319 人)

(3) 循環型のまちづくり

1) 現状と課題

①みよし市のごみ排出

【現 状】

- 人口および世帯数は増加傾向にありますが、ごみ排出量の増減は横ばいとなっています。排出量の約 8 割が可燃ごみで、その内訳として約 6 割が家庭系、約 4 割が事業系の可燃ごみとなっています。(R6 一般廃棄物処理事業実態調査)

【課 題】

- ごみ排出量は年間 1 万 9 千トン程度で横ばいとなっています。家庭系ごみの 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、全国および愛知県を下回っていますが、総ごみ排出量の 1 人 1 日あたりのごみ排出量は、全国および愛知県を少し上回っています。引き続きごみ排出量の削減に取り組む必要があります。

②資源ごみの排出

【現 状】

- 資源ごみ排出量は減少傾向にあり、現在は年間 2 千 5 百トン程度です。(R6 一般廃棄物処理事業実態調査)

【課 題】

- 再利用資源*回収量は減少傾向にあり、リサイクル*ステーションでの回収量が減少していることから、資源の有効活用を推進するための意識の向上が必要です。

③ごみの適正処理

【現 状】

- 高齢者人口や要介護認定の人口が増加傾向にあります。(R6 第 9 期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画)。
- 災害廃棄物処理に関して、「みよし市地域防災計画（(地震災害対策計画、風水害等災害対策計画) R7.3 修正）」にて迅速かつ適正に処理することとしています。
- 蛍光管や水銀体温計などの有害廃棄物を適正に処理しています。

【課 題】

- ごみ出しが困難な高齢者などに対する支援が必要です。
- 災害廃棄物処理計画を策定し、災害時に適正に廃棄物を処理することが必要です。
- 引き続き有害廃棄物を適正に処理するため、市民への周知・徹底が必要です。

③下水道整備率

【現 状】

- 人口および世帯数の増加により処理人口も増加しています。
- 市内の下水道普及率は高い水準にあり、令和6年度には98.7%の普及率となっています。(R7みよしの統計*)

【課 題】

- すでに高い水準で整備されており、さらなる下水道普及は困難です。

④水道の利用量

【現 状】

- 市内の水道利用状況は令和2年度をピークに徐々に減少傾向にあり、一般家庭の水道利用状況も令和2年度をピークに徐々に減少傾向にあります。令和6年度の利用状況は一般家庭が約79%を占めています。(R7みよしの統計)

【課 題】

- 一般家庭の水道利用について、節水の意識啓発に取り組む必要があります。

⑤再利用資源の回収状況

【現 状】

- 再利用資源*回収量は年々減少しています。令和2年7月より新たに三好公園第4駐車場北にリサイクル*ステーションを開設し、市内3箇所で23品目について資源回収を行っています。

【課 題】

- 循環型のまちづくりを進めるため、さらなる資源回収を促進することが必要です。

2) 市民・事業者意識

①市民アンケート

【環境政策への満足度】

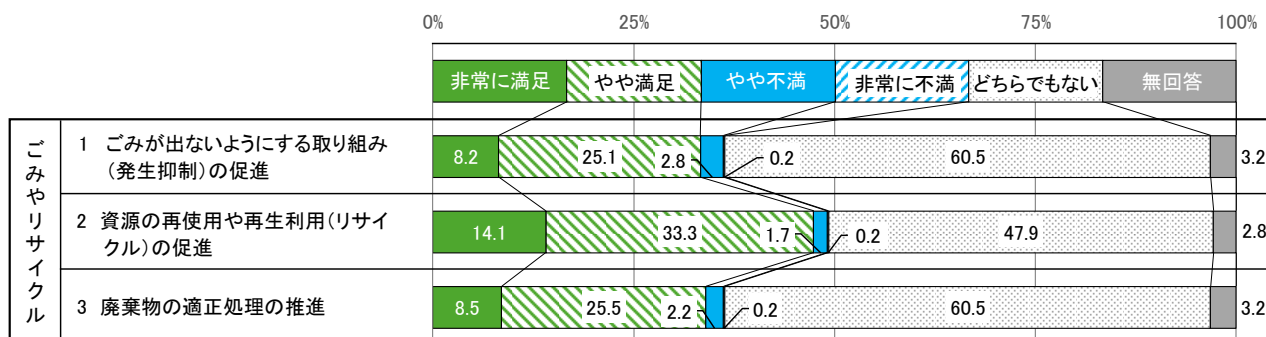


図 24 市民の環境政策への満足度（ごみやリサイクル）

●解 説

「循環型のまちづくり」に関連した環境政策への満足度は、「資源の再使用や再生利用（リサイクル*）の促進」が47%程度と高く、次いで「廃棄物の適正処理の推進」となり、すべての項目で30%以上となっています。

●属性別の傾向

・「ごみが出ないようにする取組（発生抑制）の促進」の各年代、職業別でも、50%程度と全体的に満足度が高くなっています。また、「資源の再使用や再生利用（リサイクル）の促進」や「廃棄物の適正処理の推進」の各年代、職業別でも、36%以上となっています。

●施策への視点

・全体的に満足度が高い分野ではありますが、下記の「市民が考えるより進めるべき環境政策」についても関心が高く、今後も継続して施策を推進する必要があります。

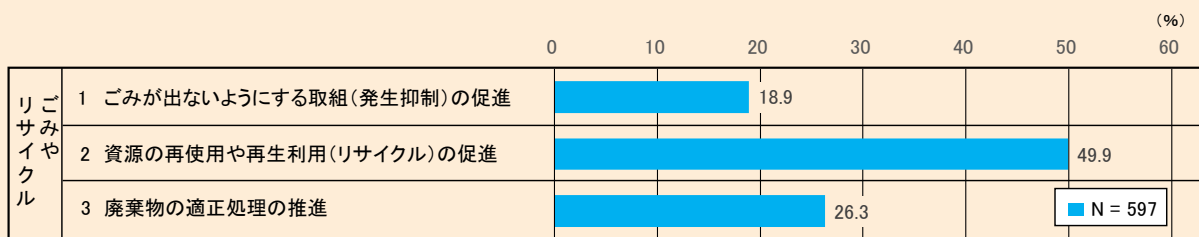


図 25 市民が考えるより進めるべき環境政策（ごみやリサイクル）

【環境に配慮している行動の状況】

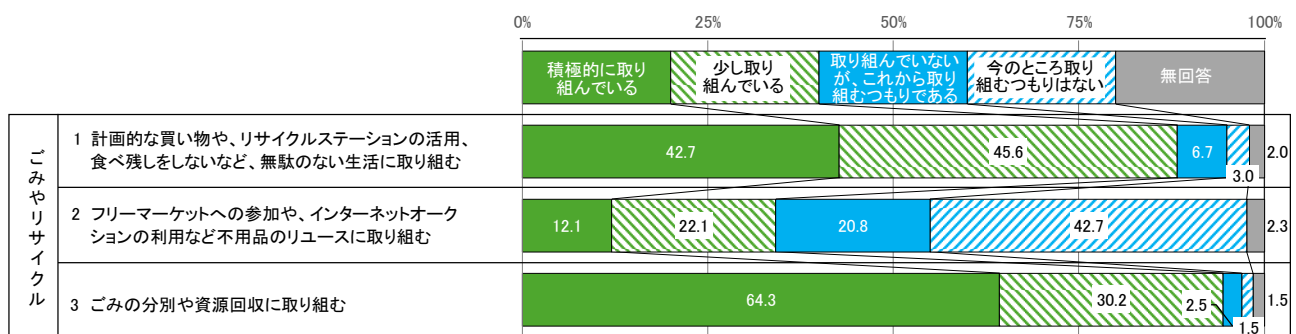


図 26 市民の環境に配慮している行動の状況（ごみやリサイクル）

● 解説

「循環型のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「ごみの分別や資源回収に取り組む」が 95%程度、「計画的な買い物や、リサイクル*ステーションの活用、食べ残しをしないなど、無駄のない生活に取り組む」が 88%程度と高く、「フリーマーケット*への参加や、インターネットオークションの利用など不用品のリユース*に取り組む」は 34%程度にとどまっています。

● 属性別の傾向

- ・「計画的な買い物や、リサイクルステーションの活用、食べ残しをしないなど、無駄のない生活に取り組む」では、どの年代も割合が高くなっています。
- ・「フリーマーケットへの参加や、インターネットオークションの利用など不用品のリユースに取り組む」の年代別では、「30 代」で「取り組んでいる」と回答した割合が 56%程度と最も高くなっています。
- ・「ごみの分別や資源回収に取り組む」では、どの年代も割合が高くなっています。

● 施策への視点

- ・全体的に取り組んでいる割合が高い分野ではありますが、今後も、より取り組みやすくなる施策を推進する必要があります。

コラム

食品ロス

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことを指します。令和 5 年度の農林水産省の推計では、わが国の食品廃棄物は年間約 2,104 万 t となっており、そのうち本来食べられるのに捨てられる「食品ロス」の量は年間 464t となっています。日本人 1 人あたりに換算すると年間で 37kg、1 日当たり 102g（茶碗約 1 杯の 2/3 弱程度）に相当します。

食品ロスは、各家庭から排出される「家庭系食品ロス」、レストランやスーパーなどから排出される「事業系食品ロス」があり、「事業系食品ロス」が全体の 50%、「家庭系食品ロス」が 50%を占めています。食品ロスの削減のためには、家庭での食品ロスだけではなく食べ物を買うお店、食べるお店でも食品ロスを減らすことを意識することが重要になります。

（出典：農林水産省 食品ロスとは

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_4.html）



②事業者アンケート

【環境政策への満足度】

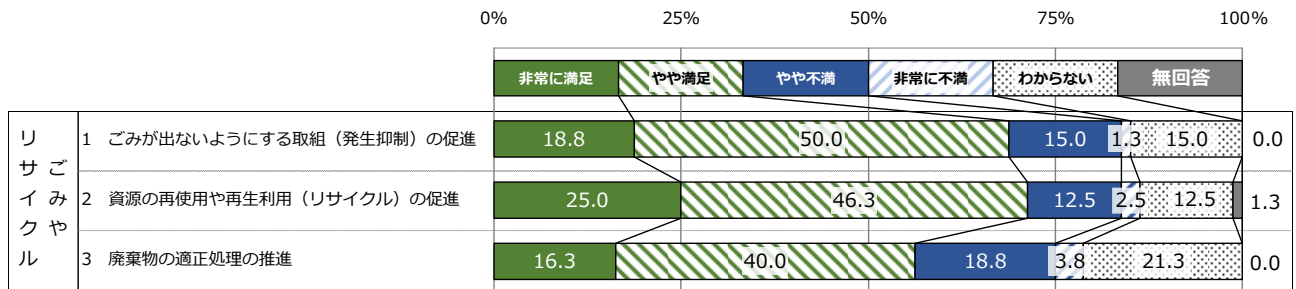


図 27 事業者の環境政策への満足度（ごみやリサイクル）

●解説

「循環型のまちづくり」に関連した環境政策への満足度は、「資源の再使用や再生利用（リサイクル*）の促進」が70%程度と高く、次いで「ごみが出ないようにする取組（発生抑制）の促進」となっています。

「廃棄物の適正処理の推進」では、55%程度が「満足」と回答していますが、20%程度が「わからない」と回答しています。

●施策への視点

- ・全体的に満足度が高い分野ではありますが、今後も継続して施策を推進する必要があります。

【環境に配慮している行動の状況】

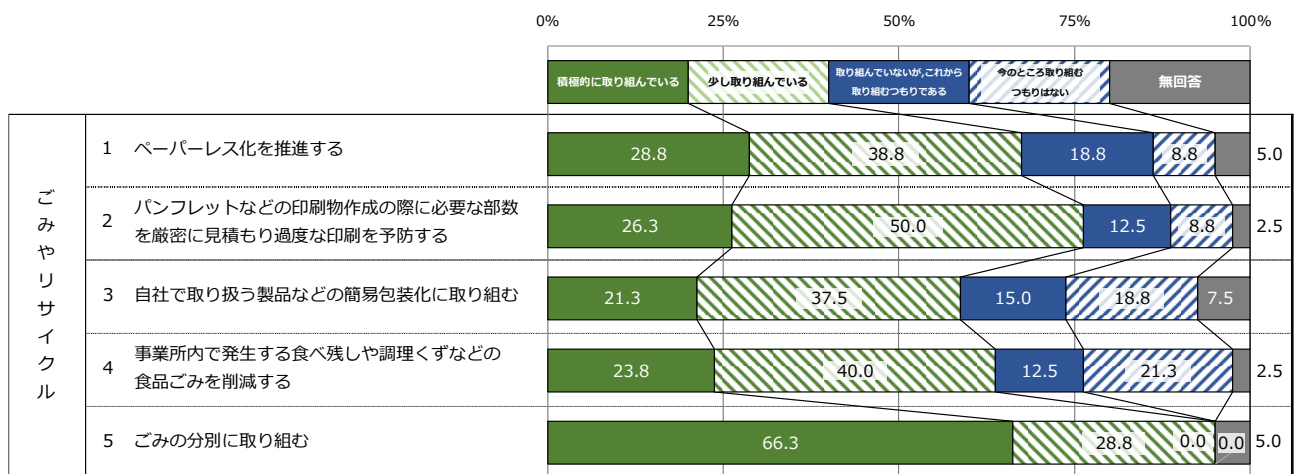


図 28 事業所での環境配慮の取り組みの状況（ごみやリサイクル）

●解説

「循環型のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「ごみの分別に取り組む」が95%程度と高く、次いで「パンフレットなどの印刷物作成の際に必要な部数を厳密に見積もり過度な印刷を予防する」となっており、全ての項目で50%以上となっています。

●施策への視点

- ・「少し取り組んでいる」および「取り組んでいないがこれから取り組むつもりである」とする行動について、積極的な取り組みとなるよう推進する必要があります。

3) 前計画の目標の達成状況

①数値目標

1人1日当たりのごみ排出量（家庭系）（g/人・日）

目標値 (R7 年度)	487.0	現状値 (R6 年度)	482.0	評価	○ (-5.0g/人・日)
----------------	-------	----------------	-------	----	------------------

②取組の指標

指標名	指標の定義	目標値 (R7 年度)	現状値 (R6 年度)	評価
生ごみ処理機および生ごみ堆肥化容器購入への補助台数(台)	生ごみ処理機および生ごみ堆肥化容器購入者への購入費の一部を補助した台数(累計)	3,625	3,635	○ (+10 台)
広報紙「譲ります」「譲ってください」掲載物品数(品)	広報紙での「譲ります」「譲ってください」年間掲載物品数(実数)	45	60	○ (+15 品)
リサイクル*率(%)	年間ごみ総排出量のうち資源化された割合（総資源化量／年間ごみ排出量×100）	27.4	14.8	× (-12.6%)
雨水貯留タンク設置への補助台数（台）	雨水貯留タンク設置への補助台数（累計）	60	71	○ (+10 台)
産地施設などの店舗数(店舗)	産直施設および大型スーパー内産直コーナー数	37	34	× (-3 店舗)
学校給食センターでの地元農産物利用率(%)	学校給食センターでの地元農産物の食材利用率(愛知県産品目数の割合)	40.0	37.5	× (-2.5%)

(4) 安全・安心のまちづくり

1) 現状と課題

①公害苦情件数（再掲）

【現 状】

- 公害苦情件数は前計画策定（平成 23 年度）時点では、年間 22 件であったのに対し、令和 6 年度には年間 17 件と減少しています。しかし、騒音の苦情件数が多くなっています。（R7 みよしの環境*）

【課 題】

- 水質、騒音、悪臭などの適正管理に向けた取り組みを推進することが必要です。

②大気・水質・環境騒音（再掲）

【現 状】

- 大気について、降下ばいじん量*の市内平均は令和元年度以降、愛知県平均と同等か、それよりも低くなっており、降下ばいじん量測定調査地点（本市では5箇所）のうち、北部小学校が他の地点よりも高くなっています。自動車排気ガスについては、5つの調査項目のうち、光化学オキシダント*について、令和6年度は環境基準*に適合でした。（R7 みよしの環境*）
- 水質について、小石川（落合橋下流）において令和6年度は環境基準に不適合な項目がありました。（R7 みよしの環境）
- 環境騒音*について、市内のすべての測定地点において、令和6年度は環境基準に適合しています。（R7 みよしの環境）

【課 題】

- 定期的な測定・調査を実施し、環境保全の取り組みが必要です。

③生活基盤の整備状況

【現 状】

- 市全域の3,219haが都市計画区域として定められ、市街化区域1,092ha(33.9%)と市街化調整区域2,127ha(66.1%)に区分されています。(R7 みよしの統計)
- 市街化区域では、住居系642ha、商業系34ha、工業系416haの用途地域を指定しています。(R7 みよしの統計)
- 市内の準用河川*（茶屋川）において、災害に強い治水事業として河川の整備を進めています。(R7 行政評価報告書)

【課 題】

- 河床の土砂やヘドロの除去、河道内の樹木の伐採など、毎年少しずつしか整備が進められていないが、今後も計画的な未改修区間の改修工事が必要です。

④災害への強さ

【現 状】

- 災害時の対応では、避難所開設訓練にあたり、防災リーダーや自主防災会の役割分担を意識して実施しています。(R7 行政評価報告書)
- 地域防災については、家庭での災害時のトイレ対策を啓発し、自主防災会参加で、避難所運営図上訓練を実施しています。また、防災リーダー養成講座を開催し、防災リーダーの人数及び質の向上を図っています。(R7 行政評価報告書)
- 物資の供給が迅速に行えるよう、物流訓練を実施しています。また、円滑な避難所運営が進められるよう、自主防災会参加で避難所運営の図上訓練を実施しています。(R7 行政評価報告書)

【課 題】

- 市、防災リーダー、自主防災会の役割をしっかりと認識し、その上で発災時の協力、分担体制を構築していく必要があります。
- トイレ対策や備蓄など、自助の意識を高めていく必要があります。また、自主防災会だけでなく、近助、共助*に対する市民の意識が更に高まるよう啓発していく必要があります。
- 発災した状況を意識した、より実践的な訓練をしていく必要があります。また、各避難所の事前レイアウトを更に見直していく必要があります。

2) 市民・事業者意識

①市民アンケート

【環境政策への満足度】

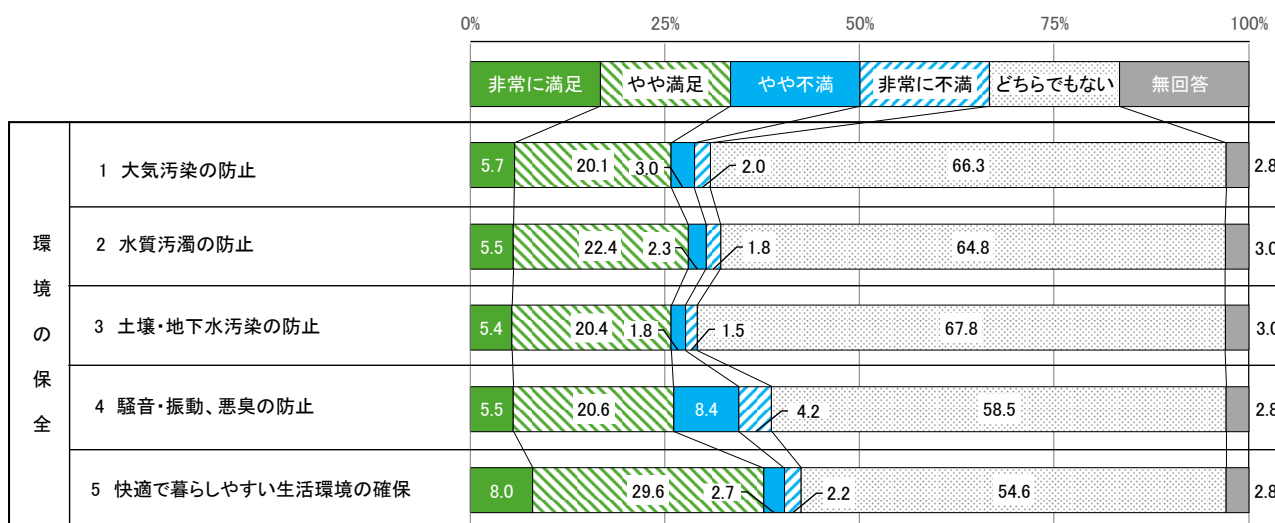


図 29 市民の環境政策への満足度（環境の保全）

●解説

「安全・安心のまちづくり」に関連した環境施策への満足度は、統括的な項目の「快適で暮らしやすい生活環境の確保」は比較的高く、「大気汚染の防止」など項目ごとでは満足度が低く、「どちらでもない」の割合が高くなっています。

●属性別の傾向

- ・「大気汚染の防止」の年代別では、「10代」で「どちらでもない」と回答した割合が75%程度と最も高くなっています。
- ・「水質汚濁の防止」の年代別では、「10代」で「どちらでもない」と回答した割合が75%程度と最も高くなっています。
- ・「土壌・地下水汚染の防止」の年代別では、「50代」で「どちらでもない」と回答した割合が73%程度と最も高くなっています。
- ・「騒音・振動、悪臭の防止」の年代別では、「10代」で「どちらでもない」と回答した割合が75%程度と最も高くなっています。
- ・「快適で暮らしやすい生活環境の確保」の年代別では、「20代」で「満足」と回答した割合が51%程度と最も高くなっています。

●施策への視点

- ・「大気汚染の防止」などの項目ごとでは、「どちらでもない」とする回答の割合が高いため、各種環境調査の結果などを積極的に公表・周知する必要があります。

【環境に配慮している行動の状況】

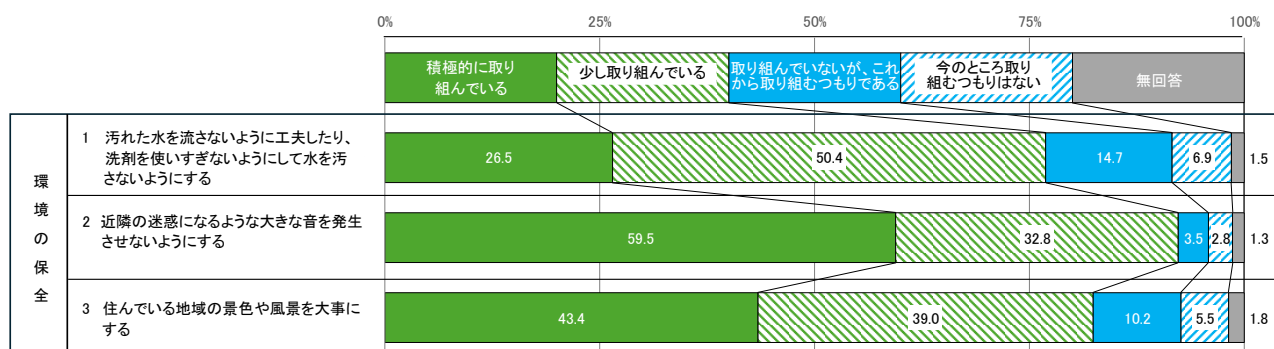


図 30 市民の環境に配慮している行動の状況（環境の保全）

● 解 説

「安全・安心のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「近隣の迷惑になるような大きな音を発生させないようにする」が 92%程度と高く、次いで「住んでいる地域の景色や風景を大事にする」となり、すべての項目で 80%以上となっています。

● 属性別の傾向

- ・「汚れた水を流さないように工夫したり、洗剤を使いすぎないようにして水を汚さないようにする」では、「取り組んでいる」と回答した割合が、どの年代も 68%以上で、どの職種も 70%以上と高くなっています。
- ・「近隣の迷惑になるような大きな音を発生させないようにする」では、どの年代、どの職種も「取り組んでいる」が 88%以上と高くなっています。
- ・「住んでいる地域の景色や風景を大事にする」では、「取り組んでいる」と回答した割合が、どの年代も 75%以上で、どの職種も 80%以上と高くなっています。

● 施策への視点

- ・「少し取り組んでいる」および「取り組んでいないがこれから取り組むつもりである」とする行動について積極的な取り組みとなるよう推進する必要があります。

②事業者アンケート

【環境政策への満足度】

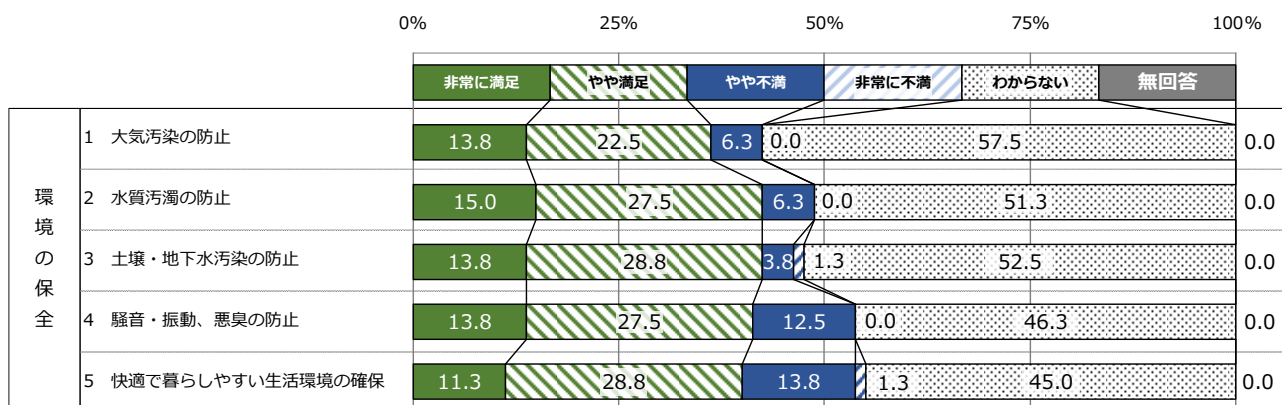


図 31 事業者の環境政策への満足度（環境の保全）

●解 説

「安全・安心のまちづくり」に関連した環境政策への満足度は、全ての項目で 45%以上となっていますが、「わからない」の割合も高くなっています。

●施策への視点

- ・各項目とも「わからない」の割合が高いため、各種環境調査の結果などを積極的に公表・周知する必要があります。

【環境に配慮している行動の状況】

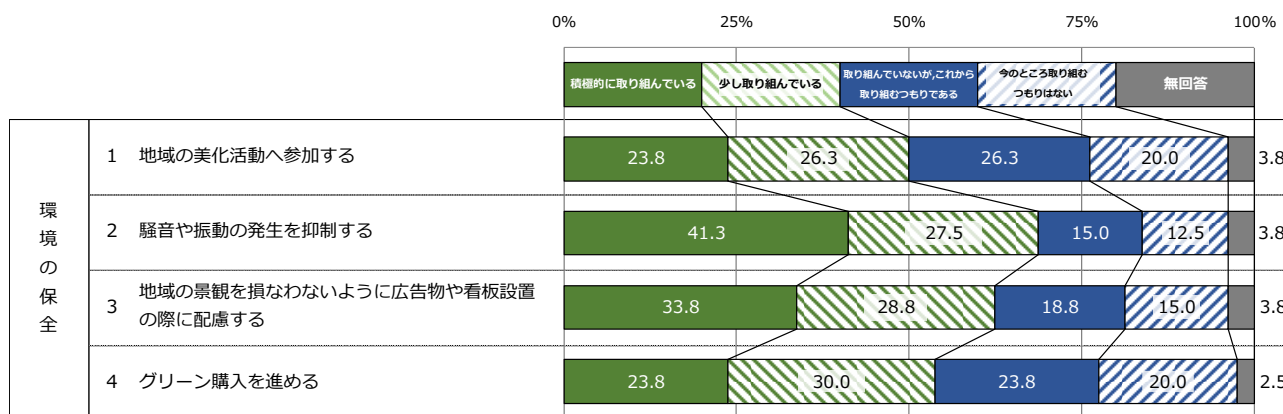


図 32 事業所での環境配慮の取り組みの状況（環境の保全）

●解 説

「安全・安心のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「騒音や振動の発生を抑制する」が 70%程度と高く、次いで「地域の景観を損なわないように広告物や看板設置の際に配慮する」となり、すべての項目で 50%以上となっています。

●施策への視点

- ・「少し取り組んでいる」および「取り組んでいないがこれから取り組むつもりである」とする行動について、積極的な取り組みとなるよう推進する必要があります。

3) 前計画の目標の達成状況

①数値目標

環境基準達成状況__大気(%) (再掲)					
目標値 (R7 年度)	100.0	現状値 (R6 年度)	100.0	評価	○ (±0.0%)
環境基準達成状況__河川(%) (再掲)					
目標値 (R7 年度)	90.0	現状値 (R6 年度)	89.8	評価	× (-0.2%)
環境基準達成状況__ため池(%) (再掲)					
目標値 (R7 年度)	90.0	現状値 (R6 年度)	96.4	評価	○ (+6.4%)
公共施設のバリアフリー*率(%) (再掲)					
目標値 (R7 年度)	75.0	現状値 (R6 年度)	74.5	評価	× (-0.5%)
市域に占める市街化区域の割合 (%)					
目標値 (R7 年度)	34.0	現状値 (R6 年度)	33.9	評価	× (-0.1%)
準用河川の改修率 (%)					
目標値 (R7 年度)	61.0	現状値 (R6 年度)	60.3	評価	× (-0.7%)

②取組の指標

指標名	指標の定義	目標値 (R7 年度)	現状値 (R6 年度)	評価
公害防止協定*締結事業所(事業所) (再掲)	公害防止協定の締結事業所数	66	63	× (-3 事業所)
歩道等設置道路整備率(%) (再掲)	歩道付き道路の整備率(整備済延長/計画延長)	93	94	○ (+1%)
自転車・歩行者占用道路整備率(%) (再掲)	自転車・歩行者専用道路の整備率(整備済延長/計画延長)	89	89	○ (±0%)
景観に配慮した地区数(地区)	景観に配慮した地区計画の策定数	8	9	○ (+1 地区)
歴史民俗資料館利用状況(人) (再掲)	歴史民俗資料館の年間入館者数	3,144	4,803	○ (+1,659 人)
石川家住宅利用状況(人) (再掲)	石川家住宅の年間入館者数	5,030	3,711	× (-1,319 人)
防災リーダーの登録者(人)	リーダー登録者数	135	106	× (-29 人)
防災情報メール登録者(人)	防災情報メール登録者数	3,850	3,253	× (-597 人)
準用河川*の改修済延長(m)	準用河川の改修済延長(累計)	5,925	5,828	× (-97m)

(5) 協働による環境行動のまちづくり

1) 現状と課題

①市民が参画し、ともに支え合う協働のまちづくり

【現 状】

- 地区コミュニティ推進活動の定着を図るため、地区コミュニティ活動推進協議会補助金と自主防災組織育成事業補助金を一括して交付し、各地区コミュニティ推進協議会の運営の支援を行っています。(R7 行政評価報告書)
- 持続可能な協働事業の実施に向け、市民活動団体の活動を支援するがんばる地域応援補助金の交付や職員対象の研修を開催するなど、地域課題解決に向けた公益活動の支援を行っています。(R7 行政評価報告書)
- 市民活動サポートセンターを拠点に、NPO*や市民活動団体の登録、活動相談、情報発信、協働事業の支援、交流イベントや説明会の開催などの支援を行っています。(R7 行政評価報告書)
- 協働*や市民活動への理解を深めるため職員研修を実施し、さらに地域に出向くフィールドワークを通じて、地域とのつながりを実感しながらまちづくりへの市民参画を促進しています。(R7 行政評価報告書)
- 協働によるまちづくり職員研修において、大学生と若手職員が参加し、みよし市の施策の検討や地域に出向くフィールドワークを行い、大学生の社会貢献意識や主体性を養っています。(R7 行政評価報告書)

【課 題】

- 小学校単位というスケールメリットを活かした事業展開について検討し、コミュニティ活動推進協議会から、脱退する行政区が見られるので、コミュニティ活動の意義を情報発信する必要があります。
- 地域課題を協働により解決するためには、持続可能なものでなければならず、地域が抱える課題や活動内容などを理解し、同じ方向性を持ったパートナーを地域で選定できる体制が必要です。
- 団体が長く活動していく上で、担い手不足が大きな課題となっているため、市として団体の周知や認知度向上のための支援をしていくことが必要です。
- 職員の協働に対する姿勢や意欲を向上させること、市外出身の職員も増えてきているため、フィールドワークを通じて地域の課題を理解してもらうことが課題です。
- 大学生の中には地域との関りが薄く、地域の課題を理解していない学生も多いため、理解を促進し地域の新たな担い手となってもらうことが必要です。

②環境教育・学習

【現 状】

- 長野県木曽町にある「みよし市友好の森」での間伐*体験や小学生を対象とした水生生物*調査などの活動が行われています。
- みよし悠学カレッジ*開設の生活創造講座では、動植物の観察講座を開催しています。
- 生涯学習講座を年に3期に分け、春夏 60 講座（公開講座 3 講座含む）、秋冬 58 講座、新春 50 講座の合計 168 講座を開催し、市内外から延べ 1,747 人が受講しています。（R7 行政評価報告書）
- 文化協会委託事業のみよし文化祭と生涯学習発表会を統合して開催したことにより、多様な文化・芸術の交流の機会及び生涯学習活動に取り組んでいる個人・団体へ発表の場を提供することができています。（R7 行政評価報告書）

【課 題】

- 生涯学習講座勤について、勤労者などが参加しやすい曜日や時間帯での開催を増やしていく必要があります。より多くの市民が気軽に参加できるように、サンライズ以外の会場での講座を充実させる必要があります。
- 生涯学習活動に取り組んでいる個人・団体の高齢化が進んでいるため、若年層に対する情報提供や積極的な勧誘が必要であります。

2) 市民・事業者意識

①市民アンケート

【環境政策への満足度】

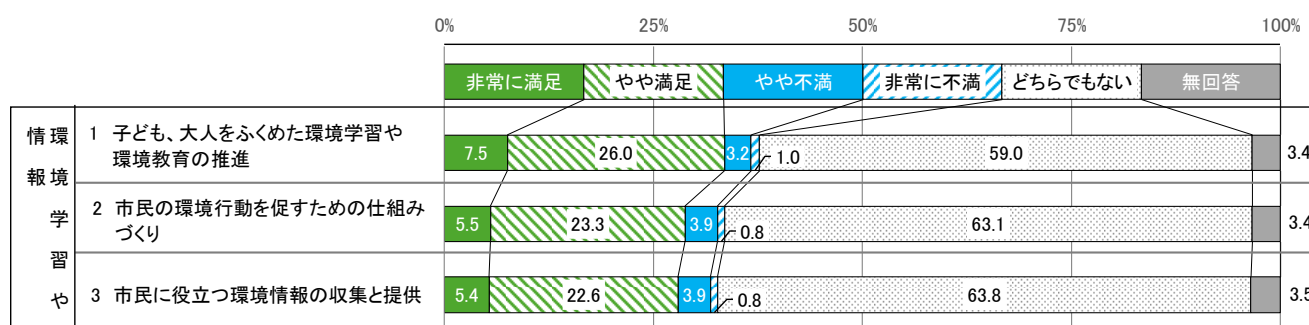


図 33 市民の環境政策への満足度（環境学習や情報）

●解説

「協働*による環境行動*のまちづくり」に関連した環境政策への満足度は、「子ども、大人をふくめた環境学習や環境教育*の推進」が 34%程度となっていますが、どの項目も「どちらでもない」の割合 60%程度と高くなっています。

●施策への視点

- ・「子ども、大人をふくめた環境学習や環境教育の推進」や「市民の環境行動を促すための仕組みづくり」、「市民に役立つ環境情報の収集と提供」の「どちらでもない」の割合が半数以上を占めていることから、より環境学習や環境教育についての情報を提供する必要があります。

【環境に配慮している行動の状況】

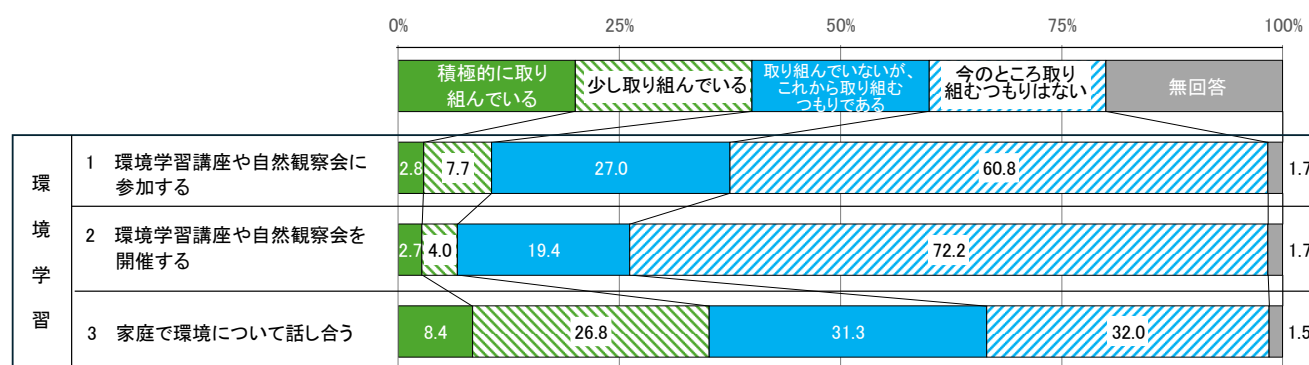


図 34 市民の環境に配慮している行動の状況（環境学習）

●解説

「協働*による環境行動*のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「家庭で環境について話し合う」が 35%程度と高く、次いで「環境学習講座や自然観察会に参加する」となり、「環境学習講座や自然観察会を開催する」は 7%程度にとどまっています。

●施策への視点

- ・「話し合う」、「参加する」、「開催する」と段階的な行動に対する支援が必要です。

②事業者アンケート

【環境政策への満足度】

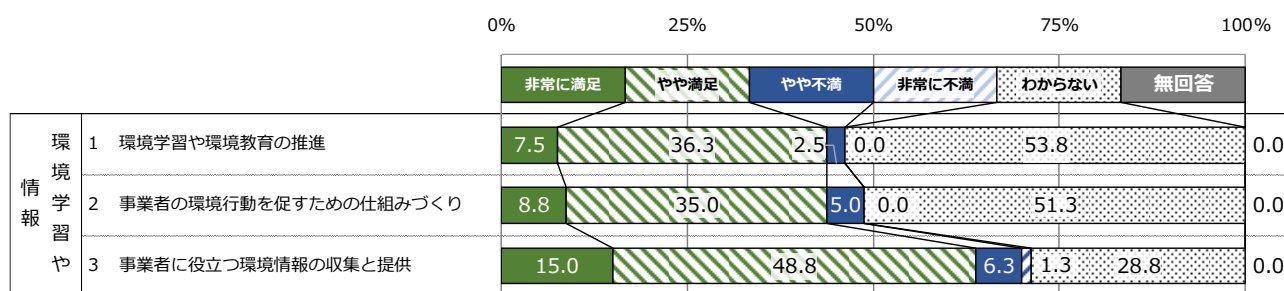


図 35 事業者の環境政策への満足度（環境学習や情報）

●解説

「協働*による環境行動*のまちづくり」に関連した環境政策への満足度は、「事業者に役立つ環境情報の収集と提供」が60%以上と高く、次いで「環境学習や環境教育*の推進」、「事業者の環境行動を促すための仕組みづくり」の40%程度となっています。

●施策への視点

- ・「環境学習や環境教育の推進」、「業者の環境行動を促すための仕組みづくり」とともに「わからない」は50%以上となっていますが、「事業者に役立つ環境情報の収集と提供」の満足度が高いことから、直接事業者に関わる情報を積極的に提供する必要があります。

【環境に配慮している行動の状況】

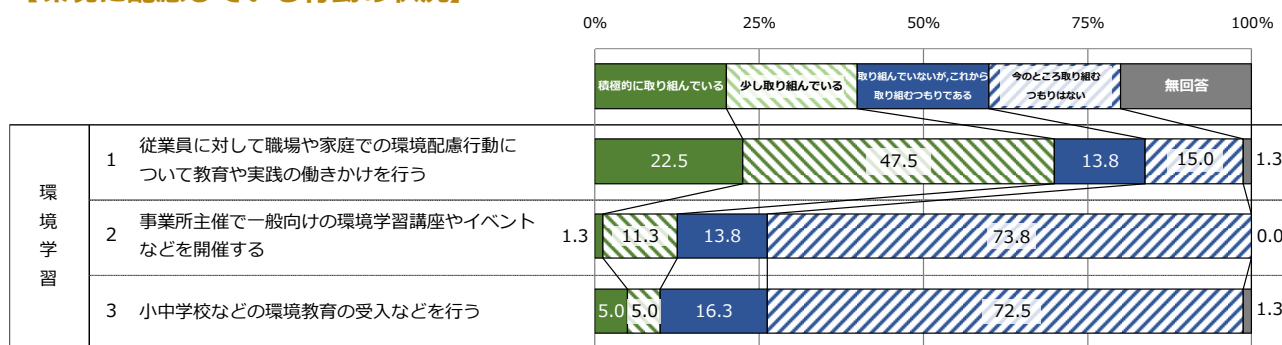


図 36 事業所での環境配慮の取り組みの状況（環境学習）

●解説

「協働による環境行動のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「従業員に対して職場や家庭での環境配慮行動について教育や実践の働きかけを行う」が70%程度と高くなっていますが、「事業所主催で一般向けの環境学習講座やイベントなどを開催する」や「小中学校などの環境教育の受入などを行う」など対外的な取り組みについては低くなっています。

●施策への視点

- ・内部での取り組みから対外的な取り組みを行うための段階的な支援が必要です。

3) 前計画の目標の達成状況

①数値目標

環境問題に各主体が協働で取組むべきと感じる市民の割合(%)

目標値 (R7 年度)	60.0	現状値 (R6 年度)	46.8	評価	× (-13.2%)
----------------	------	----------------	------	----	---------------

②取組の指標

指標名	指標の定義	目標値 (R7 年度)	現状値 (R6 年度)	評価
環境教育*の開催数(回)	市内の保育園・小中学校の環境教育の開催数	15	31	○ (+16 回)
生涯学習講座の開催数(回)	みよし悠学カレッジ*における自然観察講座の開催数	10	8	× (-2 回)
環境活動団体数(団体)	環境美化活動や資源ごみ回収を行う団体数	115	128	○ (+13 団体)
環境分野の公益活動団体数(団体)	公益活動団体の中で環境保全に取り組んでいる団体数	8	13	○ (+5 団体)

2 計画の体系

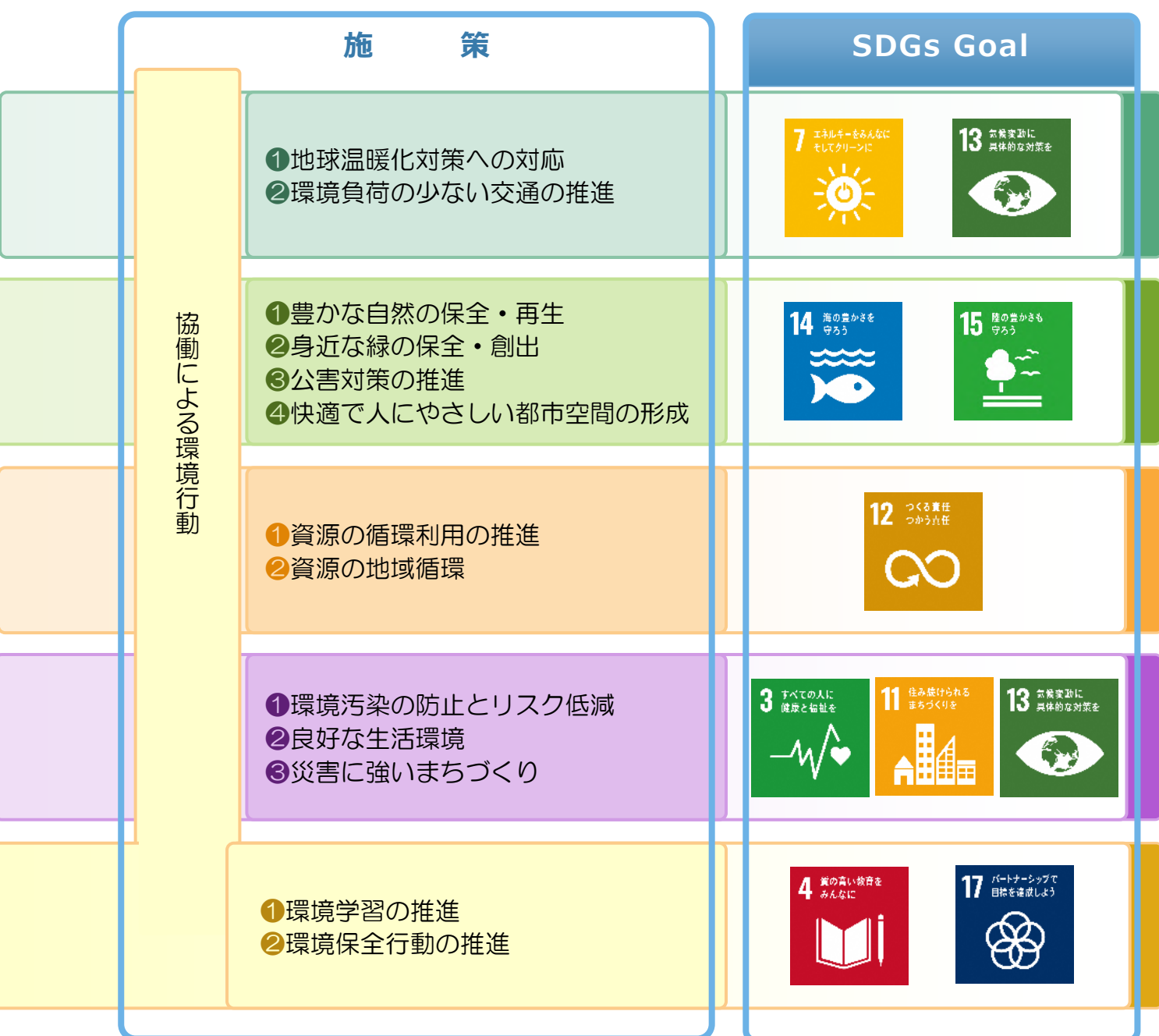
第2次みよし市環境基本計画の体系は以下のとおりとします。

「目指すまちの姿」、「施策」は次ページより示します。

将来像

循環・共生する持続可能なずっと住みたいまち

施策分野	目指すまちの姿
脱 炭素 1 脱炭素のまちづくり	●創・省エネルギーなどの技術革新やビジネス創出により経済が活性化している。 ●太陽光発電などの導入により、無理のない低炭素型の暮らしが定着している。
自 然共生 2 自然共生のまちづくり	●多様な自然と風土を適切に保全するとともに、豊かな生態系ネットワークがまちの中に息づいている。
資 源循環 3 循環型のまちづくり	●廃棄物減量化がさらに進み、小型家電など資源の有効利用が実現している。 ●ごみ出し・収集での高齢者対策、有害物質対策や、災害廃棄物対策などの仕組みが構築されている。
安 全・安心 4 安全・安心のまちづくり	●生活環境が汚染されることなく健全に維持され、起こりうる気候変動や災害に備えたまちづくりによって、市民の健康と安全が守られている。
協 働 5 協働による環境行動のまちづくり	●市民一人一人が環境に対する関心や自覚を高め、環境に配慮した選択ができている。



3 分野別の施策展開

(1) 脱炭素のまちづくりの施策展開の方向性

脱炭素

1 脱炭素のまちづくり

目指すまちの姿

- 創・省エネルギーなどの技術革新やビジネス創出により経済が活性化している。
- 太陽光発電などの導入により、無理のない低炭素型の暮らしが定着している。

施 策

主な取り組み

①地球温暖化対策への対応

1.①.1 省エネルギーの推進

1.①.2 再生可能エネルギーの推進

②環境負荷の少ない交通の推進

1.②.1 環境にやさしい自動車利用促進

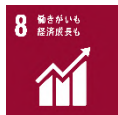
1.②.2 公共交通機関の整備と利用促進

持続可能なまちづくりの方向性

SDGs Goal

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
13 気候変動に具体的な対策を

循環・共生

8 働きがいも
経済成長も脱炭素への取り組みによる
経済の活性化9 産業と技術革新の
基盤をつくろう再生可能エネルギーなどの推
進により持続可能な産業化12 つくる責任
つかう責任環境配慮製品の購入・消費に
よる脱炭素と経済の活性化

脱炭素*のまちづくりには、経済活動や生活水準を維持しつつ、化石燃料*の消費などに伴う温室効果ガス*排出量を大幅に削減するとともに、気候変動*に伴う影響に対して被害を回避・最小化できるまちをつくることが求められています。

本市では令和元（2019）年12月4日に表明した「ゼロカーボンシティ宣言*」を踏まえ、都市レベルでの地球温暖化*問題へ貢献するため、市民・事業者・行政による協働*により省エネルギーや再生可能エネルギー*の推進といったエネルギー問題への対応を進めるとともに、自動車交通などによる環境負荷の低減を進めることで、脱炭素化と経済の活性化を実現し、SDGs*のゴール「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「13 気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献し、あわせてSDGsのゴール「8」「9」「12」に係る循環・共生する持続可能*なまちを目指します。

「目指すまちの姿」への市民・事業者アンケートからの視点

●創・省エネルギーなどの技術革新やビジネス創出により経済が活性化している。

市民の省エネ機器更新への意識が高く、事業者については地球温暖化*対策に対する新たな取り組み・技術革新への意欲が見られます。SDGs*の考え方も活用した、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めます。

●太陽光発電などの導入により、無理のない低炭素型の暮らしが定着している。

市民の再生可能エネルギー*導入への認知度は低く、事業者においては再生可能エネルギー導入に対する負担を感じている傾向があるため、再生可能エネルギー導入への周知や支援などにより、無理のない低炭素*型の暮らしが定着することを目指します。

【成果指標】

「脱炭素*のまちづくり」の達成に関連する数値目標として、市域からの市民 1 人当たりの二酸化炭素年間排出量の削減を定めます。

①数値目標

市域からの市民 1 人当たりの二酸化炭素年間排出量 (t-CO2/年・人)

令和 6 年度 現状値	12.4	令和 12 年度 目標値	12.6
----------------	------	-----------------	------

②取組指標の一覧

指標名	指標の定義
ゼロカーボンシティ推進に特化した計画の策定	—
家庭用エネルギー管理システム (HEMS) *普及への補助台数 (台)	家庭用エネルギー管理システム設置者へ設置費の一部を補助した台数(累計)
電気自動車等充給電設備普及への補助台数 (台)	電気自動車等充給電設備設置者へ設置費の一部を補助した台数(累計)
燃料電池*システム普及への補助台数 (台)	燃料電池システム設置者へ設置費の一部を補助した台数(累計)
家庭用蓄電システム普及への補助台数 (台)	家庭用蓄電システム設置者へ設置費の一部を補助した台数(累計)
住宅用太陽光発電*システム普及への補助台数 (台)	住宅用太陽光発電システム設置者へ設置費の一部を補助した台数(累計)
低公害車*普及への補助台数 (台)	低公害車購入者へ購入費の一部を補助した台数(累計)
市内公共交通全体の利用者 (千人)	市内公共交通全体の年間利用者数
さんさんバスの利用者数(千人)	さんさんバスの年間利用者数
市民を対象とした乗り方教室の実施状況 (回)	市民を対象とした乗り方教室の回数

①地球温暖化対策への対応

【施策の基本的方向】

化石燃料*の大量消費による温室効果ガス*の排出は、地球温暖化*の大きな要因となっており、世界規模で温室効果ガスの削減に向けた取り組みが推進されています。本市では、市域からの市民1人当たりの二酸化炭素排出量は減少傾向にあります。事業所や家庭からはまだ多くの二酸化炭素が排出されています。

そこで、市民・事業者・行政は日頃からエネルギー問題への意識を高く持ち、省エネルギー化や、再生可能エネルギー*の活用を個人・地域・事業所単位で推進することで、市全体での地球温暖化対策を推進していきます。

「地球温暖化対策への対応」への市民・事業者アンケートからの視点

- ・市民に対し、地球温暖化の現状と地球温暖化対策の必要性が十分に伝わっていないため、世界的な課題である地球温暖化とその対策についての理解と、本市が表明した「ゼロカーボンシティ宣言*」などの周知を行う必要があります。
- ・市内のエネルギー使用量の大半が事業者によるものとなっているため、事業者によるエネルギー使用量削減のための取り組みが必要となります。また、再生可能エネルギー設備への関心も低いことから普及・啓発などの行政支援を検討する必要があります。

1.①.1

省エネルギーの推進

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
ゼロカーボンシティの取り組み	「ゼロカーボンシティ宣言」を踏まえ、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して、さまざまな取り組みを実施していきます。	○	○	○
省エネルギー行動の推進	燃料、熱、電気といったエネルギー消費に対する意識を高め、省エネ行動に取り組めます。	○	○	○
市全体での地球温暖化対策体制の構築	地球温暖化に対する情報や環境にやさしい具体的な行動内容の共有化を図り、市全体で地球温暖化防止に取り組める体制を構築します。			○

1.①.2

再生可能エネルギーの推進

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
再生可能エネルギー*の活用	地球環境にやさしい太陽光発電*などの再生可能エネルギーの活用を積極的に推進します。	○	○	○

【地球温暖化対策への対応に対する取組指標】

指標名	令和 6 年度 現状値	令和 12 年度 目標値
ゼロカーボンシティ推進に特化した計画の策定	策定	計画推進
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)*普及への補助台数(台)	602	450
電気自動車等充電設備普及への補助台数(台)	17	10
燃料電池*システム普及への補助台数(台)	271	400
家庭用蓄電システム普及への補助台数(台)	800	850
住宅用太陽光発電システム普及への補助台数(台)	2,774	3,150

コ ラ ム

Society (ソサエティ) 5.0

「Society5.0」とは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の新たな社会（Society）を指す概念であり、第5期科学技術基本計画において提唱されました。

「Society5.0」では、IoT（Internet of Things）や人工知能（AI）、ロボットなどの最先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、格差なく、多様なニーズにきめ細やかに対応し、経済発展と社会課題の解決を両立していくことが期待されます。また、IoTやAIを活用した脱炭素ビジネスが広がり、脱炭素に向けた取り組みのさらなる広がりが予想されます。

【Society1.0～4.0 について】

- Society 1.0：狩猟社会
- Society 2.0：農耕社会
- Society 3.0：工業社会
- Society 4.0：情報社会

(出典：内閣府 Society 5.0

https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/)



【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	●省エネルギー型の電化製品やガス機器への更新・使用に努めます。 ●家庭で使用する電気・ガス・水道などの消費量を把握し、その節減に努めます。 ●冷暖房機器を適正な温度設定で使用するよう努めます。 ●使用しない電化製品は主電源を消し、待機電力の消費を抑えるよう努めます。 ●緑のカーテンを設置し、冷房の使用削減に取り組みます。 ●太陽光発電*などの再生可能エネルギー*を積極的に活用するよう努めます。
事業者	●施設の建設にあたっては、省エネ機器の導入を進めるとともに、きめ細かなエネルギーの管理ができるよう努めます。 ●省エネルギーに配慮した施設・設備や生産工程の採用に努めます。 ●使用しない照明やＯＡ機器*などについては電源を切るよう努めます。 ●冷暖房機器は、適切な設定温度で使用するよう努めます。 ●緑のカーテンを設置し、冷房の使用削減に取り組みます。 ●クールビズ*・ウォームビズ*を進めるよう努めます。 ●事業用太陽光発電システムや太陽熱高度利用システムの情報収集・設置を進めます。 ●遊休地*を活用し、太陽光発電システムを導入します。
市	●公共施設や事務処理における省エネルギー化を推進します。 ●使用しない照明やＯＡ機器などについては電源を切るよう努めます。 ●冷暖房機器は、適切な設定温度で使します。 ●緑のカーテンを設置し、冷房の使用削減に取り組みます。 ●クールビズ・ウォームビズを進めるよう努めます。 ●省エネルギー製品や再生可能エネルギー設備の導入促進のための購入補助などの支援を行うとともに、より効果のある補助メニューの検討をします。 ●公共施設の新設や改修の際に再生可能エネルギー施設・設備の導入を推進します。 ●公共施設の屋根などの遊休スペースについて、地域のエネルギー事業者への貸し出しを推進します。 ●家庭・事業所における再生可能エネルギー導入の普及啓発を図ります。

②環境負荷の少ない交通の推進

【施策の基本的方向】

本市における温室効果ガス（CO₂）排出量は、産業部門が全体の70%程度を占めていますが、これに次いで自動車の利用など運輸部門からの排出が多くなっています。市内に位置する「黒笹駅」や「三好ヶ丘駅」、「名鉄バス」、「さんさんバス」の利用者数は増加していますが、「三好ヶ丘ループバス」の利用者数は減少傾向にあります。これは、令和4（2022）年度までは増加傾向にあったものの、令和5（2023）年度から土日祝日等の運行が取り止めになるなど、運行便数の減少の影響によるものです。

環境負荷の少ない交通を推進し、住みつけたいまちを実現するためには、公共交通機関などの整備により、市民の移動手段を確保することが必要です。

また、自動車利用については、低燃費の環境にやさしい低公害車*を利用するよう推進するとともに、日常生活において過度に自動車に頼らないライフスタイルを勧奨し、公共交通機関や自転車などへの交通手段の転換や、移動手段を複合したC&R（サイクルアンドライド*）などを推進していきます。

「環境負荷の少ない交通の推進」への市民・事業者アンケートからの視点

- ・市民の居住地区や事業者の所在地により満足度に差があるものの、公共交通（交通システムの総合的な改善）の改善を望む市民の割合が高い状況です。高齢者の免許返納後の移動手段として、より広域的な移動需要への対応が必要となるため、利便性の高い公共交通の形成とあわせて市民や事業者への利用促進の必要があります。
- ・市民が所有する自動車に対する省エネルギーの関心は高く、引き続き低公害車の購入補助などを継続し、省エネルギー効果を高めていきます。

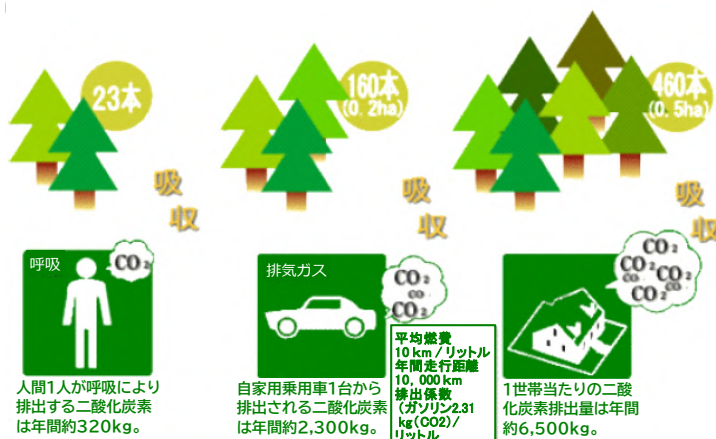
コラム

森林の二酸化炭素吸収量

令和3（2021）年度のみよし市の二酸化炭素排出量は、約82万t-CO₂であり、これは1年間に一般家庭から排出される二酸化炭素の約30万世帯分に相当します（参考：令和6（2024）年度時点の本市の世帯数は約2万6千世帯）。

森林（スギ）の二酸化炭素吸収力は、樹齢36～40年のスギの人工林1haあたり約302t-CO₂/年とされています。

これによると、全体の二酸化炭素排出量（約82万t-CO₂）を吸収するためには、スギの人工林が約2,700ha必要という試算となり、みよし市（約3,200ha）と同等の面積の森林が必要となります。



（出典：環境省 家庭部門のCO₂排出実態統計調査

林野庁 森林はどのぐらいの量の二酸化炭素を吸収しているの？

林野庁近畿中国森林環境局 森林・樹木のもつ二酸化炭素吸収の働き）

1.②.1

環境にやさしい自動車利用促進

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
低公害車*の導入や利用の推進	家庭や事業所、市の公用車における低公害車の導入や利用を推進します。	○	○	○
エコドライブ*の推進	急発進・急停止をやめる、アイドリングストップ*を行うなど、燃費の良いエコドライブを推進します。	○	○	○

1.②.2

公共交通機関の整備と利用促進

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
鉄道・バスの相互連携の強化	自家用車を過度に利用しなくても移動することのできる交通体系の実現のために、鉄道・バスの相互連携の強化を図っていきます。		○	○
公共交通機関の利用の促進	駅やバス停などの利便性の向上を図り、公共交通機関の利用を促進します。		○	○

【環境負荷の少ない交通の推進に対する取組指標】

指標名	令和6年度 現状値	令和12年度 目標値
低公害車普及への補助台数（台）	3,288	3,350
市内公共交通全体の利用者（千人）	2,955	3,200
さんさんバスの利用者数(千人)	380	336
市民を対象とした乗り方教室の実施状況（回）	4	4

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	●車の購入や買い換えの際に低公害車*の購入に努めます。 ●自動車で移動する場合はエコドライブ*に努めます。 ●複数人で自動車で移動する場合は、乗り合わせに努めます。 ●公共交通機関が利用できる場合は、自動車の利用を極力控え公共交通機関による移動に努めます。 ●近場への移動には徒歩や自転車の利用に努めます。
事業者	●車の購入や買い換えの際に低公害車の購入に努めます。 ●自動車で移動する場合はエコドライブに努めます。 ●物流の合理化を図り、車両走行距離の削減に努めます。 ●運搬などの事業活動において効率的な自動車移動に努めます。 ●移動の際には、できる限り自転車や公共交通機関を利用します。 ●従業員の通勤においては、公共交通機関や自転車の利用を促します。
市	●低公害車の導入促進のため、購入補助の支援を行います。 ●公用車の購入や買い替えの際は、低公害車を購入します。 ●公用車の運転時には、エコドライブに努めます。 ●市のイベントなどの際にサイクルアンドライド*やエコドライブに関する情報提供を実施し、自動車利用による二酸化炭素排出量削減の普及啓発に努めます。 ●市民の移動手段を確保するため、コミュニティバス*を含めた市内公共交通機関を連携します。 ●駅などに駐輪場を整備し、公共交通機関の利用を促進します。 ●移動の際には、できる限り自転車や公共交通機関を利用します。 ●地域を対象にした乗り方教室を開催し、これまで公共交通をあまり利用したことがない人達に向けても利用促進を図ります。

コ ラ ム

あいち COOL CHOICE

「あいち COOL CHOICE」は、国が進める国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」に呼应し、県民の一人ひとりに、実際にCO2削減行動・省エネ行動に取り組んでもらうため、日常生活のあらゆる場面で地球温暖化対策に対応する「賢い選択」を呼びかける県民運動です。

「自宅で COOL CHOICE」や「住まいの COOL CHOICE」、「移動手段の COOL CHOICE」、「その他の COOL CHOICE」と、それぞれの取り組み事例を紹介しています。

自宅で COOL CHOICE	住まいの COOL CHOICE	移動手段の COOL CHOICE	その他の COOL CHOICE
【例】 「夏は軽装で快適に」、「洗濯には風呂の残り湯を利用しよう」など (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/jitakude.html)	【例】 「LED 照明をチョイス!」、「省エネエアコンをチョイス!」など (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/sumaiwo.html)	【例】 「徒歩・自転車をチョイス!」、「公共交通機関をチョイス」など (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/coolchoice-walk.html) (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/coolchoice-train.html)	【例】 「旬の食材・県内産の食材をチョイス!」、「環境家計簿をつける」など (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/sonotano.html)

(出典：愛知県 あいち COOL CHOICE

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/coolchoicelogo.html>)

【長期ビジョン】

本市では、令和元（2019）年12月4日に「ゼロカーボンシティ宣言*」を行い、令和7（2025）年3月に「みよし市ゼロカーボンシティ推進計画」を策定しており、令和32（2050）年までに市内における二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目標としています。

令和6（2024）年3月に策定した「第2次みよし市総合計画*後期基本計画」では、市域から排出される二酸化炭素排出量を令和10（2028）年には64.6万t-CO₂以下に削減する目標を掲げています。本市では、令和32（2050）年の二酸化炭素排出量実質ゼロという最終的な目標に向けて令和10年以降を見据えた長期的なビジョンを策定します。

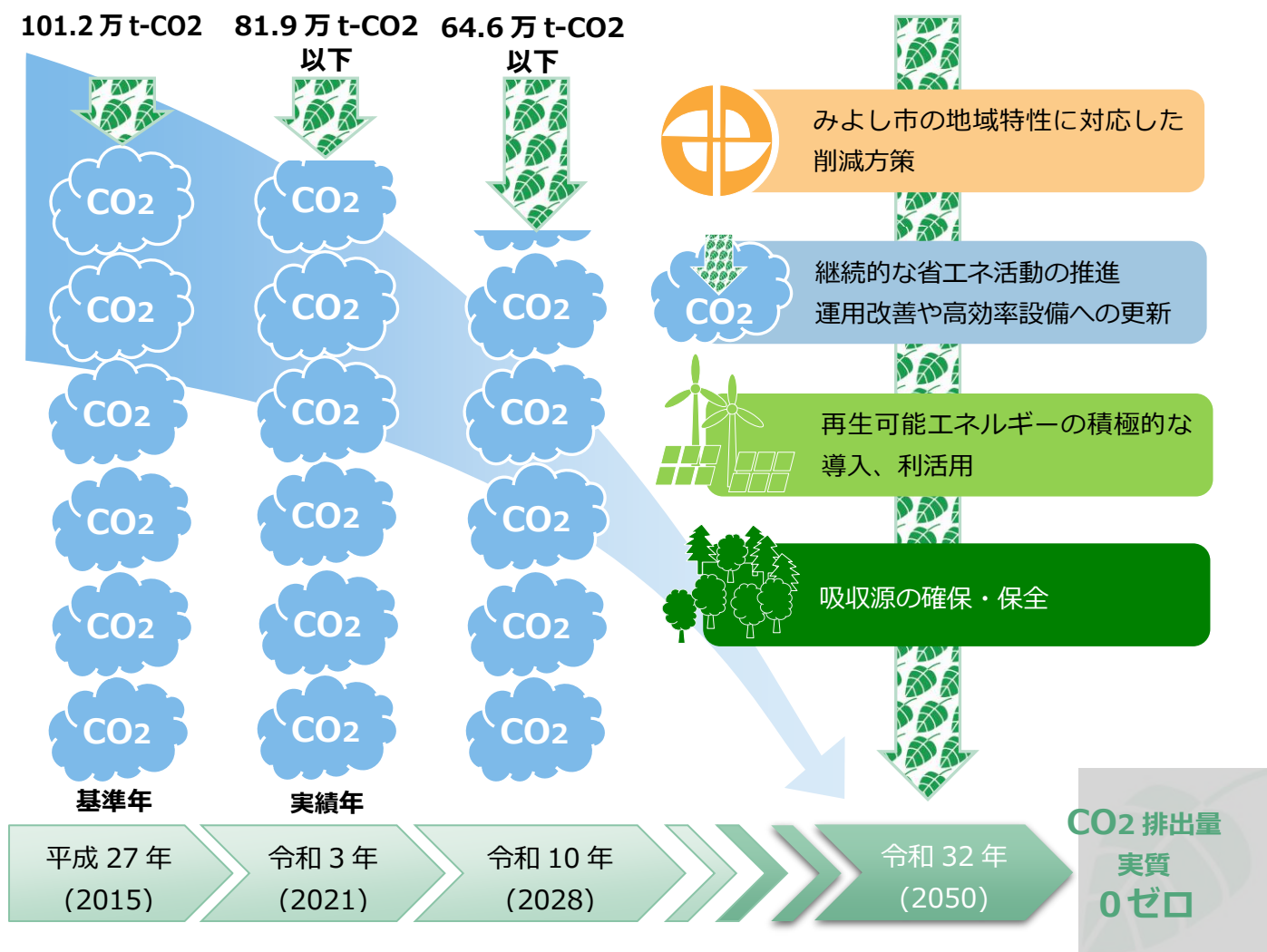


図37 二酸化炭素排出量実質ゼロ達成に向けたフロー図

（第2次みよし市総合計画後期基本計画及びみよし市ゼロカーボンシティ推進計画より数値目標を抜粋）

令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロという目標を達成するために、本市では、「みよし市の地域特性に合わせた削減方策」、「継続的な省エネ活動の推進、運用改善や高効率設備への更新」、「再生可能エネルギー*の積極的な導入、利活用」、「吸収源*の確保・保全」を推進する長期的な「二酸化炭素排出量削減計画」の策定・推進体制の構築を行います。



みよし市の地域特性に対応した削減方策

本市の地域特性に対応した二酸化炭素の削減方策の検討を行い、削減に向けた取り組みを推進します。長期ビジョンの中では、「市内の再生可能エネルギー*の賦存量*調査」、「市内の未利用エネルギー利活用の可能性調査」、「市内事業者と連携したエネルギー事業モデルの可能性調査」などを実施し、削減方策を検討します。



継続的な省エネ活動の推進 運用改善や高効率設備への更新

市内の家庭、事業所および公共施設における照明機器のLED*化や空調熱源機器の更新を推進します。また、「使用しない照明やO A機器*などについては電源を切る」、「冷暖房機器は、適切な設定温度で使用する」など日常でできる運用改善や省エネ活動を推進します。



再生可能エネルギーの積極的な 導入、利活用

市内の家庭、事業所、公共施設、遊休地*において、太陽光発電*などの再生可能エネルギーの積極的な利活用を推進します。



吸収源の確保・保全

二酸化炭素の吸収源*を確保するために市内の公園緑化や農地の活用を推進します。また、みよし市内だけでなく、市外の資源も活用したカーボンオフセット*の取り組みを推進します。

(2) 自然共生のまちづくりの施策展開の方向性

自然共生

2 自然共生のまちづくり

目指すまちの姿

- 多様な自然と風土を適切に保全するとともに、豊かな生態系ネットワークがまちの中に息づいている。

施策

主な取り組み

①豊かな自然の保全・再生

2.①.1 樹林地の保全・整備

2.①.2 水辺環境の保全・整備

2.①.3 生き物にやさしい農地形成

②身近な緑の保全・創出

2.②.1 公園・緑地の整備

2.②.2 各施設の緑化推進

③公害対策の推進

2.③.1 大気汚染の防止

2.③.2 騒音・振動および悪臭の防止

2.③.3 水質汚濁の防止

④快適で人にやさしい都市空間の形成

2.④.1 人にやさしい施設整備の推進

2.④.2 美しい都市景観の形成

2.④.3 歴史・文化資源によるまちづくりの拠点づくり

持続可能なまちづくりの方向性

SDGs Goal



14 海の豊かさを守ろう

15 陸の豊かさを守ろう

循環・共生

4 質の高い教育を
みんなに

身近な自然とふれあう環境
学習などを通じて持続可能
な活動を継続

11 住み続けられる
まちづくりを

地域の生態系が守られた持
続可能なまちづくり

12 つくる責任
つかう責任

環境に配慮した製品を選
択し自然を保全

自然共生*のまちとは、地域の生活環境である里山*が適切に保全・管理され、豊かな生物多様性*を育む緑が十分に確保されているまちをいいます。本市としては、まちの発展過程とともに姿を変えつつも、独自の自然特性や歴史特性と深く結びついていて、将来のまちづくりに欠かせない貴重な緑として継承する必要があります。

樹林地*や水辺などの自然を将来にわたって保全していくとともに、良好な都市環境の形成を通じて、市民の暮らしと生き物との共生を目指していく必要があります。

自然共生のまちの実現に向けて、豊かな自然の保全・再生や市街地内の身近な緑の保全・創出を進めることで、SDGs*のゴール「14 海の豊かさを守ろう」、「15 陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献し、あわせて SDGs のゴール「4」「11」「12」に係る循環・共生する持続可能*なまちを目指します。

「目指すまちの姿」への市民・事業者アンケートからの視点

- 多様な自然と風土を適切に保全するとともに、豊かな生態系ネットワークがまちの中に息づいている。
- ・公園や果樹園といった人が作り上げた「自然」への関心は高いですが、市内に元々存在する「自然」への関心はあまり高くありません。自然に関する市の施策について「わからない」と回答している市民が半数程度となっているため、市内の豊かな自然を知ってもらうことや、身近に自然を感じることができる環境を整える必要があります。
- ・「生物多様性」や「外来種*の防除」について、関心や理解があまり高くないため、市民や事業者に対して周知する必要があります。
- ・公害の重要な基準となる「大気汚染の防止」などに関する満足度について、「わからない」・「判断できない」とする回答の割合が高いため、各種環境調査の結果などを積極的に公表・周知する必要があります。
- ・「全体としての周辺環境への満足度」は高い傾向にありますが、「河川や池などの水のきれいさ」への満足度が低いため、河川や池の環境改善に対応する必要があります。

【成果指標】

「自然共生*のまちづくり」の達成に関連する数値目標として、緑被率*の確保、大気・河川・ため池の環境基準*達成状況、および公共施設のバリアフリー*整備率の向上を定めます。

①数値目標

緑被率 (%)			
令和 6 年度 現状値	35.7	令和 12 年度 目標値	34.0
環境基準達成状況【大気】 (%)			
令和 6 年度 現状値	100.0	令和 12 年度 目標値	100.0
環境基準達成状況【河川】 (%)			
令和 6 年度 現状値	89.8	令和 12 年度 目標値	95.0
環境基準達成状況【ため池】 (%)			
令和 6 年度 現状値	96.4	令和 12 年度 目標値	95.0
公共施設のバリアフリー率 (%)			
令和 6 年度 現状値	74.5	令和 12 年度 目標値	76.0

コラム

愛知目標

愛知目標とは、平成 12（2010）年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された『生物多様性戦略計画 2011-2020』においてまとめられた、地球上の生物多様性を保全するための国際的な目標です。

この愛知目標は、数値目標を含む 20 の個別目標によって構成されており、「森林を含む自然生息地の損失速度が少なくとも半減、可能な場所ではゼロに近づける」（目標 5）、「陸域の 17%、海域の 10% が保護地域などにより保全される」（目標 11）など具体的な目標を掲げています。

しかし、令和 2（2020）年、国連の生物多様性条約事務局は、令和 2（2020）年までに各国が取り組む愛知目標はいずれの項目においても未達であったと発表しました。

令和 4（2022）年 12 月に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）では、2030 年までの世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、これを踏まえ令和 5（2023）年 3 月には『生物多様性戦略計画 2023-2030』が閣議決定されました。これまで以上に生物多様性保全に向けた取り組みを推進していく必要があります。



（出典：環境省 みんなで学ぶ、みんなで守る生物多様性【ネイチャーポジティブポータル】
<https://policies.env.go.jp/nature/nature-positive/>）

②取組指標の一覧

指標名		指標の定義
緑化指定面積	面積(㎡)	市内に残る鎮守の森*、里山*の保全面積
	箇所数(箇所)	
里山で活動する組織(組織)		鎮守の森、里山を活用・保全する組織数
自然観察会、水生生物*調査の参加者数(人)		みよし市自然観察会、水生生物調査における一般参加者の人数(累計)
多自然型河川*の整備率(%)		多自然型河川改修済延長/計画延長
耐震化を行ったため池の数(箇所)		耐震化を行ったため池の数(累計)
緑と花のセンターの貸し農園利用区画数(区画)		緑と花のセンターの貸し農園利用区画数
遊休農地*の面積(ha)		市内の管理されていない農地の面積
市民1人当たりの都市公園面積(㎡)		都市公園面積/人口
公園・緑地で活動する組織(組織)		街区公園を主とした地域団体数
施設緑化(㎡)		公共施設などの緑化面積
道路緑化(㎡)		道路植栽帯などへの緑化面積
公害防止協定*締結事業所(事業所)		公害防止協定の締結事業所数
歩道等設置道路整備率(%)		歩道付き道路の整備率(整備済延長/計画延長)
自転車・歩行者専用道路整備率(%)		自転車・歩行者専用道路の整備率(整備済延長/計画延長)
環境活動団体数(団体)		環境美化活動や資源ごみ回収を行う団体数
歴史民俗資料館利用状況(人)		歴史民俗資料館の年間入館者数
石川家住宅利用状況(人)		石川家住宅の年間入館者数

①豊かな自然の保全・再生

【施策の基本的方向】

市内に残る鎮守の森*や雑木林の緑、三好池周辺や境川などの水辺は、本市の原風景を伝える貴重な自然環境を形成しています。また、市内には東海丘陵要素植物群*が分布しており、この地域固有の生態系*がみられます。

こうした、地域特性を持つ自然環境の保全を推進するため、市民・事業者・行政による、樹林地*の適切な管理や、河川やため池の環境整備、生態系保全に関する活動を推進していきます。

2.①.1

樹林地の保全・整備

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
市内に残る緑の保全	市内に残る鎮守の森や雑木林などのまとまった緑を保全します。	○	○	○
生態系の保全	身近な動植物の生息環境の保全に取り組みます。特に、人々の暮らしの中で手入れされることによって多様な生物を育ててきた里山*の自然を守ります。	○	○	○

2.①.2

水辺環境の保全・整備

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
水辺の生き物の生息環境の保全	三好池や境川などの水辺環境を保全・整備し、生き物の生息環境として確保します。	○		○
河川やため池の環境整備	市民が水辺に親しむことのできる自然豊かな河川やため池の環境づくりに取り組みます。	○		○
良好な水辺環境の創出	河川やため池の清掃活動などにより、良好な水辺環境を創出します。	○		○

2.①.3

生き物にやさしい農地形成

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
環境保全型農業の推進	農薬や化学肥料の使用を控え、生き物にやさしい環境保全型農業を推進します。			○
市民と農のふれあい推進	市民農園や体験農園などにより農地を有効活用し、市民が農とふれあうことのできる環境づくりを推進します。	○		○
遊休農地*の有効活用	遊休農地の発生を防止するとともに、既存の遊休農地については景観作物*を植えるなど有効活用を図ります。			○

【豊かな自然の保全 再生に対する取組指標】

指標名		令和 6 年度 現状値	令和 12 年度 目標値
緑化指定面積	面積(m ²)	49,000	49,000
	箇所数(箇所)	17	17
里山*で活動する組織(組織)		15	15
自然観察会、水生生物*調査の参加者数		413	1,000
多自然型河川*の整備率(%)		66.2	77.0
耐震化を行ったため池の数(箇所)		4	7
緑と花のセンターの貸し農園利用区画数(区画)		327	320
遊休農地の面積(ha)		6.8	4.0

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	● 地域や学校などのビオトープ*作りに参加します。 ● 在来種*の保護のため、外来生物*を持ち込みません。 ● 自然環境の保全活動や環境調査などに積極的に参加するよう努めます。 ● 自然観察会、水生生物*調査などに積極的に参加します。 ● 市内の池や河川の清掃活動に積極的に参加します。 ● 自宅周辺の身近な緑や水辺環境の保全に努めます。 ● 市民農園などを積極的に活用し、農業への理解を深めます。 ● 低農薬・無農薬・有機栽培農作物の購入に努めます。 ● 耕作の維持が困難な農地については、農業生産法人に耕作を依頼するなどして遊休農地*の発生防止に努めます。
事業者	● 事業所内ビオトープの保全と新たなビオトープづくりに努めます。 ● 市や市民団体などが行う自然環境保全の活動に参加するよう努めます。 ● 市内の池や河川の清掃活動に積極的に参加します。 ● 事業活動の際には、緑・水辺などの自然環境の保全に努めます。 ● 農業では、農薬や化学肥料の使用を抑制します。 ● 農業体験の実施など、消費者との関係強化を図ります。
市	● 鎮守の森*などを保全し、緑の適切な維持管理に努めます。 ● 公園の緑化事業などへの参加の啓発活動を行います。 ● 公共事業などでは、計画段階から自然や生態系*に配慮するよう努めます。 ● 自然観察会、水生生物調査などへの参加の啓発活動を行います。 ● 河川整備では、親水性や生態系、景観などに配慮した多自然型の河川づくりに努めます。 ● 農業用水の確保、親水性、洪水調整機能の向上などのために地元が行うため池の適切な保全を支援します。 ● 市民との協働*による水辺の清掃活動などを推進します。 ● 減農薬・減化学肥料を推奨し、環境保全型農業の普及啓発に努めます。 ● 市民農園の利用を通じ、市民の農業に対する親近感の向上に努めます。 ● 遊休農地の発生防止・解消のため、農業の担い手の集積や景観作物*の栽培などを推進します。

②身近な緑の保全・創出

【施策の基本的方向】

市街地内における公園・緑地、公共施設の緑化、道路緑化、住宅・事業所内の緑化は、市民にとって最も身近な自然であり、市民の暮らしに安らぎを与えるとともに、本市の都市景観を形成しています。

また、市街地内の緑は野生の生き物の生態系*ネットワークの形成にも重要な役割を果たしており、市街地内の緑の保全・創出を行うことで、地域全体の生物多様性*の向上に資すると考えられるため、本市では、市民・事業者・行政とともに住宅地や商業地、工業地などの緑化、公園・緑地の整備を推進していきます。

2.②.1

公園・緑地の整備

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
公園・緑地の整備	市民が身近に利用でき、自然とふれあうことのできる公園・緑地を整備します。			○
公園の緑化推進	市と市民・地域の協働*により、公園の緑化を推進します。	○		○

2.②.2

各施設の緑化推進

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
公共施設の緑化推進	街路樹、公共建築物の敷地内の緑化などといった公共施設の緑化を推進します。			○
緑化の推進	住宅や事業所などの民有地における生垣の設置や屋上・壁面緑化などを推進します。	○	○	

【身近な緑の保全・創出に対する取組指標】

指標名	令和6年度 現状値	令和12年度 目標値
市民1人当たりの都市公園面積(m ²)	16.6	17.0
公園・緑地で活動する組織(組織)	40	40
施設緑化(m ²)	20,507	20,500
道路緑化(m ²)	2,818	2,848

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	●公園の緑化事業などへの積極的な参加に努めます。 ●自然と触れ合う場の整備・保全活動への積極的な参加に努めます。 ●庭に樹木や花を植えるなど敷地内の緑化に努めます。
事業者	●公園の緑化事業などへの積極的な参加に努めます。 ●自然と触れ合う場の整備・保全活動への積極的な参加に努めます。 ●事業所の敷地内の緑化に努めます。
市	●公園の緑化事業などへの参加の啓発活動を行います。 ●公園・緑地、街路樹などへの市民の愛着を高めるための普及啓発に努めます。 ●市民・地域との協働*による公園・緑地・街路樹の整備・維持管理を推進します。 ●公共施設内の緑化を推進します。 ●歴史を伝えている巨樹・巨木や、市民から親しまれている樹木などの保全に努めます。 ●一定規模以上の開発などに対しては緑地の十分な確保を促します。 ●道路整備に合わせ、沿道の街路樹整備を計画的に推進します。 ●各家庭への苗木の配布などによる、敷地内の緑化の普及・啓発に努めます。

③公害対策の推進

【施策の基本的方向】

大気・水質の保全や静かな環境は、市民や市内に住む生き物の安全で快適な暮らしには不可欠な要素となっています。また、市民が安心して健康な生活を送っていくためには、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの公害の発生防止が前提となり、万一発生した場合は迅速に対応を行うことが重要です。

本市では、ほとんどの項目で環境基準*を満たしているものの、自動車の排気ガスや河川の水質の一部で環境基準に不適合な項目もあります。そのため、県などの関係機関や事業者と連携した公害対策を推進します。また、近隣住民に対する迷惑行為などいわゆる生活公害に対しては、市民の意識啓発などを行うことで防止を図り、快適な居住環境の確保に努めます。

2.③.1

大気汚染の防止

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
大気汚染の防止	「大気汚染防止法」、「県民の生活環境の保全などに関する条例」を遵守し、大気汚染の防止を図ります。	○	○	○
大気汚染物質の排出抑制の推進	大気汚染物質の自主的な排出抑制を推進します。			○

2.③.2

騒音・振動および悪臭の防止

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
騒音・振動および悪臭の防止	「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」、「県民の生活環境の保全などに関する条例」を遵守し、騒音・振動および悪臭の防止を図ります。	○	○	○
騒音・振動および悪臭の防止にかかる取り組みの推進	騒音・振動および悪臭の防止となる自主的な取り組みを推進します。			○

2.③.3

水質汚濁の防止

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
水質汚濁の防止	「水質汚濁防止法」、「県民の生活環境の保全などに関する条例」を遵守し、水質汚濁の防止を図ります。	○	○	○
水質汚濁の防止にかかる取り組みの推進	水質汚濁の防止となる自主的な取り組みを推進します。			○

【公害対策の推進に対する取組指標】

指標名	令和 6 年度 現状値	令和 12 年度 目標値
公害防止協定*締結事業所(事業所)	63	70

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	●ごみなどの野焼きを行わないようにします。 ●家庭から発生する生活騒音の抑制に努めます。 ●悪臭の原因となるごみを放置しないよう努めます。 ●生活排水を適切に処理し、水質汚濁の防止に努めます。 ●公害に関する情報を収集し、知識に醸成に努めます。
事業者	●施設設備の更新の際は、低公害型の機器の導入や良質燃料への転換を図ります。 ●工場敷地内での樹木の植栽など、植物の大気浄化機能を活かした緑化に努めます。 ●事業活動における騒音や振動、また土壌汚染、悪臭などの公害防止に努めます。 ●市との公害防止協定の締結に努めます。 ●公害に関する情報を積極的に公開します。
市	●野焼きなどの近隣への迷惑行為の防止に努めます。 ●生活排水対策として、下水道の整備や適正管理に努めます。 ●事業者との公害防止協定の締結を推進します。 ●市民・事業者に対して、公害防止に対する認識の向上のための情報提供を行います。 ●公害防止に関する各種法令などに基づく指導・監視体制を徹底します。

④快適で人にやさしい都市空間の形成

【施策の基本的方向】

本市では人口の増加が続いており、さまざまな人が流入し、まちを発展させてきました。今後もさらに人口が増加することが見込まれると同時に、外国籍住民の増加や超高齢化社会など多様化する社会に対応したまちづくりをしていくことが必要です。

すべての市民が快適で安全に利用できるように、公共公益施設のバリアフリー*化の促進や道路整備などを進めていくことが必要です。

また、地域の都市景観を保全するための、環境美化に関する取り組みの推進や地域特有の歴史的・文化的資源を活用したまちづくりを推進していきます。

2.④.1

人にやさしい施設整備の推進

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
バリアフリー化の促進	駅や市役所などの公共公益施設のバリアフリー化を促進し、市民が快適で安全に利用できる人にやさしい施設整備を推進します。		○	○
道路整備の促進	歩道や自転車専用道を確保するなど、人にやさしい道路整備を促進します。			○

コラム

外来種被害予防三原則

「外来種」とは、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指します。生態系は、長い期間をかけて食う・食われるといったことを繰り返して、微妙なバランスのもとで成立しています。ここに外から生物が侵入してくると、生態系のみならず、人間や、農林水産業まで、幅広くにわたって悪影響を及ぼす場合があります。もちろん全ての外来種が悪影響を及ぼすわけではなく、自然のバランスの中に組み込まれ、大きな影響を与えずに順応してしまう生物もいます。しかし、中には非常に大きな悪影響を及ぼすものもあります。そのような外来種による被害を予防するために環境省では、以下のような「外来種被害予防三原則」を定めています。

①入れない

悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」。

②捨てない

飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」（逃がさない・放さない・逸出させないことを含む）。

③拡げない

既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」（増やさないことを含む）。

（出典：環境省 日本の外来種対策

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/invasive.html>）

2.④.2

美しい都市景観の形成

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
地域の特性を活かした都市景観の形成	地域の特性を活かした、緑豊かな快適に暮らすことのできる都市景観を形成します。	○	○	○
自然を感じることできる都市景観の形成	水と緑による連続性を確保した自然を感じることできる都市景観を形成します。		○	○
環境美化に関する取り組みの推進	不法投棄*やポイ捨てのないまちを実現するために各地域が主体となった環境美化の取り組みを推進します。	○	○	○

2.④.3

歴史・文化資源によるまちづくりの拠点づくり

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
歴史・文化資源の保存	地域に残り、地域住民に親しまれている神社仏閣や遺跡を適切に保存し、地域のまちづくりの拠点として活用します。	○	○	○
歴史・文化資源の活用	市民・事業者・市との協働*による神社仏閣や遺跡などの歴史資源を活用したまちづくりを推進します。	○	○	○

【快適で人にやさしい都市空間の形成に対する取組指標】

指標名	令和6年度 現状値	令和12年度 目標値
歩道等設置道路整備率(%)	94	94
自転車・歩行者専用道路整備率(%)	89	89
環境活動団体数(団体)	128	125
歴史民俗資料館利用状況(人)	4,803	4,481
石川家住宅利用状況(人)	3,711	5,761

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	●自転車の放置や自動車の違法駐車をしません。 ●住宅を建設するときは、形や色など周囲の景観への配慮に努めます。 ●地域や学校などのビオトープ*づくりに参加します。 ●地域の環境美化活動への積極的な参加に努めます。 ●ごみやタバコのポイ捨てをしません。 ●地域の祭りや伝統行事などへ積極的に参加し、伝統文化の保存活動に努めます。 ●文化施設を活用し、文化活動の充実に努めます。
事業者	●施設のバリアフリー*化に努めるなど、快適で安全に利用できる施設整備の推進に努めます。 ●屋外広告物などを設置する際は、周辺の景観への配慮に努めます。 ●事業所内ビオトープの保全と新たなビオトープづくりに努めます。 ●敷地内および敷地周辺を清掃し、地域の美化に努めます。 ●歴史・文化資源の保全に協力します。 ●地域の祭りや伝統行事などへの参加・協力を努め、伝統文化の保存を支援します。
市	●公共施設の新築・改築の際には、バリアフリー化に努め、快適で安全に利用できる施設整備を推進します。 ●歩道の段差解消や拡幅に努めます。 ●田畑やため池などの田園景観を保全します。 ●市内の緑化および景観の形成を推進します。 ●各家庭への苗木の配布などによる、敷地内緑化の普及・啓発に努めます。 ●一定規模以上の開発などに対しては緑地の十分な確保を促します。 ●地域の環境美化活動への支援をします。 ●市民・地域・事業者との協働*によるパトロールの実施などにより不法投棄*の防止に努めます。 ●神社仏閣や遺跡などの歴史資源を活用したまちづくりを推進します。 ●地域における歴史的資源の保護活動への支援を推進します。 ●文化財の調査を行い、その保護・保全・活用を進めます。

(3) 循環型のまちづくりの施策展開の方向性

資源循環

3 循環型のまちづくり

目指すまちの姿

- 廃棄物減量化がさらに進み、小型家電など資源の有効利用が実現している。
- ごみ出し・収集での高齢者対策、有害物質対策や、災害廃棄物対策などの仕組みが構築されている。

施策

主な取り組み

①資源の循環利用の推進

3.①.1 ごみの減量の推進

3.①.2 4 Rの推進

3.①.3 ごみの適正処理

②資源の地域循環

3.②.1 水の有効利用

3.②.2 地産地消の取り組み

持続可能なまちづくりの方向性

SDGs Goal



12 つくる責任つかう責任

循環・共生



3 すべての人に健康と福祉を

ゴミ出し支援など、環境・福祉の連携



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

廃棄物発電、熱エネルギーなどの有効利用を促進



11 住み続けられるまちづくりを

4 R の促進で持続可能なまちづくり



13 気候変動に具体的な対策を

頻発する災害などに対応できるごみ処理体制を構築

限られた資源を効率的に使って生産性を高め、リサイクル*によって資源の循環利用を徹底する必要があります。また、市民生活や産業に欠かせない水資源や農産物などの食料資源も、広域的な視点から生産、供給、排出・廃棄といった循環が成立しています。本市としては、市民や事業者とともに、それぞれの役割と責任をあらためて認識し、家庭で、職場で、事業活動で、あらゆる場面でごみの発生抑制に努め、ごみの減量化と資源化に取り組むことにより、さらなる循環型のまちを実現する必要があります。

このため、不要なものの辞退、ごみの減量、再利用、再資源化という4R*の定着および廃棄物の適正処理を目指すとともに、水や農産物などの資源に関しても関係機関などと連携しながら、地域循環を目指した取り組みを進め、SDGs*のゴール「12 つくる責任つかう責任」の達成に貢献し、あわせてSDGsのゴール「3」「7」「11」「13」に係る循環・共生する持続可能*なまちを目指します。

「目指すまちの姿」への市民・事業者アンケートからの視点

- 廃棄物減量化がさらに進み、小型家電など資源の有効利用が実現している。
 - ごみ出し・収集での高齢者対策、有害物質対策や、災害廃棄物対策などの仕組みが構築されている。
- 市民・事業者とも満足度が高い分野ではありますが、より進めるべき施策としての関心も高いため、引き続き施策を推進する必要があります。

【成果指標】

「循環型まちづくり」の達成に関連する数値目標として、1人1日当たりのごみ排出量の削減を定めます。

①数値目標

1人1日当たりのごみ排出量（家庭系）(g)

令和6年度 現状値	482	令和12年度 目標値	475
--------------	-----	---------------	-----

②取組指標の一覧

指標名	指標の定義
生ごみ処理機および生ごみ堆肥化容器購入への補助台数(台)	生ごみ処理機および生ごみ堆肥化容器購入者への購入費の一部を補助した台数(累計)
広報紙「譲ります」「譲ってください」掲載物品数(品)	広報紙での「譲ります」「譲ってください」年間掲載物品数(実数)
リサイクル*率(%)	年間ごみ総排出量のうち資源化された割合（総資源化量／年間ごみ排出量×100）
雨水貯留タンク設置への補助台数（台）	雨水貯留タンク設置への補助台数（累計）
産地施設などの店舗数(店舗)	産直施設および大型スーパー内産直コーナー数
学校給食センターでの地元農産物利用率(%)	学校給食センターでの地元農産物の食材利用率（愛知県産品目数の割合）

①資源の循環利用の推進

【施策の基本的方向】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会・経済活動を行ってきた結果、環境に多大な負荷を与え、天然資源の枯渇や地球温暖化*などの環境問題が深刻化しています。本市では、ごみの分別収集や、4R*の啓発・推進、リサイクル*ステーションの増設など循環型社会*の実現に向けて取り組んでいます。

今後も廃棄物のさらなる排出抑制や、再利用・再資源化の促進、市民・事業者に対する4Rの意識啓発を推進するとともに、社会の変化に合わせたごみの適正処理に取り組んでいきます。

3.①.1

ごみの減量の推進

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
ごみの減量の推進	ごみの減量化を目指して家庭・事業所からのごみの排出ゼロを目指します。	○	○	○

3.①.2

4Rの推進

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
リデュース*の推進	ごみになるものは買う量・使用量を減らす（リデュース）取り組みを推進します。	○	○	○
リフューズ*の推進	不要なものは受け取らない（リフューズ）取り組みを推進します。	○	○	○
リユース*の推進	使用できるものは繰り返し使う（リユース）取り組みを推進します。	○	○	○
リサイクルの推進	不用になったものは再資源化する（リサイクル）取り組みを推進します。	○	○	○
4Rの啓発	市民1人ひとりが「4R」を認識し、市全体でごみの減量に取り組んでいきます。			○

3.①.3

ごみの適正処理

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
高齢者などへのごみ出し支援の推進	日常のごみ出しが負担となっている高齢者などに対し、ごみ出し支援のための検討を行います。	○	○	○
有害廃棄物の適正処理	水銀を使用している体温計や、蛍光灯、バッテリー、乾電池などの有害廃棄物の適正な処理を行います。	○	○	○
災害廃棄物処理計画の策定	災害廃棄物処理計画を策定し、災害発生時に備えて廃棄物の処理体制を構築します。			○

コラム

3R・4R

3Rは、1980年代中頃に米国で使用し始めた概念であり、廃棄物発生抑制（Reduce：リデュース*）、廃棄物の再使用（Reuse：リユース*）、廃棄物の再生利用（Recycle：リサイクル*）の3つの対策のアルファベットの頭文字が「R」であることから、これらを併せて「3R」と呼んでいます。

近年、この3Rに不要なものの受け取り拒否（Refuse：リフューズ*）を加え、4Rを推進する動きが全国的に広がっています。

4 R	具 体 例
Reduce （リデュース） 廃棄物発生抑制	・ 詰め替え容器に入った製品や簡易包装の製品を選ぶ。 ・ 耐久性の高い製品や省資源化設計の製品を選ぶ。 など
Refuse （リフューズ） 不要なものの受け取り拒否	・ マイバックを持ち買い物袋の利用を断る。 ・ 過剰な包装は断る。 など
Reuse （リユース） 廃棄物の再使用	・ リターナブル容器に入った製品を選び、使い終わった時にはリユース回収に出す。 ・ フリーマーケットやガレージセール等を開催し、不用品の再使用に努める。 など
Recycle （リサイクル） 廃棄物の再生利用	・ 資源の分別回収に協力する。 ・ リサイクル製品を積極的に利用する。 など

（出典：環境省 循環型社会の構築に向けたごみの3Rの推進

<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/junkan/h17/html/jh0501000100.html>

3R推進協議会

<https://www.3r-suishinkyogikai.jp/intro/3rs/>

【資源の循環利用の推進に対する取組指標】

指標名	令和6年度 現状値	令和12年度 目標値
生ごみ処理機および生ごみ堆肥化容器購入への補助台数(台)	3,635	3,765
広報紙「譲ります」「譲ってください」掲載物品数(品)	60	50
リサイクル*率(%)	14.8	28.4

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	● 買い物にマイバッグを持参し、不要なレジ袋は使いません。 ● 必要のないものは買わないように努めます。 ● 使い捨て製品の使用を控え、詰め替え製品を積極的に使用するよう心がけます。 ● 過剰包装は断ります。 ● 食品ロス*削減のため、必要な分だけの購入に努めます。 ● 家具などは修理することで、長い期間の使用に努めます。 ● リサイクル*ステーションやフリーマーケット*などを活用して、不用になったもののリユース*、リサイクルに努めます。 ● 資源ごみの回収に協力します。 ● 使用後も再利用や再資源化ができる商品の選択に努めます。 ● 生ごみは堆肥化などの有効活用にあつめます。 ● ごみは、市のルールに従って正しく分別します。 ● 環境に配慮した製品を優先して購入するよう努めます。
事業者	● 事業活動によって発生する廃棄物の削減に努めます。 ● ペーパーレス化*を推進します。 ● 量り売りや包装の簡素化など、無駄を出さない取り組みに努めます。 ● 容器を回収し、再利用に努めます。 ● 商品の企画を統一し、部品交換ができるような商品の販売を推進します。 ● 再利用や再資源化ができる製品の製造・販売に努めます。 ● 資源ごみはリサイクルします。 ● 再生紙の活用など、グリーン購入*を実践します。
市	● ペーパーレス化を推進します。 ● 生ごみの減量と有効活用のため、生ごみ処理機の購入の支援をします。 ● 公共事業で用いる建設資材は、リサイクル製品の積極的な利用に努めます。 ● リサイクルステーションによる資源回収の周知・徹底を図ります。 ● 資源ごみは分別収集を行い、適切に再資源化を行います。 ● 広報紙やホームページなどを活用し、ごみの減量やリサイクルなどの意識高揚を図ります。

②資源の地域循環

【施策の基本的方向】

本市は、水道などの水源を木曽川に頼っており、広域的な視点から、水循環を通した環境保全に貢献していくことが必要です。また、交通網の発達により、域外より多量の食料品が輸送可能となりましたが、輸送には大きなエネルギーを必要とするため、地域内で生産されたものを地域内で消費する地産地消*の取り組みが必要です。

本市では、産直施設や大型スーパー内の産直コーナー数は増加しており、主に事業者による地産地消の取り組みは進められていますが、循環型社会*の構築に向けてさらに地産地消の啓発を推進していきます。

3.2.1

水の有効利用

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
節水の推進	節水に対する意識を高め、限りある水を大切にする取り組みを推進します。	○	○	○
水源地の環境保全	安全でおいしい水を確保するために、水源地の環境保全に貢献します。	○	○	○

3.2.2

地産地消の取り組み

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
地産地消の推進	食糧の輸送に伴う環境への負荷を低減し、資源の地域循環を促すために、地域で採れた農作物は地域で消費する地産地消の取り組みを推進します。	○	○	

【資源の地域循環に対する取組指標】

指標名	令和6年度 現状値	令和12年度 目標値
雨水貯留タンク設置への補助台数（台）	71	85
産地施設などの店舗数(店舗)	34	40
学校給食センターでの利用率(%)	37.5	40.0

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	● 雨水浸透枺*や雨水貯留タンクを設置するなど、水循環の改善に貢献します。 ● 節水や風呂の残り湯などの再利用に努めます。 ● 水源地域の森林保全活動への参加や水源地域との交流に努めます。 ● 野菜や米などは、できるだけ地元でとれたものを食べる地産地消*に努めます。
事業者	● 節水や中水*利用などにより、水の有効利用に努めます。 ● 雨水浸透枺や雨水貯留タンクの設置、透水性舗装*の採用などにより、水循環の改善に貢献します。 ● 水源地域の森林保全活動への参加や水源地域との交流に努めます。 ● 産直施設や大型スーパー内の産直コーナーでの販売を推進します。
市	● 雨水や処理水の再利用、循環利用に取り組みます。 ● 公共施設における節水に努めます。 ● 水資源の有効利用についての普及啓発を図り、節水行動を推進します。 ● 水源地域の森林保全活動への参加や水源地域との交流に努めます。 ● 地元農作物の学校給食での利用や直売所の設置などによる地産地消を推進します。

コラム

プラスチック製買物袋の有料化

令和2（2020）年7月1日より、全国でプラスチック製買物袋の有料化が開始されました。

プラスチックは、現在、経済社会に深く浸透し、私たちの生活に利便性と恩恵をもたらしてきました。しかし、その一方で近年話題となっている海洋プラスチックの問題や地球温暖化といった地球規模の課題が深刻さを増してきています。こうした背景からプラスチックの過剰な使用の抑制を進めていくための取り組みの一環として「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」が改正されました。本改正により、小売業に属する事業者は、商品の販売に際して、消費者がその商品の持ち運びに用いるためのプラスチック製買物袋（いわゆるレジ袋）を有料で提供することが決定されました。

本改正で有料の対象となるのは、購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製買物袋とされており、紙袋や布袋のほか、以下の3点は有料化の対象外とされています。

- ①プラスチックのフィルムの厚さが50マイクロメートル以上のもの
（繰り返し使用が可能であるため）
- ②海洋生分解性プラスチックの配合率が100%のもの
（微生物によって海洋で分解されるため）
- ③バイオマス素材の配合率が25%以上のもの
（植物由来がCO2総量を変えない素材であり、地球温暖化対策に寄与するため）

【有料化の対象外となる買物袋】



繰り返し使えて
地球にやさしい



微生物によって
海洋で分解され
地球にやさしい



温暖化対策に
寄与する
地球にやさしい素材

（出典：経済産業省 レジ袋の有料化

https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag_top.html）

(4) 安全・安心のまちづくりの施策展開の方向性

安全・安心

4 安全・安心のまちづくり

目指すまちの姿

- 生活環境が汚染されることなく健全に維持され、起こりうる気候変動や災害に備えたまちづくりによって、市民の健康と安全が守られている。

施 策

主な取り組み

①環境汚染の防止とリスク低減

4.①.1 大気汚染の防止（再掲）

4.①.2 騒音・振動および悪臭の防止（再掲）

4.①.3 水質汚濁の防止（再掲）

②良好な生活環境

4.②.1 人にやさしい施設整備の推進（再掲）

4.②.2 美しい都市景観の形成（再掲）

4.②.3 歴史・文化資源によるまちづくりの拠点づくり（再掲）

③災害に強いまちづくり

4.③.1 気候変動や自然災害による環境影響の低減・回避

持続可能なまちづくりの方向性

SDGs Goal



3 すべての人に健康と福祉を
11 住み続けられるまちづくりを
13 気候変動に具体的な対策を

循環・共生



6 安全な水とトイレを世界中に

適切な下水道処理などにより、公共用水域の水質保全



12 つくる責任 つかう責任

自然と調和したライフスタイルで環境負荷を低減



14 海の豊かさを 守ろう

良好な水質を維持し海洋などの生態系を保護



15 陸の豊かさも 守ろう

自然生息地の劣化を抑制し、生態系の保護・回復

安全・安心のまちづくりにおいては、望ましい環境（脱炭素*・自然共生*・資源循環）と協働*による環境行動*による持続可能*なまちへ向けた方向性を踏まえ、その基礎となる健康面での安全が守られ、潤いとまちへの愛着が深められる都市環境が保全され、都市環境を確保するための自然災害などからのまちの安全・安心が重要となります。

安全・安心のまちづくりに向けて、環境汚染の防止とリスク低減や良好な生活環境の保全・創出を進めていきます。また、自然災害などによる大規模災害の被害を回避・低減し、回復力のある災害に強いまちづくりの形成により安全・安心のまちづくりを進め、SDGs*のゴール「3 すべての人に健康と福祉を」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「13 気候変動*に具体的な対策を」の達成に貢献し、あわせてSDGsのゴール「6」「12」「14」「15」に係る循環・共生する持続可能なまちを目指します。

「目指すまちの姿」への市民・事業者アンケートからの視点

●生活環境が汚染されことなく健全に維持され、起こりうる気候変動や災害に備えたまちづくりによって、市民の健康と安全が守られている。

- ・市民・事業者ともに、目に見えない「大気汚染の防止」などについては、「わからない」とする回答の割合が高いため、各種環境調査の結果などを積極的に公表・周知する必要があります。
- ・市民・事業者の「環境への配慮」の意識は高く、市民においては他の市民の迷惑とならないよう配慮しています。事業者については企業としての社会的責任を認識し、環境配慮の活動していますが、その活動に負担を感じている事業者が多いため、負担感を軽減する支援を検討する必要があります。
- ・温暖化対策に関する適応行動では、市民・事業者ともに夏の暑さ対策への適応行動が定着しています。事業者においては行政への気候変動や災害に備えた安全・安心のまちづくり（インフラ*）の強化が望まれているため、安全・安心なインフラ整備を検討する必要があります。

【成果指標】

「安全・安心のまちづくり」の達成に関連する数値目標として、大気・河川・ため池の環境基準
 *達成状況のほか下記のとおり定めます。

①数値目標

環境基準達成状況【大気】(%) (再掲)			
令和6年度 現状値	100.0	令和12年度 目標値	100.0
環境基準達成状況【河川】(%) (再掲)			
令和6年度 現状値	89.8	令和12年度 目標値	95.0
環境基準達成状況【ため池】(%) (再掲)			
令和6年度 現状値	96.4	令和12年度 目標値	95.0
公共施設のバリアフリー率(%) (再掲)			
令和6年度 現状値	74.5	令和12年度 目標値	76.0
市域に占める市街化区域の割合(%)			
令和6年度 現状値	33.9	令和12年度 目標値	34.0
準用河川の改修率(%)			
令和6年度 現状値	60.3	令和12年度 目標値	64.0

②取組指標の一覧

指標名	指標の定義
公害防止協定*締結事業所(事業所) (再掲)	公害防止協定の締結事業所数
歩道等設置道路整備率(%) (再掲)	歩道付き道路の整備率(整備済延長/計画延長)
自転車・歩行者専用道路整備率(%) (再掲)	自転車・歩行者専用道路の整備率(整備済延長/計画延長)
景観に配慮した地区数(地区)	景観に配慮した地区計画の策定数
歴史民俗資料館利用状況(人) (再掲)	歴史民俗資料館の年間入館者数
石川家住宅利用状況(人) (再掲)	石川家住宅の年間入館者数
防災リーダーの登録者(人)	リーダー登録者数
防災情報メール登録者(人)	防災情報メール登録者数
準用河川*の改修済延長(m)	準用河川の改修済延長(累計)

①環境汚染の防止とリスク低減

【施策の基本的方向】

安全・安心で快適な暮らしには大気・水質の保全や静かな環境は不可欠な要素となっています。本市における公害苦情件数は「第1次環境基本計画」策定時の平成23年度以降減少していますが、年間15件程度発生しており、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの公害の発生時には、迅速に対応を行い、安全・安心な暮らしを確保していくことが必要です。

また、公害の発生を防止するために市民・事業者に対する意識啓発を実施するとともに、県などの関係機関や事業者と連携した公害対策を推進していきます。

4.①.1

大気汚染の防止（再掲）

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
大気汚染の防止	「大気汚染防止法」、「県民の生活環境の保全などに関する条例」を遵守し、大気汚染の防止を図ります。	○	○	○
大気汚染物質の排出削減	大気汚染物質の自主的な排出削減を推進します。			○

4.①.2

騒音・振動および悪臭の防止（再掲）

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
騒音・振動および悪臭の防止	「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」、「県民の生活環境の保全などに関する条例」を遵守し、騒音・振動および悪臭の防止を図ります。	○	○	○
騒音・振動および悪臭の防止にかかる取り組みの推進	騒音・振動および悪臭の防止となる自主的な取り組みを推進します。			○

4.①.3

水質汚濁の防止（再掲）

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
水質汚濁の防止	「水質汚濁防止法」、「県民の生活環境の保全などに関する条例」を遵守し、水質汚濁の防止を図ります。	○	○	○
水質汚濁の防止にかかる取り組みの推進	水質汚濁の防止となる自主的な取り組みを推進します。			○

【環境汚染の防止とリスク低減に対する取組指標】

指標名	令和 6 年度 現状値	令和 12 年度 目標値
公害防止協定*締結事業所(事業所) (再掲)	62	70

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	●ごみなどの野焼きを行わないようにします。 ●家庭から発生する生活騒音の抑制に努めます。 ●悪臭の原因となるごみを放置しないよう努めます。 ●生活排水を適切に処理し、水質汚濁の防止に努めます。 ●公害に関する情報を収集し、知識に醸成に努めます。
事業者	●施設設備の更新の際は、低公害型の機器の導入や良質燃料への転換を図ります。 ●工場敷地内での樹木の植栽など、植物の大気浄化機能を活かした緑化に努めます。 ●事業活動における騒音や振動、また土壌汚染、悪臭などの公害防止に努めます。 ●市との公害防止協定の締結に努めます。 ●公害に関する情報を積極的に公開します。
市	●野焼きなどの近隣への迷惑行為の防止に努めます。 ●生活排水対策として、下水道の整備や適正管理に努めます。 ●事業者との公害防止協定の締結を推進します。 ●市民・事業者に対して、公害防止に対する認識の向上のための情報提供を行います。 ●公害防止に関する各種法令などに基づく指導・監視体制を徹底します。

②良好な生活環境

【施策の基本的方向】

本市では、人口の増加に伴い、さまざまな人が生活しています。すべての市民にとって安全で安心な生活環境とするために、公共公益施設のバリアフリー*化や、外国籍の市民に対応したサービスを提供することが必要です。

また、地域の都市景観を保全するための、環境美化に関する取り組みの推進や地域特有の歴史的・文化的資源を活用したまちづくりを推進していきます。

4.②.1 人にやさしい施設整備の推進（再掲）

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
バリアフリー化の促進	駅や市役所などの公共公益施設のバリアフリー化を促進し、市民全員が快適で安全に利用できる人にやさしい施設整備を推進します。		○	○
道路整備の促進	歩道や自転車専用道を確保するなど、人にやさしい道路整備を促進します。			○

4.②.2

美しい都市景観の形成（再掲）

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
地域の特性を活かした都市景観の形成	地域の特性を活かした、緑豊かな快適に暮らすことのできる都市景観を形成します。	○	○	○
自然を感じることでできる都市景観の形成	水と緑による連続性を確保した自然を感じることでできる都市景観を形成します。		○	○
環境美化に関する取り組みの推進	不法投棄*やポイ捨てのないまちを実現するために各地域が主体となった環境美化の取り組みを推進します。	○	○	○

4.②.3

歴史・文化資源によるまちづくりの拠点づくり（再掲）

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
歴史・文化資源の保全	地域に残り、地域住民に親しまれている神社仏閣や遺跡を適切に保全し、地域のまちづくりの拠点として活用します。	○	○	○
歴史・文化資源の活用	市民・事業者・市との協働*による神社仏閣や遺跡などの歴史資源を活用したまちづくりを推進します。	○	○	○

【良好な生活環境に対する取組指標】

指標名	令和6年度 現状値	令和12年度 目標値
歩道等設置道路整備率(%) (再掲)	94	94
自転車・歩行者専用道路整備率(%) (再掲)	89	89
景観に配慮した地区数(地区)	9	9
歴史民俗資料館利用状況(人) (再掲)	4,803	4,481
石川家住宅利用状況(人) (再掲)	3,711	5,761

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	●自転車の放置や自動車の違法駐車をしません。 ●住宅を建設するときは、形や色など周囲の景観への配慮に努めます。 ●地域や学校などのビオトープ*づくりに参加します。 ●地域の環境美化活動への積極的な参加に努めます。 ●ごみやタバコのポイ捨てをしません。 ●地域の祭りや伝統行事などへ積極的に参加し、伝統文化の保存活動に努めます。 ●文化施設を活用し、文化活動の充実に努めます。
事業者	●施設のバリアフリー*化に努めるなど、快適で安全に利用できる施設整備の推進に努めます。 ●屋外広告物などを設置する際は、周辺の景観への配慮に努めます。 ●事業所内ビオトープの保全と新たなビオトープづくりに努めます。 ●敷地内および敷地周辺を清掃し、地域の美化に努めます。 ●歴史・文化資源の保全に協力します。 ●地域の祭りや伝統行事などへの参加・協力に努め、伝統文化の保存を支援します。
市	●公共施設の新築・改築の際には、バリアフリー化に努め、快適で安全に利用できる施設整備を推進します。 ●歩道の段差解消や拡幅に努めます。 ●田畑やため池などの田園景観を保全します。 ●市内の緑化および景観の形成を推進します。 ●各家庭への苗木の配布などによる、敷地内緑化の普及・啓発に努めます。 ●一定規模以上の開発などに対しては緑地の十分な確保を促します。 ●地域の環境美化活動への支援をします。 ●市民・地域・事業者との協働*によるパトロールの実施などにより不法投棄*の防止に努めます。 ●市民・地域・事業者と協働し、神社仏閣や遺跡などの歴史資源を活用したまちづくりを推進します。 ●地域における歴史的資源の保護活動への支援を推進します。 ●文化財の調査を行い、その保護・保全・活用を進めます。

③災害に強いまちづくり

【施策の基本的方向】

地球温暖化*の進行に伴う気候変動*が顕在化し、大規模な自然災害が頻発しています。

自然災害が起こった場合に、大きな被害が生じないよう森林・河川づくり、災害時の暮らしを支えるインフラ*などの普及を促進し、災害廃棄物の処理体制を整えていきます。

4.③.1

気候変動や自然災害による環境影響の低減・回避

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
気候変動適応策の推進	地球温暖化による気候変動や温暖化が原因で発生する自然災害の被害を最小限に抑えるための適応という考え方の認知度を高めるため、市民・事業者および行政機関関係者への周知や普及啓発を行います。			○
自然の機能を生かす取り組みの推進	森林や農地、河川は災害被害を防ぐ機能を持っています。これらの機能を発揮できる自然を守り育てます。			○
災害廃棄物処理の体制整備	大規模災害の発生に備えるため、災害廃棄物処理計画に従って、事業者などと連携した災害廃棄物処理体制や広域連携*体制を構築します。		○	○

【災害に強いまちづくりに対する取組指標】

指標名	令和6年度 現状値	令和12年度 目標値
防災リーダーの登録者（人）	106	160
防災情報メール登録者（人）	3,253	4,100
準用河川*の改修済延長（m）	5,828	6,205

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	●蓄電池*を備えた自動車などの購入により、災害発生時への備えに努めます。 ●クールシェア*・ウォームシェア*に取り組みます。 ●自宅周辺でできる身近な適応策となる緑や水辺環境の保全に努めます。
事業者	●再生可能エネルギー*利用や蓄電池の導入を促進し、平時・災害発生時への備えに努めます。 ●事業活動に関連する気候変動*への適応策に関する情報を収集し、従業員に周知します。 ●事業所でできる適応策として敷地内の緑化などに努めます。
市	●市職員の気候変動への適応策の理解度を向上します。 ●市民や事業者にとって身近な適応策の情報提供に努めます。 ●市内の緑化および景観の形成を推進します。 ●一定規模以上の開発などに対しては緑地の十分な確保を促します。 ●災害により発生した廃棄物の処理に備えるため、災害廃棄物処理計画を策定し、事業者などと連携した災害廃棄物処理体制や広域連携*体制を構築します。

コラム

国土強靱化

わが国は度重なる大災害を経験し、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。これを避けるためには、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築していく「国土強靱化」に取り組むことが求められています。

国土強靱化は、①人命の保護が最大限図られていること、②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、④迅速な復旧復興という4つの基本目標を設定しています。また、国土強靱化はとても幅広い概念で、行政だけでなく企業・地域・個人での取組や、ハード面だけでなくソフト面の取組も国土強靱化に含まれます。



（出典：内閣官房 国土強靱化

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/）

(5) 協働による環境行動のまちづくりの施策展開の方向性

協働

5 協働による
環境行動のまちづくり

目指すまちの姿

- 市民一人一人が環境に対する関心や自覚を高め、環境に配慮した選択ができている。

施 策

主な取り組み

①環境学習の推進

5.①.1 学校教育・生涯学習の充実

5.①.2 環境教育の実施体制の構築

②環境保全行動の推進

5.②.1 協働による環境保全の推進

5.②.2 環境情報の収集・発信

5.②.3 広域的な環境保全活動の推進

持続可能なまちづくりの方向性

SDGs Goal

4 質の高い教育をみんなに
17 パートナーシップで目標を達成しよう

循環・共生

目指すまちの姿に向けた原動力



環境分野の取り組みには、市の施策だけでなく、市民や事業者などの役割も非常に大きいことから、これからもさらに協働*によるまちづくりを進めて行く必要があります。

「協働による環境行動*のまち」の実現に向けて、環境学習の推進により市民などの環境意識を高め、行動を促すとともに、協働による環境保全活動を積極的に推進し、SDGs*のゴール「4 質の高い教育をみんなに」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献し、あわせて様々な SDGs のゴールに係る循環・共生する持続可能*なまちを目指します。

「目指すまちの姿」への市民・事業者アンケートによる視点

●市民一人一人が環境に対する関心や自覚を高め、環境に配慮した選択ができている。

市民においては各家庭で「環境について話し合う」ことや、事業者では「従業員に対して職場や家庭での環境配慮行動について教育や実践の働きかけを行う」取り組みがされていることから、「話し合う」、「参加する」、「開催する」と段階的な行動に対する支援が必要となります。

【成果指標】

「協働*による環境行動*のまちづくり」の達成に関連する数値目標として、環境問題に各主体が協働で取り組むべきと感じる市民の割合の増加を定めます。

①数値目標

環境問題に各主体が協働で取り組むべきと感じる市民の割合(%)

令和 6 年度 現状値	46.8	令和 12 年度 目標値	70.0
----------------	------	-----------------	------

②取組指標の一覧

指標名	指標の定義
環境教育*の開催数（回）	市内の保育園・小中学校の環境教育の開催数
生涯学習講座の開催数(回)	みよし悠学カレッジ*における環境学習に関する講座の開催数
環境活動団体数(団体) (再掲)	環境美化活動や資源ごみ回収を行う団体数
環境分野の公益活動団体数(団体)	公益活動団体の中で環境保全に取り組んでいる団体数

①環境学習の推進

【施策の基本的方向】

本市の多様化する環境問題に取り組んで行くためには、各主体が環境問題解決に向けた共通の認識を持つことが必要です。そのためにも、みよし市が抱える環境問題と解決のために推進していくべき取り組みについて理解を深め、それぞれの主体が何ができるかを考えることが重要です。

そこで、環境学習の場や機会の充実を図り、市民や事業者の積極的な参画を推進していきます。

5.①.1

学校教育・生涯学習の充実

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
子どもの自然体験学習の推進	子どもが学校教育を通じて自然とふれあえる体験学習などを推進します。	○	○	○
生涯学習における環境学習の推進	環境について幅広く学ぶことができる生涯学習を推進します。	○	○	○

5.①.2

環境教育の実施体制の構築

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
総合的環境教育*・学習プログラム構築	総合的な環境教育や環境学習のあり方についての調査・研究を進め、学習プログラムの構築を目指します。			○
総合的環境教育・学習プログラム推進体制の構築	総合的な環境教育や環境学習の推進を図っていくための体制を構築します。			○

【環境学習の推進に対する取組指標】

指標名	令和 6 年度 現状値	令和 12 年度 目標値
環境教育*の開催数(回)	31	20
生涯学習講座の開催数(回)	8	15

【市民・事業者・市の行動指針】

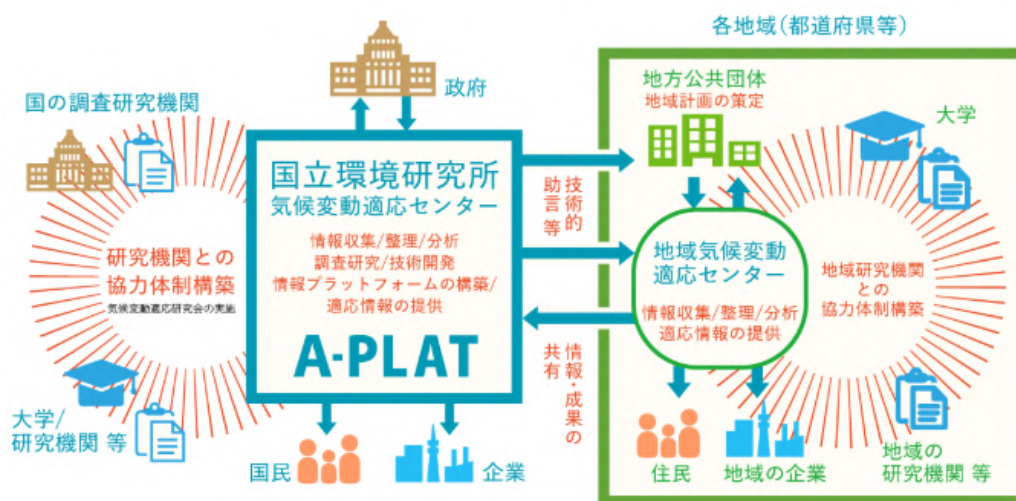
主体	行動指針
市民	● 家庭で環境について話し合います。 ● 環境教育・環境学習に積極的に参加・協力します。 ● 日常生活の中で環境に関する情報や知識に触れ、考えるよう努めます。 ● 市民主催の環境学習講座や、環境保全の活動を実施します。
事業者	● 環境教育・環境学習に積極的に参加・協力します。 ● 事業活動の中で、従業員の環境意識の啓発に努めます。
市	● 学校教育の総合学習などにおける環境教育を推進します。 ● 学校校舎のエコ改修などにより、環境を意識できる場の形成に努めます。 ● 身近な自然にふれあい、環境保全に対する理解を深めるため、生涯学習講座などの環境教育を推進します。 ● 環境調査や体験学習などによる学習プログラムの構築を支援します。

コラム

気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）

気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）は、気候変動による悪影響をできるだけ抑制・回避し、また、正の影響を活用した社会構築を目指す施策（気候変動適応策）を進めるために参考となる情報を、分かりやすく発信するための情報基盤として、平成 28（2016）年に立ち上げられました。

A-PLAT では、国立環境研究所が気候変動影響や適応策に関する科学的知見や適応に向けた様々な取り組みなどの情報を発信しており、地方公共団体、事業者、個人などさまざまな主体における適応策の推進に寄与しています。



（出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）
<https://adaptation-platform.nies.go.jp/index.html>）

②環境保全行動の推進

【施策の基本的方向】

本市の多様化する環境問題に取り組んでいくためには、市民、事業者、行政の協働*により環境問題に取り組んでいくことが必要です。

このため、各主体の持つ知見や、取り組み内容などの情報を日常的に共有し、活用することが重要です。また、市内のネットワークだけでなく、他の自治体や地域とのネットワークの構築により、広域的な視点での取り組みを推進していきます。

5.②.1

協働による環境保全の推進

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
協働ネットワークによる環境保全	市民、市民団体、事業者、教育機関、市などが、環境保全に対する意識を高め、環境保全活動に取り組みます。	○	○	○

5.②.2

環境情報の収集・発信

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
環境情報の収集・活用	環境に関する最新情報や研究成果などを収集・活用します。	○	○	○
環境情報の共有	広報誌やホームページを活用して、環境に関する情報を各主体が共有します。	○	○	○

5.②.3

広域的な環境保全活動の推進

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
広域ネットワークによる自然環境体験学習	市外の人々と交流し、自然環境を学び、体験する機会や活動を推進します。	○		○

【環境保全行動の推進に対する取組指標】

指標名	令和 6 年度 現状値	令和 12 年度 目標値
環境活動団体数(団体) (再掲)	128	125
環境分野の公益活動団体数(団体)	13	10

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	● 市内外での環境保全活動への積極的な参加に努めます。 ● 環境に優しいライフスタイルの実践に努めます。 ● 市の広報紙やインターネットから積極的に情報収集します。 ● 環境に関する調査や活動から積極的に情報収集します。 ● 市民団体が行った環境に関する調査結果や活動内容を市に提供します。
事業者	● 市内外での環境保全活動への参加・支援を推進します。 ● 事業活動による環境負荷の低減に努めます。 ● 公害を防止し、環境保全に配慮した事業活動を推進します。 ● 事業活動や社会貢献活動を通じて、地域の環境保全に貢献します。 ● エコビジネス*を展開するよう努めます。 ● 事業者が自ら行っている環境に関する取り組みや情報を市・市民に提供します。 ● 従業員に対する環境教育*を推進します。
市	● 環境にやさしいライフスタイルの普及啓発を推進します。 ● 国・県・市の環境に関する情報を市民・事業者に積極的に提供し、情報の共有を推進します。 ● 市民や事業者などの相互交流の場の提供に努め、環境保全に関する意識向上を図ります。

【NPO 法人みよしの自然環境を守る会】

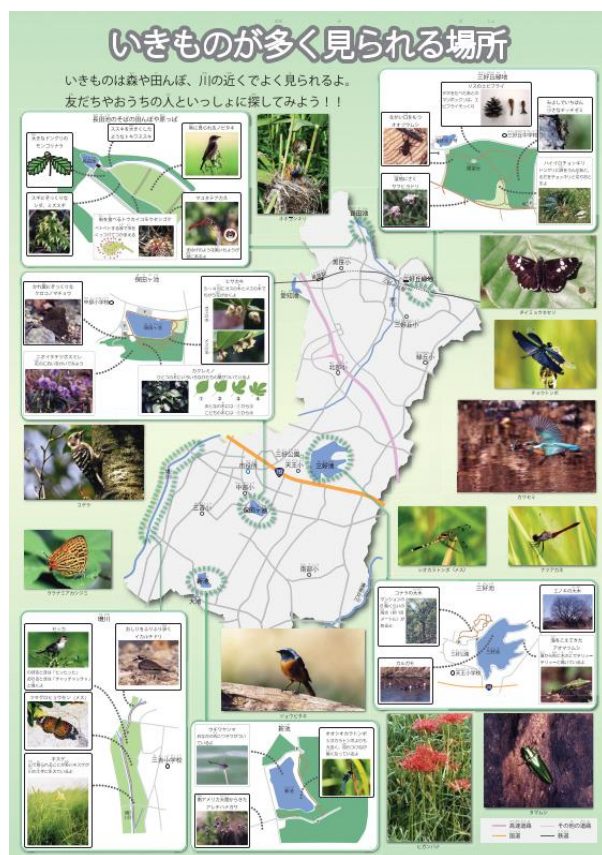
NPO 法人みよしの自然環境を守る会では市と協働し、市内在住の親子や小学生を対象にした自然観察会などを実施し、里山の昆虫観察や植物観察、田んぼやビオトープなどでの水生生物*調査を通してみよし市の自然の大切さを学ぶ機会を提供しています。

【みよし里山まもり隊】

みよし市里山まもり隊は、みよし市の自然を残したいと集まった有志で結成された団体であり、三好丘緑地で市内在住の親子を対象にした自然観察会や近隣の竹林の手入れを行っています。里山林は、多くの生き物のすみかであるとともに、地下水を蓄え、大気中の二酸化炭素（CO₂）を樹木に蓄えることで地球温暖化を抑えるなど大切な役割を担っており、みよし里山まもり隊は、三好丘中学校と北中学校の PTA 活動をしている「おやじの会」とも協力して保全活動を進めています。

【保田ヶ池どんぐりの会】

保田ヶ池どんぐりの会は野鳥や昆虫などが集えるような緑豊かな自然を残すことで多くの人がくつろぎ憩える保田ヶ池公園を目指した活動を行っています。また、市内の事業者である株式会社三五と市と協働で保田ヶ池南にドングリの森の整備を進めるなど、市民の心を温める緑地を目指した保全活動も行っています。



第 4 章

計画の推進

1 計画の周知

第2次みよし市環境基本計画の施策・事業を着実に推進するためには、市民や事業者などの各主体への計画の周知が重要となります。同時に、協働*による環境行動*で高い効果を発揮させるため、未だ馴染みのない取り組みを広めるためにも、市民一人ひとりが本計画を知り、趣旨や内容を理解することが、目標達成に向けた取り組みの第一歩として必要不可欠です。

そのため、第2次みよし市環境基本計画本編や概要版を市広報紙や市ホームページなどの様々な媒体を活用し、市民や事業者など多くの人に、趣旨や内容について周知を図ります。

あわせて、未来を生きる子どもたちに向けて環境やSDGs*に関する効果的な周知・啓発を行うための「子ども版環境基本計画」を作成し、若年層への積極的な情報発信を図ります。

2 計画推進の体制

(1) 計画推進主体

第2次みよし市環境基本計画の実現に向けて、各種施策や事業を市民・事業者、みよし市（行政）と「みよし市環境審議会」がそれぞれの役割と責任のもと相互に協力・協働しながら推進します。

①市民・事業者

- 環境行動を実践する主体として、本計画に示す事業に主体的・自発的に参画して協働で取り組みます。
- 協働による取り組みの成果や意見・課題は、市にフィードバックし、事業の効果的な推進を図ります。

②みよし市（行政）

- 市民や事業者の環境行動を支援し、本計画に示す事業を所管する関係各課と調整を図りながら、横断的・総合的な施策・事業の推進を実施します。
- 国や県などと連携・協力し、国などが実施する環境政策を本市においても着実に推進します。

③みよし市環境審議会

- みよし市環境基本条例第26条の規定による市長の諮問に応じて、環境の保全、環境美化および環境衛生に関し必要な調査および審議を行い、市長に対し答申します。
- 委員は学識経験者、市民公募委員、関係団体の代表者などで構成します。

(2) 計画推進管理

みよし市の環境・まちづくりの担い手である市民・事業者と共に、学識経験者や関連団体にも意見を聴きながら、PDCA サイクルによるスパイラルアップで本計画を確実に推進していきます。

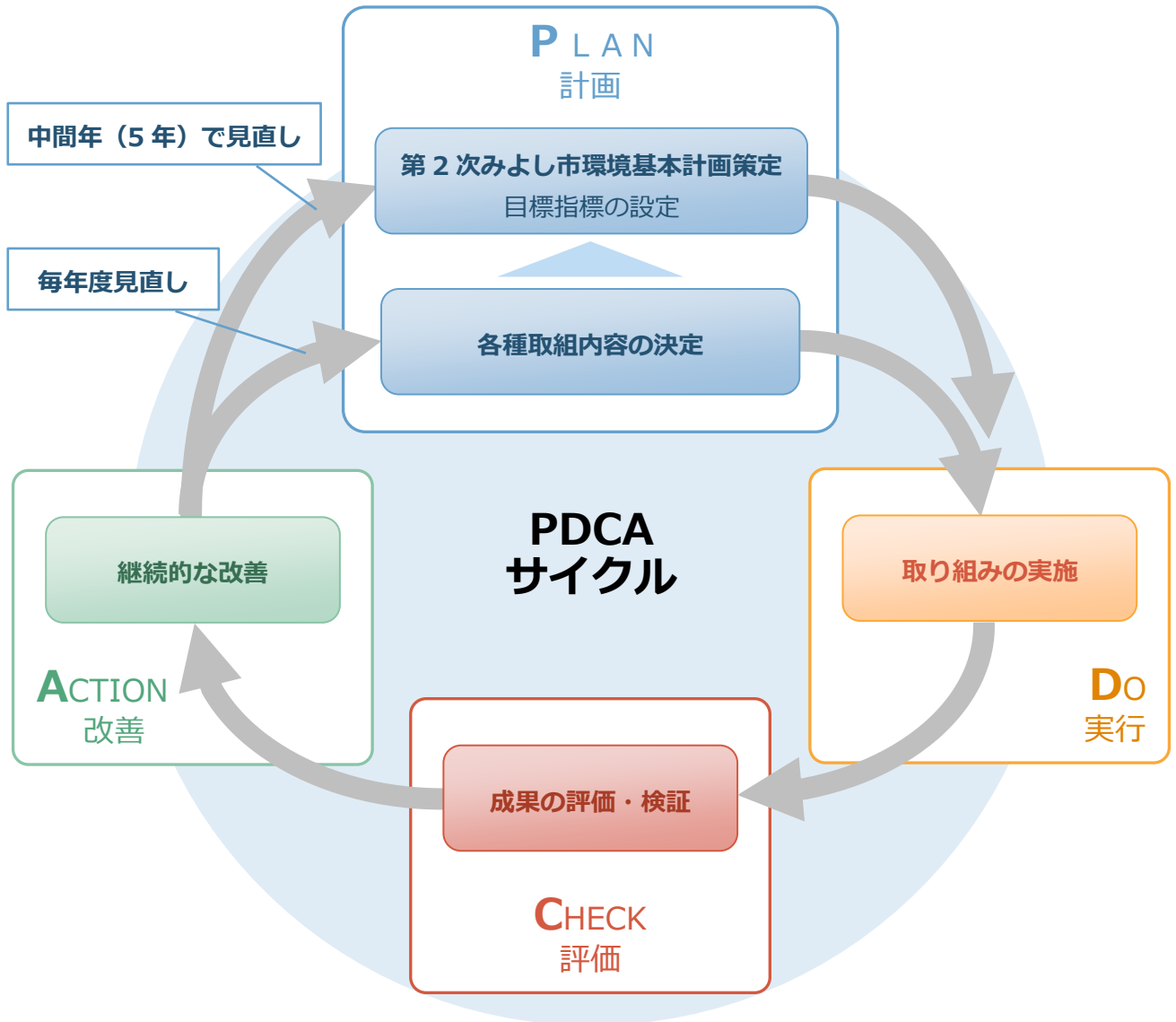
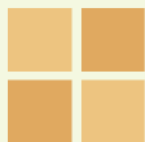
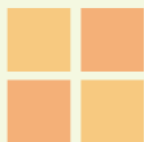
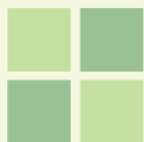


図 38 計画推進管理



Miyoshi City



みよし市生物多様性戦略

令和 3（2021）年度～令和 12（2030）年度

【中間見直し素案】

令和 3（2021）年 3 月

（令和 9（2027）年 3 月中間見直し）

み よ し 市



目 次

第1章 戦略策定にあたって	1
1 生物多様性・4つの危機	1
2 生物多様性の必要性・4つの生態系サービス	2
3 戦略策定の背景	3
4 戦略の基本的事項	8
第2章 現状と課題	10
1 自然環境の現状調査	10
2 第2次みよし市環境基本計画に基づく現状と課題	30
第3章 生物多様性戦略の内容	39
第4章 戦略の推進	58
1 戦略の周知	58
2 戦略推進の体制	58

第1章 戦略策定にあたって

1 生物多様性・4つの危機

(1) 生物多様性とは

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接、間接的に支えあって生きています。

(2) 日本の生物多様性の危機

日本の生物多様性は4つの危機にさらされています。過去にも自然現象により大量絶滅が起きていますが、現在は6度目の大量絶滅と呼ばれています。人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約100～1,000倍にも達し、たくさんの生きものたちが危機に瀕しています。

4つの危機

第1の危機：開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少

埋め立てなどの開発、鑑賞や商業利用のための乱獲、過剰な採取によって生息生育環境が悪化し、破壊されるなど、人間活動が自然に与える影響は多大です。

第2の危機：里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下

雑木林や採草場が利用されなくなったことで生態系のバランスが崩れ、里地里山の動植物が絶滅の危機にさらされています。また、シカやイノシシなどの個体数増加も地域の生態系に大きな影響を与えています。

第3の危機：外来生物などの持ち込みによる生態系のかく乱

外来生物が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑して遺伝的になく乱をもたらしたりしています。また、化学物質の中には動植物への毒性をもつものがあり、それらが生態系に影響を与えています。

第4の危機：地球環境の変化による危機

地球温暖化は国境を越えた大きな課題です。平均気温が1.5～2.5℃上がると、氷が溶け出す時期が早まったり、高山帯が縮小されたり、海面温度が上昇したりすることによって、動植物の20～30%は絶滅のリスクが高まるといわれています。

2 生物多様性の必要性・4つの生態系サービス

(1) 生物多様性の必要性

本市は、適度な気候と肥沃な土地に恵まれた果樹の生産地であるとともに、自動車関連企業が数多く立地するなど、「モノづくり愛知」の一翼を担っています。

私たちは古くから自然の大きな恵みに支えられて、健康で文化的な生活を営み、四季折々に移り変わる自然を継承してきましたが、近年の都市化、工業化の進展や、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムの定着により、自然環境にも大きな負荷を与えてきました。生物多様性が損なわれれば、私たちが受ける恵みは低下して、将来にわたる暮らしの基盤を失うおそれがあります。

今、私たちは生態系の一員として生きていることを自覚し、人間活動を自然のバランスを崩さない範囲内にとどめ、豊かな自然環境を将来にわたって維持していかなければなりません。

そのためには、今ある生態系を保全するとともに、社会経済活動や生活様式のあり方を問い直し、自然との共生が図られることが求められています。

(2) 生態系サービス

私たちの生活は生物多様性がもたらす恩恵に支えられています。この恩恵は「生態系サービス」と呼ばれ、次の4つに分類されています。

4つの生態系サービス

①基盤サービス

生息地、栄養、水、土壌の形成など、②供給サービス・③調整サービス・④文化的サービスの供給を支えるサービス。

②供給サービス

食料、燃料、木材、繊維、薬品、水など、人間の生活に重要な資源を供給するサービス。このサービスにおける生物多様性は、有用資源の利用可能性という意味で極めて重要です。現に経済的取引の対象となっている生物由来資源から、現時点では発見されていない有用な資源まで、ある生物を失うことは、現在及び将来のその生物の資源としての利用可能性を失うことになります。

③調整サービス

森林があることで気候が緩和されたり、洪水が起こりにくくなったり、水が浄化されたりといった、環境を制御するサービス。これらを人工的に実施しようとすると、膨大なコストがかかります。このサービスの観点からは、生物多様性が高いことは、病気や害虫の発生、気象の変化等の外部からのかく乱要因や不測の事態に対する安定性や回復性を高めることにつながると言えます。

④文化的サービス

精神的充足、美的な楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションの機会などを与えるサービス。多くの地域固有の文化・宗教はその地域に固有の生態系・生物相によって支えられており、生物多様性はこうした文化の基盤と言えます。ある生物が失われることは、その地域の文化そのものを失ってしまうことにもつながりかねません。

3 戦略策定の背景

本市では、平成 13（2001）年 3 月に望ましい環境像として「みどり豊かなふれあいのまち」を掲げ、「三好町環境基本計画」を策定し、平成 23（2011）年 3 月には「水と緑を守りともにつくる環境共生都市・みよし」を望ましい環境像とし、「多様な生き物とともに暮らす自然共生型都市づくり」を基本目標の一つの柱として掲げた「みよし市環境基本計画」を策定しました。本市は、様々な生き物の生息地・生育地として、豊かな生物多様性の基盤となる自然環境を保全・再生するため、開発等による緑の喪失を抑制しつつ、樹林地の適切な管理や河川の多自然整備などを進め、質の高い緑を市内全体にネットワークするとともに、市民・事業者・市が自然環境に関する理解を深めて、ともに保全活動に取り組んできました。

近年、私たちの暮らしや経済活動を支えてきた生物多様性が急速に失われつつあります。これからも生物多様性の恵みを受け、豊かな暮らしや経済活動を続けながら、自然と深く結びついた文化と暮らしを未来に引き継ぐためには、私たち一人ひとりが、生物多様性のことを正しく知り、行動する必要があります。

平成 22（2010）年に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）での「愛知目標」の採択を受け、愛知県は平成 25（2013）年 3 月に令和 2（2020）年を目標年次とする「あいち生物多様性戦略 2020」を策定しました。この戦略に基づき、「人と自然が共生するあいち」を目指し、多様な主体の連携により生態系ネットワークの形成を進める県独自の取組「あいち方式」により生物多様性保全に取り組み、地方自治体レベルでの取組をリードしてきました。

令和 3（2021）年 2 月に策定された「あいち生物多様性戦略 2030」は、COP10 から 10 年を経た愛知県の状況を総括し、「ポスト 2020 生物多様性枠組」を見据えながら、令和 12（2030）年に向けて持続可能な社会の発展に資するための戦略として策定するものであり、SDGs（持続可能な開発目標）に合致した生物多様性保全の行動計画という側面を有します。県民、市民団体、事業者、市町村などの多様な主体が生物多様性の保全とその持続可能な利用の促進に向けた様々な取組を進めるうえで、基本となる考え方や将来像を示し、具体的な行動の指針となるものです。

本市では、令和 3 年 3 月に策定された「第 2 次みよし市環境基本計画」における、多様な自然と風土を適切に保全するとともに、豊かな生態系ネットワークがまちの中に息づく「自然共生のまちづくり」を目指す仕組みとし、「生物多様性基本法」に基づく生物多様性地域戦略として、本戦略を策定します。

(1) 生物多様性を取り巻く社会の動き

年	国際動向	国内動向
1972 (昭 47)		「自然環境保全法」制定
1975 (昭 50)	「ワシントン条約」・「ラムサール条約」発効	
1992 (平 4)	開発と環境に関する国際連合会議 (リオの地球サミット) 「生物多様性条約」採択	「種の保存法」制定
1993 (平 5)	「生物多様性条約」発効	「生物多様性条約」締結 「環境基本法」制定 「生物多様性国家戦略」策定
1995 (平 7)		
2000 (平 12)	生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関する「カルタヘナ議定書」採択	
2001 (平 13)	国連「ミレニアム生態系評価 (MA)」開始	「三好町環境基本計画」策定
2002 (平 14)		「自然再生推進法」制定 「新・生物多様性国家戦略」策定 「外来生物法」制定
2004 (平 16)		
2005 (平 17)	愛・地球博「自然の叡智」 国連「ミレニアム生態系評価 (MA)」成果発表	
2007 (平 19)		「第 3 次生物多様性国家戦略」策定
2008 (平 20)	生物多様性条約第 9 回締約国会議 (COP9)	「生物多様性基本法」制定
2010 (平 22)	生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) 「生物多様性戦略計画 2011-2020」採択 「愛知目標」採択	みよし市市制施行 「生物多様性国家戦略 2010」策定 「生物多様性地域連携促進法」制定
2011 (平 23)		「みよし市環境基本計画」策定 (第 1 次)
2012 (平 24)	生物多様性条約第 11 回締約国会議 (COP11)	「生物多様性国家戦略 2012-2020」策定
2015 (平 27)	国連サミット SDGs (持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals) 採択	
2018 (平 30)		「第五次環境基本計画」閣議決定 国が「地域循環共生圏」を提唱
2019 (平 31・ 令元)	G20 で海洋プラスチック汚染問題について 首脳宣言	「自然環境保全法」改正
2020 (令 2)	地球規模生物多様性概況第 5 版 (GBO3) 公表	「自然環境保全基本方針」閣議決定 (OECD を位置づけ)
2021 (令 3)	自然と人々のための高い野心連合 (HAC) 発足	「第 2 次みよし市環境基本計画」策定 「みよし市生物多様性戦略」策定 生物多様性及び生態系サービスの総合 評価 2021 (JBO3) 公表
2022 (令 4)	G7 首脳コミュニケ付属文書「自然協約」で 30by30 目標コミット CBD-CP15 昆明・モンリオール生物多様性 枠組採択	30by30 ロードマップ公表 30by30 アライアンス発足
2023 (令 5)	自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD) 始動	生物多様性国家戦略 2023-2030 閣議決 定 「J-GBF ネイチャーポジティブ宣言」発 表
2024 (令 6)		「第六次環境基本計画」閣議決定
2027 (令 9)		「第 2 次みよし市環境基本計画」中間見 直し 「みよし市生物多様性戦略」中間見直し

(2) 戦略策定にあたっての重要な考え方

①生物多様性条約とそれに関連した国内の動き

平成 4（1992）年に開催された地球サミット（国連環境開発会議）で、「気候変動に関する国際連合枠組条約」と「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」が採択されたことを契機に、地球規模の環境問題や生態系の価値が強く認識されました。生物多様性条約は、生物多様性の保全やその持続可能な利用などを目的としています。

平成 5（1993）年 12 月に生物多様性条約が発効したことを受け、我が国では平成 7（1995）年 10 月に最初の「生物多様性国家戦略」が策定されました。生物多様性国家戦略はこれまでに 4 回の改訂を重ねています。「新・生物多様性国家戦略」（平成 14（2002）年策定）では国家戦略を『自然と共生する社会』を政府一体となって実現していくための総合的な計画』として位置付け、「第 3 次生物多様性国家戦略」（平成 19（2007）年策定）では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる国の施策の目標と取組の方向が定められました。また平成 20（2008）年に公布された「生物多様性基本法」では、生物多様性の保全と持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間団体の責務を明らかにし、都道府県及び市町村に対しても生物多様性地域戦略の策定を努力義務としています。

②COP10 と愛知目標

平成 22（2010）年、愛知県で生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が開催されました。COP10 では、「自然と共生する世界」の実現に向け、令和 2（2020）年までに「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことを目標とした「生物多様性戦略計画 2010-2020」が採択され、その中で「愛知目標」として 20 項目の個別目標が定められました。

愛知目標とは、「生物多様性戦略計画 2011-2020」においてまとめられた、地球上の生物多様性を保全するための国際的な目標です。この愛知目標は、数値目標を含む 20 の個別目標によって構成されており、「森林を含む自然生息地の損失速度が少なくとも半減、可能な場所ではゼロに近づける」（目標 5）、「陸域の 17%、海域の 10%が保護地域などにより保全される」（目標 11）など具体的な目標を掲げています。

COP10 では、愛知目標のほか、民間など多様な主体の参画の推進や、自治体の取組の強化などの必要性が合意されました。これを踏まえ、各地域の特性に応じた保全活動を促進するため、平成 23（2011）年に「生物多様性地域連携促進法」が施行（平成 22（2010）年制定）され、地域の自然的・社会的な条件に応じて、地方公共団体や市民団体、地域住民、農林漁業者、企業、専門家など地域の様々な関係者が連携し、生物多様性の保全のための活動が行われています。

③外来生物対策

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」は、海外から我が国に導入された外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、特定外来生物として定められた外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いについて規制を行うとともに、国による防除等の措置を講ずることにより、生態系等に係る被害を防止することを目的として、平成 16（2004）年に制定されました。

外来生物対策については、愛知目標では「2020 年までに侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位が付けられ、優先度の高い種が制御されまたは根絶される。」という目標が示され、平成 27（2015）年には「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」が作成されました。また、愛知目標で海洋の保護地域に数値目標

(10%以上) が設定されたことなどを受け、平成 31 (2019) 年 4 月に「自然環境保全法」が改正され、新たな海洋保護区である沖合海底自然環境保全地域が設定されました。絶滅危惧種の絶滅・減少の防止策も推進されており、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種は、計 356 種が指定されています。

貿易の自由化、経済社会のグローバル化の進展により、海外との人や物資の移動は活発化しており、外来生物の侵入は今後も続いていくものと考えられます。侵略的外来生物の侵入防止、拡散防止に向けて、行政と地域、専門機関などの関係者が連携して、できる限りの対策を速やかに行っていく必要があります。

④持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals、以下「SDGs」という。)

平成 27 (2015) 年に「国連持続可能な開発サミット」が、150 を超える加盟国首脳の参加のもと開催され、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。アジェンダは、人間、地球および繁栄のための行動計画として、宣言および目標を掲げており、この目標が 17 のゴールと 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs)」です。

令和元 (2019) 年 8 月に策定された「愛知県 SDGs 未来都市計画」では、平成 22 (2010) 年以来の県の取組を踏まえ生物多様性保全を中核に据えており、県全域での「生態系ネットワーク形成」や「あいちミティゲーション※」などの取組を発展・確立させ、多様な主体との連携による生態系の創造・再生・保全に取り組むなど、「生物多様性の主流化」への対応に特に注力することとしています。

※あいちミティゲーション：土地利用の転換や開発などにおいて、自然への影響を回避、最小化した後に残る影響を、生態系ネットワークの形成に役立つ場所や内容で代償することにより、開発区域内のみならず、区域外も含めて自然の保全・再生を促す、愛知県独自のしくみのこと



図2 SDGsの17のゴール

⑤マルチベネフィット

「マルチベネフィット※」とは、複数の社会課題の同時解決のことです。SDGs には、貧困、飢餓、保健等と並び、海洋資源、陸上資源についての目標が含まれていますが、それぞれの目標は互いに関連し合ったものであり、複数の課題を統合的に解決することや、一つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指す、という特徴を持っています。

生息地の変化、過剰利用、汚染と栄養の蓄積等により生物多様性は影響を受け、その結果として地域社会が不安定化するなどの問題が起きています。地球規模の生物多様性の保全と回復のためには、環境・経済・社会の課題を同時に考慮することが必要であり、こうした考え方は、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES) の評価報告書においても指摘されています。

※マルチベネフィットの事例：自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など）を活用した社会資本整備や土地利用など

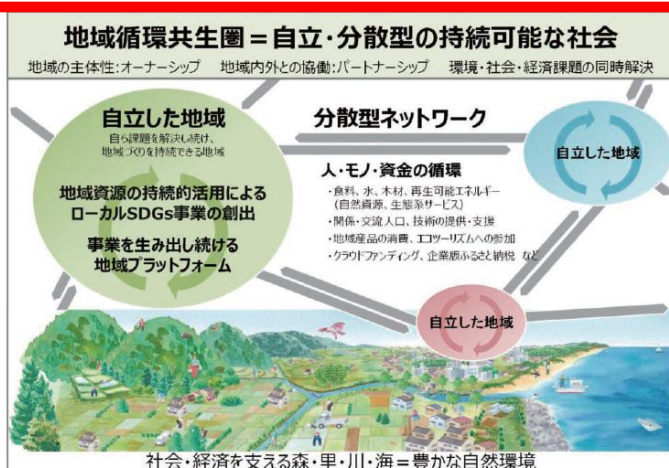
【環境省：第六次環境基本計画（令和 6（2024）年 5 月）より】

⑥地域循環共生圏

「地域循環共生圏」とは、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域を作るとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。地域の主体性を基本として、パートナーシップの基で、地域が抱える環境・社会・経済課題を統合的に解決していくことから、ローカルSDGsともいいます。

私たちの暮らしは、森・里・川・海やその連環が形成する豊かな自然の恵み（生態系サービス）によって支えられています。それぞれの地域が生み出すモノやサービスの付加価値を高めていくことが求められる中、特に地域の自然とのつながりが深い農林水産業や観光業においては、自然の恵みを地域資源として、地域産業や地域そのものもブランド化し、活用できる可能性を秘めています。既に様々な地域で取組が進みつつあり、具体的には、コウノトリの生息地において、コウノトリの人工繁殖・放鳥、野外で暮らすコウノトリの生息環境を確保するための農薬や化学肥料に頼らない農法の実践と、この農法で栽培した米のブランド化に取り組み、更にコウノトリ野生復帰の取組をエコツーリズムに活かしている事例や、農業の近代化により農業用排水路と水田の間にできた落差を解消するための魚道を設置し、湖と水田を魚類が行き来できるよう環境を整えたとともに、農薬・化学肥料を5割以下に削減した水田と、そこで採れた米を地域ブランドとして認証する事例など、生物多様性や環境保全を合わせた地域の活性化を実現しています。

環境省では、令和元（2019）年度より、「環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」を行い、ステークホルダーの組織化を支援する「環境整備」と、事業の構想作成を支援する「事業化支援」を行っています。さらにこの事業の中で、地域循環共生圏に係るポータルサイトの運用も行っており、「しる」「まなぶ」「つくる」「つながる」機会等を提供することで、全国各地におけるローカルSDGsの実践を一層加速させています。



出典：環境省「令和7年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

⑦ノン・ステート・アクターによる自主的な取り組み（協働の取り組み）

non-state actors（非国家主体）とは、企業や自治体、NGO など、国家政府以外の多様な主体のことを指し、近年環境分野においてその役割の重要性が注目されています。

愛知県では、「あいち生物多様性戦略 2020」に基づく独自の取組「あいち方式」により生物多様性保全に取り組み、具体的には、県内全域（9 地域）での生態系ネットワーク協議会設立に加え、指標種を使ったモニタリング調査の実施、自然環境の保全に取り組む市民団体と企業とのマッチングなどを進めてきました。また、「あいち生物多様性戦略 2030」は、SDGs に合致した生物多様性保全の行動計画という側面を有し、多様な主体が、生物多様性の保全とその持続可能な利用の促進に向けた様々な取組を進めるうえで、基本となる考え方や将来像を示しています。

市民や事業者、NPO、行政といった地域の多様な主体が共通の目標のもとにコラボレーション（協働）しながら、効果的な場所で生物の生息生育空間の保全・創出の取組を行うことにより、人と人とのつながりを育みながら「生態系ネットワーク」の形成を進め、人と自然の共生を実現することが重要です。

4 戦略の基本的事項

(1) 戦略の位置づけ

生物多様性基本法では、「都道府県及び市町村は、単独又は共同して（中略）生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定めるよう努めなければならない」と規定されています（第13条）。また国の「生物多様性国家戦略 2023-2030」においても、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を浸透させ、地域における行政、事業者、民間団体、地域住民などによるさまざまな取組を進めるためには、都道府県をはじめ地方自治体がそれぞれの地域の特性に応じて地域戦略を策定することが不可欠であり、すべての都道府県が地域戦略を策定していることを目標としています。

本戦略は、生物多様性基本法第13条第1項に基づく生物多様性地域戦略であり、愛知県による「あいち生物多様性戦略 2030」と整合した、本市における生物多様性の保全及び持続可能性に資する戦略です。

また、「第2次みよし市環境基本計画」の取組分野の一部である「自然共生のまちづくり」「協働による環境行動のまちづくり」の基本的な考え方に基づいた、生物多様性への取り組みへの指針となるものであり、他の分野の関連計画とも整合を図っていきます。

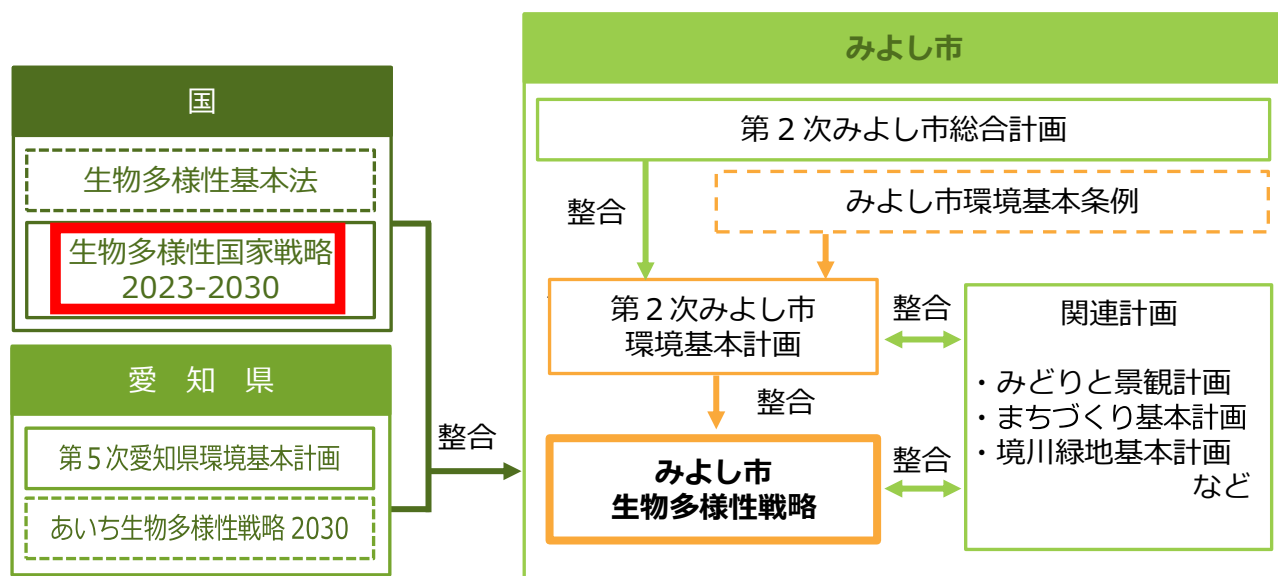


図3 本戦略の位置づけ

本戦略の対象範囲は市域全体とします。

地形は豊田市側の北部から南部にかけて丘陵地を構え、中央部から西南部にかけては、やや平坦な地形となっています。南部の丘陵地は果樹栽培を主とした農業地帯となっていて、北部の丘陵地は土地区画整理事業により整備された住宅地が広がり、中央部の平坦地に市役所をはじめ公共施設が集積しています。本市の北部を源とする境川が東郷町との境界部を流れ、本市の東南端を豊田市から続く逢妻女川が流れています。

図1 県内の生態系ネットワーク協議会の位置図

図 4 戦略の対象範囲

本戦略の対象期間は、「あいち生物多様性戦略 2030」、上位計画である「第 2 次みよし市環境基本計画」の計画期間を踏まえ、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの **10 年間**とします。なお、本戦略は「第 2 次みよし市環境基本計画」の中間見直しに位置付けるものである。

●前期5年 令和3年度～令和7年度 / 後期5年 令和8年度～令和12年度										
年度	R3 2021	4 2022	5 2023	6 2024	7 2025	8 2026	9 2027	10 2028	11 2029	12 2030
あいち生物多様性戦略 2030	R3 ～ R12 まで									
第2次みよし市環境基本計画	前期（5年）				中間見直し	後期（5年）				
みよし市生物多様性戦略	前期（5年）				中間見直し	後期（5年）				

第2章 現状と課題

1 自然環境の現状調査

(1) 環境タイプ図の作成

戦略検討の基礎資料とすることを目的として、衛星画像や環境省植生図を用いて「環境タイプ図」を作成しました。

本環境タイプ図により、工場等の植栽地を含めた樹林の位置や水面、草地などが把握しやすくなったことから、生物多様性の保全上重要な場所の抽出や、樹林環境のネットワーク検討のベース図面として活用し、また、市民意見交換会において検討資料として活用しました。

<作成手順>

- ・自然環境保全基礎調査の植生調査(1/25,000)のGISデータ(調査年:平成22(2010)年)を用いて、環境タイプを区分。
- ・平成23(2011)年10月撮影のALOS/AVNIR-2オルソ補正画像(解像度約10m)を用いて正規化植生指標※(NDVI)を算出。ここから、植生調査のGISデータでは抽出されていない小規模な樹林等を抽出し、「植栽等」として記載。
- ・国土地理院「基盤地図情報」、国土交通省「国土数値情報」を用いて道路、建物、市域、市街化区域のラインなどを記載。

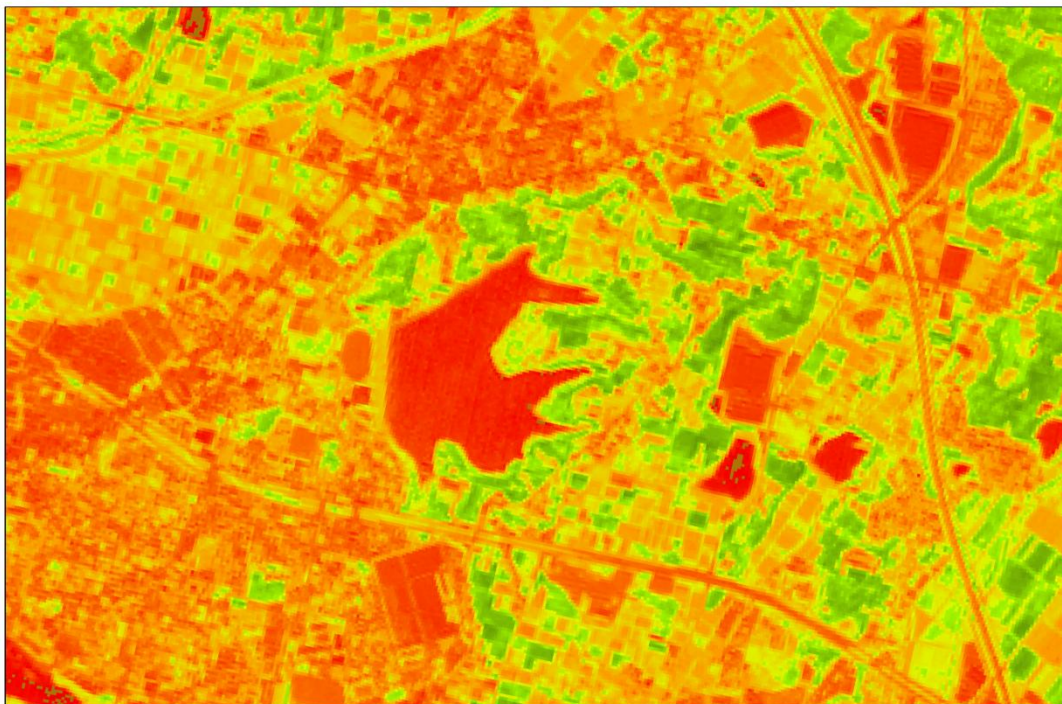


図5 NDVIの算出結果(一部)

※植生指標：植物による光の反射の特徴を生かし衛星データを使って簡易な計算式で植生の状況を把握することを目的として考案された指標で、植物の量や活力を表しています。代表的な植生指標として、NDVI(NormalizedDifferenceVegetationIndex：正規化植生指標)があり、緑色が濃い部分が植物の量や活力が高いことを示しています。



(2) 現状の把握

本市の生物多様性に係る現況を把握し、生物多様性の保全施策に反映することを目的に、1) 生物の生息生育状況、2) 生物多様性の保全上重要な場所、3) NPO・市民・企業などによる生物多様性保全活動の状況を整理しました。

1) 生物の生息生育状況

市内における動植物の生息生育状況を示す資料としては、次のものがあります。

- ・「三好町植物誌」三好町教育委員会（昭和 52（1977）年）
- ・「三好町の自然観察地ガイド」三好町誌編さん委員会（平成 19（2007）年）
- ・「みよしいきものマップ※」みよし市環境経済部環境課（平成 24（2012）年）
※「みよしいきものマップ」の内容は「三好町の自然観察地ガイド」の内容を反映。
- ・「グリーンデータブックあいち 2017 維管束植物編」愛知県環境部自然環境課（平成 29（2017）年）
- ・「あいち生物多様性モニタリング」NPO 法人みよしの自然環境を守る会（令和元（2019）年）

このうち、調査時期が新しく、現状を反映していると考えられる、NPO 法人みよしの自然環境を守る会の「あいち生物多様性モニタリング※」の調査結果と、過去の情報を総合的に整理している「グリーンデータブックあいち 2017 維管束植物編」について整理しました。

※あいち生物多様性モニタリング：愛知県が NPO や企業、行政などとの協働により進めている「生態系ネットワーク形成」の成果や、自然環境の変化の把握を目的とした県民参加型の調査。県が選定した動物 50 種、植物 50 種の指標種を対象としています。

①NPO 法人みよしの自然環境を守る会による「あいち生物多様性モニタリング」の調査結果

多くの指標種が確認されており、市街地に隣接する場所としては良好な環境が残されていると考えられます。特に、生きものの＜食う・食われる＞の最上位に位置し、生息には餌となる生きものが豊富な環境が必要なキツネの生息が確認されていることや、森、草地、水辺の昆虫が多く確認されていること、湿地の植物が確認されていることは、調査対象地である、長田池下流の谷戸環境の生物多様性の高さを示していると考えられます。

外来種は、動物はミシシippアカミミガメ、ウシガエル、カダヤシ、アメリカザリガニが確認され、植物は、セイヨウタンポポ、アカミタンポポが確認されています。いずれの種も、県内で広く分布が確認されている種であり、市内全域に分布していると考えられます。このうち、ウシガエル、カダヤシについては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく「特定外来生物」に指定されており、飼育、保管、運搬等が原則として禁止されているため、扱いについて注意するとともに、啓発を図ることが望まれます。

NPO 法人みよしの自然環境を守る会による「あいち生物多様性モニタリング」の調査結果は以下の通りです。

【動物】(50 種)

調査テーマ	指標種
①身近な哺乳類	ホンドキツネ (指標種以外：ホンドカヤネズミ、ニホンリス、ホンドイタチ)
②身近な野鳥	カルガモ、ケリ、アオサギ、コサギ、コアジサシ、カワセミ、コゲラ、ツバメ、ウグイス、オオヨシキリ
③池や水路のカメ	ニホンイシガメ、クサガメ、ミシシippアカミミガメ
④身近なカエル	アズマヒキガエル、ウシガエル、ニホンアマガエル、シュレーゲルアオガエル、トノサマガエル、ナゴヤダルマガエル、ヌマガエル、ツチガエル、ニホンアカガエル
⑤トカゲ・ヤモリ・イモリ	ヒガシニホントカゲ、ニホニヤモリ、アカハライモリ
⑥川や池の魚たち	カワバタモロコ、ミナメダカ、カダヤシ、カマツカ、カワヨシノボリ、アメリカザリガニ
⑦林や草地の昆虫	マツムシ、ショウリョウバッタ、オオカマキリ、ヤマトタマムシ、ミヤマクワガタ、カブトムシ、アオスジアゲハ、アゲハ、ナガサキアゲハ、ツマグロヒョウモン、アサギマダラ
⑧水辺のトンボ	ハグロトンボ、キイトンボ、ギンヤンマ、チョウトンボ、アキアカネ、ハッチョウトンボ、シオカラトンボ

【植物】(50 種)

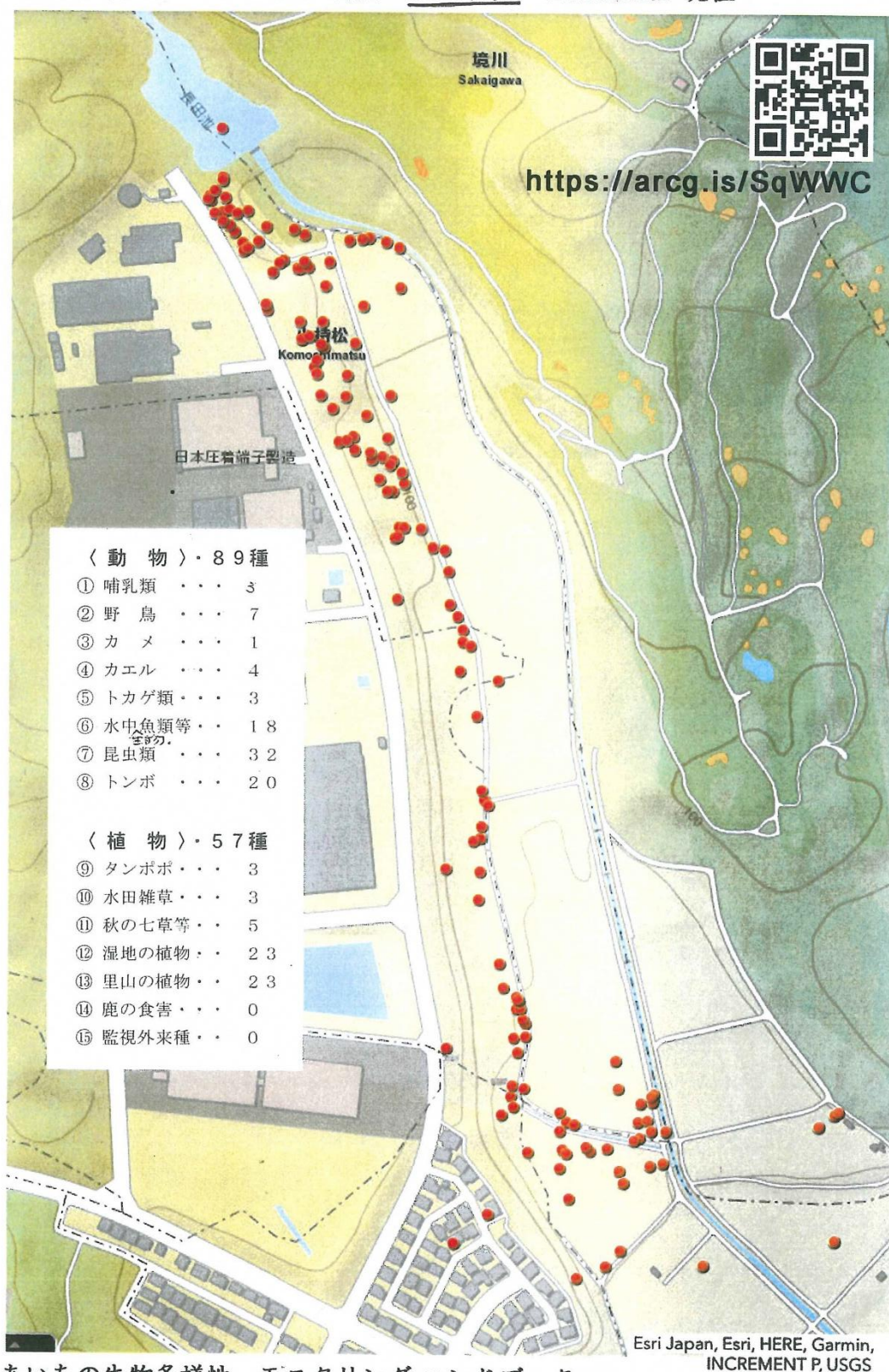
調査テーマ	指標種
⑨タンポポ地図	ニホニタンポポ、シロバナタンポポ、セイヨウタンポポ、アカミタンポポ、エゾタンポポ、キビシロタンポポ (ヤマザトタンポポを含む)
⑩春の水田雑草	ゲンゲ (レンゲソウ)、セトガヤ、サナエタデ、カワヂシャ、コオニタビラコ
⑪秋の七草調査	ススキ、マルバハギ、ツクシハギ、クズ、カワラナデシコ、オミナエシ、ヒヨドリバナ、キキョウ、ツリガネニンジン、ワレモコウ
⑫湿地の植物	ミズギボウシ、ミカヅキグサ、ヌマガヤ、ヌマトラノオ、モウセンゴケ、トウカイモウセンゴケ、クロミノニシゴリ、ハルリンドウ、ミミカキグサ、ホザキノミミカキグサ、サワギキョウ、サワシロギク
⑬里山の植物	アカマツ、アベマキ、フモトミズナラ、ミカワツツジ、クロバイ、エンシュウムヨウラン
⑭ニホンジカによる食害	マツカゼソウ※、コアカソ、ツリフネソウ、アオキ、ハナイカダ (このテーマは調査対象外)
⑮監視したい外来植物	ヨシススキ、ナガエモウセンゴケ、オオカワヂシャ、ヤナギバルイラソウ、メリケントキンソウ、ウチワゼニクサ

種名は確認された種、赤字は外来種、赤の下線は特定外来生物を示す

※マツカゼソウは、ニホンジカの忌避植物であり、増えることでニホンジカの活動が活発であることを示していることから、指標種に選定されています。

またこれらの指標種は、主に長田池下流の谷戸環境で確認されています。

生物多様性モニタリング調査 投稿種数 2019.12.1 現在



あいちの生物多様性 モニタリングハンドブック

図6 指標種等の確認位置

(資料提供：NPO 法人みよしの自然環境を守る会)

②「グリーンデータブックあいち 2017 維管束植物編」による希少植物の調査結果

愛知県内で確認されている全植物が記載されており、分布表によって、本市域での確認種が把握できることから、希少植物について抽出、整理しました。ただし、本調査結果は約 25 年間の調査の蓄積であることから、現在は生育していない可能性があります。

これらの種の生息環境は、湿地が最も多く、本市に分布する湧水湿地やため池周辺の湿地等で確認されたと考えられます。

種名	国	県	生息環境
ヤチスギラン		EN	湿地
イヌカタヒバ	VU		溪流沿いの岩場等
ヒメコウホネ	VU	EN	池沼
イワショウブ		VU	湿地
アギナシ	NT		〃
ミズトンボ	VU	VU	〃
サギソウ	NT	VU	〃
シラタマホシクサ※	VU	VU	〃
シズイ		VU	池沼
ミカワシンジュガヤ	VU	VU	湿地
ヒメコヌカグサ	NT		〃
ヒナザサ	NT	VU	湿地・池沼
ウンヌケ※	VU	NT	草地
タチモ	NT	NT	池沼
ミヤマワレモコウ		EN	湿地
ナラガシワ		EN	森林
フモトミズナラ※		NT	〃
サクラバハノキ	NT		湿地
イシモチソウ	NT	EN	〃
イヌセンブリ	VU	NT	〃
スズサイコ	NT		草地
オオアブノメ	VU	VU	湿地
ケブカツルカコソウ	VU	EN	やや湿った草地
シマジタムラソウ	VU	NT	草地
イヌタヌキモ	NT		池沼
ムラサキミミカキグサ	NT	NT	湿地
キキョウ	VU	VU	草地
ミズギク		NT	湿地

表 1 本市で記録されている希少植物

※東海丘陵要素植物群構成種 希少種ランク

EW：野生絶滅／CR：絶滅危惧ⅠA類／EN：絶滅危惧ⅠB類／VU：絶滅危惧Ⅱ類／NT：準絶滅危惧

③東海丘陵要素植物群の分布

東海丘陵要素植物群は、東海地方の丘陵地・台地の低湿地とその周辺に固有、あるいは日本での分布の中心がある 15 種の植物です。これらの植物が生育する湿地には、日本最小のトンボであるハッチョウトンボや、この地域固有の昆虫であるヒメタイコウチが生息しています。

本市においては、長田池周辺や、三好丘緑地、福谷地区の樹林等に生育記録がありますが、その種類や数は限られています。

東海丘陵要素植物群（15 種）

フモトミズナラ・シデコブシ・ヘビノボラス・ナガバノイシモチソウ、トウカイコモウセンゴケ、マメナシ、ハナノキ、ナガボナツハゼ、クロミノニシゴリ、ヒトツバタゴ、ミカワシオガマ、ヒメミミカキグサ、ミカワバイケイソウ、シラタマホシクサ、ウンヌケ

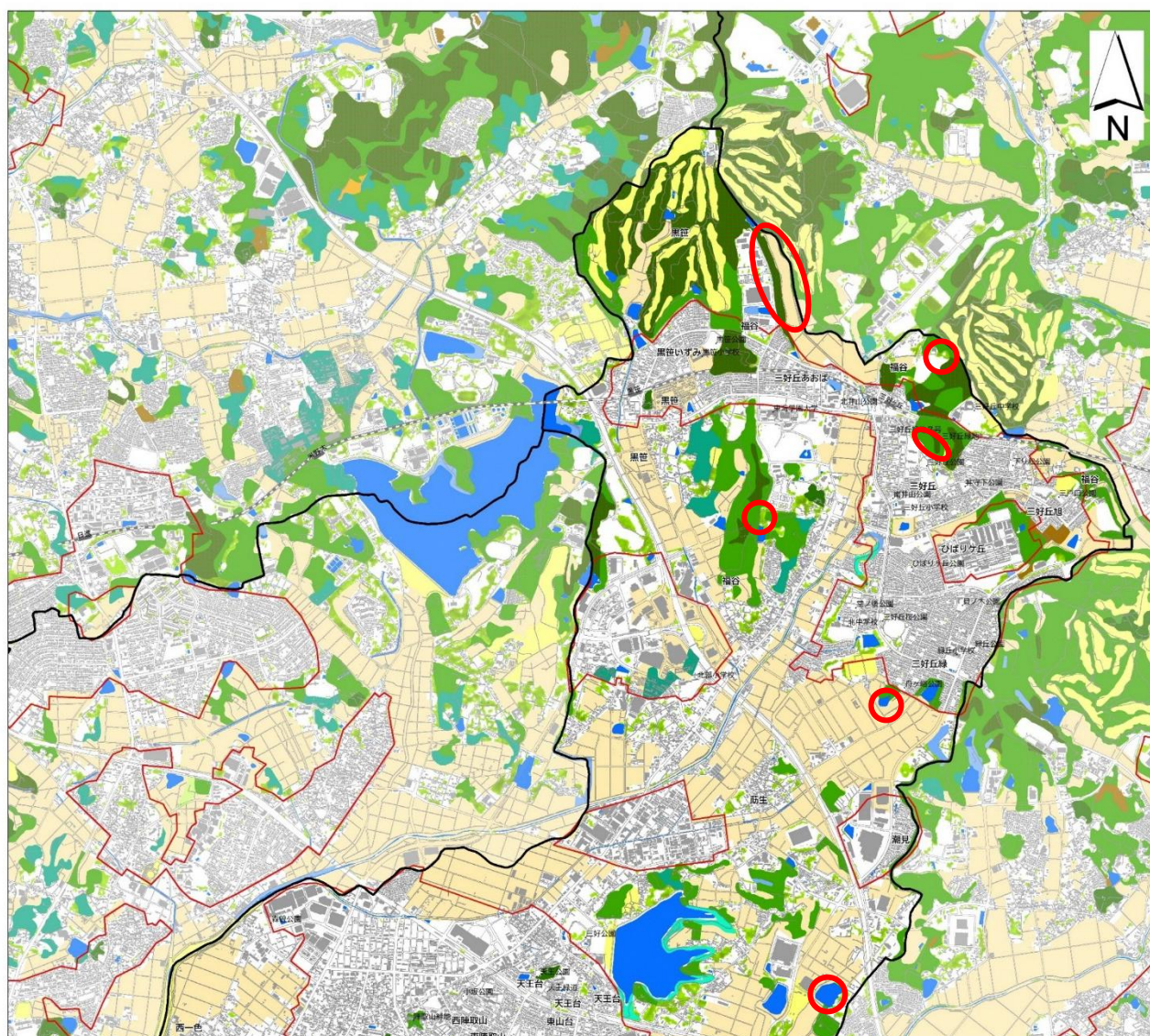


図 7 東海丘陵要素植物群の確認記録がある場所

(出典：「三好町の自然観察地ガイド」三好町誌編さん委員会（平成 19（2007）年）

（資料提供：NPO 法人みよしの自然環境を守る会

「生物多様性モニタリングマップ」愛知県環境部自然環境課）

2) 生物多様性の保全上重要な場所の抽出

市内の最新の自然環境を把握している NPO 法人みよしの自然環境を守る会からの提供情報を基本とし、「三好町の自然観察地ガイド」、「みよしいきものマップ」の記載、「生物多様性モニタリングマップ」を参考に、さらに樹林規模、立地場所などを考慮して、本市の生物多様性の保全上重要と考えられる場所を抽出しました。また、NPO・市民・企業などの生物多様性保全活動の実施状況についても考慮しました。

出典 1：NPO 法人みよしの自然環境を守る会からの提供情報

出典 2：「三好町の自然観察地ガイド」三好町誌編さん委員会（平成 19（2007）年）

「みよしいきものマップ」みよし市環境経済部環境課（平成 24（2012）年）

出典 3：「生物多様性モニタリングマップ」愛知県環境部自然環境課

出典 4：「広報みよし」平成 29（2017）年 11 月 15 日発行（生物多様性保全活動団体の記載）

生物多様性の保全上重要な場所と、抽出の参考にした出典等

	出典 1	出典 2	出典 3	出典 4	その他 (樹林規模、 立地場所等)
①長田池と周辺の田んぼ（境川源流部）	○	○		○	
②三好丘緑地周辺	○	○	○	○	
③三好ヶ丘ポンプ場周辺		○			○
④八幡池上流の谷戸		○			
⑤東海学園大学隣接地	○	○			
⑥境川上流部	○				
⑦南池ノ上の樹林地					○
⑧三好池周辺		○	○	○	○
⑨保田ヶ池公園		○		○	
⑩明知地区の畑・果樹園	○				
⑪福田新池周辺	○	○	○		
⑫境川		○	○		

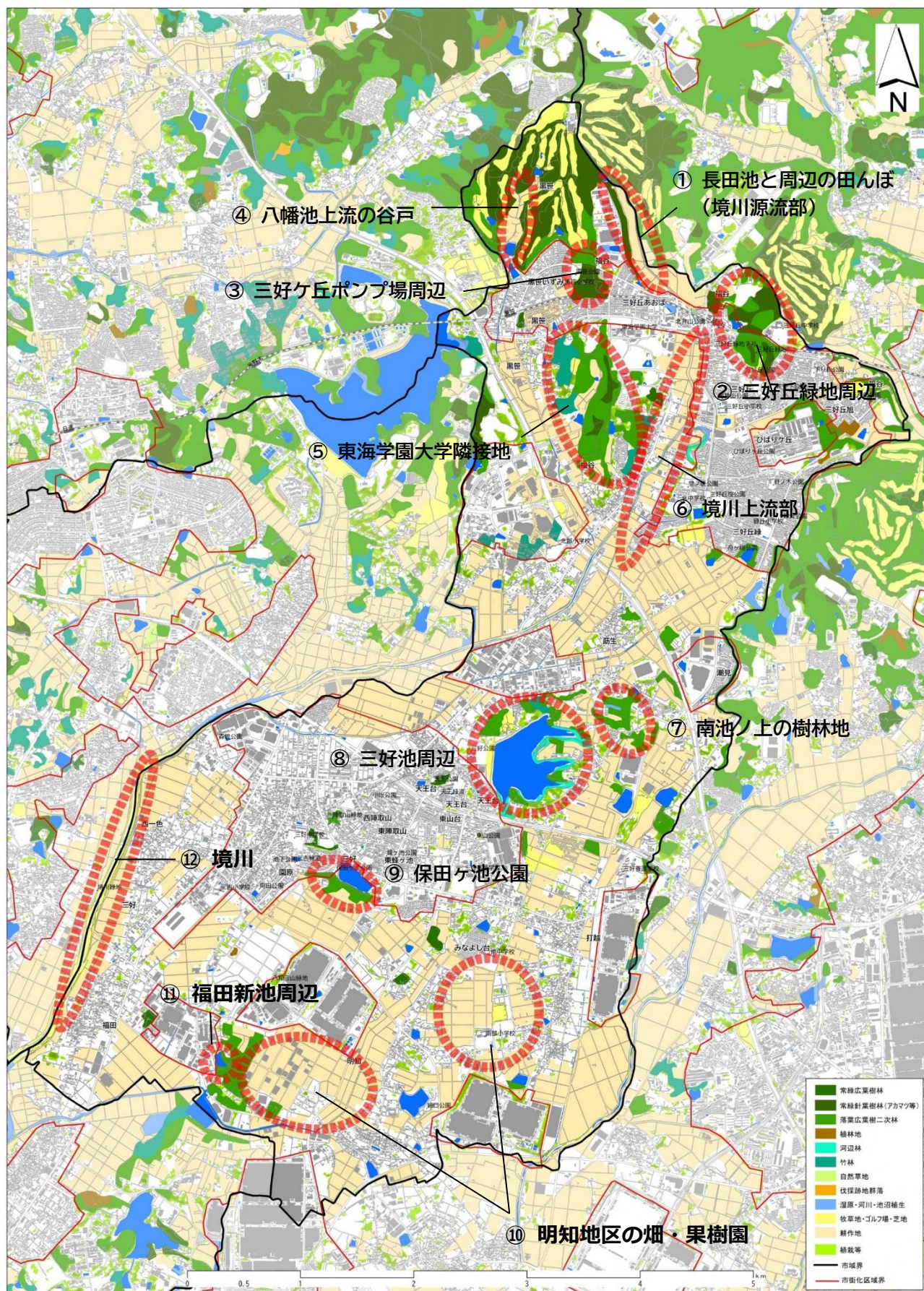


図8 生物多様性の保全上重要な場所の分布図(①～⑫)

①長田池と周辺の田んぼ（境川源流部）

- ・ 長田池の下流には市内でも貴重な谷戸の自然が残されています。
- ・ 赤土の土手の斜面には小面積の湿地があり、ミカヅキグサやトウカイコモウセンゴケ、フモトミズナラなどの東海丘陵要素植物群が生育し、ハッチョウトンボが生息しています（出典 1）。
- ・ キツネの目撃記録があります（出典 1）。
- ・ 「NPO 法人みよしの自然環境を守る会」が保全活動を行っています。



谷戸の全景



NPO によって創出された水辺のビオトープ



東海丘陵要素植物群の生育する樹林や湿地



樹林に囲まれた長田池



境川上流部

②三好丘緑地周辺

- ・ニホンリスの生息が確認されています（出典1・2）。
- ・緑地の南側にごく小さい湿地があり、トウカイモウセンゴケやシラタマホシクサ、サワヒヨドリなどを見ることができます（出典2）。
- ・エリアの北側にシラタマホシクサなどの生育する小さな湿地があります（出典3）。
- ・森に囲まれたため池（深狭池2号）にはカモ類などが飛来します。
- ・「みよし里山まもり隊」が、湿地の保全活動や雑木林の保全活動を実施しています（出典4）。
- ・エリアの南側と北側の間に道路があり、樹林の連続性の確保が課題です。



北側からの遠景



常緑樹と落葉樹が混交する樹林



ため池（深狭池2号）



森の連続性の確保が望まれる道路

③三好ヶ丘ポンプ場周辺

- ・北側の丘陵地の樹林と東海学園大学隣接地の樹林をつなぐ場所に位置しており、キツネ、タヌキなどの陸上を移動する動物の移動において重要性が高いです。

④八幡池上流の谷戸

- ・ 八幡池はヨシなどの抽水植物が生育しており、カモ類やオオバン等の生息場所になっています。
- ・ 上流の谷戸は、樹林に囲まれた中に草地や農地が点在し、多様な環境を好む鳥類や哺乳類の生息場所になっています。
- ・ 八幡池に隣接するヤナギ林で、コムラサキの生息が確認されています（出典２）。



ヨシなどが生育する八幡池



八幡池上流の谷戸（１）



八幡池上流の谷戸（２）



八幡池上流の谷戸（３）

⑤東海学園大学隣接地

- ・市内で最大規模の樹林であり、複数のため池や農地がある多様な環境を有しています。
- ・キツネの目撃記録があります（出典１）。
- ・東海丘陵要素植物群のクロミノニシゴリが生育している湿地があります（出典２）。
- ・緑地を豊田知立線が分断しており、キツネやタヌキなどの、地上を移動する動物のロードキル対策が求められます。



エリア中央部大坂池上流の谷戸



アカマツが混交する樹林



水鳥が生息するため池（大坂池）



杣ノ奥池下流の谷戸

⑥境川上流部

- ・草地環境が残されており、キツネも目撃されています（出典 1）。
- ・生物多様性を高めるために、源流部から連続する現在の草地環境を維持することが望まれます。
- ・住民参加によるワークショップで検討された「境川緑地計画（案）」において、「自然を保全する区域」として位置付けられており、生物多様性に配慮した整備が望まれます。



細田橋から上流を望む



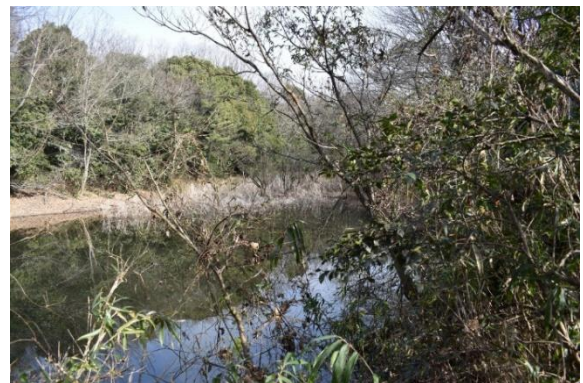
細田橋から下流を望む

⑦南池ノ上の樹林地

- ・本市中央部において三好池周辺に次いで大きな樹林で、中の谷戸にはため池（新池）もあり、多様な環境が残されています。
- ・豊田市から三好池に続く樹林のつながりの中にあり、樹林環境のネットワーク上、重要です。



西側グラウンドより樹林を望む



抽水植物の生育するため池（新池）

⑧三好池周辺

- ・市内で最も大きなため池ですが、ウォーキングや、水面がボート競技などに利用されるため、カモ類などは種類、数ともあまり多くありません（出典２）。
- ・堤防土手は定期的に草刈りが行われているため、コケリンドウ、ワレモコウ、ミヤコグサ、ヤマサギソウなどの草地性植物が残存しています（出典２）。
- ・池の周辺にある樹林は、本市中央部において最も面積が広い樹林であり、コゲラ、シジュウカラなどの樹林性の鳥類や、カブトムシなどの樹林性の昆虫類において重要な生息拠点であると考えられます。



池を取り囲む樹林



堤防の広い草地

⑨保田ヶ池公園

- ・水面利用を積極的に行っているため、水鳥などの種類はあまり多くはありませんが、周辺の樹林は、市街地に隣接する樹林としては面積が広く、市民が自然とふれあう貴重な場所です。
- ・モチツツジ、ネジキなどのツツジ類が多く見られます（出典２）。
- ・「保田ヶ池どんぐりの会」が企業と市と協働で、雑木林の保全活動やどんぐりの森の植樹の準備を実施しています（出典４）。



池と隣接する樹林



どんぐりの森の再生地

⑩明知地区の畑・果樹園

- ・さんさんの郷の周辺などで、タヌキやキツネが目撃されています（出典１）。
- ・タヌキやキツネのねぐらになる場所として、福田新池周辺の樹林地の重要性が高いと考えられます。



明知橋周辺



さんさんの郷周辺

⑪福田新池周辺

- ・カルガモなどの水鳥やウチワヤンマやオオシオカラトンボなどが見られます（出典２）。
- ・福田新池周辺の樹林地は、まとまった樹林が少ない本市の南部において、樹林性の鳥類や昆虫類の生息、移動の場所として重要性が高いです。



カルガモ等の水鳥が多く生息している池に隣接する草地や樹林

⑫境川

- ・川沿いの草地にキスゲ、カワラナデシコなどが生育しているほか、イタチ類が比較的頻繁にみられ、モズ、オオヨシキリ、セッカなどの草地の鳥や、イカルチドリ、カワセミが生息しています（出典２）。
- ・高水敷はレクリエーション空間として整備されており、生きものの生息、移動の場所は低水敷に限られるため、生物多様性を高めるためには、高水敷の一部を自然草地に戻すなどの対応が望まれます。



名古屋岡崎線より上流を望む



名古屋岡崎線より下流を望む

3) NPO・市民・企業などによる生物多様性保全活動の状況

①NPO・市民による活動状況

市内で生物多様性の保全活動を行う NPO・市民の情報として、「広報みよし」第 1152 号（平成 29（2017）年 11 月 15 日）を掲載します。

NPO法人みよしの自然環境を守る会

NPO法人みよしの自然環境を守る会は、水辺の環境の悪化や里山の荒廃など、市の将来の自然環境に危機意識を持つ市民が立ち上げ、境川流域（黒笹町小持松地内の長田池周辺）などで里山や湿地の保全活動、減農薬・無化学肥料の冬水田^{ふゆみず}んぼの稲作、田んぼのビオトープづくり、自然観察会、市役所南の如来池のビオトープづくりなどを行っています。



【里山・湿地の整備】

長田池周辺の里山（保安林）のモンゴリナラ、湿地のシラタマホシクサやハッチョウトンボなど、生息している貴重な動植物を守るために、倒木処理や間伐などを行い、自然環境を整備しています。また、里地周辺にヘイケボタルの幼虫を放流し、生育域を造っています。



【減農薬・無化学肥料の冬水田んぼの稲作】

市内在住の親子に生物多様性について考えてもらおうと、冬水田んぼの稲作を行っています。これは、農薬や化学肥料に頼らず、田んぼに年中水をためることで生き物が絶えず、生物多様性に負荷をかけない農法で、田んぼの微生物やヘイケボタルの幼虫、タニシなどが生育可能となり、それらを捕食する鳥類などが飛来して、生物の多様性が豊かになります。クロメダカやドジョウを放流し、稲の食害を起こす外来種のジャンボタニシの駆除なども行っています。



【自然観察会】

市内在住の親子を対象とした里山の昆虫観察や植物観察、田んぼやビオトープなどでの水生生物調査などを行い、自然の大切さを学ぶ機会を提供しています。

【如来池のビオトープづくり^{によらいけ}】

緑と浸水機能を備えた如来池を市の中心部にある都市公園として、市民の皆さんが楽しみ、多様な生き物がすむ水辺にするために、NPO法人みよしの自然環境を守る会会員が中心の「三好上行政区如来池実行委員会」が整備しています。この事業は、市の「がんばる地域応援補助金制度」を活用したもので、今年度は池の掃除、カキツバタやセリ、ミクリなど水辺植物の植栽を行い、クロメダカとニシキゴイの放流を中部小学校2年児童と協力して行いました。如来池周辺が市民の憩いの場になるように、今後さらに整備を進めていきます。



保田ケ池どんぐりの会

保田ケ池どんぐりの会は、野鳥や昆虫などが集えるような緑豊かな自然を残すことで多くの人がかつろぎ憩える保田ケ池公園を目指して、雑木林や自然環境の保全活動や勉強会などを行っています。

【雑木林の保全活動】

保田ケ池南の雑木林の一部で、密集して生えている竹などを伐採しています。太陽の光が差す環境を作ること、土に眠っていた植物の種を芽吹かせます。また、明るい環境は防犯対策にもつながり、ウォーキングや散策をする人が安心して公園を楽しむことができます。

【どんぐりの森の植樹に向けての準備】

保田ケ池どんぐりの会は、株式会社三五と市と協働で保田ケ池南にどんぐりの森の整備を進めています。その一環として、保田ケ池どんぐりの会では、どんぐりの森に植樹する、どんぐりなどの落葉樹やアラカシなどの常緑樹の苗を育てています。この苗は、保田ケ池公園で採取したコナラやアベマキなどの実から、また、長田池付近で採取したモンゴリナラの実などから、会員たちが丹精込めて育てているものです。また、雑木林で伐採した竹から、植樹する木を根付かせ育てるために必要な竹ぐいを作っています。市民の心を温める緑地を目指して、保全活動を進めています。



みよし里山まもり隊

みよし里山まもり隊は、みよし市の自然を残したいと集まった有志で結成し、三好丘緑地で湿地や雑木林の保全活動や市内在住の親子を対象とした自然観察会、近隣の竹林の手入れ作業などを行っています。里山林は、多くの生き物のすみかであるとともに、地下水を蓄え、大気中の二酸化炭素(CO₂)を樹木に蓄えることで地球温暖化を抑えるなど、大切な役割を担っているため、この自然をこれからも残せるように活動を続けています。

【湿地の保全活動】

三好丘緑地の湿地で自然観察をする中で、湿地でしか生きられない貴重な生き物が生息していることを知り、地域住民である自分たちの手で保全していきたいと活動を始めました。増殖する笹や草を刈り、草地化になることを防ぎ、本来あるべき湿地の状態を守っています。

【雑木林の保全活動】

三好丘緑地の暗い雑木林に太陽の光が届き、新しい植物が育つ環境を作るために、雑木林の手入れをしています。伐採した木は、細かく切って落ち葉をかぶせ、腐葉土として森に返す取り組みをしています。また、三好丘中学校と北中学校のPTA活動をしている「おやじの会」と協力して保全活動をさらに進めています。



②企業による活動状況

○トヨタ自動車株式会社

トヨタ自動車株式会社では、地域と共に自然保全活動を推進する「ToyotaGreenWaveProject」を実施しています。

本市には、トヨタ自動車株式会社やその関連工場が複数立地しており、これら工場における生物生息生育環境の保全・再生・創出や、従業員の参加による地域の生物多様性保全活動の推進が望まれます。

■各事業所・各地域の活動を“地域をつなぐ”自然保全活動の推進

ーToyotaGreenWaveProject

トヨタや関係各社は、これまでもそれぞれで工場の森づくり、周辺的环境保全などを進めてきました。こうしたさまざまな自然共生活動を通じて「地域をつなぐ」取り組みが、「ToyotaGreenWaveProject」です。トヨタの自然共生活動の輪を国内外各地で広げ、その結果として生きものの生息域が広がり、生物多様性に寄与するサステナブルな社会づくりを目指します。

具体的な活動として、自然や生きものを育む環境をつくる「自然と共生する工場」と、地域や関係会社をつなぐ「オールトヨタグリーンウェーブプロジェクト」があります。

●地域に根ざした「自然と共生する工場」

「プリウス」を生産する堤工場をモデル工場として、平成 19（2007）年より「工場の森づくり」をテーマに植樹活動を実施してきました。平成 29（2017）年度より活動内容を発展した「自然と共生する工場」として、さまざまな生きものの生息環境の整備にも活動を拡大しています。

また、生産拠点内に「びおとーぷ堤」というビオトープを開設し、地域本来の生態系保全に貢献してきたことで生物多様性が保全されていると認められ、環境省から「自然共生サイト^{*}」の認定を 2023 年 10 月に取得しました。

^{*} 自然共生サイト | 30by30（環境省）：

2022 年 12 月に採択された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」2030 年グローバルターゲットの 1 つに盛り込まれ、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標である。



●オールトヨタ自然共生ワーキンググループ活動「オールトヨタグリーンウェーブプロジェクト」

「ToyotaGreenWaveProject」活動の受け皿として、平成 27（2015）年 5 月に「オールトヨタ自然共生ワーキンググループ」を 23 社で立ち上げ（令和 8（2026）年参加：27 社）、トヨタグループの自然共生の取り組み拡大や情報発信の充実、グループの連携強化などに取り組んでいます。

●生物多様性の認知向上の取り組み

「ToyotaGreenWaveProject」の意義や生物多様性の大切さ、グループ各社の取り組み事例を紹介した冊子を作成して従業員に配付し、活動への参加意識向上や横断的な協力の重要性を継続して啓発しています。さらに専用ホームページを立ち上げ、各社の活動をタイムリーに発信しています。

引用：トヨタ自動車株式会社ウェブサイト

○株式会社三五

本市に複数の工場を有する株式会社三五では「環境長期ビジョン」三五環境チャレンジ 2050」を設定し、「三五の森づくり」を進めています。その一環として、保田ヶ池公園での植樹活動を行っています。

■三五の森づくりで 31 万本植樹を達成

三五グループでは平成 18（2006）年から工場、国内・海外事業体で森づくりを実施し、国内外の各工場や地域でその場所に合った土地本来の樹種を毎年従業員の手で苗木を植え、令和 3（2021）年には累計植樹本数が 31 万本を超えました。自社敷地内の他、地元行政や工業団地と連携し植樹を行っている地域もあり、森づくりの輪が社外にも広がりつつあります。森を作ること、木が二酸化炭素（CO₂）を吸収固定し、地球温暖化を食い止める一端を担っており、三五はこれからも森づくりを継続し、地球の緑を増やして生物多様性や CO₂ 削減に貢献していきます。



平成 18（2006）年、ECO35（現 三五本社）植樹祭



上空から見た現在の植樹地の様子

■ビオトープ顕彰 協会会長特別賞受賞

日本ビオトープ協会主催の第 12・13 回ビオトープ顕彰で、ECO35 のビオトープが協会会長特別賞を受賞しました。「都心の中に自然豊かな森・池・田んぼなどの里山風景を取り戻す」をコンセプトに、ヘイケボタルなど県内の希少種・絶滅危惧種の生育環境をつくり保全するビオトープであり、田植えや稲刈り収穫など都会の小中学生を対象に体験的な環境教育の場を提供していることが高く評価され、全国の事例の中から選抜された 6 件の 1 つに選定されました。工場跡地を利用し、生物が何もない場所から自然環境を創出してきた活動です。これからも、「環境の三五」として生物多様性の保全、自然と共生する社会を目指した活動を行っていきます。

引用：株式会社三五ウェブサイト

（3）現状把握に基づく課題

野生の生きものの多くは、生まれてから同じ場所にとどまっているのではなく、繁殖や採食等のために日、年、一生などの単位で、同じあるいは異なる環境を移動して暮らしています。そのため、生きものが長くその地域で生息生育できるようにするためには、同じタイプや異なるタイプの「生物の生息生育空間」があり、その間を生きものが移動できるようになっている、生態系ネットワークが形成されることが望めます。

また、生きものが長く地域で生息生育できるようにするためには、土地が担保され「生物の生息生育空間」が永続的に保全されることが必要です。そのためには、公有地化や緑地指定のほか、公共施設や公園などのすでに公有地化された場所や、企業敷地等への生物生息空間の創出などが有効です。

本市においても、生物多様性を保全していくためには、生態系ネットワークの拠点となっている場所の保全を図るとともに、新たに拠点を創出し、生態系ネットワークを形成していくことが望めます。

2 第2次みよし市環境基本計画に基づく現状と課題

(1) 生物多様性

【現状】

- 市内にはカワセミやニホンタンポポなど、多くの指標種が確認されています。
- 地域固有の東海丘陵要素植物群の生育する湿地が残っています。
- ミシシippアカミミガメ、ウシガエル、カダヤシ、アメリカザリガニ、セイヨウタンポポ、アカミタンポポなどの外来種が確認されています。

【課題】

- 生態系の保全のため、樹林ネットワーク、ため池などの水辺ネットワーク、森・草地・農地ネットワークなどの形成が必要です。
- 生物多様性の保全上重要な場所における更なる整備や、緑地を道路が分断することによる動物のロードキル対策が必要です。
- 在来種や地域固有の東海丘陵要素植物群の生育できる湿地環境が限られているため、保全することが必要です。
- 飼育、保管、運搬等が原則禁止されている特定外来生物の扱いについて注意するとともに、啓発を図る必要があります。

(2) 公園・緑地面積

【現状】

- 公園・緑地面積は、令和6年度時点では、102.0haとなっており、拡大傾向にあります。1人当たりの面積も令和6年度時点では、16.6㎡となっており、こちらも拡大傾向にあります。
(R7行政評価報告書)
- 地元企業や市民団体による植樹活動や緑地の保全活動が行われています。

【課題】

- 人口が増加しているため、さらなる公園・緑地面積の拡大に向けた取り組みを推進していくことが必要です。
- 生物の生息生育空間を永続的に保全するため、公有地化や緑地指定のほか、企業敷地等への生物生息空間の創出が必要です。

(3) 土地利用

【現状】

- 土地利用は、令和6年度には宅地と農地がそれぞれ約30%を占めていますが、農地・山林などの自然系の土地利用は減少傾向にあり、宅地利用は増加傾向にあります。(R7みよしの統計)
- 農地では、令和元年度の遊休農地の面積7haと比べ、令和6年度は遊休農地の面積が6.8haとなっており、0.2ha減少しています。

【課題】

- 農地・山林などの自然系の土地利用を保全するとともに、遊休農地を市民農園などに有効活用させていくことが必要です。
- 遊休農地については、農家の高齢化により、農地を保全管理していくことが難しくなっており、市内の担い手へ集積化を図ることが必要です。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地利用最適化活動により、遊休農地解消に努めていく必要があります。

(4) 環境教育・学習

【現 状】

- 長野県木曽町にある「みよし市友好の森」での間伐体験や、市内在住の親子を対象とした自然観察会、小学生を対象とした水生生物調査などの活動が行われています。
- みよし悠学カレッジ開設の生活創造講座では、環境・栽培分野として動植物の観察講座を開催しています。

【課 題】

- 生涯学習講座の受講者が固定化する傾向が見られるため、生物多様性をはじめとする幅広い内容の講座の開催が必要です。

(5) 市民が参画し、ともに支え合う協働のまちづくり

【現 状】

- 市民団体と地元企業が協働し、保田ヶ池南で植樹活動を行っています。
- 行政区および地区コミュニティ推進協議会の自主性、主体性を一層高めるため、地区環境美化推進事業等に対し、一括交付金による支援を行っています。
- 地域の環境保全、地域美化に関する事業等、地域課題を解決するために行政区や地区コミュニティ推進協議会、市民活動団体などが行う自発的な公益活動に対し、「がんばる地域応援補助金」による支援を行っています。
- 協働のパートナーを育成するため、「NPO・協働相談窓口」を設置し、生物多様性の保全などに取り組む市民活動の活性化や行政との協働を推進しています。
- 生物多様性の保全などの公益活動を行う市民団体などへの支援を目的として、市民活動サポートセンターを開設しています。

【課 題】

- 地域の生物多様性保全活動への市民・地元企業の積極的な参加が必要です。
- 本市市民活動サポートセンターを利用するための登録をしている団体数は61団体あるものの、環境に関する活動を行っている団体は少ない状況となっています。
- 生物多様性の保全のために活動する市民やボランティア団体、NPOなどの充実が必要です。

(6) 市民・事業者意識

「第2次みよし市環境基本計画」の中間見直し及び「みよし市一般廃棄物処理基本計画」において、令和7(2025)年度に実施された「みよし市 環境及び家庭ごみ等に関する市民アンケート」について、自然の保全や環境教育に関する回答を抜粋し、以下にみよし市民の自然の保全や環境教育に対する意識を示します。また、今回「第2次みよし市環境基本計画」は中間見直しのため事業者アンケートは実施しておらず、令和2(2020)年度に実施された「みよし市の環境に関する事業者アンケート」から抜粋し、以下にみよし市事業者の自然の保全や環境教育に対する意識を示します。

1) 市民アンケート

【環境政策への満足度】

①生物や自然の保全

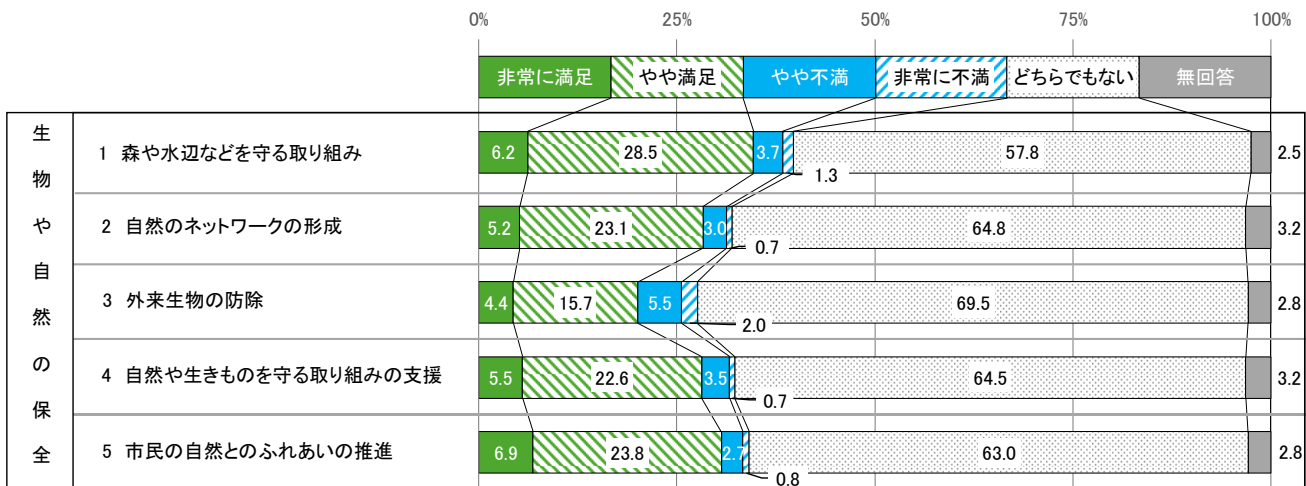


図9 市民の環境政策への満足度（生物や自然の保全）

●解説

生物や自然の保全に関連した環境政策への満足度は、「快適で暮らしやすい生活環境の確保」は38%程度と高く、次いで「森や水辺などを守る取り組み」となっています。回答者の60%程度が「どちらでもない」と回答している項目が多くなっています。

●属性別の傾向

- ・「森や水辺などを守る取り組み」の年代別では、「10代」で「どちらでもない」と回答した割合が10%程度と最も低くなっている一方で、「60代」で「どちらでもない」と回答した割合が61%程度と最も高くなっています。
- ・「自然のネットワークの形成」の職業別では、「無職」で「不満」と回答した割合が最も高くなっています。
- ・「外来生物の防除」の年代別では、「10代」で「どちらでもない」と回答した割合が63%程度と最も低くなっている一方で、「60代」で「どちらでもない」と回答した割合が77%程度と最も高くなっています。
- ・「自然や生き物を守る取り組みの支援」の年代別では、「10代」で「不満」と回答した割合が13%程度と他に比べて高くなっている一方で、「20代」は0%となっています。
- ・「市民の自然とのふれあいの推進」の年代別では、「60代」で「満足」と回答した割合が21%程度と最も低くなっている一方で、「30代」で「満足」と回答した割合が41%程度と最も高くなっています。

●施策への視点

- ・全般に「どちらでもない」と回答している市民が60%程度あり、身近に自然を感じることができる環境を整える必要があります。
- ・下記の環境への満足度について「全体としての周辺環境への満足度」は62%程度と高い傾向にありますが、「河川や池などの水のきれいさ」については、比較的満足度が低いため、環境改善の必要があります。

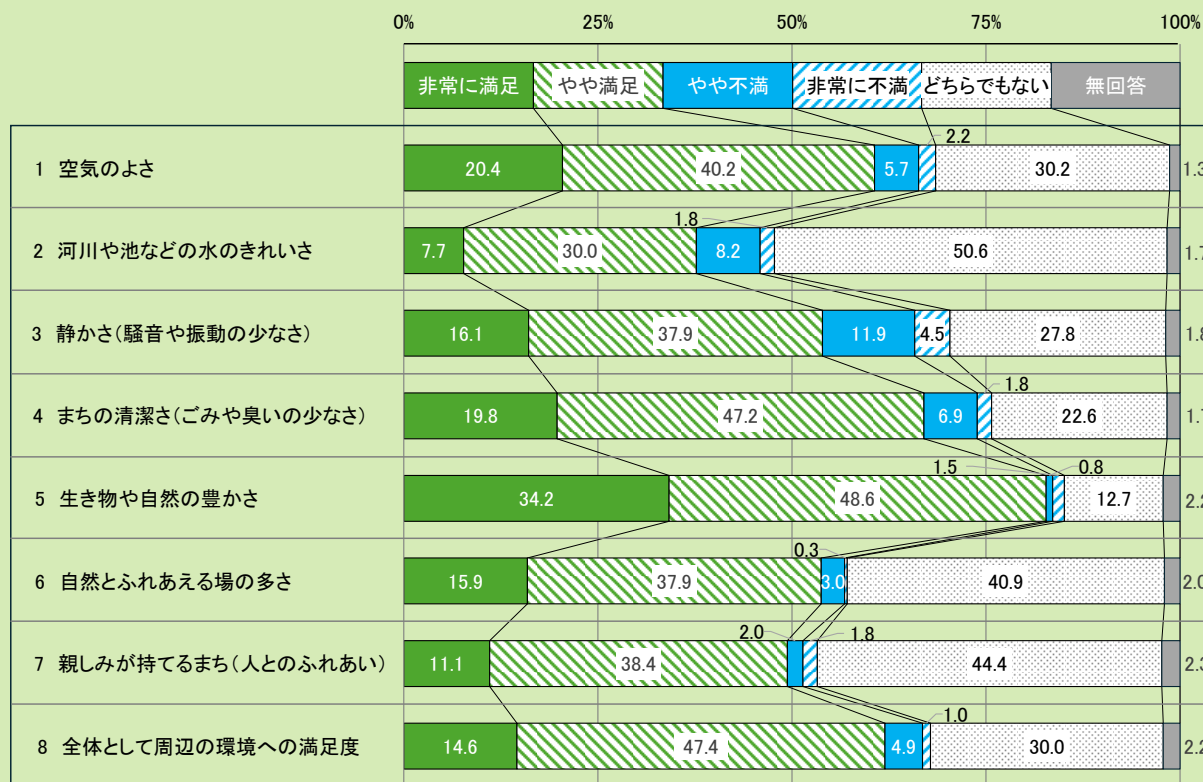


図 10 市民の環境への満足度

②環境学習や情報

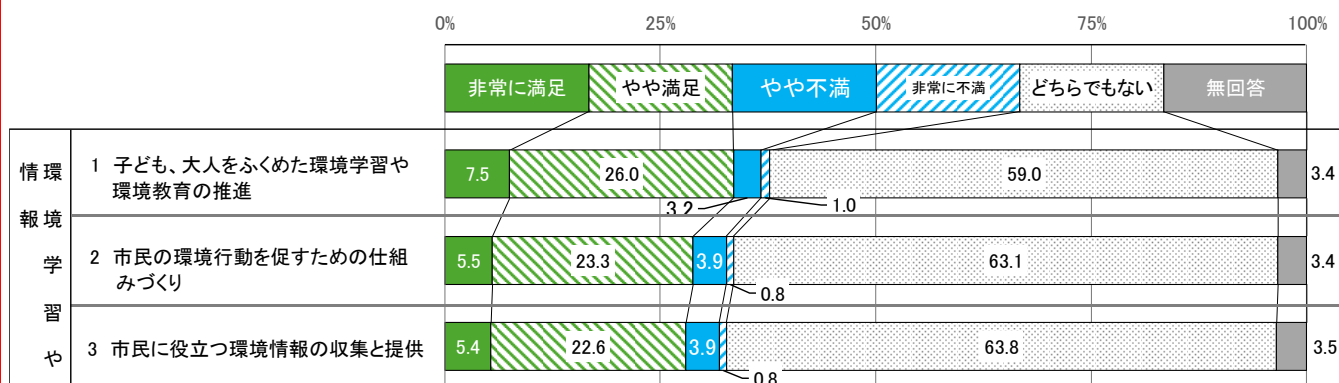


図 11 市民の環境政策への満足度（環境学習や情報）

●解 説

環境学習や情報に関連した環境政策への満足度は、「子ども、大人をふくめた環境学習や環境教育の推進」が34%程度となっており、「市民の環境行動を促すための仕組みづくり」「市民に役立つ環境情報の収集と提供」は「どちらでもない」の割合が63%程度と高くなっています。

●属性別の傾向

- ・「子ども、大人をふくめた環境学習や環境教育の推進」の年代別では、「60代」で「どちらでもない」と回答した割合が65%程度と最も高くなっています。
- ・「市民の環境行動を促すための仕組みづくり」の年代別では、「50代」で「どちらでもない」と回答した割合が70%程度と高くなっています。
- ・「市民に役立つ環境情報の収集と提供」では、年代別では、「10代」で「満足」と回答した割合が50%程度と最も高くなっています。

●施策への視点

- ・「子ども、大人をふくめた環境学習や環境教育の推進」や「市民の環境行動を促すための仕組みづくり」、「市民に役立つ環境情報の収集と提供」の満足度が平均で33%程度と低いことから、環境施策の情報をより提供する必要があります。

【環境に配慮している行動の状況】

①生物や自然の保全

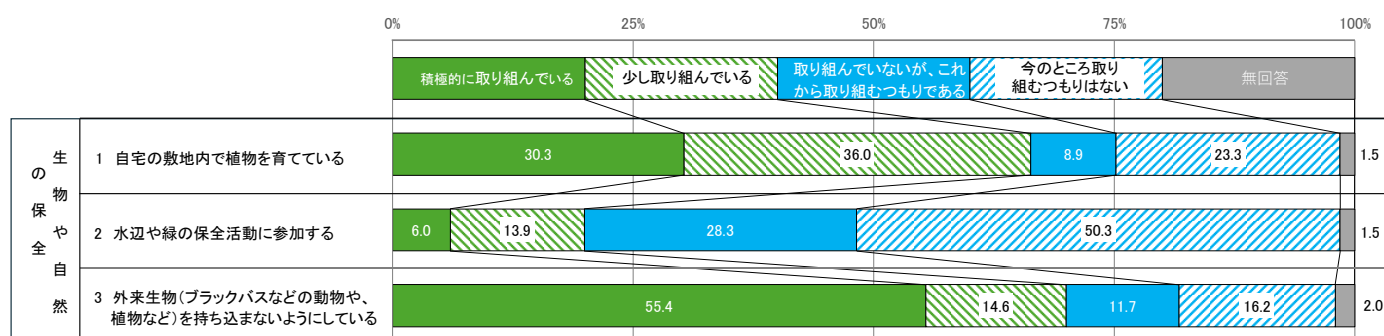


図 12 市民の環境に配慮している行動の状況（生物や自然の保全）

●解 説

生物や自然の保全に関連した環境配慮の取り組みでは、「水辺や緑の保全活動に参加する」が20%程度と低い割合になっています。

●属性別の傾向

- ・「外来生物（ブラックバスなどの動物や植物など）を持ち込まないようにしている」の年代別では、「40代」で「取り組んでいる」と回答した割合が78%程度と最も高い一方で、「70代以上」で「取り組んでいる」と回答した割合が59%程度と最も低くなっています。
- ・「自宅の敷地内で植物を育てる」の年代別では、「10代」で「取り組んでいる」と回答した割合が75%程度と最も高い一方で、「20代」で「取り組んでいる」と回答した割合が49%程度と最も低くなっています。
- ・「水辺や緑の保全活動に参加する」では「取り組んでいる」と回答した割合が20%程度と低くなっている一方で、「これから取り組みたい」と回答した割合が30%程度となっています。また、年代別では、「40代」で「取り組んでいる」と回答した割合が27%程度と最も高い一方で、「50代」で「取り組んでいる」と回答した割合が17%程度と最も低くなっています。

●施策への視点

- ・「水辺や緑の保全活動に参加する」や「外来生物（ブラックバスなどの動物や植物など）を持ち込まないようにしている」では、「40代」の取り組んでいる割合が高く、「自宅の敷地内で植物を育てる」では「10代」の取り組んでいる割合が高いなど、年代別の活動範囲の違いが影響しているものと思われるため、世代に関わらない環境活動の取り組みを行い、その活動の輪を広げる必要があります。
- ・下記の市民の環境に関する理解度での「みよし市生物多様性戦略」は、「知っている」が9%程度となっており、「聞いたことがある」と回答した市民が理解するための情報提供と「これから取り組みたい」と回答した市民へのきっかけづくりが必要です。

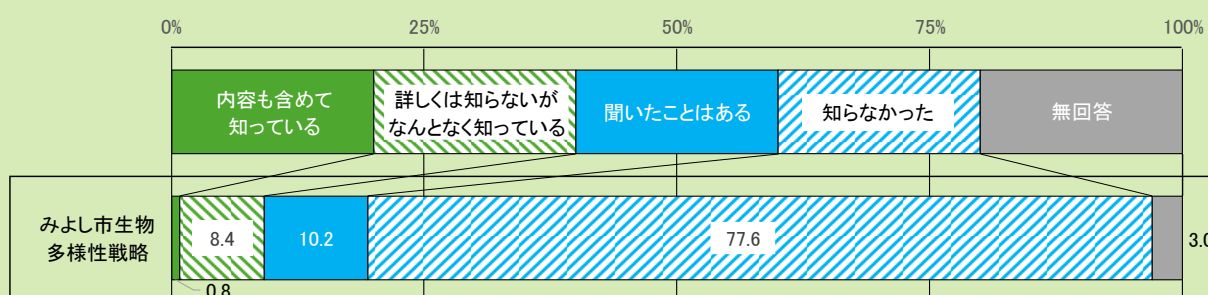


図 13 市民のみよし市生物多様性戦略に関する理解度

②環境学習

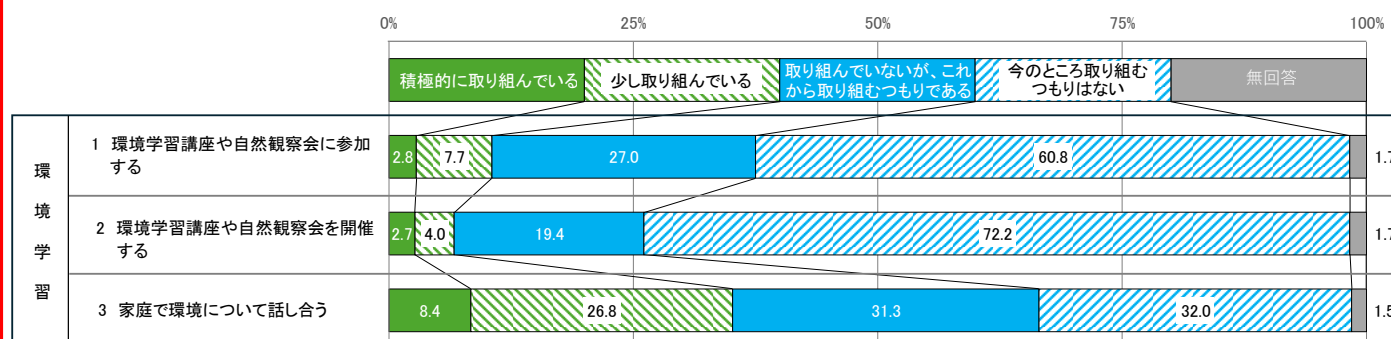


図 14 市民の環境に配慮している行動の状況（環境学習）

●解 説

環境学習に関連した環境配慮の取り組みでは、「家庭で環境について話し合う」が 35%程度と高く、次いで「環境学習講座や自然観察会に参加する」となり、「環境学習講座や自然観察会を開催する」は 7%程度にとどまっています。

●属性別の傾向

- ・「家庭で環境について話し合う」では、職業別では、「専業主婦、専業主夫」で「取り組んでいる」と回答した割合が 69%程度と最も高くなっている一方で、「学生」で「取り組んでいる」と回答した割合が 44%程度となっています。

●施策への視点

- ・「話し合う」、「参加する」、「開催する」と段階的な行動に対する支援が必要です。

2) 事業者アンケート

【環境政策への満足度】

①生物や自然の保全

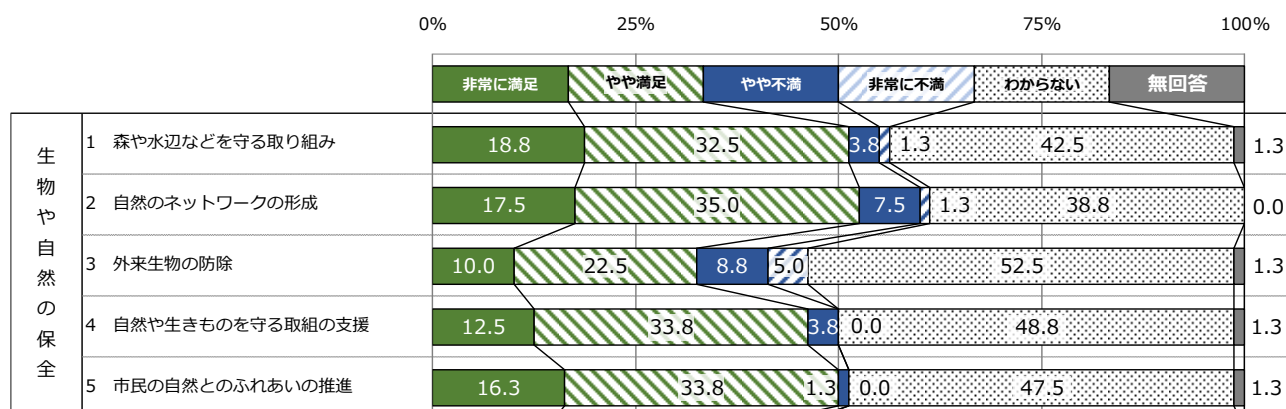


図 15 事業者の環境政策への満足度（生物や自然の保全）

●解 説

生物や自然の保全に関連した環境政策への満足度は、「自然のネットワークの形成」が 50%以上と高く、次いで「森や水辺などを守る取り組み」、「市民の自然とのふれあいの推進」となっています。

●施策への視点

- ・全般に「わからない」と回答している事業者が 50%程度となっており、身近に自然を感じることができる環境を整える必要があります。

②環境学習や情報

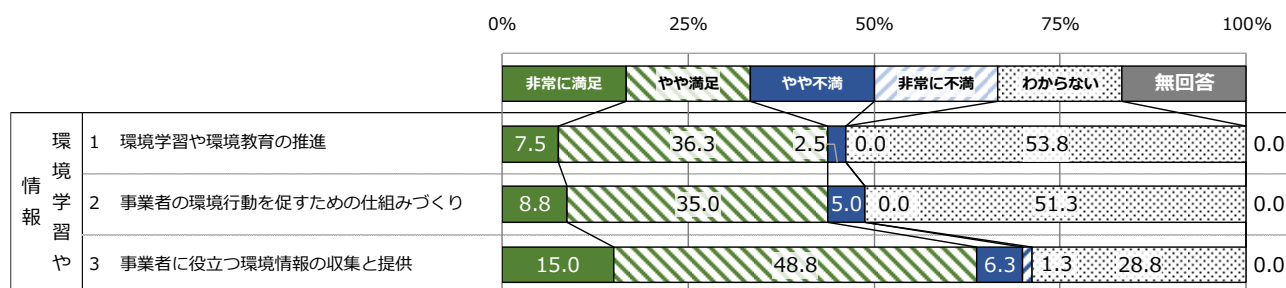


図 16 事業者の環境政策への満足度（環境学習や情報）

●解 説

環境学習や情報に関連した環境政策への満足度は、「事業者役に立つ環境情報の収集と提供」が 60%以上と高く、次いで「環境学習や環境教育の推進」、「事業者の環境行動を促すための仕組みづくり」の 40%程度となっています。

●施策への視点

- ・「環境学習や環境教育の推進」、「事業者の環境行動を促すための仕組みづくり」とともに「わからない」は50%以上となっていますが、「事業者に役立つ環境情報の収集と提供」の満足度が高いことから、直接事業者に関わる情報を積極的に提供する必要があります。

【環境に配慮している行動の状況】

①生物や自然の保全

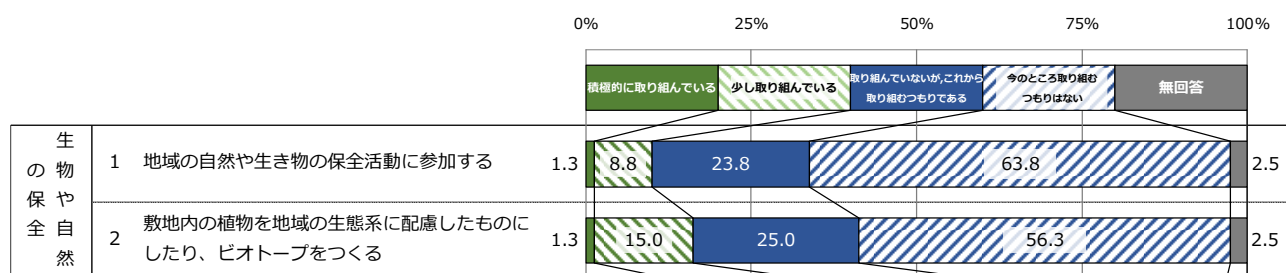


図 17 事業所での環境配慮の取り組みの状況（生物や自然の保全）

●解 説

生物や自然の保全に関連した環境配慮の取り組みでは、「今のところ取り組むつもりはない」が最も高く、次いで「取り組んでいないがこれから取り組むつもりである」の割合が高くなっています。

●施策への視点

- ・下記の事業者の環境に関する理解度の「生物多様性」は、「知っている」が60%程度となっており、そのうち「詳しくはないがなんとなく知っている」が40%程度となっています。「聞いたことがある」と回答した事業者が理解するための情報提供と「水辺や緑の保全活動に参加する」や、「敷地内の植物を地域の生態系に配慮したものにしたり、ビオトープをつくる」に「これから取り組みたい」と回答した事業者へのきっかけづくりが必要です。

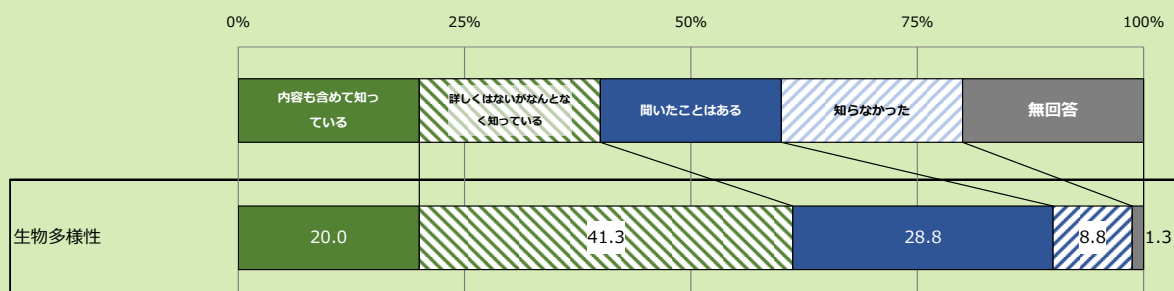


図 18 事業者の生物多様性に関する理解度（生物多様性）

②環境学習

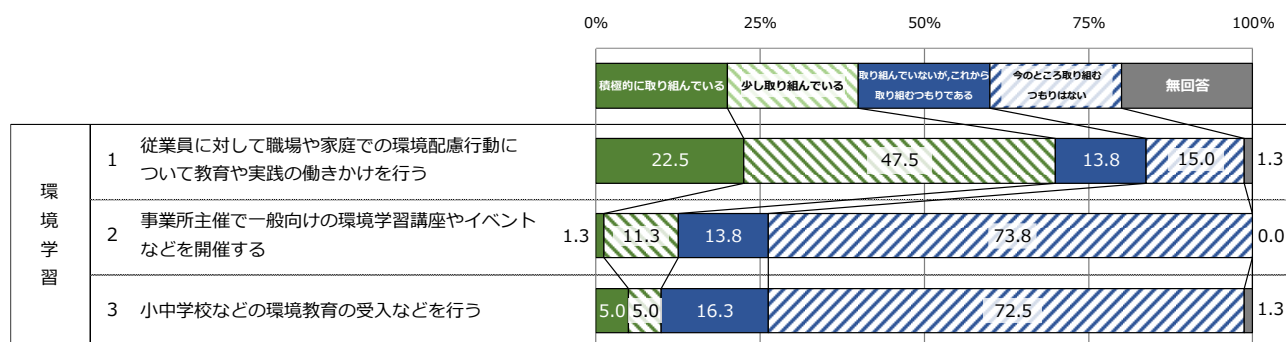


図 19 事業所での環境配慮の取り組みの状況（環境学習）

●解 説

環境学習に関連した環境配慮の取り組みでは、「従業員に対して職場や家庭での環境配慮行動について教育や実践の働きかけを行う」が70%程度と高くなっていますが、「事業所主催で一般向けの環境学習講座やイベントなどを開催する」や「小中学校などの環境教育の受入などを行う」など対外的な取り組みについては低くなっています。

●施策への視点

- ・ 内部での取り組みから対外的な取り組みを行うための段階的な支援が必要です。

第3章 生物多様性戦略の内容（第2次みよし市環境基本計画より）

本戦略は、第2次みよし市環境基本計画のうち「自然共生のまちづくり」「協働による環境行動のまちづくり」を担う重要分野であるため、これらの施策を本戦略でも実行します。

戦略の目指す姿

- ・多様な自然と風土を適切に保全するとともに、豊かな生態系ネットワークがまちの中に息づいている。
- ・市民一人一人が生物多様性や自然環境に対する関心や自覚を高め、生物多様性の保全に配慮した選択ができている。

施 策

主な取り組み

①豊かな自然の保全・再生

①.1 樹林地の保全・整備

①.2 水辺環境の保全・整備

①.3 生き物にやさしい農地形成

②身近な緑の保全・創出

②.1 公園・緑地の整備

②.2 各施設の緑化推進

③環境学習の推進

③.1 学校教育・生涯学習の充実

③.2 環境教育の実施体制の構築

④生物多様性保全行動の推進

④.1 協働による生物多様性保全の推進

④.2 環境情報の収集・発信

④.3 広域的な生物多様性保全活動の推進

持続可能なまちづくりの方向性

SDGs Goal



14 海の豊かさを守ろう
15 陸の豊かさを守ろう

循環・共生



4 質の高い教育をみんなに

身近な自然とふれあう環境学習などを通じて持続可能な活動を継続



11 住み続けられるまちづくりを

地域の生態系が守られた持続可能なまちづくり



12 つくる責任 つかう責任

環境に配慮した製品を選択し自然を保全



17 パートナリーシップで目標を達成しよう

協働による生物多様性戦略の推進

自然共生のまちとは、地域の生活環境である里山が適切に保全・管理され、豊かな生物多様性を育む緑が十分に確保されているまちをいいます。本市としては、まちの発展過程とともに姿を変えつつも、独自の自然特性と深く結びついていて、将来のまちづくりに欠かせない貴重な緑として継承する必要があります。そのため、樹林地や水辺などの自然を将来にわたって保全していくことにより、市民の暮らしと生き物との共生を目指していく必要があります。

自然共生のまちの実現に向けて、豊かな自然の保全・再生や市街地内の身近な緑の保全・創出を進めることで、SDGsのゴール「14 海の豊かさを守ろう」、「15 陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献し、あわせてSDGsのゴール「4」「11」「12」に係る循環・共生する持続可能なまちを目指します。

また、生物多様性の取り組みには、市の施策だけでなく、市民や事業者などの役割も非常に大きいことから、これからもさらに協働によるまちづくりを進めていく必要があります。協働による生物多様性の保全行動の実現に向けて、自然環境学習の推進により市民などの生物多様性や自然環境への意識を高め、行動を促すとともに、協働による生物多様性の保全活動を積極的に推進し、SDGsのゴール「4 質の高い教育をみんなに」、「17 パートナースhipで目標を達成しよう」の達成に貢献し、あわせて様々なSDGsのゴールに係る持続可能なまちを目指します。

「戦略の目指す姿」への市民・事業者アンケートからの視点

●多様な自然と風土を適切に保全するとともに、豊かな生態系ネットワークがまちの中に息づいている。

- ・公園や果樹園といった人が作り上げた「自然」への関心は高いですが、市内に元々存在する「自然」への関心はあまり高くありません。自然に関する市の施策について「わからない」と回答している市民が半数程度となっているため、市内の豊かな自然を知ってもらうことや、身近に自然を感じることができる環境を整える必要があります。
- ・「生物多様性」や「外来種の防除」について、関心や理解があまり高くないため、市民や事業者に対して周知する必要があります。
- ・「全体としての周辺環境への満足度」は高い傾向にありますが、「河川や池などの水のきれいさ」への満足度が低いため、河川や池の環境改善に対応する必要があります。

●市民一人一人が生物多様性や自然環境に対する関心を高め、生物多様性の保全に配慮した選択ができています。

- ・市民においては各家庭で「環境について話し合う」ことや、事業者では「従業員に対して職場や家庭での環境配慮行動について教育や実践の働きかけを行う」取り組みがされていることから、「話し合う」、「参加する」、「開催する」と段階的な行動に対する支援が必要となります。

【取組指標】（第 2 次みよし市環境基本計画抜粋）

指標名		指標の定義
緑化指定面積	面積（㎡）	市内に残る鎮守の森、里山の保全面積
	箇所数（箇所）	
里山で活動する組織（組織）		鎮守の森、里山を活用・保全する組織数
自然観察会、水生生物調査の参加者数（人）		みよし市自然観察会、水生生物調査における一般参加者の人数（累計）
多自然型河川の整備率（％）		多自然型河川改修済延長／計画延長
緑と花のセンターの貸し農園利用区画数（区画）		緑と花のセンターの貸し農園利用区画数
遊休農地の面積（ha）		市内の管理されていない農地の面積
市民 1 人当たりの都市公園面積（㎡）		都市公園面積／人口
公園・緑地で活動する組織（組織）		街区公園を主とした地域団体数
施設緑化（㎡）		公共施設などの緑化面積
道路緑化（㎡）		道路植栽帯などへの緑化面積
環境教育の開催数（回）		市内の保育園・小中学校の環境教育の開催数
生涯学習講座の開催数（回）		みよし悠学カレッジにおける環境学習に関する講座の開催数
環境活動団体数（団体）		環境美化活動等を行う団体数
環境分野の公益活動団体数（団体）		公益活動団体の中で環境保全に取り組んでいる団体数

①豊かな自然の保全・再生

【施策の基本的方向】

市内に残る鎮守の森や雑木林の緑、三好池周辺や境川などの水辺は、本市の原風景を伝える貴重な自然環境を形成しています。また、市内には東海丘陵要素植物群が分布しており、この地域固有の生態系がみられます。

こうした、地域特性を持つ自然環境の保全を推進するため、市民・事業者・行政による、樹林地の適切な管理や、河川やため池の環境整備、生態系保全に関する活動を推進していきます。

①.1 樹林地の保全・整備

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
市内に残る緑の保全	市内に残る鎮守の森や雑木林などのまとまった緑を保全します。	○	○	○
生態系の保全	身近な動植物の生息環境の保全に取り組みます。特に、人々の暮らしの中で手入れされることによって多様な生物を育んできた里山の自然を守ります。	○	○	○

【実現に向けての考え方】 樹林ネットワークの形成

本市の拠点となる樹林の多くは北部に分布しています。北部の樹林は、豊田市からつながる尾張丘陵の先端にあり、広域的な樹林ネットワークにおいても重要な場所に位置しています。一方、南部は拠点となる樹林は少ないですが、広い敷地を持つ工場が南部に分布しています。すでに、これら工場の外周には樹木が植栽されており、生きものの生息場所になっていると考えられますが、さらに、生きものの生息生育に配慮した樹木の植栽と管理を行うことによって、シジュウカラやコゲラ、カブトムシ、ヤマトタマムシのほか、キツネやタヌキなどの生息・移動場所にもなります。これによって尾張丘陵から刈谷市北部の樹林をつなぐ広域的な樹林ネットワークが形成され、本市全体の生物多様性の向上に資すると考えられます。

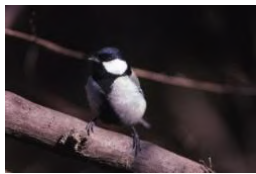
また、樹林の保管理にあたって、これら企業や東海学園大学などとの連携を図ることが有効と考えられます。



トヨタ自動車 明知工場



トヨタ自動車 下山工場



シジュウカラ



コゲラ



カブトムシ



ヤマトタマムシ

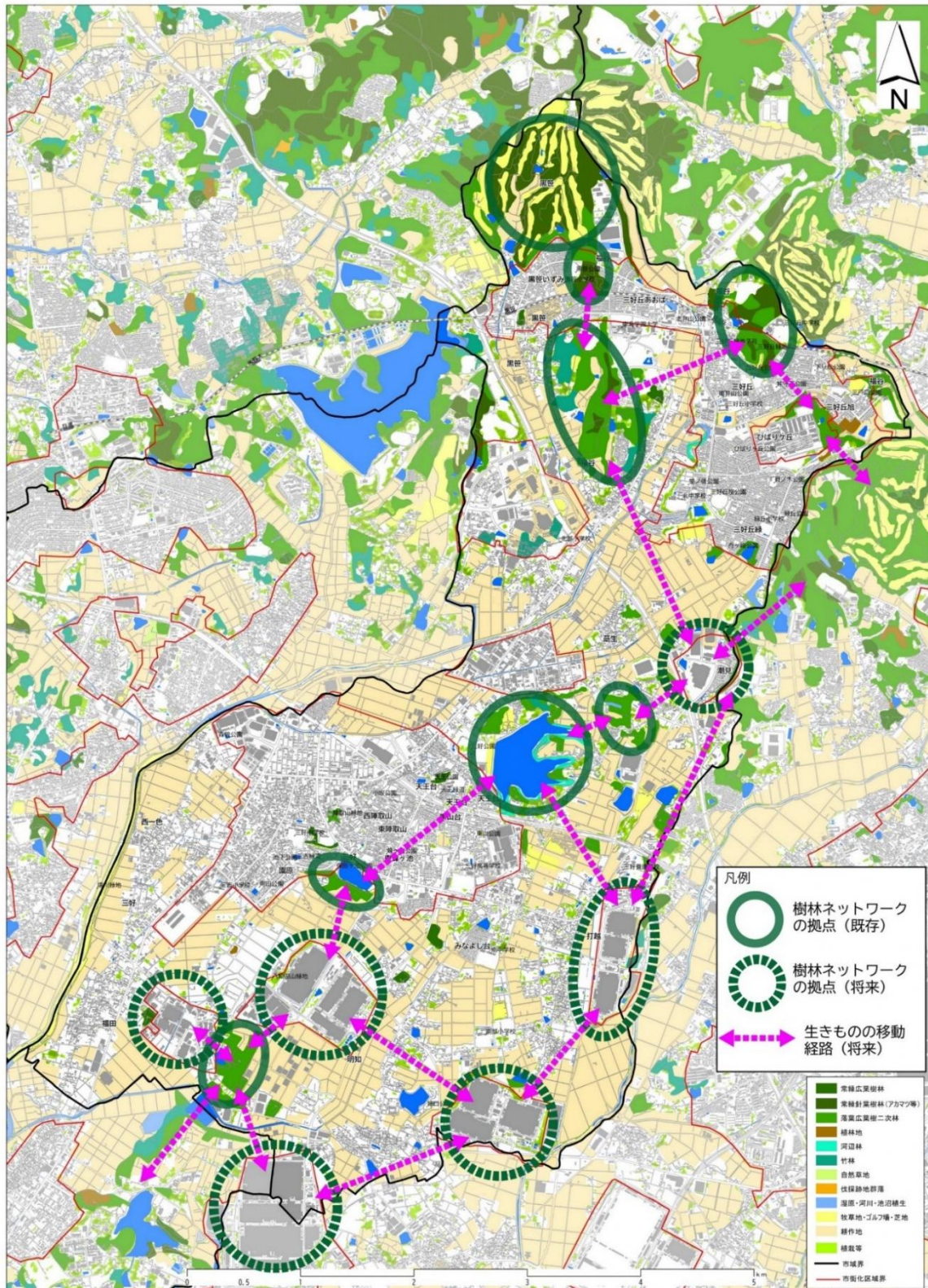


図 20 樹林ネットワークの分布図

①.2 水辺環境の保全・整備

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
水辺の生き物の生息環境の保全	三好池や境川などの水辺環境を保全・整備し、生き物の生息環境として確保します。	○		○
河川やため池の環境整備	市民が水辺に親しむことのできる自然豊かな河川やため池の環境づくりに取り組みます。	○		○
良好な水辺環境の創出	河川やため池の清掃活動などにより、良好な水辺環境を創出します。	○		○

【実現に向けての考え方】ため池等による水辺ネットワークの形成

市内にはかつて 100 か所を超えるため池がありましたが、埋め立て等によって数が減り、現在 39 か所が残されています。各ため池に生息する生きものの種類や数は、水生植物の有無や岸辺の護岸、人の利用などによって異なりますが、環境の良い場所では、様々な種類のトンボや、カモ類、サギ類、カワセミなどを見ることができます。

現在、生きものが少ないため池でも、岸辺の形状の工夫などによって、生きものが生息しやすくなることから、水生植物帯などの創出等を行い、学校や公園、工場の池などと共に、水辺のネットワークをつくることが望まれます。

また、本市には境川をはじめ、小石川・茶屋川などの河川が流れ、水辺を好むイタチやサギ類、カワセミ、トンボ類などが生息しています。さらに、河川敷はキツネなどの安全な移動経路になると考えられることから、河川の岸辺の植物を保全・創出し、水辺ネットワークの拠点や回廊としての機能を高めていくことが望まれます。

トンボの生息場所になっていると想定されるため池（抽水植物が多い）



新池下池



四井池



山伏池



小池

水鳥などの生息場所になっているため池（人の影響が少ない、餌となる植物が多い等）



四ッ池



舟ヶ峪池

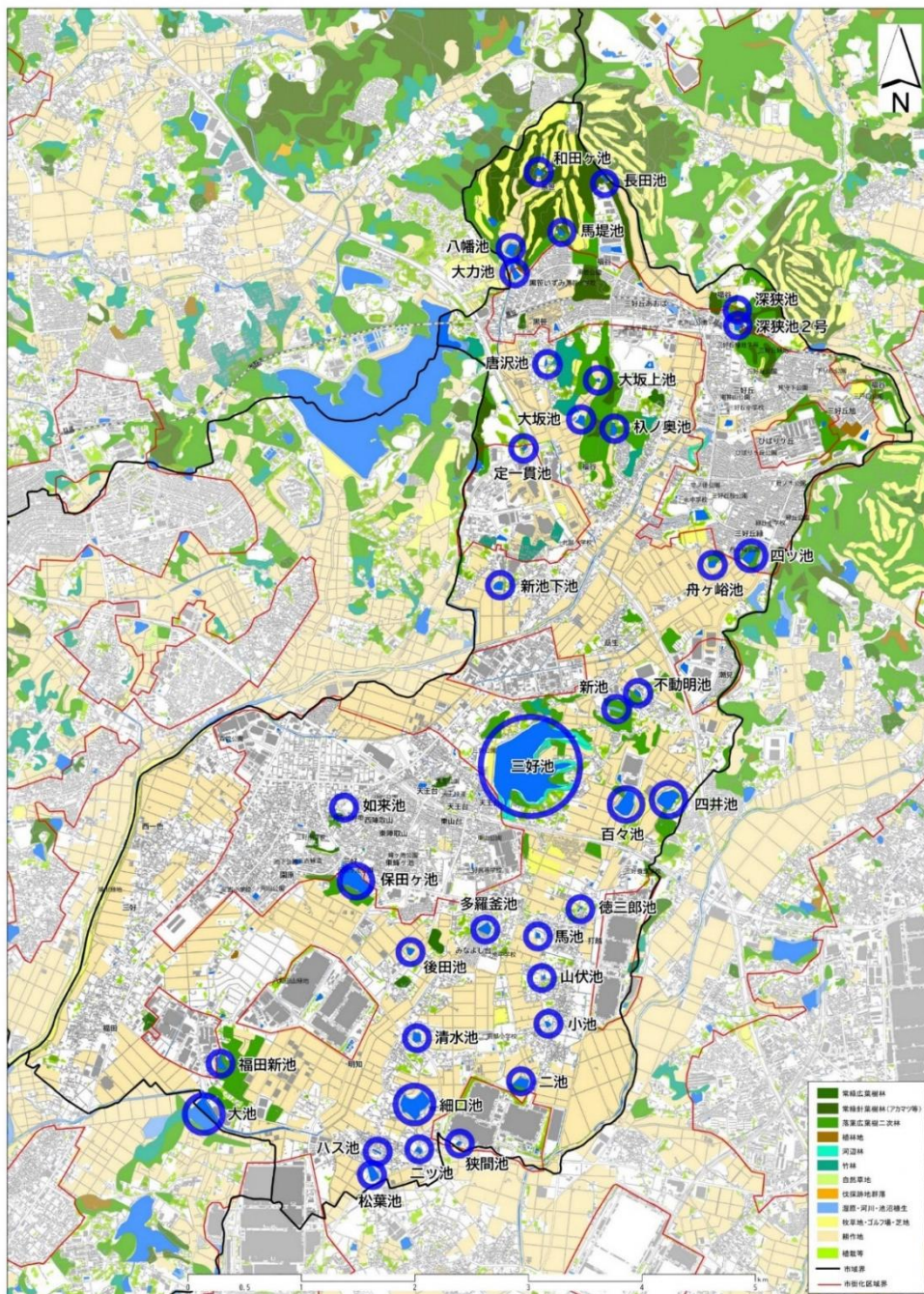
トンボや水鳥が少ないため池（人の影響が大きい、岸辺の植物が少ない等）



百々池



保田ヶ池



【実現に向けての考え方】東海丘陵要素植物群の生育する湿地の保全

東海丘陵要素植物群は、本市においては、長田池周辺や、三好丘緑地、福谷地区の樹林等に点在していますが、その種類や数は限られています。

植物の多くは移動に時間が必要であり、ヒメタイコウチも移動能力が低いため、これらの湿地を増やすことは難しいと考えられます。現在残されている生育地を保全するとともに、新たな湿地の確認に努め、保全を図ることが重要と考えられます。

東海丘陵要素植物群（15 種）（再掲）

フモトミズナラ・シデコブシ・ヘビノボラス・ナガバノイシモチソウ、トウカイコモウセンゴケ、マメナシ、ハナノキ、ナガボナツハゼ、クロミノニシゴリ、ヒトツバタゴ、ミカワシオガマ、ヒメミミカキグサ、ミカワバイケイソウ、シラタマホシクサ、ウンヌケ

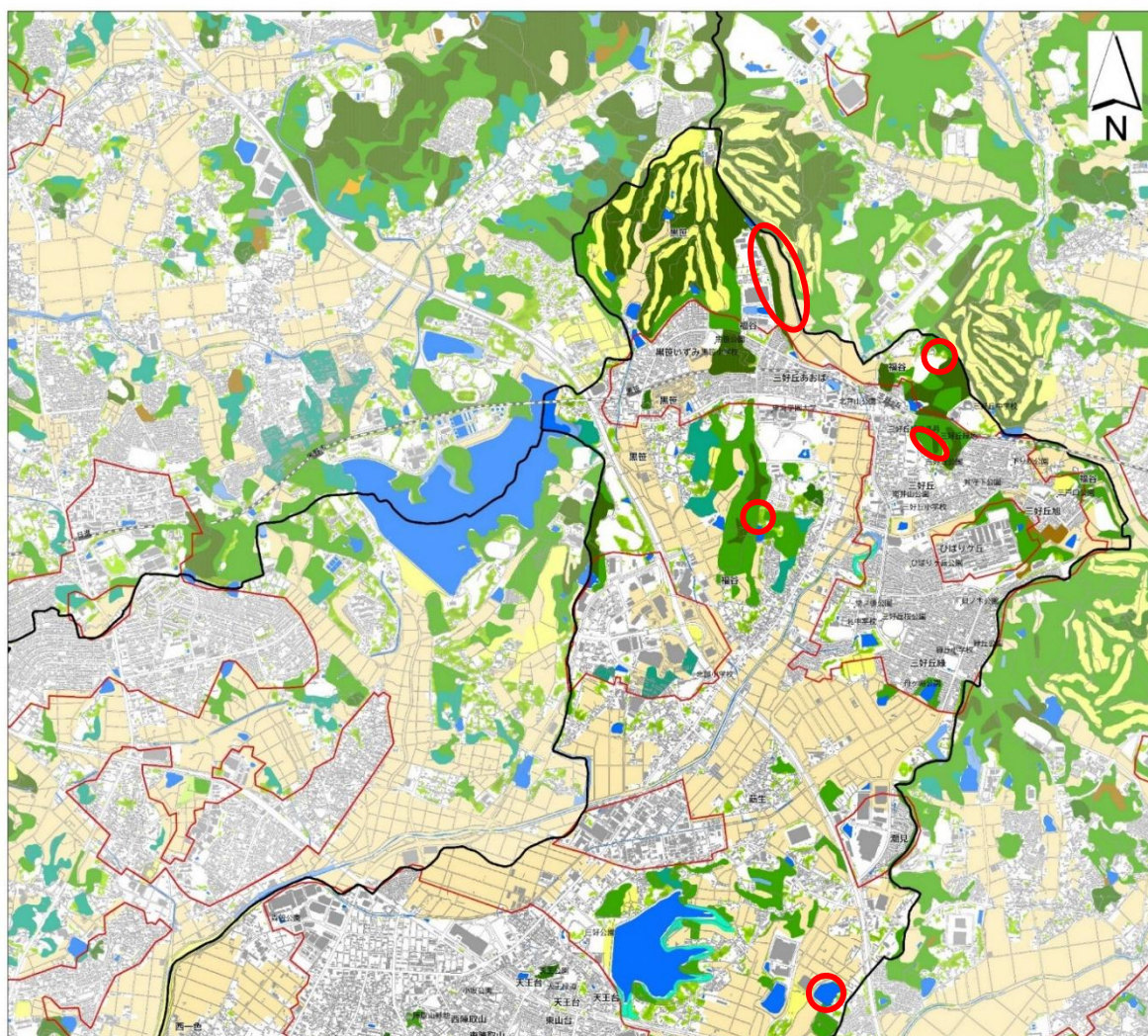


図 22 東海丘陵要素植物群の確認記録がある場所（再掲）

（出典：「三好町の自然観察地ガイド」三好町誌編さん委員会（平成 19（2007）年）

（資料提供：NPO 法人みよしの自然環境を守る会

「生物多様性モニタリングマップ」愛知県環境部自然環境課）

①.3 生き物にやさしい農地形成

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
環境保全型農業の推進	農薬や化学肥料の使用を控え、生き物にやさしい環境保全型農業を推進します。			○
市民と農のふれあい推進	市民農園や体験農園などにより農地を有効活用し、市民が農とふれあうことのできる環境づくりを推進します。	○		○
遊休農地の有効活用	遊休農地の発生を防止するとともに、既存の遊休農地については景観作物を植えるなど有効活用を図ります。			○

【豊かな自然の保全・再生に対する取組指標】

指標名		令和6年度 (2024) 現状値	令和12年度 (2030) 目標値
緑化指定面積	面積 (㎡)	49,000	49,000
	箇所数 (箇所)	17	17
里山で活動する組織 (組織)		15	15
自然観察会、水生生物調査の参加者数 (人)		413	1,000
多自然型河川の整備率 (%)		66.2	77
緑と花のセンターの貸し農園利用区画数 (区画)		327	320
遊休農地の面積 (ha)		6.8	4

【実現に向けての考え方】森・草地・農地ネットワークの形成

過去に、市内の数か所でキツネが確認されています。キツネは、生きもののく食う・食われるとの関係の最上位に位置し、良好な環境を指標する生きものです。安定した生息には、繁殖場所となる森や餌場になる草地・農地があり、その間を移動できることが必要とされます。

本市の都市構造は、市街地や工場がパッチ状に分布して、その間が草地や農地などでつながっており、拠点となる規模の大きい森も残されています。

キツネを目標生物の一つとして、餌となる昆虫や小動物の豊かな草地などを保全するとともに、その連続性を確保していくことが、本市の生物多様性の向上に役立つ方策と考えられます。具体的には、キツネの確認場所への繁殖や採餌に適した小動物の多い場所の保全・創出と、道路を横断する場所の移動経路の確保等が想定されます。

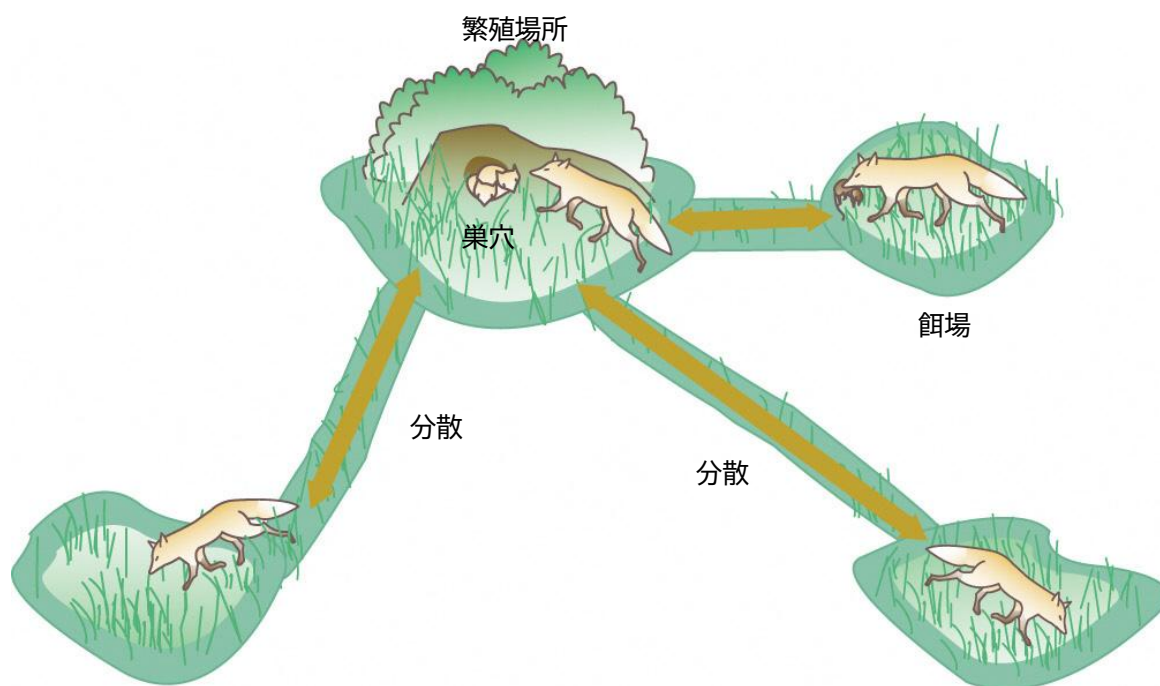


図 23 キツネの行動

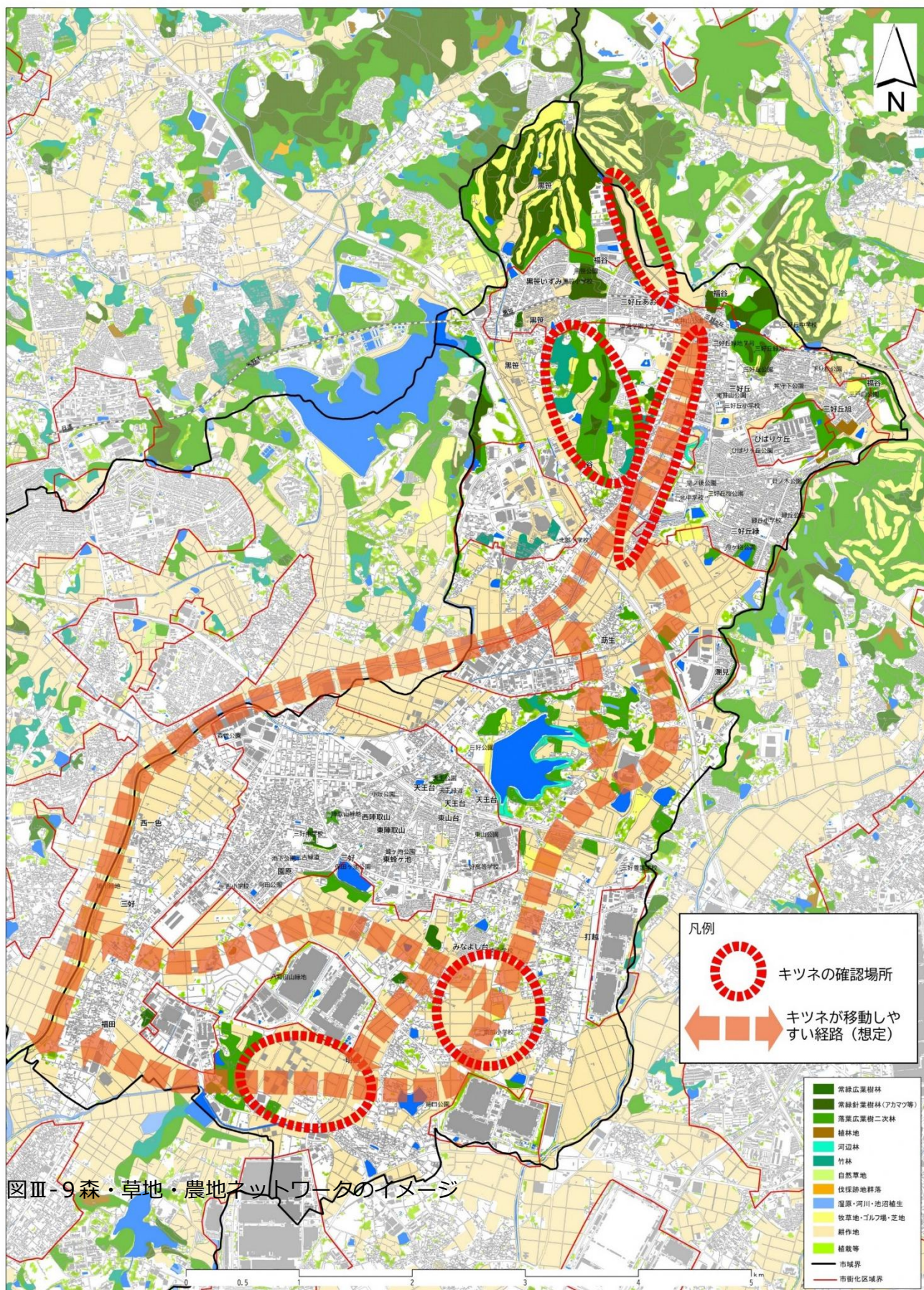


図 24 キツネの確認場所の分布図

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	● 地域や学校などのビオトープ作りに参加します。 ● 在来種の保護のため、外来生物を持ち込みません。 ● 自然環境の保全活動や環境調査などに積極的に参加するよう努めます。 ● 自然観察会、水生生物調査などに積極的に参加します。 ● 市内の池や河川の清掃活動に積極的に参加します。 ● 自宅周辺の身近な緑や水辺環境の保全に努めます。 ● 市民農園などを積極的に活用し、農業への理解を深めます。 ● 低農薬・無農薬・有機栽培農作物の購入に努めます。 ● 耕作の維持が困難な農地については、農業生産法人に耕作を依頼するなどして遊休農地の発生防止に努めます。
事業者	● 事業所内ビオトープの保全と新たなビオトープづくりに努めます。 ● 市や市民団体などが行う自然環境保全の活動に参加するよう努めます。 ● 市内の池や河川の清掃活動に積極的に参加します。 ● 事業活動の際には、緑・水辺などの自然環境の保全に努めます。 ● 農業では、農薬や化学肥料の使用を抑制します。 ● 農業体験の実施など、消費者との関係強化を図ります。
市	● 鎮守の森などを保全し、緑の適切な維持管理に努めます。 ● 公園の緑化事業などへの参加の啓発活動を行います。 ● 公共事業などでは、計画段階から自然や生態系に配慮するよう努めます。 ● 生物多様性の保全に配慮した緑地や水辺の整備を行います。 ● 特定外来生物の扱いについて啓発を図ります。 ● 自然観察会、水生生物調査などへの参加の啓発活動を行います。 ● 河川整備では、親水性や生態系、景観などに配慮した多自然型の河川づくりに努めます。 ● 農業用水の確保、親水性、洪水調整機能の向上などのために地元が行うため池の適切な保全を支援します。 ● 市民との協働による水辺の清掃活動などを推進します。 ● 減農薬・減化学肥料を推奨し、環境保全型農業の普及啓発に努めます。 ● 市民農園の利用を通じ、市民の農業に対する親近感の向上に努めます。 ● 遊休農地の発生防止・解消のため、農業の担い手の集積や景観作物の栽培などを推進します。

②身近な緑の保全・創出

【施策の基本的方向】

市街地内における公園・緑地、公共施設の緑化、道路緑化、住宅・事業所内の緑化は、市民にとって最も身近な自然であり、市民の暮らしに安らぎを与えるとともに、本市の都市景観を形成しています。

また、市街地内の緑は野生の生き物の生態系ネットワークの形成にも重要な役割を果たしており、市街地内の緑の保全・創出を行うことで、地域全体の生物多様性の向上に資すると考えられるため、本市では、市民・事業者・行政とともに住宅地や商業地、工業地などの緑化、公園・緑地の整備を推進していきます。

②.1 公園・緑地の整備

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
公園・緑地の整備	市民が身近に利用でき、自然とふれあうことのできる公園・緑地を整備します。			○
公園の緑化推進	市と市民・地域の協働により、公園の緑化を推進します。	○		○

②.2 各施設の緑化推進

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
公共施設の緑化推進	街路樹、公共建築物の敷地内の緑化などといった公共施設の緑化を推進します。			○
緑化の推進	住宅や事業所などの民有地における生垣の設置や屋上・壁面緑化などを推進します。	○	○	

【身近な緑の保全・創出に対する取組指標】

指標名	令和 6 年度 (2024) 現状値	令和 12 年度 (2030) 目標値
市民 1 人当たりの都市公園面積 (㎡)	16.6	17.0
公園・緑地で活動する組織 (組織)	40	40
施設緑化 (㎡)	20,507	20,500
道路緑化 (㎡)	2,818	2,848

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	● 公園の緑化事業などへの積極的な参加に努めます。 ● 自然と触れ合う場の整備・保全活動への積極的な参加に努めます。 ● 庭に樹木や花を植えるなど敷地内の緑化に努めます。
事業者	● 公園の緑化事業などへの積極的な参加に努めます。 ● 自然と触れ合う場の整備・保全活動への積極的な参加に努めます。 ● 事業所の敷地内の緑化に努めます。
市	● 公園の緑化事業などへの参加の啓発活動を行います。 ● 公園・緑地、街路樹などへの市民の愛着を高めるための普及啓発に努めます。 ● 市民・地域との協働による公園・緑地・街路樹の整備・維持管理を推進します。 ● 公共施設内の緑化を推進します。 ● 歴史を伝えている巨樹・巨木や、市民から親しまれている樹木などの保全に努めます。 ● 一定規模以上の開発などに対しては緑地の十分な確保を促します。 ● 道路整備に合わせ、沿道の街路樹整備を計画的に推進します。 ● 各家庭への苗木の配布などによる、敷地内の緑化の普及・啓発に努めます。

③環境学習の推進

【施策の基本的方向】

本市の生物多様性戦略に取り組んでいくためには、各主体が生物多様性や自然環境に関する問題解決に向けた共通の認識を持つことが必要です。そのためにも、本市が抱える自然環境問題と解決のために推進していくべき取り組みについて理解を深め、それぞれの主体で何ができるかを考えることが重要です。

そこで、自然環境学習の場や機会の充実を図り、市民や事業者の積極的な参画を推進していきます。

③.1 学校教育・生涯学習の充実

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
子どもの自然体験学習の推進	子どもが学校教育を通じて自然とふれあえる体験学習などを推進します。	○	○	○
生涯学習における自然環境学習の推進	生物多様性や自然環境について幅広く学ぶことができる生涯学習を推進します。	○	○	○

③.2 環境教育の実施体制の構築

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
総合的環境教育・学習プログラム構築	総合的な自然環境教育や自然環境学習のあり方についての調査・研究を進め、学習プログラムの構築を目指します。			○
総合的環境教育・学習プログラム推進体制の構築	総合的な自然環境教育や自然環境学習の推進を図っていくための体制を構築します。			○

【環境学習の推進に対する取組指標】

指標名	令和6年度 (2024) 現状値	令和12年度 (2030) 目標値
環境教育の開催数(回)	31	20
生涯学習講座の開催数(回)	8	15

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	● 家庭で生物多様性や自然環境について話し合います。 ● 自然環境教育・自然環境学習に積極的に参加・協力します。 ● 日常生活の中で生物多様性や自然環境に関する情報や知識に触れ、考えるよう努めます。 ● 市民主催の自然環境学習講座や、自然環境の保全活動を実施します。
事業者	● 自然環境教育・自然環境学習に積極的に参加・協力します。 ● 事業活動の中で、従業員の生物多様性保全に対する意識の啓発に努めます。
市	● 学校教育の総合学習などにおける自然環境教育を推進します。 ● 身近な自然にふれあい、生物多様性の保全に対する理解を深めるため、生涯学習講座などの自然環境教育を推進します。 ● 環境調査や自然体験学習などによる学習プログラムの構築を支援します。

④生物多様性保全行動の推進

【施策の基本的方向】

本市の生物多様性戦略に取り組んで行くためには、市民、事業者、行政の協働により生物多様性の保全に取り組んでいくことが必要です。

このため、各主体の持つ知見や、取り組み内容などの情報を日常的に共有し、活用することが重要です。また、市内のネットワークだけでなく、他の自治体や地域とのネットワークの構築により、広域的な視点での取り組みを推進していきます。

④.1 協働による生物多様性保全の推進

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
協働ネットワークによる生物多様性保全	市民、市民団体、事業者、教育機関、市などが、生物多様性や自然環境に対する意識を高め、生物多様性の保全活動に取り組みます。	○	○	○

④.2 環境情報の収集・発信

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
自然環境情報の収集・活用	生物多様性や自然環境に関する最新情報や研究成果などを収集・活用します。	○	○	○
自然環境情報の共有	広報誌やホームページを活用して、生物多様性や自然環境に関する情報を各主体が共有します。	○	○	○

④.3 広域的な生物多様性保全活動の推進

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
広域ネットワークによる自然環境体験学習	市外の人々と交流し、自然環境を学び、体験する機会や活動を推進します。	○		○

【生物多様性保全行動の推進に対する取組指標】

指標名	令和 6 年度 (2024) 現状値	令和 12 年度 (2030) 目標値
環境活動団体数（団体）	128	125
環境分野の公益活動団体数（団体）	13	10

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	● 市内外での生物多様性保全活動への積極的な参加に努めます。 ● 自然環境に優しいライフスタイルの実践に努めます。 ● 市の広報紙やインターネットから積極的に情報収集します。 ● 生物多様性や自然環境に関する調査や活動から積極的に情報収集します。 ● 市民団体が行った生物多様性や自然環境に関する調査結果や活動内容を市に提供します。
事業者	● 市内外での生物多様性保全活動への参加・支援を推進します。 ● 事業活動や社会貢献活動を通じて、地域の生物多様性の保全に貢献します。 ● 事業者が自ら行っている自然環境に関する取り組みや情報を市・市民に提供します。 ● 従業員に対する自然環境教育を推進します。
市	● 自然環境にやさしいライフスタイルの普及啓発を推進します。 ● 市民・事業者に対し、生物多様性の保全活動への積極的な参加を促します。 ● 国・県・市の生物多様性や自然環境に関する情報を市民・事業者積極的に提供し、情報の共有を推進します。 ● 市民や事業者などの相互交流の場の提供に努め、生物多様性の保全に関する意識向上を図ります。

第4章 戦略の推進

1 戦略の周知

生物多様性戦略の施策・事業を着実に推進するためには、市民や事業者などの各主体への戦略の周知が重要となります。同時に、協働による生物多様性の保全行動で高い効果を発揮させるため、未だ馴染みのない取り組みを広めるためにも、市民一人ひとりが本戦略を知り、趣旨や内容を理解することが、目標達成に向けた取り組みの第一歩として必要不可欠です。

そのため、市広報紙や市ホームページなどの様々な媒体を活用し、市民や事業者など多くの人に、本戦略の趣旨や内容について周知を図ります。

2 戦略推進の体制

(1) 戦略推進主体

生物多様性戦略の実現に向けて、各種施策や事業を市民・事業者、みよし市（行政）がそれぞれの役割と責任のもと相互に協力・協働しながら推進します。

①市民・事業者

- 生物多様性の保全行動を実践する主体として、本戦略に示す事業に主体的・自発的に参画して協働で取り組みます。
- 協働による取り組みの成果や意見・課題は、市にフィードバックし、事業の効果的な推進を図ります。

②みよし市（行政）

- 市民や事業者の生物多様性の保全行動を支援し、本戦略に示す事業を所管する関係各課と調整を図りながら、横断的・総合的な施策・事業の推進を実施します。
- 国や県などと連携・協力し、国などが実施する生物多様性への取り組みを本市においても着実に推進します。

（２）戦略推進管理

本市の生物多様性の保全行動を実践する主体である市民・事業者と共に、学識経験者や関連団体にも意見を聴きながら、PDCA サイクルによるスパイラルアップで本戦略を確実に推進していきます。

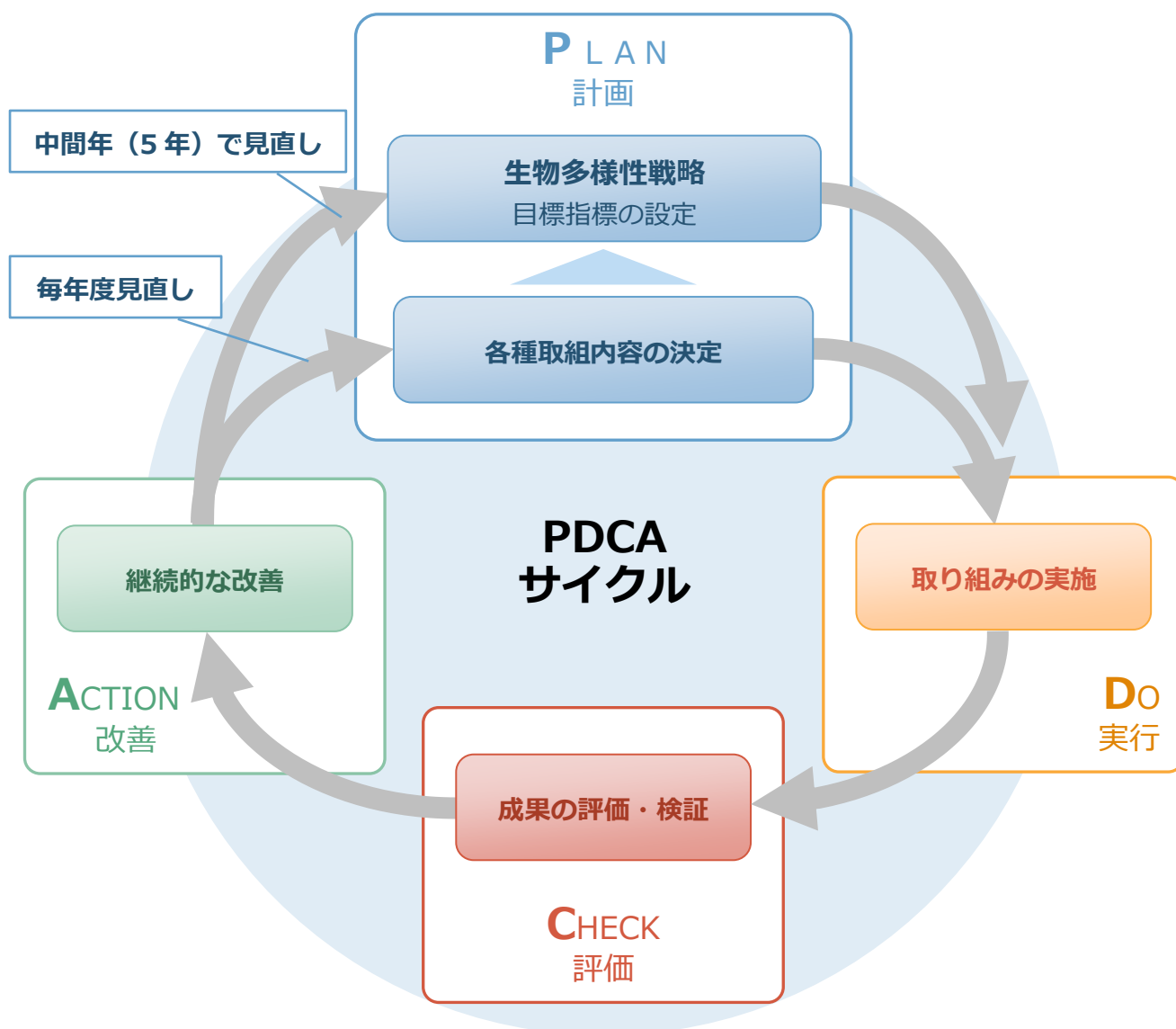


図 25 戦略推進管理